

令和3年度

佐世保市包括外部監査結果報告書
(下巻)

令和3年度 佐世保市包括外部監査人

弁護士 田 中 亮

下 卷 目 次

第 3 部 政務活動費

第 1 章	前論	1 7 7
第 2 章	監査の観点・監査の方法	1 7 8
第 3 章	政務活動費の制度趣旨・沿革	1 7 9
	第 1 政務調査費制度の創設	1 7 9
	第 2 政務活動費制度の創設	1 8 3
	第 3 政務活動費の種類（交付分類）	1 8 3
第 4 章	政務活動費等の使途の適正等につき争われた判例の調査	1 8 6
	第 1 判例調査の必要性	1 8 6
	第 2 判例調査Ⅰ（政務活動費の制度趣旨及び目的に関する判例）	1 8 7
	第 3 判例調査Ⅱ（目的・性質の合理的関連性）	1 8 8
	第 4 判例調査Ⅲ（具体的な政務活動費支出の適否判断）	1 9 0
第 5 章	本監査における視点及び基準・方法	1 9 3
第 6 章	佐世保市の政務活動費に関する条例及び内規の調査・意見	1 9 5
	第 1 佐世保市の政務活動費に関する条例及び内規について	1 9 6
	第 2 条例に対する意見等	1 9 8
	第 3 規定に関する意見等	1 9 9
	第 4 政務活動費運用指針に関する意見等	2 0 0
第 7 章	佐世保市各会派の政務活動費総論及び個別具体的な監査における目的性質合理性判断のスケール	2 1 1
	第 1 前論	2 1 1

第 2	佐世保各会派の政務活動費の総覧	2 1 1
第 3	目的性質の合理性判断に関するスケール	2 1 5
第 8 章	自民党市民会議の令和元年度報告書の調査・意見	2 1 6
第 1	調査研究費	2 1 6
第 2	広報費	2 6 2
第 3	資料購入費	2 7 9
第 4	事務費	2 8 5
第 9 章	自民党市民会議の令和 2 年度報告書の調査・意見	2 9 3
第 1	調査研究費	2 9 3
第 2	研修費	3 0 9
第 3	広報費	3 1 9
第 4	資料購入費	3 3 3
第 5	事務費	3 4 0
第 1 0 章	自民党市民会議以外の会派の調査・意見（令和元年度、 令和 2 年度）	3 4 7
第 1	令和元年度について	3 4 7
第 2	令和 2 年度について	4 4 7
第 1 1 章	佐世保市の政務活動費に関する全体的な評価・意見	4 9 9
第 1	各会派の政務活動費に関する傾向と評価・意見	4 9 9
第 2	全体的な意見	5 0 1
第 1 2 章	第 2 部及び第 3 部を通じたの評価等	5 1 1
第 1	補助金等及び政務活動費の検証について	5 1 1
第 2	意見及び評価等	5 1 2
【添付資料】	政務活動費調査スケール	5 1 3

[令和3年度包括外部監査報告書上巻目次]

第1部 包括外部監査の概要		第5 企画部政策経営課	4 7
第1 包括外部監査の概要	1	第6 企画部地域交通課	5 1
第2 事件を選定した理由	1	第7 企画部地域政策課	5 8
第3 包括外部監査の手法	3	第8 企画部文化振興課	6 1
第4 包括外部監査の期間	4	第9 教育委員会学校保健課	6 3
第5 包括外部監査人及び包括外部監査人補助者	4	第10 教育委員会社会教育課	6 3
第6 利害関係	5	第11 教育委員会文化財課	6 7
第7 報告書の構成	5	第12 教育委員会スポーツ振興課	6 9
第2部 補助金等制度		第13 子ども未来部保育幼稚園課	7 2
第1章 補助金の意義及び佐世保市補助金等交付規則の内容	7	第14 市民生活部コミュニティ・協働推進課	8 0
第1 補助金の意義	7	第15 市民生活部市民安全安心課	8 6
第2 佐世保市補助金等交付規則の内容	7	第16 観光商工部商工労働課	9 0
第2章 監査の観点・監査の方法	2 6	第17 消防局総務課	1 1 1
第3章 個別の補助金等制度の検証	2 7	第18 土木部道路維持課	1 1 7
第1 企画部宇久行政センター産業建設課	2 7	第19 農林水産部水産課	1 2 0
第2 環境部環境政策課	3 6	第20 農林水産部農業畜産課	1 4 4
第3 観光商工部ふるさと物産振興課	3 9	第21 保健福祉部医療政策課	1 5 2
第4 観光商工部観光課	3 9	第22 保健福祉部長寿社会課	1 5 6
		第23 保健福祉部新型コロナウイルス感染症特別対策室	1 6 1
		第24 保健福祉部保健福祉政策課	1 6 2
		第25 保健福祉部健康づくり課	1 6 6
		第26 防災危機管理局	1 6 9

※法律等の条文の記載について

法律等の条文を記載するにあたっては、条については「第」をつけているが、項・号については「第」の記載を省略している。

※数字の記載について

本文中の数字は原則として、全角で「,」をつけない。表等の数字は適宜全角または半角を用いている（資料等を抜粋した場合は、そのものを掲載している。）。ただし、適宜「、」または「,」を付記していることがある。

※略称について

法令，条例，内規等については，適宜略称をする際，本文中にてその旨を明示している。

※年度について

「原文が平成31年度」となっているものを除いて，原則として「令和元年度」と記載する。

第 3 部

政務活動費

第3部 政務活動費

第1章 前論

1 政務活動費概要

政務活動費は、地方自治法第100条14項ないし16項に基づき、地方議会議員に交付される活動経費である。その目的は、地方議員の住民代表、地方行政監視、政策立案等の議会の権能を十分に発揮するため、これに必要である議員の調査研究並びに広報広聴や事務処理等活動の経費を支出することにある。

政務活動費は、その交付にあたり条例の根拠が必要であり、会派または議員に対して付与される。政務活動費の原資が公金である以上、その用途については、上記目的に資するものであることが不可欠であり、政務活動費の交付を受けた会派または議員は、条例の定めに従い、当該政務活動費の収支報告書を地方議会議長へ提出しなければならない。同議長は、政務活動費につき、用途の透明性の確保に努めるものとされている。

2 政務活動費が住民の監視対象となる理由

地方議会議員には、議員報酬、期末手当、費用弁償等の経済的保障がなされているが、これ以外に、政務活動費が付与されることについて、その用途や事後報告の内容等をめぐり、住民からの批判が高まり、不当利得返還請求または損害賠償請求等の形式にて訴訟となった事例が多数発生している。

納税者からの税金の使い道への監視は、国民主権、住民自治を採用している日本国において、主権者としての当然の権利である。この観点から、政務活動費が、公金からの支出である以上、住民の監視対象となることも

必然であるが、こと政務活動費については、一括前払制度が通例となっており、その使途の是非は事後判断となるため、住民による監視の必要性が高いといえる。また、政務活動費につき、その当事者である地方議会議員と住民において、制度趣旨についての誤解や理解不足等があり、実際の政務活動費の使途に対する評価にあたり精度が十分ではなく、それゆえ、地方議会議長による透明性確保に止まらず、訴訟による争いへ発展することもあると思われる。

本監査では、政務活動費の制度趣旨に留意しつつ、昨今の判例（政務調査費時代のものを含む。）の適法、違法の基準を明らかにして、佐世保市の政務活動費について、令和元年度及び令和2年度の報告書を資料としてその適否を進言する。

3 佐世保市の政務活動費の特徴

佐世保市の政務活動費の特徴は、以下のとおりである。

- (1) 交付先は、議員個人ではなく会派である。
- (2) 根拠法令として、佐世保市議会政務活動費の交付に関する条例が規定されている。また、同条例の運営のための必要事項を定めた佐世保市議会政務活動費の交付に関する規定が設けられている。なお、使途基準として、政務活動費運用指針が設けられている。
- (3) 各会派の報告書につき、住民に対して、領収書等の疎明資料とともに、佐世保市ホームページを用いて公開されている。

第2章 監査の観点・監査の方法

この佐世保市の政務活動費監査にあたり、以下のとおり調査・分析を行った。

- 1 政務活動費制度の沿革、制度趣旨に関する調査
- 2 政務活動費の使途の適正等につき争われた判例の調査
- 3 上記1及び2を踏まえた本件監査における監査の視点確定、調査基準の策定
- 4 佐世保市の政務活動費に関する条例及び内規の調査・意見
- 5 佐世保市の各会派の令和元年度、令和2年度報告書の調査・意見
- 6 佐世保市の政務活動費に関する全体的な評価・意見

第3章 政務活動費の制度趣旨・沿革

第1 政務調査費制度の創設

1 政務調査費制度創設以前の政務活動に関する経費

日本国憲法制定以前、地方議会議員は、名誉職とされ俸給はなく、費用弁償（旅費及び滞在手当）のみが支給されていた。これは、当時、地方議会議員が、経済的に余力がある本業を有する者の就任を想定していたこと（現在の教育制度と比較して地方議会に貢献するための知識を有する者が一定の経済力がある階層に限られていたことが理由として考え得る。）、また、日本国憲法が原則としている国民主権が採用されておらず、地方自治についても公共の事務や国からの委任事務の処理に主眼を置かれて、憲法ではなく、法律の規定として設けられていたという背景がある。

かかる事情から、地方議会議員は、日本国憲法制定以前において、名望家ないし資産家で占められるようになったが、当時は、交通手段、通信手段が現在とは比較にならない程に発達していなかったこともあり、地方議会開催にあたり、議場への往復交通費、開催期間の滞在費負担が重く議員に押し掛かることとなった。これにつき、議会開催日数に応じた定額の日当を給付することでの対処療法を行った例があるが、その場合、日当目当

てでの審議日数長期化と非難される事態が発生した。かかる事情から、地方議会議員に対して、旅費や滞在手当に費用弁償の必要性が意識されるようになり、その費用弁償を定額化する府県も現れるようになった。もっとも、その費用弁償制度は、当時の労働賃金と比較して大きい額であるとはいえず、地方議員の待遇はあくまで名誉職であることが意識されていたといえる。

2 地方議員の身分に関する名誉職から有給職への移行（報酬制の導入）

昭和21年、日本国憲法が公布され、前憲法下での府県制改正により公務に携わる者の名誉職が廃止されたことに伴い、地方議会議員に対しても「報酬」が支給されることとなった。そのことは、地方自治法に報酬を支給することが義務であるとして明確にされ、地方議会議員は、名誉職から有給職として位置づけられた。この時点で、地方議会議員への報酬付与とは別に、従来の費用弁償制度についての取扱いが問題となったが、活動経費の定額支給制度については、新憲法下でも各地において試みられた。これは、新憲法において、中央集権的な権力の分散の手法として地方分権の推進が採用され、その結果、従前よりも地方議会の活性化が期待されたこと、そして、これに伴い、議員に対する報酬のみならず、議員活動支援のための活動経費支給が重要であったという事情による。この費用弁償制度の継続は、当初、法律に根拠がなく、従来の費用弁償につき拡大解釈を施すことをもって図られた。

3 （都道府）県政調査交付金

しかし、昭和31年地方自治法改正により、地方議会議員に対して、同法に規定されている報酬、費用弁償、期末手当のみを支給することと定められ、条例により支給していた通信費、調査研究費等の支給が禁止された。この改正は、当時、地方自治体の財政が良好とはいえず、危機的であるとされていたことを踏まえ、地方公共団体の組織及び運営の全般の適正合

理化、簡素効率化を図るためのリストラクチャーを実現しようとするものとされている。この改正により、地方議会議員への経費支給につき、法律上の根拠が必要となり、その見通しは立たない状態にあったが、他方で、議員活動につき、調査研究、広聴広報、書面作成等のための経費がかかることに変わりはない。そのことから、「議員個人」ではなく「会派」という団体に対して、補助金を支給するといういわゆる「(都道府) 県調査交付金」制度が採用されるようになった。会派は、政策集団であることから、これへの補助金支出が、議員個人に対する場合と異なり、議員の資産形成へ直接繋がることを防止し、また、会派という組織としての内部監督が期待できることから、地方自治法第232条の2（公益上の補助）に基づく支出として、各都道府県にて用いられることとなった。地方自治法が改正された昭和31年に同制度運用を開始した都道府県が現れ、政務調査費制度が誕生する直前の平成12年段階で、全ての都道府県での運用が行われるようになった。また、市町村の段階でも同様の制度が設けられていった。

4 県政調査交付金に対する世論

県政調査交付金に対しては、情報公開制度の進化の過程にて、同交付金の文書公開請求が相次ぎ、また、同交付金につき違法であるとの訴訟が相次いだ。その理由として、①交付金の支給に公共性が認められない。②会派への支給といえども実質的には議員個人への支給であり給与等支給制限に違反ないし潜脱となる。③一人会派への支給が認められる以上、議員個人への支給と変わらない。④実績報告書等に領収書が存在しない。検査も実施されていないというものである。

これに対する地方裁判所での判決は、県政調査交付金について、社会情勢の変革、進化、複雑化により、県政も複雑多岐とならざるを得ず、議会として行政施策等に対する迅速かつ活発適切な審議を求められるようになっていくことを指摘し、地方議会に不断の調査研究活動が要請されてい

るとされた（横浜地方裁判所平成2年12月21日判決）。そして、交付金の支給につき、市民一般の利益につながるものとして公益に資するものとされた（神戸地方裁判所昭和59年3月7日判決）。その他の地方裁判所での判決にて、会派への支給が経理責任者の指定と収支管理の義務付けから実質上議員個人に対する給与等支給には当たらず、また、一人会派への支給も将来の会派人数拡大や別会派との連携活動の実態からして違法とはならないとされた。さらに、実績報告書等に領収書が添付されていないこと、及び、検査が行われていないことについては、各会派の議員の政治活動の自由の関係で不適切とはいえないとされている（千葉地方裁判所平成9年7月11日）。

当然ながら、県政調査交付金制度につき、議員活動に資するための支出であるという前提に反する利用であれば、事後的に違法と認定される。それゆえ、地方議会議員の政務活動のために発生せざるを得ない経費について、これを保障して、住民の利益へつなげる政治活動の自由と、公費を定額で委ねられる県政調査交付金制度の透明性確保との間の均衡が重要な課題となり、これは、政務活動費も同様である。

5 政務調査費制度の創設

県政調査交付金制度については、その公益性や透明性の疑義から監査請求及び訴訟、情報開示請求が全国的に展開したが、他方で、地方議員の専門化・常勤化の進展、地方分権推進と地方行政の複雑化に対する地方議員活動の充実要請から、地方議員の政務調査経費につき県政調査交付金制度のような団体補助金制度ではなく、法律上明確な根拠を置くことにより内容を充実させつつ、同時に、透明性確保を図ることの要望が、各地方議会にて上げられるようになった。

その結果、平成12年地方自治法改正により、政務調査費が定められた（平成12年改正時第100条）。これにより、普通地方公共団体は、条例

の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会の「会派又は議員に対し」、政務調査費を交付することができるものとされた。

政務調査費は、県政調査交付金と異なり、会派のみならず議員個人に対しても条例により交付可能とされた。これは、地方自治のための調査研究活動支援にあたり、議員個人も交付対象に加えるべきとの要請が強かったこと、そして、政務調査費が法律上の根拠によることとなったため、議員への給付を制限する地方自治法第204条の2をクリアーできることになったという許容性によるものである。

第2 政務活動費制度の創設

政務調査費制度は、県政調査交付金と同様に公益性と透明性の問題から、引き続き住民監査及び訴訟、情報開示請求が全国的に相次ぎ、その具体的使途について違法とされる例が出ていた。他方で、地方議員の市政・県政へ反映させる調査活動推進という有益性があり、議員活動の活性化を図るため、調査研究活動以外の地方議員の活動にも支出対象とすることへの要請が地方議会より求められた。その結果、平成24年地方自治法改正により、「政務調査費」は、「政務活動費」に名称を変更し、条例の根拠に基づき、「調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部」へ政務活動費の交付が可能となった（現行地方自治法第100条）。この「その他の活動に資するため必要な経費の一部」とは、議員としての補助金の要請、陳情活動等のための旅費、交通費、地域での市民相談、意見交換会、会派単位の会議に要する経費が考えられる。

第3 政務活動費の種類（交付分類）

1 交付分類把握の必要性

政務活動費については、全国都道府県議会議長会が、平成24年に、「政務活動費条例（例）」及び「規定（例）」を作成している。「同条例（例）」は、議会議長が、政務活動費について、その使途の透明性の確保に努めることへの意識が明確にされている。また、①政務活動費の趣旨に沿った運用を行うこと、②実費弁償を原則とすること、③政務活動に直接必要な経費であることを原則とすること、④資産形成に資することがないように留意すること、⑤政務活動費の充当は自己責任であること、⑥透明性の確保に努めることが、留意されることとなった。

政務活動費の監査にあたり、その対象を具体的に把握することが不可欠であるが、実際には、各地方公共団体の情勢により内容が異なる条例を設けられることから、政務活動費の対象につき一義的に定義することは容易ではない。そこで、上記の留意事項に基づき策定された「政務活動費条例（例）」を参考として、以下、政務活動費の対象について分類する。

2 政務活動費の分類

(1) 「政務活動費条例（例）」別表第1（会派に交付する政務活動に要する経費）

ア 調査研究費

会派（所属議員を含む。以下同じ。）が行う（都道府）県の事務、地方行財政等に関する調査研究（視察を含む。）及び調査委託に要する経費

イ 研修費

(ア) 会派が行う研修会、後援会等の実施（共同開催を含む。）に要する経費

(イ) 団体等が開催する研修会（視察を含む。）、後援会等への所属議員及び会派の雇用する職員の参加に要する経費

ウ 広聴広報費

会派が行う（都道府）県政に関する政策等の広聴広報活動に要する
経費

エ 要請陳情等活動費

会派が行う要請陳情活動、住民相談等の活動に要する経費

オ 会議費

（ア）会派が行う各種会議、住民相談会等に要する経費

（イ）団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派としての参加に
要する経費

カ 資料作成費

会派が行う活動に必要な資料を作成するために要する経費

キ 資料購入費

会派が行う活動のために必要な図書、資料等の購入、利用等に要す
る経費

ク 事務費

会派が行う活動に係る事務の遂行に事務の遂行に要する経費

ケ 人件費

会派が行う活動を補助する職員を雇用する経費

（２）「政務活動費条例（例）」別表第２（議員に交付する政務活動に要する
経費）

ア 調査研究費

議員が行う（都道府）県の事務、地方行財政等に関する調査研究（視
察を含む。）及び調査委託に要する経費

イ 研修費

（ア）議員が行う研修会、後援会等の実施（共同開催を含む。）に要する
経費

（イ）団体等が開催する研修会（視察を含む。）、後援会等への議員及び

議員の雇用する職員の参加に要する経費

ウ 広聴広報費

議員が行う（都道府）県政に関する政策等の広聴広報活動に要する経費

エ 要請陳情等活動費

議員が行う要請陳情活動、住民相談等の活動に要する経費

オ 会議費

（ア）議員が行う各種会議、住民相談会等に要する経費

（イ）団体等が開催する意見交換会等各種会議への議員の参加に要する経費

カ 資料作成費

議員が行う活動に必要な資料を作成するために要する経費

キ 資料購入費

議員が行う活動のために必要な図書、資料等の購入、利用等に要する経費

ク 事務所費

議員が行う活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費

ケ 事務費

議員が行う活動に係る事務の遂行に事務の遂行に要する経費

コ 人件費

会派が行う活動を補助する職員を雇用する経費

第4章 政務活動費等の使途の適正等につき争われた判例の調査

第1 判例調査の必要性

政務活動費の沿革については、上述のとおりであり、その前身である政務調査費及び県政調査交付金以来、地方議会議員が地方議会にて活躍するために不可欠である調査活動等への経費支出の必要性がありつつ、報酬以外にも公費が支出されることへの忌避や透明性確保の手段確保要求等が対立し続けてきた。

これらの相剋の中、地方議会議員の調査研究とこれに関連する活動への経費支出については、住民訴訟等の訴訟提起がなされ、個別の事件毎に司法の判断が下されている。本監査にあたり、①裁判所は、政務活動費支出の適法、違法の判断にあたりどのような思考基準に拠っているのか、②個別の事件の会派または議員による具体的使途に対して裁判所がいかなる基準にて適法、違法の評価を下しているのかを明らかにすることは不可欠である。

そこで、本監査では、まず、政務活動費に関する昨今の判例を調査し、裁判所の基準についての理解や汎用性等について明らかにすることとした。なお、政務活動費制度の沿革で示したとおり、同制度は、その前身たる政務調査費制度を発展させたものである。それゆえ、判例調査等に当たっては、政務調査費制度の時代についても留意するものとし、以下、特に指定がない限り、「政務活動費制度」については、「政務調査費制度」のころの事件、判例等を含むものとする。それゆえ、表記上「政務活動費」とする場合、「政務調査費」を含むものとして取扱う。

第2 判例調査 I（政務活動費の制度趣旨及び目的に関する判例）

政務活動費制度の目的について、最高裁判所第一小法廷平成17年11月10日判決（当時は政務調査費制度）が以下のとおり判示している。

【最高裁判所第一小法廷平成17年11月10日判決】

地方自治法100条は、政務調査費の交付につき、普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その機会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができ、この場合において、当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならないと規定した上（13項）、「政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする」こと（14項）を規定している。これらの規定による政務調査費の制度は、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の施行により、地方公共団体の自己決定権や自己責任が拡大し、その議会の審議能力を強化し、議員の調査研究活動の基盤の充実を図るため、議会における会派又は議員に対する調査研究の費用等の助成を制度化し、併せてその使途の透明性を確保しようとしたものである。

※13項、14項はいずれも当時のものであり、現在は、14項、15項に相当。

最高裁判所第一小法廷平成17年11月30日判決は、政務調査費の制度趣旨について、多くの判例で引用され、踏襲されている。

同判決は、地方自治法第100条13項（現14項）及び14項（現15項）のいずれもが具体的な内容を条例に委任していることから、政務調査費の使途及び運用は、各地方公共団体の実情に応じた各議会の裁量にある程度委ねられることを認めている。すなわち、裁判所は、①まず、具体的な使途基準や当該議会が策定した内規等の内容について、それが「調査研究に資するため必要な経費」について定めるものとして合理性があるか否かを確認し、②合理性があるなら当該裁判所の判断基準として採用することを宣言する。③次に、個別の支出が使途基準を中核とするこれらの判断基準（枠組み）に適合するか否か（適合しなければ「目的外支出」または「違法支出」となる。）を認定するという判断過程を示している。

第3 判例調査Ⅱ（目的・性質の合理的関連性）

各地方自治体が策定した具体的使途基準や内規等について、政務活動に

資するために必要な経費について定めるものとして、合理性があると認められる場合、個別の支出がその用途基準等に適合するかどうかの判断にあたり、最高裁判所第二法廷平成25年1月25日判決（当時は政務調査費制度）は、以下のとおり判示している。

【最高裁判所第二法廷平成25年1月25日判決】

地方自治法100条13項（当時）は、政務調査費の交付につき、普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができるものと定めており、その趣旨は、議会の審議能力を強化し、議員の調査研究活動の基盤の充実を図るため、議会における会派又は議員に対する調査研究の費用等の助成を制度化したものであると解される。（中略）そうすると、本件用途基準が調査研究費の内容として定める「会派又は議員が行う目黒区の事務及び地方行財政に関する調査研究並びに調査…委託に要する経費」とは、議員の議会活動の基礎となる調査研究及び調査の委託に要する経費をいうものであり、議員としての議会活動を離れた活動に関する経費ないし当該行為の客観的な目的・性質に照らして議員の議会活動の基礎となる調査研究活動との間に合理的関連性が認められない行為に関する経費は、これに該当しないものというべきである。⇒目黒区議会議員が目黒区に対する住民訴訟を提起した際、①住民訴訟に証拠として提出する録音テープの反訳等費用、②法廷での区職員等の速記録反訳費用、③訴訟提起手数料等につき、③は政務調査費の調査研究費その他の項目との合理的関連性が認められず違法であるが、①、②は反訳文書を議員のホームページや広報誌に掲載しており、また、議会質疑にも用いることができることから、調査研究費以外の資料作成費や広報費に該当する可能性があるから用途基準に適合しないとは言えないとした。

最高裁判所第二法廷平成25年1月25日判決は、合理性があると認められた内規（用途基準）を適用する上で、当該経費が、同基準に適合するか否かの解釈基準・判断基準として、「目的・性質における調査研究活動との合理的関連性」を呈示した。

この基準は、直ちに下級審の判例で取り入れられている。例えば、仙台地方裁判所平成29年1月31日判決は、「議員の調査研究活動は、市政

全般に及び、その調査研究の対象、方法も広範かつ多岐にわたるものであり、調査研究活動の手段方法及び内容の選択に当たっては、議員の自主性及び自律性を尊重すべき要請も存在することから、いかなる手段方法によりいかなる調査研究活動を行うかについては、議員の広範な裁量的判断に委ねられている側面があることは否定できない。したがって、政務調査費の支出が本件用途基準に合致しない場合とは、支出を行った会派又は議員の判断が不合理といえる場合、すなわち政務調査費の支出と調査研究活動との間に合理的関連性がない場合をいうものと解すべきである。」としている。

第4 判例調査Ⅲ（具体的な政務活動費支出の適否判断）

上記第2の最高裁判所第一小法廷平成17年11月10日判決及び上記第3の最高裁判所第二法廷平成25年1月25日判決により、住民が、特定の政務活動費支出が違法であると提訴する場合、裁判所は、①原告住民が根拠とする法規の他、具体的用途基準や内規の合理性の有無を判断し、②内規等そのものが不合理である場合には違法、③内規等が合理性を有する場合、当該内規等を参考としつつ、個別の支出について、その目的と性質において政務活動との間に合理的関連性が無い場合も当該内規等に合致しない支出として違法とする判断を行っていると評価できる。そして、④個別の支出につき、当該内規等に合致しない支出と認定するにあたり、支出者である会派または議員にて、政務活動との関連性に関する反論及び反証を求め、反証に成功しなかった場合に違法認定している。

政務活動費及び政務調査費については、住民による情報開示や訴訟提起がなされ、多くの判例が積み重ねられた。個別具体的な政務活動費の支出につき、これら判例の調査は不可欠である。

本監査にあたり、佐世保市の事例判断のため参考とした判例は以下のと

おりである。各判例にて裁判所が判示している政務活動費の適否の判断基準については、後述する分類毎の基準に付記している。なお、本件監査に、以下の判例を援用する場合、「1 山梨県議会旅費等返還請求事件」の場合、「裁判例1」と表示する。

- 1 山梨県議会旅費等返還請求事件（最高裁判所第一小法廷平成26年5月19日判決）
- 2 檀原市議会政務調査費違法支出不当利得返還請求控訴事件（大阪高等裁判所平成26年3月18日判決）
- 3 福岡市議会政務調査費返還請求住民訴訟事件（福岡地方裁判所平成25年11月18日判決）
- 4 名古屋市議会住民訴訟控訴事件（最高裁判所第一小法廷平成25年9月19日判決）
- 5 掛川市議会不当利得返還請求権行使請求事件（静岡地方裁判所平成25年7月26日判決）
- 6 新潟県議会政務調査費返還履行請求控訴事件（東京高等裁判所平成25年6月4日判決）
- 7 青梅市議会不当利得返還（住民訴訟）請求事件（東京地方裁判所平成25年4月24日判決）
- 8 堺市議会政務調査費返還請求事件（大阪高等裁判所平成25年3月22日判決）
- 9 目黒区議会損害賠償請求控訴事件（東京高等裁判所平成24年10月31日判決）
- 10 徳島市議会政務調査費違法支出不当利得返還命令請求控訴事件（高松高等裁判所平成24年10月18日判決）
- 11 釧路市議会損害賠償請求控訴事件・同附帯控訴請求事件（札幌高等裁判所平成23年11月25日判決）

- 1 2 大分県議会政務調査費返還等請求控訴事件（福岡高等裁判所平成24年1月31日判決）
- 1 3 岩手県議会政務調査費返還請求控訴事件（仙台高等裁判所平成23年9月30日判決）⇒県側最高裁上告も棄却、確定。
- 1 4 西宮市議会政務調査費違法支出返還請求事件（神戸地方裁判所平成23年5月11日判決）
- 1 5 直方市議会政務調査費返還請求事件（福岡地方裁判所平成23年1月21日判決）
- 1 6 小山市議会政務調査費不当利得返還請求事件（宇都宮地方裁判所平成23年1月19日判決）
- 1 7 名古屋市議会政務調査費返還代位請求控訴事件（最高裁判所第一小法廷平成22年9月30日判決）
※第二審名古屋高裁判決を支持し上告棄却したもの。
- 1 8 函館市議会公金等不当利得返還請求等控訴事件（札幌高等裁判所平成22年9月16日判決〔差戻審〕）
- 1 9 小松市議会公金違法支出損害賠償請求事件（金沢地方裁判所平成22年3月29日判決）
- 2 0 熊本市議会政務調査費返還履行請求事件（熊本地方裁判所平成22年3月26日判決）
- 2 1 函館市議会公金不当利得返還等請求事件（最高裁判所第三小法廷平成22年2月23日判決）
- 2 2 枕崎市議会政務調査費返還履行請求事件（福岡高等裁判所宮崎支部平成21年9月18日判決）
- 2 3 太田原市議会政務調査費不当利得返還請求事件（宇都宮地方裁判所平成21年7月15日判決）
- 2 4 桑名市議会損害賠償（住民訴訟）請求等控訴事件（名古屋高等裁判所

平成21年2月26日判決)

- 25 倉敷市議会政務調査費返還請求事件（岡山地方裁判所平成21年2月17日判決）
- 26 名古屋市議会政務調査費返還代位請求控訴事件（最高裁判所第二小法廷平成21年1月16日判決）
- 27 島根県議会政務調査費返還請求事件（松江地方裁判所平成20年11月10日判決）
- 28 京都府議会会派運営費不当利得返還請求事件（大阪高等裁判所平成29年5月26日判決）

第5章 本監査における視点及び基準・方法

1 本監査の視点

(1)「第3章 政務活動費の制度趣旨・沿革」より、政務活動費は、かつて名誉職とされていた地方議会議員が、その議員としての活動のために発生する経費の保障という起源から、日本国憲法成立、国民主権確立と地方自治制度採用を経て、地方議会の活性による地方自治制度の充実を目的として、その支出につき積極的な意義が見出されるに至った。

かかる事情からすれば、本監査において、佐世保市における実際の政務活動費の支出状況監査にあたり、市議会及び各会派の裁量を尊重し、その違法判断を慎重に行うべきとも考えられる。

(2)しかし、他方で、政務活動費の支出状況監査にあたり、その適法性判断について、以下のとおり厳格に判断すべき相対立する事情が存在する。

ア 政務活動費は公費である以上目的外使用、特に、議員や関係者の利益に付されることは許されず、その透明性確保が当然要請される。

イ 特に、昨今、国民の意識として、日本国全体としての経済状況につ

いて不景気と称する時期が長らく続いていると思われる。その上、少子高齢化の進行により社会保障関係費の国民への負担は回避し辛く、担税力の低迷との調整が容易ではない。かかる事情から、納税者である国民・住民としては、税金の使い道については敏感になっており、政務活動費制度自体に対する批判も少ないとはいえない。

ウ 経費において実費弁償が原則となるところ、政務活動費制度は自治体毎での算定方式に従い、一定額をあらかじめ会派または議員へ交付し、各自の判断にて支出、事後報告を行うという預託方式が通常である。民間企業の従業員の経費精算は、その業態等に応じて、事後精算方式と預託方式を使い分けているところ、政務活動費制度が預託方式を原則としている理由は、政務活動費制度の目的が公益であり、地方議会議員の清廉性により目的外支出を行わないという期待と、政治活動の自由の側面として機動的な経費支出権限を会派または議員に与えているためと考えられる。その結果、会派または議員にて、政務活動費の支出にあたっては、市政のための活動であることの立証責任を負担せざるを得なくなっている。

エ 昨今のICT技術の革新により、政務調査費制度の導入が検討された時期以前と比較して、あらゆる情報の入手量、精度、速度及びコストが飛躍的に進化した。地方議会議員の政務活動において、その情報収集、市民との双方向交流につきインターネットを利用することにより、従来よりも低予算にて容易に可能となった。ICT技術革新が、直接政務活動費制度の範囲を制約するとは限らないが、政務活動費を用いた調査活動等の結果が、インターネットにて容易に収集できるものに止まる場合、活動方法に疑義を呈されるおそれがある。

(3) 以上より、本監査では、個別の政務活動費の適法性判断にあたり、法令及び判例を根拠としつつ、会派側にとって厳しい視点にて行うことと

した。ただし、それぞれの根拠とする判例については、前提事実の違いや射程の問題があり、また、仮に、本監査において不適切等判断する場合であっても、会派による反論及び反証によって適切とされることもあり得ることは付言しておく。

2 本監査の基準・方法

- (1) 「第4章 政務活動費等の使途の適正等につき争われた判例の調査」の結果に従い、佐世保市の政務活動費に関する条例及び内規について、地方自治法と政務活動費制度の趣旨に照らし、その合理性の有無を調べる。
- (2) 次に、佐世保市の各会派の令和元年度報告書及び令和2年度の報告書より把握できる個別具体的な政務活動費支出につき、その目的及び性質が合理性を有するか否かを調査する。

なお、包括外部監査人は、この調査のため、政務活動費の各分類につき、①佐世保市使途基準と②判例をまとめたスケールを作成した。これについては、本報告書末尾に添付する。また、具体的な調査にあたっては、佐世保市議会運営課（以下「議会運営課」と略称することがある。）に各会派の令和元年度報告書及び令和2年度の報告書について、包括外部監査人にて一般公開されている部分の交付を受け（本監査結果報告書では「一次開示」と評する）、これらについて金額や報告書の有無、目的及び性質の合理性判断等を整理した表を包括外部監査人が作成し、さらに精密な調査を要すると判断した場合、報告書の原本確認（本監査結果報告書では「二次開示」と評する）し、各支出の適否を判断した。

- (3) 前（2）の調査にあたり、各会派の報告書の内容や添付資料等につき不明点があれば、適宜担当部署に照会を行い、その結果について、目的及び性質の合理性を再検討した。

第6章 佐世保市の政務活動費に関する条例及び内規の調査・意見

第1 佐世保市の政務活動費に関する条例及び内規について

1 佐世保市議会政務活動費交付条例（平成25年2月27日条例第2号）

本条例の内容は、概ね全国都道府県議会議長会が、平成24年に作成した「政務活動費条例（例）」に沿うものである。その特徴は、以下のとおりである。

- (1) 交付対象は、会派である（所属議員が1人の場合も含む。）。
- (2) 交付額は、月毎、当該会派所属議員数に5万円を乗じた額であり、各半期に一括給付される預託方式を採用している。
- (3) 政務活動費を充てることができる範囲として、「会派が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動」としている。それぞれの項目の定義は、以下のとおりである。

ア 調査研究費

会派が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費

イ 研修費

会派が研修会を開催するために必要な経費、団体等が開催する研修会の参加に要する経費

ウ 広報費

会派が行う活動、市政について住民に報告するために要する経費

エ 広聴費

会派が行う住民からの市政及び会派の活動に対する要望、意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費

オ 要請・陳情活動費

会派が要請、陳情活動を行うために必要な経費

カ 会議費

会派が行う各種会議、団体等が開催する意見交換会等各種会議への
会派としての参加に要する経費

キ 資料作成費

会派が行う活動に必要な資料の作成に要する経費

ク 資料購入費

会派が行う活動に必要な図書、資料等の購入に関する経費

ケ 人件費

会派が行う活動を補助する職員を雇用する経費

コ 事務費

会派が行う活動に係る事務の遂行に要する経費

2 佐世保市議会政務活動費の交付に関する規定（平成25年2月27日議会議定第1号）

佐世保市議会は、政務活動費につき、本規定にて必要事項を定めている。同規定により、政務活動費は、各会派の代表者が、毎年度、佐世保市長に対して議長を通じて政務活動費交付申請書を提出し、市長が交付額を決定することとしている。また、同規定は、政務活動費の透明性確保のため、議長は、各会派から提出される収支報告書の写しを市長に提出し、各会派は、経理責任者を定めて政務活動費の支出に関する会計帳簿を調製し、これを収支報告書提出期限日から5年間保管するものとしている。

3 政務活動費運用指針（平成29年3月）

（1）佐世保市議会は、政務活動費の使途基準として、政務活動費運用指針を定めている。同運用指針は、①政務活動費の概要説明、②政務活動費の使途基準説明、③政務活動費各項目の使途基準運用指針説明、④領収書等の整理及び情報公開説明を内容としており、上記佐世保市議会政務活動費の

交付に関する条例及び同交付に関する規定と政務活動費に関する書式が添付されている。

(2) 政務活動費の内規や使途基準は、政務活動の内容が各地方自治体の固有の事情に対応する必要のため、一定の裁量が認められているところ、佐世保市の政務活動費運用指針の特色は、以下のとおりである。

ア 政務活動費の分類にあたり、佐世保市運用指針は、全国都道府県議会議長会の「政務活動費条例(例)」とほぼ同じであるが、「同条例(例)」の「広聴広報費」について、佐世保市運用指針では「広報費」と「広聴費」に分割されている。その中で、「広報費」の支出科目例として、交通費が含まれているが、その内容は、「タクシー代、自家用車を利用して政務活動を行った場合のガソリン代等をいう。」とされている。また、「広報費」の支出科目例として、電話代が含まれているが、その内容は、「電話料、FAX料等をいう。」との抽象的な記載に止まっている。他方、広聴費につき、支出科目例として、会場使用料を挙げつつも、交通費や電話代は例として挙げられていない。

なお、「広報費」に含まれるガソリン代については「毎月の使用料の1/2とし、10000円を限度とする」とされ、また、電話代については、携帯電話使用料として「毎月の使用料の1/2とし、7000円を限度とする」とされている。

イ 「調査研究費」につき、鉄道費、バス代等の旅費と宿泊費が支出可能とされているところ、旅費の支給方法については、佐世保市旅費条例に基づく佐世保市職員の旅費の支出基準等に準ずるものとされている。

ウ 「研修費」につき、使途基準の主な内容として、調査研究委託費等も含まれている。

第2 条例に対する意見等

【評価】

条例に関しては、規範、すなわち地方自治法に違反する内容ではない。また、議長が政務活動費適正運用を期するとし、使途の透明性確保の努力規定を明示していることは適切である。収支報告書及び領収書について、5年間の保存義務を課しているが、この5年間という期間は、政務活動費に関する条例において通常定められている期間といえる（東京都、大阪府、長崎県及び長崎市等も同様。）。

さらに、交付対象につき、会派のみとしている。これにより、議員の支出につき、会派としてのフィルターをかけ、議員による目的外使用防止を図り、政務活動費の適正な運用を担保させようとしている。

以上より、佐世保市議会政務活動費交付条例の内容は全体として、適切と思料する。

【意見】

ただし、後述のとおり、政務活動費運用指針において、広報費の運用につき政務活動としての裏付不存在等の問題がある。これにつき、佐世保市にて是正を検討するのであれば、条例において、広報費と広聴費を別扱いとしていることについても、「広聴広報費」として再編成することを検討されたい。

第3 規定に関する意見等

【意見】

規定中、本則部分については、特に、指摘ないし意見を呈すべき部分はない。ただし、添付資料中、様式2「政務活動費 燃料費 支払証明書」及び様式3「政務活動費 携帯電話使用料 支払証明書」は、後述のとおり、政務活

動費運用指針の「広報費」については是正するべき部分があると思われ、佐世保市にて、この是正を検討するのであれば、これらの様式についても改廃されたい。

第4 政務活動費運用指針に関する意見等

【指摘】

1 結論

「Ⅲ 使途基準の運用指針」の「2 支出科目別運用指針」中「(2) 研修費」について、その使途基準の主な内容として、「委託費等：調査研究委託費等」が含まれているが、これについては、「(1) 調査研究費」に移すべきである。

2 理由

研修費は、政務活動の一範疇として、会派または議員自身が、市政や地方行財政に関する知識獲得と執務能力を高めるための学習を行うための費用である。他方、調査研究費は、会派または議員が、市政等に関する研究及び調査委託に関する経費である。両者はその性質上隣接している事項であるが、その分水嶺は、結果的に、研修費が、会派または議員自身の資質・能力向上を目的としており、調査研究費が、事件、事案、制度等会派または議員の外部の事象につき精度の高い状況把握と分析結果を得ることを目的としていることにある。したがって、調査研究委託費について、会派または議員自身の資質・能力向上ではなく、市政や地方行財政等に関する一定の分析結果の取得にある以上、研修費ではなく、調査研究費に含めることが妥当である。

これについては、上記第3章第3の2(1)アのとおり、全国都道府県議会議長会の平成24年作成「政務活動費条例(例)」によれば、調査研究

費の定義として、「会派（所属議員を含む。以下同じ。）が行う……調査研究（視察を含む。）及び調査委託に要する経費」とされていることから、修正されて然るべきである。

なお、「調査研究委託費等」について、項目が、調査研究費と研修費のいずれであっても、究極的には政務活動に含まれるとして特に留意を要しないという見解も考えられる。しかし、政務活動費の分類如何につき、判例上、「当該分類事項に含まれているかどうか」が争点となった事案がある。したがって、本指摘については、過小評価しないように留意されたい。

【意見】

1 結論

- (1) 広報費中「交通費」として、「会派所属議員のガソリン代支出につき、一人当たり毎月の使用料の1/2とし、10000円を限度とする。」という明細を問わない制度について、撤廃を含め見直されたい。
- (2) 前(1)に伴い「Ⅲ 使途基準の運用指針」の「2 支出科目別運用指針」中「(3) 広報費」の「カ. 交通費」について、適宜修正されたい。

2 理由

- (1) 現状、佐世保市の運用指針では、広報費として、議員が使用した自動車（自家用車が中心と思われる。）につき、そのガソリン代の2分の1を毎月上限1万円まで支出可能とされており、後述の各会派の監査結果のとおり、各会派にてガソリン代を計上している。
- (2) 会派所属議員が費消したガソリン代を、政務活動費、特に広報費として支出することを容認した理由については制度上明らかではないが、「会派が行う活動、市政について住民への報告のため議員が自動車にて移動する機会」を想定しているものと推測できる。政務活動費からの支出制限として、実際に支出したガソリン代の2分の1としている部分は、

議員の自動車利用につき政務活動として行ったものとそれ以外のものが混在することを想定して按分比例したものと予測できる。さらに、政務活動費からの支出上限を1万円とした理由は、たとえ政務活動による自動車利用であるとしても無制約の支出を認めない趣旨であると考えられる。

これにつき、包括外部監査人にて、佐世保市議会運営課へ問い合わせた結果、「平成19年度における政務調査費等検討委員会において、私的な部分と公的（政務調査）な部分の区分が難しいことから、使用状況の実態調査を行い、燃料代については、月約2万円の支出があり、携帯電話使用料については月約1万4000円の使用が認められたため、公的な部分を約50%と見て、限度額を各々決定した経緯がある。現状では、限度額以内であれば満額でも交付できるようになっているが、本来の指針策定趣旨を癌がみるに、実費の半額を交付対象とした上で限度額を各々設定すべきと言える。」とのことであった。

- (3) 議員が、市政について住民への報告のため自動車にて移動すること自体は想定できないものではなく、また、按分比例や上限設定等の規制を設けていることについては、一定の評価の余地はある。しかし、現行の広報費からの包括的なガソリン代支出認容は、以下の点で疑問が残る。
- ア 月限度1万円分のガソリンを消費する広報活動を想定できないこと

自動車の燃費にもよるところであるが、裁判例9によれば、調査研究費におけるガソリン代の政務調査費の支出が問題となった事例において、「1リットル10キロメートル換算」が用いられている。これは、昨今の自動車の燃費傾向を勘案すると、かなり短い基準と考えられる。そして、ガソリン代について、1リットルあたり170円（レギュラーガソリンの場合若干高めとなる。）とすると、1万円で約58.

8リットルのガソリン購入が可能であり、同量から約588キロメートルの移動が可能となる。

市政に関する広報活動として、自動車を用いられる事例としては、①政務活動の報告会を行う場合の会場や演説地等への移動、②街宣車を用いての移動しながらの政務活動報告が考えられるが、①につき月毎588キロメートルを要する報告会等の開催は想定しにくい。また、②についても実際にそのような事例があるとは思われない。

他方で、後述の個別監査のとおり、ガソリン代を広報費として政務活動費から支出する場合、議員が、具体的にどのような政務活動を行ったのかが判明する資料は提出されていない。

かかる事情からすると、現行の広報費からのガソリン代の包括的支出は、実際には政務活動ではない自動車利用に消費されたガソリン代に支出されているという疑いが常に発生することになる。

なお、この問題について、佐世保市議会運営課に照会したところ、「佐世保市役所から遠方の町（鹿町町）であれば、25kmほど離れており、往復で50kmと考えると、（1万円のガソリン代で）600km程度であれば12往復する距離となる」との事情が勘案されたとのことである。現実的に、毎月、①市政報告のための会場への移動、②街宣車を利用した政務活動報告につき、佐世保市役所から遠隔地へ12往復することは想定しにくく、実際にそのような活動を行っている議員がいるのかどうかについて強い疑義がある。

イ 実費主義に反すること

広報費名目でのガソリン代の包括的な支出容認が、政務活動費の実費主義に反することは明白である。

前アと関連するが、佐世保市の運用指針において「Ⅱ 政務活動費の使途基準」の「1 使途基準別表（規定第5条）」の「3 広報費」

は、「会派の調査研究活動、議会活動及び市の政策について住民に報告し、PRするために要する経費」と定義されている。そして、その具体的内容として、「交通費」及び「広報車等の賃借料、燃料費」が規定されているが、前者は「タクシー代、自家用車を利用して政務活動を行った場合のガソリン代等をいう。」とされ、後者は「広報のためのレンタカー代並びにその燃料費をいう。」とされている。これらの規定からは、個別具体的な広報活動実行を前提に、その広報活動に必要な移動の経費を賄うとすることが自然な解釈であり、広報費についても原則として実費主義が採用されていると解される。これに対して、佐世保市の運用指針「Ⅲ 使途基準の運用指針」の「2 支出科目別運用指針」の「(3) 広報費」、「カ. 交通費」にて、本件の包括的ガソリン代支出の規定が設けられており、この間の飛躍は著しいと思われる。

ウ 按分率が不適切であること

仮に、包括的なガソリン代支出を容認する場合であっても、現状の按分率は是正を要すると思われる。判例上、政務活動費の支出につき、按分を要するとしている例としては、「2分の1を超える部分を違法」とする按分率を適用している例が多い。これは、「支出対象が、①市政に関する調査研究活動またはこれに関連する活動と、②それ以外の議員としての活動（政党活動、選挙活動及び後援会活動等）が混在する場合」を想定しているものである。これに加えて、③議員がその職責を離れた私的活動が混在する場面がある。すなわち、判例上、「会派控室での事務作業のため必要である事務用品購入費用や人件費」については、会派控室の性質上、その室内での議員の活動は、上記①または②のいずれかに限られるとの推測から、按分率2分の1が適用される例が多い（裁判例12等）。これに対して、「自宅兼事務所内での事務用品購入費用、備品費用」については、その場所につき議員の私生活

の場でもあることから、上記①、②の他、③まで含まれることが考えられ、そのため按分率3分の1を適用しているものと考えられる。佐世保市の「議員が使用する自動車のガソリン代」への補助の場合、その自動車につき、議員が私的に使用することを除外するものかどうかは不明確である。したがって、本件の議員の自動車利用は、①市政に関する調査研究活動またはこれに関連する活動、②政務活動以外の議員活動の他、③議員の私的利用まで含まれるものと考えられ、按分率について「毎月のガソリン代の3分の1まで」とすることが適切と思料する。

エ 上限額が不適切であること

仮に、包括的なガソリン代支出を容認する場合であっても、現状の上限額1万円は是正を要すると思われる。上記アのとおり、1万円で約58.8リットルのガソリン購入が可能であり、同量から約588キロメートルの移動が可能となる。「議員が市政に関する広報を行うため」の自動車利用にあたり、約588キロメートルの移動を要するとは到底考えられない。

【意見】

1 結論

- (1) 広報費中「電話代」として、「携帯電話使用料の支出は、一人当たり毎月の使用料の1/2とし、7000円を限度と」するという明細を問わない現行の運用について、撤廃を含め見直されたい。
- (2) 前(1)に伴い「Ⅲ 使途基準の運用指針」の「2 支出科目別運用指針」中「(3) 広報費」の「キ. 電話代」について、適宜修正されたい。

2 理由

- (1) 現状、佐世保市の運用指針では、広報費として、議員が使用した携帯

電話代につき、主に、通話料金（あらかじめキャリア決済を利用した商品等購入代金、携帯電話等端末購入費用は控除されている。）の2分の1を毎月上限7000円まで支出可能とされており、後述の各会派の監査結果のとおり、各会派にて携帯電話代を計上している。

(2) 会派所属議員が費消した携帯電話代を、政務活動費、特に広報費として支出することを容認した理由については明らかではないが、ガソリン代と同様に、「会派が行う活動、市政について住民への報告のため議員が携帯電話を利用する機会」を想定しているものと推測できる。政務活動費からの支出制限として、実際に支出した携帯電話代の2分の1としている部分は、議員の携帯電話利用につき政務活動として行ったものとそれ以外のものが混在することを想定して按分比例したものと予測できる。さらに、政務活動費からの支出上限を7000円とした理由は、たとえ政務活動による携帯電話利用であるとしても無制約の支出を認めない趣旨であると考えられる。

(3) 議員が、市政について住民への報告のため携帯電話を用いることにつき想定できないものではなく、また、按分比例や上限設定等の規制を設けていることについては、一定の評価の余地はある。しかし、現行の広報費からの包括的な携帯電話代支出認容は、ガソリン代と同様に、以下の点で疑問が残る。

ア 月限度7000円分の携帯電話代がかかる広報活動を想定できないこと

市政に関する広報活動として、携帯電話が用いられる事例としては、①政務活動の報告会開催、広報紙作成、ホームページ作成等の直接的な広報活動遂行に付随して携帯電話を利用する場合、②市民に直接架電して市政に関する報告を行う場合が考えられる。しかし、①、②とも、長時間の通話は例外的であると思われる。また、②については、

携帯電話のテレビ電話アプリを利用する等して、複数の市民を相手に市政報告をするということは考えられるが、通常の一対一の通話形態での利用では、「市民に対する市政報告」を行うことを想定することは難しい。

他方で、後述の個別監査のとおり、携帯電話代を広報費として政務活動費から支出する場合、議員が、具体的にどのような政務活動を行ったのかが判明する資料は提出されていない。

かかる事情からすると、現行の広報費からの携帯電話代の包括的支出は、実際には政務活動ではない携帯電話利用の料金に支出されているという疑いが常に発生することになる。

イ 実費主義に反すること

ガソリン代と同様に、広報費名目での携帯電話代の包括的な支出容認が、政務活動費についての実費主義に反することは明白である。

ウ 按分率が不適切であること

仮に、包括的な携帯電話代支出を容認する場合であっても、現状の按分率は是正を要すると思われる。ガソリン代と同様に、議員の携帯電話利用目的としては、①市政に関する調査研究活動またはこれに関連する活動、②それ以外の議員としての活動（政党活動、選挙活動及び後援会活動等）、③議員がその職責を離れた私的活動が混在していると考えられる。したがって、按分率については、2分の1ではなく、3分の1を適用すべきと思料する。

エ 上限額について再吟味を要すること

仮に、包括的なガソリン代支出を容認する場合であっても、現状の上限額7000円については、「議員が市政の住民への報告として携帯電話を用いた実態」を調査し、実際にどの程度の通話時間を要するかを検討して、上限額を再吟味するべきである。

【意見】

1 結論

政務活動費の分類として、広報費と広聴費を分割していることにつき、広聴広報費として再編成し、運用指針についても両者の統合等改良された。

2 理由

(1) 全国都道府県議会議長会が作成した「政務活動費条例(例)」は、会派または議員の市政についての住民に対する報告する広報活動と住民から市政、政策等の要望や意見を聴取する広聴活動につき、「広聴広報活動」として一括分類している。これは、会派や議員が、市政に関する情報を住民から聴取する際、住民の要望や意見も同時に聴取できる双方向の場面を容易に想像できるからと推測できる。例えば、議員と市民が同じ空間に集まったの会合、会派や議員が市政報告のため作成したホームページにおいて、市民からの要望や意見を募集するフォームを設置したり、専用のメールアドレスを掲示する等である。

かかる事情からすれば、広報費と広聴費については、統合して扱った方が便宜である。

(2) 広報費と広聴費を区別した結果、具体的な使途基準に齟齬があると思われる。

佐世保市の運用指針中、「Ⅱ 政務活動費の使途基準」の「1 使途基準別表(規定第5条)」の「3 広報費」の具体例としては、①広報誌・報告書印刷費、②交通費、③郵送料、④電話代、⑤会場使用料、⑥広報車等の賃借料、燃料費が挙げられているが、「4 広聴費」については、①会場使用料、②印刷費のみとなっている。

これを受けて、佐世保市の運用指針中、「Ⅲ 使途基準の運用指針」の

「2 支出科目別運用指針」の「(3) 広報費」の「使途基準の主な内容」として、会場費、交通費、消耗品費、印刷製本費、記録費、委託費及び通信費が挙げられているが、「(4) 広聴費」の「使途基準の主な内容」は、会場費、消耗品費、印刷製本費、資料費、記録費及び委託費のみとなっている。

これらの差異は、特に、広報費について、上述のとおり包括的なガソリン代支出及び携帯電話代支出を認めていることによるものと推測できる。しかし、これらの包括的な経費支出については見直されるべきであり、他方で、個別具体的な事案毎の交通費及び通信費支出を広報費にて容認する場合、これらを広聴費につき認めない合理的理由を見出しがたい。したがって、広聴広報費としての両者の統合の上で、その使途基準についても見直すことが妥当である。

(3) 現状、広報費と広聴費を区別した上で、政務活動費の対象につき広報費を厚くしているといえる。これは、会派または議員と住民間の市政に関する情報交換にあたり、住民から会派及び議員への意見、要望を行うことについて劣位に置いているとの評価も考えられるところである。この点についても、両者の統合の必要性として斟酌するべきである。

【意見】

1 結論

事務費につき、現行、全額の政務活動費からの支出を容認しているが、2分の1按分の適用を検討されたい。

2 理由

(1) 事務費につき、「Ⅲ 使途基準の運用指針」の「2 支出科目別運用指針」中「(10) 事務費」にて、事務機器費、消耗品費、印刷製本費、負担金等の支出が認められており、これらについては、全額の政務活動費

からの支出がなされている。

これにつき、佐世保市担当部局より、以下のとおり説明があった。

ア 事務費として計上されている複合機リース料、文房具等事務消耗費は、もっぱら各会派控室にて使用される分である。

イ 担当部局にて、議員に対して、政務活動費について、「議員の活動に必要な経費の一部として交付されているものである」との趣旨説明を行っており、各会派から計上されている費用について、政務活動費のみに利用したものであると取り扱っている。

(2) 判例上、按分を行っている例として、会派控室の事務費が顕著である(裁判例12等)。これは、会派控室の場合、その内部での事務作業について、私的利用を目的とすることは考えにくいところであるが、①市政に関する調査研究活動またはこれに関連する活動以外に、②それ以外の議員としての活動(政党活動、選挙活動及び後援会活動等)が混在することが容易に想定できるためである。佐世保市においても、各会派が、請願のため紹介議員への依頼希望者への対処や、政党活動及び選挙活動に関する事務を会派控室にて行うことが十分考え得るところであり、佐世保市においても按分を施すことが適切である。なお、按分率としては、上記①及び②の2種別を考慮すると、2分の1とすることが妥当である。ただし、判例上、「10分の9を超過する部分についてのみ違法」としている例もあり、佐世保市では、上記(1)のとおり、会派控室での事務費を政務活動費から支出するにあたり、②の費用については予め控除することを求めていることに鑑み、政務活動費からの支出を認める按分率を2分の1よりも大きくすることも考え得るところである。

(3) 以上に対して、佐世保市にて、事前の政務活動費の趣旨確認等をもって全額支出が適法であるとの見解も考えられる。しかし、現状の報告書上、実際の事務費支出について、その全てが政務活動であることを裏付

ける資料が存在しない以上、仮に、目的外支出を理由とする不当利得返還請求訴訟等を提起された場合、裁判所より佐世保市（補助参加の場合、会派を含む。）に対して、政務活動費による支出であることの立証を求められることが予測される。この場合の立証事項としては、「政務活動費からの支出について、その対象行為が政務活動であること」、もしくは、「会派控室内での政党活動、選挙活動または後援会活動の不存在」、または、「会派控室内での政務活動、選挙活動または後援会活動を行っているが、その経費につき政務活動費以外から支出していること」となることが予測され、これらの立証は容易ではないと思われる。

かかる反論、反証を佐世保市及び会派にて求められる危険への対処として、按分を用いることを検討するべきである。

第7章 佐世保市各会派の政務活動費総論及び個別具体的な監査における目的性質合理性判断のスケール

第1 前論

佐世保市の政務活動費に関する条例及び内規についての監査結果は、前章のとおりである。次章より、各会派の令和2年度及び令和元年度の政務活動費に関する個別具体的な監査を行う。これにあたり、佐世保市各会派の政務活動費の総覧及び個別具体的な監査の観点として目的性質合理性判断のスケールを示す。

第2 佐世保市各会派の政務活動費の総覧

1 各会派の政務活動費概況

（1）令和元年度

令和元年度は、佐世保市議会議員の選挙に伴い、年度途中に会派構成

に変動があった。そこで、同年度4月分と5月から3月までに分離して表記する。

令和元年度4月							
(1) 収入							単位：円
項目	緑政クラブ	自民党市民会議	市政クラブ	市民クラブ	公明党	社会民主党	合計
政務活動費	400,000	350,000	250,000	200,000	200,000	150,000	1,550,000
(2) 支出							単位：円
項目	緑政クラブ	自民党市民会議	市政クラブ	市民クラブ	公明党	社会民主党	合計
調査研究費	1,400	166,200	0	0	0	0	167,600
研修費	0	0	0	0	0	0	0
広報費	114,330	52,105	57,150	41,540	48,522	40,133	353,780
要請・陳情活動費	0	0	0	0	0	0	0
会議費	0	0	0	0	0	0	0
資料作成費	0	0	0	0	0	0	0
資料購入費	16,092	67,182	0	4,130	0	6,544	93,948
人件費	0	0	0	0	0	0	0
事務費	89,614	167,272	68,928	171,103	31,968	28,736	557,621
計	221,436	452,759	126,078	216,773	80,490	75,413	1,172,949
(3) 残額							単位：円
項目	緑政クラブ	自民党市民会議	市政クラブ	市民クラブ	公明党	社会民主党	合計
残額(返納)	178,564	0	123,922	0	119,510	74,587	496,583

令和元年度 5月～3月					
(1) 収入					単位：円
項目	自民党市民会議	市民クラブ	公明党	日本共産党	合計
政務活動費	11,250,000	3,850,000	2,200,000	550,000	17,850,000
(2) 支出					単位：円
項目	自民党市民会議	市民クラブ	公明党	日本共産党	合計
調査研究費	3,795,550	1,650,930	28,760	0	5,475,240
研修費	0	0	216,760	0	216,760
広報費	2,501,745	1,554,141	606,748	27,625	4,690,259
要請・陳情活動費	0	0	0	0	0
会議費	0	0	0	0	0
資料作成費	0	0	0	0	0
資料購入費	362,850	157,760	48,193	56,350	625,153
人件費	0	0	0	0	0
事務費	2,342,704	708,853	494,800	207,480	3,753,837
計	9,002,849	4,071,684	1,395,261	291,455	14,761,249
(3) 残額					単位：円
項目	自民党市民会議	市民クラブ	公明党	日本共産党	合計
残額（返納）	2,247,151	0	804,739	258,545	3,310,435

(2) 令和2年度

令和2年度4月～3月						
(1) 収入						単位：円
項目	自民党市民会議	市政クラブ	公明党	社会民主党	歩みの会	合計
政務活動費	11,400,000	4,200,000	2,400,000	600,000	600,000	19,200,000
(2) 支出						単位：円
項目	自民党市民会議	市政クラブ	公明党	社会民主党	歩みの会	合計
調査研究費	1,444,720	488,720	0	0	0	1,933,440
研修費	347,190	0	0	0	0	347,190
広報費	2,662,520	1,460,214	570,387	21,838	182,904	4,897,863
要請・陳情活動費	0	0	0	0	0	0
会議費	0	0	0	0	0	0
資料作成費	0	0	0	0	0	0
資料購入費	158,406	178,693	49,200	68,112	0	454,411
人件費	0	0	0	0	0	0
事務費	1,999,640	1,361,613	741,287	249,502	168,905	4,520,947
計	6,612,476	3,489,240	1,360,874	339,452	351,809	12,153,851
(3) 残額						単位：円
項目	自民党市民会議	市政クラブ	公明党	社会民主党	歩みの会	合計
残額(返納)	4,787,524	710,760	1,039,126	260,548	248,191	7,046,149

2 傾向

佐世保市の政務活動費に関する傾向としては、まず、要請・陳情活動費、会議費、資料作成費、人件費が支出されていないことが特徴的である。これについては、要請・陳情活動を行っているが、別途、出張を伴う調査研究に含まれるとして処理されているという事情がある。また、会議費や資料作成費は、佐世保市の議員の活動にあたり、会派控室が存在し、同室での会議や事務処理をもって賄えているという事情がある。また、人件費については、各会派が政務活動を専門とする事務員を配する等していないという理由によると推測できる。次に、多くの議員を擁する自民党市民会議、

市政クラブ、公明党の政務活動費支出につき、広報費の占める割合が大きいことである。これは、例えば、佐世保市の令和2年度の政務活動費では、支出総額の4割程度を占めており、留意すべき事項といえる。

第3 目的性質の合理性判断に関するスケール

包括外部監査人は、佐世保市議会各会派の個別具体的な政務活動費支出についての監査にあたり、政務活動費の各分類について、第4章の「第4判例調査Ⅲ（具体的な政務活動支出の適否判断）」に掲げた各判例と佐世保市政務活動費運用指針を吟味し、スケールを作成した。

このスケールについては、本書末尾に添付する。

第8章 自民党市民会議の令和元年度報告書の調査・意見

第1 調査研究費

1 大村湾議員連盟会費【意見あり】

年度	令和元年度	
会派名	自民党市民会議	
使途	調査研究費	
支出対象	大村湾議員連盟年会費及び振込手数料	
細目	金額	注意事項
年会費	40,000	20人分
振込手数料	550	
合計	40,550	
支出理由		
大村湾議員連盟の年会費2000円の20人分とのこと。二次開示資料によると、「大村湾沿岸議員連盟」が正式名称であり、大村湾の環境保全、沿岸市・町の活性化のための活動が目的である。大村湾沿岸市・町議会議員や大村湾沿岸選挙区選出県議会議員が会員資格である。		
提出されている報告書の内容	丁数	■ 報告書不存在または不明
報告書は存在しないが、代替資料として、「大村湾沿岸議員連盟規約」及び「大村湾沿岸議員連盟総会及び研修会の開催について（ご案内）」及び「令和元年度大村湾沿岸議員連盟総会・研修会について（ご報告）」と題する資料が提出されている。		
評価		
手続面	領収書及び振込証明書が付されているのみ。金額に誤りはない。	

内容面	判例上、個人加入団体の会費は否定されやすい傾向がある。本件は、「大村湾沿岸議員連盟」の名称であり、大村湾沿岸地域選出の県議会議員または市議会議員が会員資格となっており、大村湾とその沿岸地域の政策研究等を行う団体であることから、市政の研究調査との関連性は少なくないといえる。なお、各会費の領収書は、令和元年10月24日付けであり、同会の令和年度総会は、同月25日開催であることから、本会費支払いは、同総会及び付随する研修会への出席を前提としていたと評価できる。それゆえ、本会費支払いについては、目的、性質上の合理性を認めることができると思われる。ただし、総会出席者を明らかにし、総会と研修会についての報告書を提出しておくべきであったと思われる。
-----	---

〔補足〕

(1) 概要

自民党市民会議所属の議員20名の大村湾議員連盟会費及び振込手数料として、合計4万0550円が支払われている。

(2) 手続面での評価

支出額に相当する金銭支払証憑書類は提出されており、支払関係での問題は無い。

(3) 内容面での評価

ア 目的

「大村湾沿岸議員連盟」は、大村湾に隣接する地方公共団体の地方議会議員が加入要件であり、大村湾の地勢、産業の独自性に着目した政策立案とその調査、知識修得のための団体である。佐世保市は、大村湾と外海の接触点に沿岸部があり、漁業、養殖業、海運業等の産業や水質保全のための沿岸下水道整備、河川管理等について市政としての関わりが常に存在する。それゆえ、大村湾議員連盟に所属すること自体は、直接的な調査研究とはならなくとも、間接的な成果を見込むことができるた

め、会費支出の目的について合理性を否定できない。

イ 性質

判例上、個人加入団体への会費支出は違法とされやすい。団体の目的が、市政との合理的関連性を有する場合であっても、その会費支出は、調査研究や広聴広報の入口前の支出に過ぎず、単に会費を払っただけでは、それが市政にどのように活かされたのかが全く不明となる。例えば、その団体が、市政に関連する講習等を行い、これに対する受講料を支出したということであれば、直接性が認められ、その前提として会費納付が必要であれば、会費についても認められる余地があると思われる。他方、調査研究の成果の有無が不明である場合、会費支払がその目的及び性質上、政務活動の趣旨として合理性を有するかどうかは、対象となる団体の存立目的、性質、経費等の原資、活動内容等を総合考慮して判断することが適切と思料する。なお、議員連盟会費の場合、奈良地方裁判所平成28年12月27日判決が、繰越金不存在、議員連盟の活動内容自体の調査研究活動該当性から、会費への充当を合法としている。

本件では、会費の領収書が令和元年10月24日付けとなっており、同会総会及び研修会が同月25日に行われたことが提出資料から判明する。この内容から、本件会費支出が直後の同会総会及び研修会への参加のために行われた蓋然性がある。なお、この研修会は、主に、大村湾沿岸における大村湾の景観を活かした道路敷設等を内容としており、市政との目的及び性質上の関連性を認めることができる。ただし、本件については、同会総会及び研修会の資料が提出されていることから、会費を支払った者の内何人が同会総会等に参加したのか、また、研修会の内容について参加者の分析を交えた報告書を作成するべきであったと思われる。

ウ 小括【意見】

したがって、本件支出については、全額適法と考える。ただし、会費支出を前提とする具体的な協議会や研修会等について、その参加状況や研修内容に関する報告書を作成、提出すべきであり、報告書不存在が違法認定の理由となり得ることについて、今後注意していただきたい。

2 ローカル・マニフェスト推進ネットワーク九州参加費【意見あり】

年度	令和元年度		
会派名	自民党市民会議		
使途	調査研究費		
支出対象	ローカル・マニフェスト推進ネットワーク九州参加費		
細目	金額	注意事項	
参加費	3,000	北野正徳議員	
合計	3,000		
支出理由			
ローカル・マニフェスト推進ネットワーク九州参加費とのこと。詳細は不明。			
提出されている報告書の内容	丁数	■ 報告書不存在または不明	
一次開示段階では報告書不存在。二次開示段階でも同様であり、議会運営課によると北野議員にて、病気療養等の事情もあり、出席は間違いはないが、報告書作成等については明確に記憶していないとのことである。			
評価			
手続面	領収書が付されているのみ。		
内容面	ローカル・マニフェスト推進ネットワークは、民主主義制度の啓蒙、発展等を目的として、首長選挙の充実を達成するため、ローカル・マニフェスト作成支援を行う市民団体とのことである。研修会自体、市政に関する直接事項であることから、適法と考えるが、報告書は提出すべき。		

〔補足〕

(1) 概要

自民党市民会議所属の議員1名のローカル・マニフェスト推進ネットワ

ーク九州参加費として3000円が支払われている。

このローカル・マニフェスト推進ネットワークは、民主主義制度の啓蒙、発展等を目的とする市民側の民間団体である。特に、地方自治の充実を達成するため、マニフェストの重要性を意識し、全ての首長選挙にローカル・マニフェストの普及させることを目標としているとのことである。

(2) 手続面での評価

支出額に相当する金銭支払証憑書類は提出されており、支払関係での問題はない。

(3) 内容面での評価

ア 前論

佐世保市の「政務活動費運用指針」においては、会費が調査研究費に含まれるとした上で、「年会費その他その団体の会員資格を得るための会費については、団体の活動方針、組織、会計、活動実績等が明確であり、政務活動として認められる経費に限る。」(6頁)としているところ、具体的な基準が明らかでないため、「当該行為の客観的な目的・性質に照らして議員の議会活動の基礎となる調査研究活動との間に合理的関連性が認められ」るか否か(最高裁判所平成25年1月25日判決)という観点から以下判断する。

イ 目的

上述のとおり地方自治の充実のため、ローカル・マニフェストの普及・促進を目的としている。その手法として、マニフェストについての学術的研究や発表、市民のマニフェスト運動の推進・支援を行っている。これらについて、地方自治体議員が積極的に参加することは、地方自治におけるローカル・マニフェストの基礎及び最新の知識を導入する機会となる。したがって、ローカル・マニフェスト推進ネットワークが開催する会合への参加について、その目的の合理性を否定できない。

ウ 性質

会合自体、地方自治及び市政に関する内容であり、それへの出席は、市政に関する調査研究に該当する。その対価たる参加費支出は、性質上合理性を否定できない。

エ 留意事項

ただし、本件については、報告書が全く存在しないため、参加した議員がいかなる知見を得たかが全く不明である。報告書の不存在は、たとえ調査研究の内容が市政そのものの事例であるとしても、支出した会派または議員が、実際に調査研究を行ったかが不明であり、違法と認定されるおそれがある。また、本件に支出項目については、調査研究費であるか研修費であるかについて再検討を要すると思われる。

オ 小括【意見】

本件支出については、全額適法と考える。ただし、報告書を提出すべきであり、また、支出項目については研修費とすることに留意していただきたい。

3 長崎県女性議員協議会 2019年度会費

年度	令和元年度	
会派名	自民党市民会議	
使途	調査研究費	
支出対象	長崎県女性議員協議会 2019年度会費	
細目	金額	注意事項
参加費	1,000	宮田京子議員
合計	1,000	
支出理由		
長崎県女性議員協議会会費とのこと。同会は、長崎県内の女性地方議員を加入資格とし、男女共同参画社会実現のための活動を目的とする団体である。		
提出されている報告書の内容	丁数	■ 報告書不存在または不明
二次開示にて、提出された資料を確認したところ、「第20回「長崎県女性議員協議会総会及び研修会」開催のご案内」と題する書面写しが領収書に添付されていた。		
評価		
手続面	領収書が付されているのみ。	
内容面	一次開示では報告書等なし。佐世保市へ詳細について照会した結果、報告書代替となる上記資料の提出を確認した。会費支出日は令和元年11月15日であり、総会開催日は令和元年11月15日から同月16日である。したがって、本会費支払いは総会開催に備えての支払いであったと推測できる。市政との関連性での支出者による直接の説明が無い点は問題であるが、会費支出につき目的・性質の合理性否定には至らないと思われる。	

〔補足〕

(1) 概要

長崎県女性議員協議会は、長崎県内の女性地方議員により構成される男女共同参画社会実現のための活動を目的とする団体である。

(2) 手続面での評価

支出額に相当する金銭支払証憑書類は提出されており、支払関係での問題はない。

(3) 内容面での評価

ア 目的

長崎県女性協議会の活動目的より、同協議会への所属及び活動は、両性の平等に基づく男女同権社会確立のための政策研究に資するものであり、同会への参加について、その目的の合理性を否定できない。

イ 性質

判例上、個人加入団体への会費支出は違法とされやすいこと、また、団体の目的が、市政との合理的関連性を有する場合であっても、その会費支出は、調査研究や広聴広報の入口前の支出に過ぎず、会費支出のみに止まり具体的な成果が認められない場合、会費支払がその目的及び性質上、政務活動の趣旨として合理性を有するかどうかを、対象となる団体の存立目的、性質、経費等の原資、活動内容等を総合考慮して判断することが適切と思われることは、「1 大村湾議員連盟会費」と同様である。

本件では、本会派議員が、長崎県女性議員協議会に所属していることにより、同会での研修参加等が予測される。かかる事情から、会費支出についても政務活動上の目的・性質上の合理性を否定できないと思われる。なお、本件につき、後記「8 新上五島町視察（1名）」と同じ報告書が提出されており、会費支出目的説明も明らかとなっている。

ウ 小括

本件支出については、全額適法と考える。

4 東京視察（7名）

年度	令和元年度		
会派名	自民党市民会議		
使途	調査研究費		
支出対象	東京視察（7名）		
細目	金額	注意事項	
旅費	444,420		
宿泊費	207,200		
日当	63,000		
合計	714,620		
支出理由			
令和元年8月6日から同月8日にかけて（2泊3日）、①楽天クリームゾン本社、②首相官邸、③ながさき移住サポート館、④日本橋長崎館、⑤東京青果(株)を視察した際の出張経費。			
提出されている報告書の内容	丁数	11	<input type="checkbox"/> 報告書不存在または不明
A4サイズ合計11枚の視察報告書が出されている。ただし、内2枚は、作成者の修正を施した重複のものであり、報告書は実質9枚。視察先毎に報告書作成担当者を定めている。報告書は、①楽天クリームゾン本社、②首相官邸、③ながさき移住サポートセンター、④東京中央卸売市場、大田市場の視察につき提出されている。			
評価			
手続面	参加議員が出発地である佐世保駅へ向かうバス料金について報告書をまとめている。「佐世保市⇒東京都内⇒佐世保市」の移動につき、インターネットの行程検索サイト（JR特急料金につき繁忙期指定）を印刷した書面を添付している。また、航空券代の領収書写しが添付されている。		

内容面	<p>報告書から、視察先について、①楽天クリームゾン本社は、同社の地方創生事業に関する情報取得、②首相官邸については、内閣総理大臣補佐官への表敬訪問を行い長崎県及び佐世保市の懸案事項についての意見交換、③NPO法人ながさき移住サポートセンターについては、移住運動の成果に関する情報取得、④東京中央卸売市場・大田市場については、農産物生産と流通における卸売業者の現状に関する情報取得を行ったことが分かる。報告書は簡略ではあるが、取得情報を前提とした感想や意見が記載されており、佐世保市政への活用が見込まれる。それゆえ市政の調査研究に資するものといえ、本経費支出は全額適法と思料する。</p>
-----	--

[補足]

(1) 概要

民間企業の地方創生事業、国との佐世保市懸案事項の意見交換、並びに、NPO法人及び市場の視察のための旅行費用等である。

(2) 手続面での評価

支出額に相当する金銭支払証憑書類は提出されており、支払関係での問題はない。また、旅行費用については、インターネットを利用した旅行ルートと費用に関する資料が提出されており、この運用は、旅行費用支出にあたり類型化されている。なお、以下、①金銭支払証憑書類、②旅行ルートと費用の疎明資料につき問題がない場合、「旅程及び旅費等問題なし。」と称することがある。

(3) 内容面での評価

視察先は、佐世保市の経営基盤等に資するものであり、また、国との折衝も佐世保市固有の問題に関する情報取得と評価できる。その目的及びそのための旅費等支出について性質双方とも合理性を有する。

以上より、本件支出については、全額適法と考える。

5 沖縄視察（15名）【指摘あり】

年度	令和元年度		
会派名	自民党市民会議		
使途	調査研究費		
支出対象	沖縄視察（15名）		
細目	金額	注意事項	
旅費	1,143,160		
夕食代	48,000		
日当	135,000		
合計	1,326,160		
支出理由			
令和元年8月25日から同月27日にかけて（2泊3日）、①宜野湾市議会、②第14回九州・沖縄防衛議員連盟連絡協議会総会、③防衛省航空自衛隊那覇基地を視察・出席した際の出張経費。			
提出されている報告書の内容	丁数	18	<input type="checkbox"/> 報告書不存在または不明
A4サイズ合計18枚の視察報告書が出されている。参加した議員毎の所見が付されている。			
評価			
手続面	参加議員が出発地である佐世保駅へ向かうバス料金について報告書をまとめている。「佐世保市⇒沖縄県内⇒佐世保市」の移動につき、インターネットの行程検索サイト（JR特急料金につき繁忙期指定）を印刷した書面を添付している。また、航空券代の領収書写しが添付されている。		

内容面	<p>1 報告書から、視察先について、沖縄県における米軍基地問題と国防政策のための基地設置の必要性に関する情報収集を目的としていたことが分かる。報告書は、参加議員の一部につき簡略に過ぎると思われるものもあったが、取得情報を前提とした感想や意見が記載されており、佐世保市政への活用が見込まれる。なお、視察目的は、市政よりも国政に比重が置かれる事項に関わる部分もあるが、米軍基地及び自衛隊基地の存在に対して、市として市民の日常生活の維持・進化及び緊急時の対策等、市政に関わる部分が存在することを否定できない。それゆえ、本経費支出は概ね適法と思料する。</p> <p>2 ただし、夕食代については、令和3年4月付け佐世保市の「旅費に関する事務処理ガイドラインVer2.2」にて、パック商品に夕食及び朝食が含まれていない場合につき、夕食代相当額1600円、朝食代相当額800円を宿泊料の一部として別途支給するとされており、これに基づき、夕食代が計上されているようである。これについては、判例上、政務活動費からの食事代支出については、その食事が政務活動と一体化しておりやむを得ない事情がない限り、支出が違法とされているものがあり、佐世保市の用途基準自体に問題があるとされる可能性がある。</p>
-----	--

[補足]

(1) 概要

沖縄県は、米軍基地及び自衛隊基地を有する点で、佐世保市と共通しており、その情報収集のための旅行費用等である。

(2) 手続面での評価

旅程及び旅費等問題なし。

(3) 内容面での評価

ア 目的

(ア) 視察先は、軍用基地の存在による利点と負担を受けている佐世保市において、いわゆる基地問題等に関する政策立案のための情報を取得できる施設であり、本件旅費等支出については、概ね目的上の合理性を認めることができる。

(イ) ただし、本件につき夕食代を政務調査費から支出している部分は、前目的のため政務調査またはこれに関連する支出であるとするにつき合理性が認められないと思われる。判例上、研究研修に伴う飲食費の支出が直ちに目的外支出となるものではないが、調査旅費等の名目にて食事代金が支出されている場合、その食事の際に政務活動（研究研修や会議等）が行われた等当該食事代金を政務活動費から支出することを正当化する事情がない限り、政務調査費に係る経費とは認められないとの判断が出されている（裁判例3）。よって、本件支出につき、夕食代4万8000円が支出されている部分については目的上の合理性を認めることはできない。

イ 性質

前目的の達成のため、視察先への旅行、旅費等支出について性質上合理性を有する。ただし、夕食代4万8000円については除外されるべきである。

ウ 小括【指摘】

本件支出について、夕食代については、上記判例等に照らし、今後佐世保市のガイドライン適用から外し、政務活動費からの支出は例外的事情が無い限り容認しないこととする改正を検討していただきたい。

6 東京視察（1名）【意見あり】

年度	令和元年度	
会派名	自民党市民会議	
使途	調査研究費	
支出対象	東京視察（1名）	
細目	金額	注意事項
旅費	69,940	市岡博道議員
宿泊料	14,800	
日当	6,000	
合計	90,740	
支出理由		
令和元年9月4日から同月5日にかけて（1泊2日）、議員会館にて、衆議院議員及び総理補佐官（参議院議員）との面談。前畑崎辺道路整備や弾薬庫移設、IR事業に関する支援依頼が目的。その出張経費。		
提出されている報告書の内容	丁数 1	<input type="checkbox"/> 報告書不存在または不明
面会等を行った相手方、その協議内容につき記載されている。		
評価		
手続面	「佐世保市⇒東京都内⇒佐世保市」の移動につき、インターネットの行程検索サイトを印刷した書面を添付している。また、航空券代の領収書写しが添付されている。	
内容面	報告書から、佐世保市固有の政策に関する国会議員及び内閣閣僚との面談等を行ったものであり、その活動自体は、政務活動に該当すると思われる。ただし、その趣旨は、「情報収集及び要望活動」となっており、政務活動費の項目としては、「調査研究費」ではなく、「要請陳情等活動費」が適切と思われる。判例上、支出名目が異なる場合、他の名目であれば適切である場合であっても、違法認定される例があるので留意されたい。	

〔補足〕

(1) 概要

会派所属議員にて、佐世保市固有の問題について、国会議員及び内閣閣僚との面談を行うための出張経費等である。

(2) 手続面での評価

支出額に相当する金銭支払証憑書類は提出されており、支払関係での問題はない。また、旅行費用については、インターネットを利用した旅行ルートと費用に関する資料が提出されており、この運用は、旅行費用支出にあたり類型化されている。

(3) 内容面での評価

ア 目的

佐世保市固有の問題につき、国の政策立案にあたっての配慮や協力を要請するものであり、目的上の合理性を認めることができる。

イ 性質

(ア) 前目的の達成のため、国会や各省庁周辺へ赴くことは、性質上合理性を有する。

(イ) ただし、この旅行については、もっぱら国会議員や内閣閣僚からの情報収集と陳情に費やされている。これは、政務活動費制度の分類上、「調査研究」ではなく、端的に「要請陳情等活動」に該当すると思われる。調査研究の運用指針に国会議員等からの陳情活動が無いという形式的理由により全額違法とされる可能性につき注意すべきである。

ウ 小括【意見】

本件支出については、実質的には適法である。ただし、「調査研究」の中に、「国会議員や内閣閣僚からの情報収集と陳情活動」は含まれていないとの形式的理由により全額違法と認定されるおそれがあるので、本件についての訂正及び将来における政務活動費の種別選択にあたって注意等検討されたい。

7 大分県玖珠郡九重町視察（17名）

年度	令和元年度	
会派名	自民党市民会議	
使途	調査研究費	
支出対象	大分県玖珠郡九重町視察（17名）	
細目	金額	注意事項
交通費	294,900	内バスチャーター代27万6600円
宿泊料	251,600	議員17名分
日当	102,000	議員17名分
合計	648,500	
支出理由		
令和元年11月11日から同月12日にかけて（1泊2日）、大分県玖珠郡九重町（佐世保市との友好都市関係にあるとのこと）への視察した際の出張経費。友好都市関係のあり方を模索したとのこと。		
提出されている報告書の内容	丁数 11	<input type="checkbox"/> 報告書不存在または不明
A4サイズ合計11枚の視察報告書が出されている。参加した議員中11名の所見。		
評価		
手続面	参加議員が出発地である佐世保駅へ向かうバス料金について報告書をまとめている。また、バスチャーター代の領収書写しが添付されている。	
内容面	報告書から、視察先が、九重町役場、バイナリー発電所、観光施設であること、さらに、視察目的が、同町の財政に関する情報収集、佐世保市との親善拡充にあることが分かる。これらより、本件支出については、政務活動に関するものと認定できると思料する。	

〔補足〕

（1）概要

会派所属議員にて、佐世保市の友好都市である大分県玖珠郡九重町を視

察した際の交通費等である。

(2) 手続面での評価

支出額に相当する金銭支払証憑書類が提出されている。

(3) 内容面での評価

ア 目的

佐世保市の友好都市との親善並びに財政及び観光施設の情報収集が目的であり、合理性を認めることができる。

イ 性質

前目的の達成のための視察先への旅行は、性質上合理性を有する。

ウ 小括

本件支出は、全額適法である。

8 新上五島町視察（1名）【意見あり】

年度	令和元年度	
会派名	自民党市民会議	
使途	調査研究費	
支出対象	新上五島町視察（1名）	
細目	金額	注意事項
旅費	12,670	宮田京子議員
宿泊料	14,800	
日当	6,000	
合計	33,470	
支出理由		
令和元年11月15日から同月16日にかけて（1泊2日）、南松浦郡新上五島町へ出張視察。長崎県女性議員協議会総会・研修会に出席。その出張経費。		
提出されている報告書の内容	丁数 1	<input type="checkbox"/> 報告書不存在または不明
研修会の内容等につき記載されている。		
評価		
手続面	乗船代の領収書写しが添付されている。	
内容面	長崎県女性議員協議会の総会への出席ということから、長崎県内の地方議会女性議員を参加資格とする集会であると考えられ、抽象的に地方議会議員としての活動であることは推測できる。ただ、報告書の内容は、総会が開かれた新上五島役場での同協議会の活動報告や収支報告、次回開催地の決定等の他、研修会、さらに同役場外の観光施設の視察であり、佐世保の市政との関連性が不明である。それゆえ、全額ないし一部違法とされる可能性があることに留意を要する。	

〔補足〕

(1) 概要

会派所属の女性議員にて、長崎県女性議員協議会総会（新上五島市）へ出席した際の旅費等である。

(2) 手続面での評価

乗船料に関する金銭支払証憑書類が提出されている。宿泊料及び日当は、佐世保市の内規に沿ったものと推測できる。

(3) 内容面での評価

ア 目的

長崎県女性議員協議会は、同協議会会則（二次開示により確認）によると、長崎県下の女性議員でネットワークを形成し、各議会の中で男女共同参画社会の実現を目的としており、長崎県内の現役の女性地方議員であり、かつ、同協議会の趣旨に賛同する会員により構成される。現在、女性の地位・権利向上、ジェンダー平等達成が国際的な共通認識となっていることから（国連総会にて採択されている持続可能な開発目標〔SDGs〕政策目標5番等）、同協議会の目標は、佐世保市の市政に関連する部分がある。そして、協議会の会合は、同目的のための活動であると推測できることから、本件総会参加も原則として目的上市政との関連が認められ合理性を有するといえる。

イ 性質

同協議会の会合が、男女共同参画社会の実現へ向けた政策研究にあることからすると、会合出席につき原則として、性質上の合理性を認め得る。ただし、同協議会の会合であることをもって無制約に性質上の合理性まで認められるとは限らない。なぜなら、判例上、政務活動費の支出にあたっては、市政に関する調査またはこれに関連する事項であるかどうかを相当厳密に分析しており、当該会合が、同協議会の会員間の親睦、慰労を主目的とする等、実質的に市政との関連性が皆無または薄弱であ

る場合、性質上の合理性を否定し、支出額の全部または一部を違法と判断することがあるからである。

本件の出張は、長崎県女性議員協議会総会及び研修会等の出席が目的であるところ、総会開催地である上五島町へ到着した令和元年11月15日の午前10時30分以降、世界遺産視察に30分間、昼食に50分間が費やされ、その後、研修会場兼宿泊所であるホテルにて、同協議会総会を1時間行い、研修会1時間30分、懇親会2時間をもって同日の予定を終えている。翌16日は、午前中上五島内の民間工房視察を行い、昼食の後、各出席者が上五島町から離島している。二次開示にて確認した初日の同協議会総会後の研修会は、会派議員作成の報告書によれば、講師が上五島の特産、家族における母親の美德等を講釈していたようであり、その研修内容は、男女共同参画社会の実現との関連性が十分といえるのか疑問が残るところである。総会以外の行事については、政務活動と評価できるか意見が分かれると思われる。

ウ 小括【意見】

本件支出は、本監査では、政務活動としての関連性が強いと思われる長崎県女性協議会の総会が含まれていることに鑑み適法と考えるが、実質的に政務活動としての性格が希薄である部分も多いことから、全部または一部性質上合理性なしとの認定を受ける可能性もあると思われる。長崎県女性協議会の実際の活動につき、男女共同参画社会の実現という目的との関連性について、同協議会の会員には、随時心がけていただきたい。

9 佐世保市宇久町視察（16名）

年度	令和元年度		
会派名	自民党市民会議		
使途	調査研究費		
支出対象	佐世保市宇久町視察（16名）		
細目	金額	注意事項	
交通費	191,120	レンタカー代23800円を含む	
宿泊料	109,560	宿泊費は実費。	
日当	32,000	議員16名分	
合計	332,680		
支出理由			
令和2年1月22日から同月22日にかけて（1泊2日）、佐世保市宇久町へ視察した際の出張経費。視察場所は宇久行政センター、宇久町の要望箇所であり、当会派の宇久地区意見交換会、要望調査が目的とされている。			
提出されている報告書の内容	丁数	12	<input type="checkbox"/> 報告書不存在または不明
A4サイズ合計2枚の視察報告書が出されている。参考資料参照とされているが、一次開示では付記されていなかった。二次開示の結果、A4サイズ10枚の参考資料を確認した。宇久行政センターでの住民からの要望16件の記録、視察箇所を表示した地図、過去の地域課題等が記されている。			
評価			
手続面	各議員の自宅等から出発地である佐世保駅前までのバス代につきまとめられた書面が添付されている。乗船代、宿泊費等の領収書が付されている。		
内容面	当会派が自民党所属議員により構成されていることを考慮すると、本件出張は、政党活動としての側面も考えられるところであるが、報告書では、要望等聴取した相手方が自治体関係者や商工会議所、農協、漁協等関係者であり、そのような傾向は見受けられない。全額適法である。		

[補足]

(1) 概要

会派所属議員にて、佐世保市宇久町を視察した際の交通費、宿泊費等である。

(2) 手続面での評価

支出額に相当する金銭支払証憑書類が提出されている。

(3) 内容面での評価

ア 目的

佐世保市の離島である宇久地区の住民より、市政に関する要望を聴取し、会派側との意見交換を行うものであり、その現地視察は目的上の合理性を認めることができる。

イ 性質

令和2年1月21日午前11時15分に宇久町へ到着後、昼食を経て、午後12時30分から午後2時30分まで住民との協議会、その後、漁協、清掃センター、し尿処理センター、防風施設、保育所、小学校等を視察し、午後5時35分に宿泊施設へ赴き、その後懇親会を開催している。協議会にて、住民から宇久地区の諸施設改善の要望を受け、それらの施設を視察するものであり、視察状況は適切である。

なお、佐世保市議会の最大会派のみでの視察であることから、監査人として、政党活動としての側面の有無を検討したが、協議会の出席者は自治会役員を中心とした住民、商工会議所、農協、漁協等関係者であり、特別な政党活動の傾向は見当たらなかった。

ウ 小括

本件支出は、全額適法である。

1 0 豊橋市・藤沢市視察及び行政管理講座受講【指摘、評価あり】

年度	令和元年度		
会派名	自民党市民会議		
使途	調査研究費		
支出対象	豊橋市、行政管理講座（名古屋）、藤沢市視察 ※1名のキャンセル料含む。		
細目	金額	注意事項	
交通費	283,150		
宿泊料	88,800	宿泊費は定額。	
日当	30,000		
航空券キャンセル代	8,700		
講座参加料	59,400		
合計	470,050		
支出理由			
令和2年2月5日から同月7日にかけて（2泊3日）、①豊橋市（同市の政務活動費に関する改革状況の視察）、②名古屋市（一般社団法人日本経営協会NOMA主催の政務活動費に関するセミナー）、③藤沢市（農業と福祉の連携に関する政策事業の視察）へ出張した経費。なお、体調不良の議員1名が出発前に欠席変更しており、航空券キャンセル料も計上されている。			
提出されている報告書の内容	丁数	12	<input type="checkbox"/> 報告書不存在または不明
A4サイズ合計12枚の視察報告書が出されている。参加した4名の議員の所見等であるが、他の報告書と比較して内容が詳しい。			
評価			
手続面	各議員の自宅等から出発地である佐世保駅前までのバス代につきまとめられた書面が添付されている。概括的な旅費領収書、航空券キャンセル料の領収書が付されている。		

内容面	<p>1 政務活動費に関するセミナーは、本件外部監査とテーマを共通にしており、これを議員が受講する意義は大きい。また、佐世保市よりも先進的と判断された豊橋市の政務活動費制度についての視察の異議も大きい。藤沢市の農福協働政策事業についても市政に有益な情報である。</p> <p>2 ただし、キャンセル料は、判例上、そのキャンセル自体が政務活動に不可欠等特別の事情を要する。本件では充足していないと思われる。</p> <p>3 よって、本件のようなキャンセル料支出については、厳格な要件を課すべき。</p>
-----	---

(1) 概要

会派所属議員にて、政務活動費制度についての調査のため、①政務活動費の改革を行った豊橋市の視察、②政務活動費に関するセミナー受講、③福祉と農業の連携政策を行っている藤沢市の視察のための旅費及び宿泊費等である。

(2) 手続面での評価

旅程及び旅費等問題なし。

(3) 内容面での評価

ア 目的

(ア) 政務活動費制度に関する他自治体の調査、研修受講、そして、「福祉と農業の連携政策」のような特殊性がある地方政策の調査が、いずれも市政に関する調査及び関連事項として合理的な目的があることは明白である。

(イ) ただし、この旅行については、議員1名の航空券キャンセル料が支出されている。判例上、キャンセル料については、参加を取りやめた理由が不明である場合、当該費用を政務活動費より支出することは社会通念上の必要性・相当性を欠くとして違法とされた例がある（釧路地方裁判所平成23年3月8日判決）。キャンセル料が例外的に政務

活動費からの支出を認められる場合として、別の政務活動優先のためキャンセル自体が別の政務活動と捉える余地がある場合、キャンセルが公務上または社会通念上やむを得ない場合（社会通念としては、視察初日に叔父が死亡した場合〔宇都宮地方裁判所平成23年1月29日判決〕等）とされている。

本件では、議会運営課へ事情を紹介したところ、議員の体調不良ということであった。体調不良となった経緯や程度によっては、社会通念上やむを得ない場合としてキャンセル料の支出が認められる可能性があるが、少なくとも本件の報告では、キャンセル理由についての説明、証明等がなされていない以上、キャンセル料支出につき、目的上の合理性を認めることはできないと解する。

イ 性質

(ア) 行程は、①令和2年2月5日に佐世保駅を出発し、同日午後2時30分に豊橋市役所へ到着して、同市にて1時間、政務活動費制度改革の調査後、名古屋市内で宿泊、②同月6日、午前10時00分から午後4時00分まで、名古屋市内にて政務活動費に関するセミナー受講、その後、新幹線等利用して藤沢市内へ移動して宿泊、③同月7日、午前9時30分から午後11時00分まで藤沢市役所にて政策調査後、佐世保へ帰還となっている。徹頭徹尾、政務調査に費やされている。

また、上記(1)①ないし③の調査結果に関する視察報告書は、内容において充実しており、この調査研究が良質のものであったことを伺わせる。

(イ) なお、キャンセル料支出は性質上合理性を認めることができない。

ウ 小括【指摘、評価】

(ア) 指摘：政務活動に属する出張につき、キャンセルの場合、キャンセル料を政務活動費から支出することを求める時、①優先度が高い別の

政務活動を行うためであるか、または、②キャンセルが社会通念上やむを得ない程度の事情が発生したか等明らかにし、かつ、その立証資料の添付を求めるように運用を改訂するべきである。

(イ) 評価：実際に実施された視察やセミナー受講は、調査研究活動として適切かつ勤勉と評し得る内容である。また、報告書も充実している。これらについては、評価されるべきである。

1 1 佐世保市宇久町視察（1名）【意見あり】

年度	令和元年度		
会派名	自民党市民会議		
使途	調査研究費		
支出対象	佐世保市宇久町視察（1名）		
細目	金額	注意事項	
交通費	9,490	乗船代	
宿泊料	7,000	宿泊費は実費	
駐車場代	1,200	佐世保港近辺の駐車場代	
合計	17,690		
支出理由			
令和元年6月10日から同月11日にかけて（1泊2日）、佐世保市宇久町へ視察した際の出張経費。視察場所は海水浴場レストハウス、宇久地区公民館。レストハウスについては、民間委託事業につき賃借人からの老朽化の苦情があり、これへの対応、また、公民館では市政報告、質疑応答等を行ったとのこと。			
提出されている報告書の内容	丁数	1	<input type="checkbox"/> 報告書不存在または不明
A4サイズ合計1枚の視察報告書が出されている。			
評価			
手続面	乗船代、宿泊費等の領収書が付されている。		
内容面	海水浴場レストハウス視察は、民間委託事業施設からの佐世保市あての苦情対応であり市政に関する情報収集と評価できる。また、公民館での市政報告と市民からの要望聴取も同様である。なお、公民館での市政報告及び要望聴取は、広報費及び広聴費にも該当すると思われるので、今後、併記を検討されたい。		

〔補足〕

ア 出張内容は上記のとおりであり内容、性質の合理性を認めることができ

る。また、旅程及び旅費等問題なし。

イ 小括【意見】

全額適法と考える。視察先の調査のみならず、住民への市政報告や要望聴取、その他苦情対応も行っており、二次的に広報及び広聴活動も行ったということであるから分類にあたり併記も検討されたい。

1 2 佐世保市黒島町視察（1名）【意見あり】

年度	令和元年度		
会派名	自民党市民会議		
使途	調査研究費		
支出対象	佐世保市黒島町視察（1名）		
細目	金額	注意事項	
交通費	2,650	乗船代	
合計	2,650		
支出理由			
令和元年11月8日、佐世保市黒島町へ視察した際の出張経費。同年9月の大型台風17号による被害状況調査。			
提出されている報告書の内容	丁数	4	<input type="checkbox"/> 報告書不存在または不明
A4サイズ合計1枚の視察報告書が出されている。写真4葉が添付されている。			
評価			
手続面	乗船代の領収書が付されている。		
内容面	被害状況に関する写真が付されている。現地での聴取事項からして、市政に関する調査と認定できる。全額適法。		

〔補足〕

(1) 概要

会派所属議員にて、宇久地区へ住民からの意見広聴、会派議員の市政報告、観光施設の視察を行うため、旅費及び宿泊費等支出したものである。

(2) 手続面での評価

支出額に相当する金銭支払証憑書類は提出されており、支払関係での問題は無い。

(3) 内容面での評価

ア 目的

離島地区である宇久地区の住民への市政に関する報告、及び、市政についての要望等聴取、同要望に基づいた観光施設の視察等、いずれも調査・広聴広報活動の目的として合理性を有する。

イ 性質

行程において、上記目的の範囲に止まっており、本現地調査は性質上妥当である。

ウ 小括【意見】

本件支出は、全額適法である。ただし、報告書に記載しているとおり、議員による市政に関する住民への報告を約1時間行ったということであるから、分類上、「広報費」、「広聴費」の併記を検討されたい。

13 いのちを見つめる会講演会【指摘あり】

年度	令和元年度	
会派名	自民党市民会議	
使途	調査研究費	
支出対象	いのちを見つめる講演会（1名）	
細目	金額	注意事項
駐車場代	600	永安健次議員
合計	600	
支出理由		
令和元年6月23日、アルカスSASEBOでの「いのちを見つめる講演会」出席の際の駐車場代とのこと。		
提出されている報告書の内容	丁数	■ 報告書不存在または不明
報告書は存在しないが、大会パンフレットが添付されている。		
評価		
手続面	レシートが付されている。	
内容面	大会パンフレットの内容からして、市政との関連性が不明。補完する報告書も無い。支出額が比較的低額であっても報告書を提出していただきたい。	

〔補足〕

（1）概要

会派所属議員にて、アルカスSASEBOにて開催された東京大学名誉教授養老孟司氏「いのちを見つめる」（入場無料）に参加した際、駐車料金を政務活動費から支出したものである。

(2) 手続面での評価

支出額に相当する金銭支払証憑書類は提出されており、支払関係での問題は無い。

(3) 内容面での評価

ア 目的

二次開示の結果、報告書の添付が無く、一般配付されていると思しきチラシ1枚が付属されていただけであることを確認した。体裁上、議員がパネリストとして出席したという形跡は無く、一般観覧者として参加したものと思われる。講演会の出席は、会派または議員の積極的な調査活動とは異なり、講師等への質疑応答の機会は皆無または限定され、その情報収集は他の傍聴者と同等に止まることになる。したがって、講演会の名称のみをもって市政との直接、密接な関連性を推測できるような場合を除き、その講演会の内容、議員の所感の他、その講演会から得た知識を市政にどのように活用するのか等についての報告を要すると思われる。

本件では、その講演会名から、その傍聴によりいかなる市政のための調査、反映に至るのかが不明確である。そして、チラシの提出以外に報告書の提出は存在せず、目的として合理性を認めるに至らない。

イ 性質

前アのとおり目的の合理性が認められない以上、その出席につき、性質上の合理性を認め難い。したがって、出席のための駐車料金支出も合理性を認めることは難しい。

ウ 小括【指摘】

支出額が低額であるとしても、政務活動費支出の透明性確保のための報告書提出は必要である。以後、報告書作成を徹底していただきたい。

1 4 佐世保鎮守府開庁130年記念式典【指摘あり】

年度	令和元年度		
会派名	自民党市民会議		
使途	調査研究費		
支出対象	佐世保鎮守府開庁130年記念式典（1名）		
細目	金額	注意事項	
駐車場代	700	永安健次議員	
合計	700		
支出理由			
令和元年7月1日、佐世保鎮守府開庁130年記念式典出席の際の駐車場代とのこと。			
提出されている報告書の内容	丁数		■ 報告書不存在または不明
報告書は存在しないが、式典資料が代替資料として添付されていた。			
評価			
手続面	レシートが付されている。		
内容面	式典資料の確認をしたが、市政との関連性が不明。記念式典としての性格からして相応の説明を要するところであるが、補完する報告書も無い。支出額が低額であっても報告書作成を徹底していただきたい。		

〔補足〕

(1) 概要

会派所属議員にて、アルカスSASEBOにて開催された佐世保鎮守府開庁130年記念式典に参加した際、駐車料金を政務活動費から支出した

ものである。

(2) 手続面での評価

支出額に相当する金銭支払証憑書類は提出されており、支払関係での問題は無い。

(3) 内容面での評価

ア 目的

二次開示の結果、報告書の添付が無く、出席者に配付されていると思しきパンフレット1部が付属されていただけであることを確認した。体裁上、議員がパネリストとして出席したという形跡は無く、一般観覧者として参加したものと思われる。セレモニー以外で、佐世保市長による挨拶の他、鎮守府に関する講演が行われている。

佐世保市が長らく軍用港であった歴史があり、また、その固有の事情による政策立案の必要等はあるものの、本記念式典の傍聴によりいかなる市政のための調査、反映に至るのかが不明確である。そして、パンフレットの提出以外に報告書の提出は存在せず、目的として合理性を認めるに至らない。

イ 性質

前アのとおり目的の合理性が認められない以上、その出席につき、性質上の合理性を認め難い。したがって、出席のための駐車料金支出も合理性を認めることは難しい。

ウ 小括【指摘】

支出額が低額であるとしても、政務活動費支出の透明性確保のための報告書提出は必要である。以後、報告書作成を徹底していただきたい。

15 佐世保市老人福祉大会【指摘あり】

年度	令和元年度	
会派名	自民党市民会議	
使途	調査研究費	
支出対象	佐世保市老人福祉大会（1名）	
細目	金額	注意事項
駐車場代	500	永安健次議員
合計	500	
支出理由		
令和元年11月20日、アルカスSASEBOでの佐世保市老人福祉大会出席の際の駐車場代とのこと。		
提出されている報告書の内容	丁数	■ 報告書不存在または不明
報告書は存在しないが、代替資料として、大会資料が添付されていた。		
評価		
手続面	レシートが付されている。	
内容面	大会資料の内容のみでは市政との関連性が不明。市政との関連性につき作成者の説明等補完を要する。支出額が低額であっても報告書作成を徹底していただきたい。	

〔補足〕

(1) 概要

会派所属議員にて、アルカスSASEBOにて開催された佐世保市老人福祉大会に出席した際、駐車料金を政務活動費から支出したものである。

(2) 手続面での評価

支出額に相当する金銭支払証憑書類は提出されており、支払関係での問題は無い。

(3) 内容面での評価

ア 目的

二次開示の結果、報告書の添付が無く、出席者に配付されていると思しきパンフレット1部が付属されていただけである。体裁上、議員がパネリストとして出席したという形跡は無く、一般観覧者として参加したものであると思われる。

パンフレットによれば、多数の老人会が出席しており、老人福祉に関する現状等情報を取得する機会があるとも考えられるが、その主目的は高齢者の親睦等にあると解される。本大会の傍聴によりいかなる市政のための調査、反映に至るのかが不明確である。そして、チラシの提出以外に報告書の提出は存在せず、目的として合理性を認めるに至らない。

イ 性質

前アのとおり目的の合理性が認められない以上、その出席につき、性質上の合理性を認め難い。したがって、出席のための駐車料金支出も合理性を認めることは難しい。

ウ 小括【指摘】

支出額が低額であるとしても、政務活動費支出の透明性確保のための報告書提出は必要である。以後、報告書作成を徹底していただきたい。

16 特定複合観光施設（IR）セミナー（2名）【意見あり】

年度	令和元年度	
会派名	自民党市民会議	
使途	調査研究費	
支出対象	特定複合観光施設（IR）セミナー（2名）	
細目	金額	注意事項
駐車場代	1,200	永安健次議員、田中稔議員
合計	1,200	
支出理由		
令和2年1月10日、特定複合観光施設（IR）セミナーへ出席した際の駐車場代とのこと。		
提出されている報告書の内容	丁数	■ 報告書不存在または不明
報告書は存在しないが、代替としてレジюме資料が添付されていた。		
評価		
手続面	レシートが付されている。	
内容面	レジюме資料の確認を要するが、市政との関連性が不明。ただし、IR自体は佐世保市が誘致していることから、市政との関連性を認め得るので適法と考える。もっとも、報告書は作成すべきである。	

〔補足〕

（1）概要

会派所属議員にて、特定複合観光施設（IR）セミナーに出席した際、駐車料金を政務活動費から支出したものである。

(2) 手続面での評価

支出額に相当する金銭支払証憑書類は提出されており、支払関係での問題は無い。

(3) 内容面での評価

ア 目的

二次開示の結果、報告書の添付が無く、出席者に配付されていると思しきレジュメ資料1部が付属されていただけである。体裁上、議員がパネリストとして出席したという形跡は無く、一般観覧者として参加したものであると思われる。

レジュメ資料によれば、特定複合観光施設の運営、周辺地域への経済的効果等の影響等の研修が内容である。現在、佐世保市では、長崎県と共同しての特定複合観光施設誘致活動を行っており、市政上の重大課題であること、及び、本件催事がセミナー形式であることを考慮すると、本セミナーは、その名称及びその余の事情をもって市政との直接、密接な関連性を推測できる。それゆえ、本セミナー参加及びこれに伴う駐車場料金支出目的には合理性がある。

もともと、判例上、調査研究のための政務活動費支出につき、報告書が作成されていない場合、当該会派または議員が、支出目的のため真剣な調査活動を行ったかどうか不明として全額否定される例が珍しくない。本件では、配付されたレジュメ資料を添付するのみならず、議員による報告書を作成し添付することが妥当である。

イ 性質

本セミナー参加のための駐車場支払いは、性質上合理性があると思われる。

ウ 小括【意見】

本件支出は、諸事情を総合的に鑑み、全額適法と考える。ただし、上

述のとおり、報告書不存在により違法と認定されるおそれがあることに留意し、報告書作成を徹底すべきである。

17 世界で最も美しい湾クラブ除幕式【指摘あり】

年度	令和元年度	
会派名	自民党市民会議	
使途	調査研究費	
支出対象	世界で最も美しい湾クラブ除幕式	
細目	金額	注意事項
駐車場代	200	田中稔議員
合計	200	
支出理由		
令和元年9月14日、世界で最も美しい湾クラブ除幕式出席の際の駐車場代とのこと。		
提出されている報告書の内容	丁数	■ 報告書不存在または不明
報告書の他、当該除幕式に関する資料は皆無。レシートに手書きで、「世界で美しい湾クラブ除幕式」と赤字にて記載されているのみ。		
評価		
手続面	レシートが付されている。	
内容面	報告書が存在せず、市政との関連性が不明。除幕式等セレモニーのみであれば、交際的経費として佐世保市の使途基準からも否定されると思われる。セレモニー出席は原則政務活動費が支出されないことを再確認するべき。	

〔補足〕

(1) 概要

会派所属議員にて、世界で最も美しい湾クラブ除幕式に参加した際、駐

車料金を政務活動費から支出したものである。

(2) 手続面での評価

支出額に相当する金銭支払証憑書類は提出されており、支払関係での問題は無い。

(3) 内容面での評価

ア 目的

二次開示の結果、報告書の添付が無く、代替資料も存在しない。除幕式セレモニーであることから、交際的側面が強いと推測され、佐世保市の使途基準においても不適切である。目的として合理性を認めるに至らない。

イ 性質

前アのとおり目的の合理性が認められない以上、その出席につき、性質上の合理性を認め難い。したがって、出席のための駐車料金支出も合理性を認めることは難しい。

ウ 小括【指摘】

本件の場合、仮に、政務活動費からの支出を求める場合、支出額が低額であることと無関係に佐世保市の行政課題との関連性を明確にした報告書提出が必要である。式典への出席に関わる費用が原則政務活動費からの支出が認められないことと併せて再確認していただきたい。

18 消防出初式【指摘あり】

年度	令和元年度		
会派名	自民党市民会議		
使途	調査研究費		
支出対象	消防出初式		
細目	金額	注意事項	
駐車場代	600	田中稔議員	
合計	600		
支出理由			
令和2年1月6日、消防出初式出席の際の駐車場代とのこと。			
提出されている報告書の内容	丁数		■ 報告書不存在または不明
報告書及び代替資料なし。提出されているレシートに青字にて「消防署出初式」、黒字にて「1/6」等記載されているのみ。			
評価			
手続面	レシートが付されている。		
内容面	報告書が存在せず、市政との関連性が不明。目的・性質上の合理性を認めることは難しい。出初式のみであれば、交際経費として佐世保市の使途基準からも否定されると思われる。		

〔補足〕

(1) 概要

会派所属議員にて、消防出初式に参加した際、駐車料金を政務活動費か

ら支出したものである。

(2) 手続面での評価

支出額に相当する金銭支払証憑書類は提出されており、支払関係での問題は無い。

(3) 内容面での評価

ア 目的

二次開示の結果、報告書及び添付資料は存在しなかった。消防出初式は、当該消防組の消防力披露等の意義が存在するが、同式への単純参加につき目的として合理性を認めるに至らない。

イ 性質

前アのとおり目的の合理性が認められない以上、その出席につき、性質上の合理性を認め難い。したがって、出席のための駐車料金支出も合理性を認めることは難しい。

ウ 小括【指摘】

本件の場合、仮に、政務活動費からの支出を求める場合、支出額が低額であることと無関係に佐世保市の行政課題との関連性を明確にした報告書提出が必要である。式典への出席に関わる費用が原則政務活動費からの支出が認められないことと併せて再確認していただきたい。

19 若手認定農業者農地視察【指摘あり】

年度	令和元年度		
会派名	自民党市民会議		
使途	調査研究費		
支出対象	若手認定農業者農地視察		
細目	金額	注意事項	
交通費	46,200	バスチャーター費	
合計	46,200		
支出理由			
令和元年11月14日、若手認定農業者の農地視察を行ったとのこと。			
提出されている報告書の内容	丁数		■ 報告書不存在または不明
評価			
手続面	請求書及び振込証明書が付されている。		
内容面	報告書が存在せず、市政との関連性が不明。報告書の作成、提出を徹底していただきたい。		

〔補足〕

(1) 概要

会派所属議員にて、佐世保市内の若手認定農業者の視察を行ったとのこ

と。ただし、詳細は不明。

(2) 手続面での評価

支出額に相当する金銭支払証憑書類は提出されており、支払関係での問題は無い。

(3) 内容面での評価

ア 目的及び性質

提出されている資料が、チャーターバスを運行した株式会社アグリ福祉社コスモ観光バスの請求書とこれに対する振込関係の資料しかない。報告書及び代替資料とも皆無であり、いかなる調査研究が行われたことは全く不明であり、推測も難しい。チャーターバス借上げ、本支出とも目的、性質上の合理性を認め難い。

イ 小括【指摘】

本件は、明らかに報告失念の事案と思われる。報告書作成・提出を徹底していただきたい。

第2 広報費

1 ガソリン代【指摘あり】

年度	令和元年度	
会派名	自民党市民会議	
使途	広報費	
支出対象	ガソリン代	
細目	金額	注意事項
市岡博道	46,569	1 1 か月分／領収書が付されている。
松尾裕幸	59,943	1 1 か月分／レシートが付されている。
長野孝道	66,322	1 1 か月分／レシートが付されている。
草津俊比古	38,607	1 1 か月分／レシートが付されている。
田中稔	49,448	1 1 か月分／レシートが付されている。
大村哲史	36,464	1 1 か月分／レシートが付されている。
林健二	63,405	1 1 か月分／レシートが付されている。
崎山信幸	0	
山口裕二	106,709	1 1 か月分／宛名が一部「上」様表記。7月～10月にかけて毎月約154～215ℓ、12月～2月は150～180ℓ給油。給油所は江迎町三浦であり、佐世保市役所と給油所は道のりで約20km。
湊浩二郎	99,717	1 1 か月分／領収証の宛名は全て「自民党市民会議」。5月、6月、9月、12月、1月がいずれも150ℓ以上。他方、100ℓ未満の月もあり、差が大きい。
永安健次	110,000	1 1 か月分／レシートの宛名が「コスモ・ザ・カード」の表記であり、「永安」の印影あり／5月～11月に毎月150ℓ以上給油。給油所は大部分北松浦郡佐々町市場免であり、道のりで約12km。

山下廣大	110,000	11か月分／議員名ある月毎領収証あり。ただし給油量は不明。11か月間で満額の11万円。給油所は全て佐世保市松浦町内。
北野正徳	98,126	11か月分（4月～9月）／レシートの宛名が「コスモ・ザ・カード」の表記。8月、10月、12月、1月、3月に160ℓ以上給油。
萩原活	97,526	11か月分／宛名が不明または「ウエ」「TPC会員様」等で省略されている。5月～7月、9月、10月に150ℓ以上給油。
久保葉人	41,164	11か月分／宛名が不明または「ウエ」「上」で省略されている。
橋之口裕太	38,187	11か月分／レシートからは使用者不明。
角田隆一郎	71,820	11か月分／ハイオクガソリン利用。
鶴大地	0	
田山藤丸	70,100	11か月分／レシートが付されている。田山藤丸の表記あり。
合計	1,204,107	
支出理由		
佐世保市運用指針では、広報費として、ガソリン代については2分の1の額を月毎上限1万円まで政務活動費からの支出を認めている。		
提出されている報告書の内容	丁数	■ 報告書不存在または不明
評価		
手続面	会派所属議員毎に、「政務活動費 燃料費 支払証明書（合計表）」と題する書面が提出されており、これに当該年度の月毎ガソリン代が記載されている。これに領収証及びレシートが添付されている。	

内容面	<p>1 領収証、レシートの宛名が不明であっても、議員の支出と認定することについては、改善を要する。</p> <p>2 広報費については、通常、市政報告等のため広報誌発行、ホームページ作成、新聞の意見広告、市民向けの報告会開催が直接的に認められるものであり、交通費は、これに必要な限りで認められるものである。しかし、ガソリン代について、いかなる広報活動に用いたのかが不明な現状では、①政務活動費以外の議員としての活動、②私的活動に支出されたという疑いを払拭できない。ガソリン代については、①研究調査費、②研修費、③要請陳情等活動費、④会議費等に割り振るべきであり、広報費として抽象的に認容する現在の運用指針自体改正するべきである。仮に、包括的な支出を認めるのであれば、政務活動費を行ったことの裏付を要する。</p>
-----	---

[補足]

(1) 概要

佐世保市政務活動費運用指針にて、広報費として、包括的なガソリン代支出が認められている。月毎、支出額の2分の1かつ上限1万円が限度となっている。

(2) 手続面での評価

レシート、領収書等が付されているが、相当数、「政務活動費からの支出を求めている議員自身あてのもの」であるかどうか不明確なものが混在している。かかる領収証書の提出でも容認するということであれば、議員以外の者が費消したガソリン代である場合、これを除外する手段が存在しない。この点につき、議会運営課へ照会したが、①議員が給油した車両の特定は行っておらず、もっぱら議員以外の第三者が利用した車両のガソリン代について広報費として計上されることも可能性としてはあり得ること、②かかる事態の防止については政務活動費の趣旨の事前説明により各会派にて自主的に予防してもらうこととの回答を得た。

(3) 内容面での評価

ア 目的

佐世保市が包括的なガソリン代支出を認めている理由は、議員の市政に関する住民への広報活動につき自動車を利用されることを想定したものである。これについて、佐世保市が、都心等と比較して公共交通網につき劣っており、長距離移動にあたって一般人にて自動車に頼っているという特質を考慮すべきとも考えられる。したがって、「会派・議員の広報活動として費消されるガソリン代」を経費として認めるという目的自体は合理性があると考えられる。

イ 性質

(ア) しかしながら、現行の包括的なガソリン代支出の容認については、第6章第4のとおりの問題があり、上記目的達成のための手段として飛躍がある制度である。その性質上の合理性を認めることは難しく、全部撤廃または按分率の見直し等を検討するべきである。

(イ) 仮に、現行の佐世保市政務活動費運用指針における包括的なガソリン代支出制度に合理性があると認められる場合であっても、行政訴訟において、住民側が、各議員のレシート提出につき、毎月約588キロメートルの自動車走行を要する広報活動について疑義を呈し、「広報費としての支出が適法であることの反証を求める。」との主張に及ぶことが考えられる。裁判所がこの主張を認め、佐世保市及び補助参加する会派側に対して、各月の会派所属議員の給油に相当する広報活動の存在について反論及び反証を示すことを指示した場合、現状の領収証書のみしか存在しない報告に止まれば違法認定を受ける可能性が高いと思われる。この点につき、議会運営課へ照会したところ、広報費としてのガソリン代請求につき、どの自動車を利用したのか、いかなる広報活動をその自動車を利用して行ったのかについて、市議会

議長として判明する資料提出は求められていないということであった。

(ウ) 以上より、各ガソリン代の支出については、政務活動としての性格を認めることが難しい。政務活動としての活動を行ったという裏付けが無い状態での包括的な支出は、「政務活動費は議員の第二の報酬である。」という非難を受ける可能性があり、今後慎重に検討するべきである。

ウ 小括【指摘あり】

ガソリン代の包括的支出については、今後、その改廃自体検討していただきたい。仮に、包括的支出の必要性があるとして維持する場合、ガソリン代請求にあたり、対象月に行った自動車移動を伴う広報活動（広報費のみならず、広聴費、要請陳情等活動費、事務費としても容認する場合、広聴活動、要請陳情活動、事務作業を含む。）について、報告書またはこれに準じる資料を提出するべきである。

2 電話代【指摘あり】

年度	令和元年度	
会派名	自民党市民会議	
使途	広報費	
支出対象	電話代	
細目	金額	注意事項
会派控室電話料	6,785	会派控室固定電話料金のもよう。全額計上されている。
タブレット端末通信費	556,095	佐世保市が議員1名につき1台貸与しているタブレットの端末通信費負担金。通信費の2分の1を佐世保市へ納付するルールとなっているとのこと。
NTTファイナンス(株)	55,333	会派控室ファクシミリ等通信費用とのこと。
NTTコミュニケーションズ(株)	13,080	会派控室プロバイダ料とのこと。
市岡博道	38,707	11か月分/毎月の携帯電話料金+auスマートパスプレミアム548円(7月のみ計上されていないもよう)+紙請求書発行手数料を計上している。
松尾裕幸	45,037	11か月分/毎月の携帯電話料金から端末等代金分割支払金を控除した額を計上している。その結果、auスマートパスプレミアムも政務活動費から支出している。
長野孝道	37,301	11か月分/5月～8月は、明細の該当電話番号に関する請求部分から、家族分を控除した額を議員利用分と算定している。
草津俊比古	34,588	11か月分/各月使用料に紙請求書発行手数料を合算している。
田中稔	32,778	11か月分/各月使用料から端末等代金分割支払金を控除した額を計上している。毎月、auスマートパスプレミアム、紙請求書発行手数料も計上されている。

大村哲史	55,970	1 1か月分／各月使用料から機種変更先取プログラム料、アップルウォッチへの通信サービス料、ネットフリックス使用料を控除した額を計上しているもよう。
林健二	0	
崎山信幸	32,174	1 1か月分／毎月の携帯電話料金から端末等代金分割支払金、パケット等除外分として、auスマートパスプレミアムも除外している。これについては評価できる。ただし、毎月紙請求書発行手数料は計上されている。
山口裕二	29,237	1 1か月分／NTTのアプリサブスクリプションサービスである「スゴ得コンテンツ」料金が毎月計上されているが、その料金に相当する「いちおしパック割引料」が値引きされており、これについては違法とはならないと思われる。また、5月分につき、家族分の控除を行っているが、その計算方法が一見して不明確。それから、紙媒体発行料が毎月計上されている。9月以降、dヘルスケア使用料が計上されている。9月のみ初回申込割引で無料。10月から3月まで毎月300円計上。
湊浩二郎	54,434	1 1か月分／毎月の携帯電話料金から端末等代金分割支払金を控除した額を計上している。「その他」として内容不明の費用も計上されており、これについては明白にしてもらいたい。9月から12月までは明細なし。再発行を求めるべき。令和2年1月以降に端末・契約内容変更。1月に、「その他」としてdTV（映像サブスク）使用料500円、dマガジン（雑誌サブスク）使用料400円が計上されている。
永安健次	29,715	1 1か月分／対象月の請求書中、不該当端末の料金及び対象端末の分割料金を控除した額を計上している。auスマートパス料金及びauかんたん決済情報料が計上されている点は問題。

山下廣大	63,904	1 1 か月分／対象月の概括的な電話料金しか資料がない。
北野正徳	45,128	1 1 か月分／毎月有料コンテンツ使用料が付されている。また、Apple故障紛失サポート料月額1 3 0 9 円～2 6 1 8 円も付されている。
萩原活	0	
久保葉人	57,819	1 1 か月分／毎月請求書発行手数料が計上されている。
橋之口裕太	35,228	1 1 か月分／特に問題はない。
宮田京子	19,344	4 か月分／0 5 7 0 ナビダイヤル、0 1 8 0 テレドームは、広報費に該当する利用である可能性が少ないと思われる。毎月、機器代金、auスマートプレミアム使用料が計上されていることは問題。その他、毎月紙請求書発行手数料発行費用も計上。
角田隆一郎	0	
鶴大地	10,964	1 1 か月分／低価格契約での利用。問題なし。
田山藤丸	44,017	1 1 か月分／毎月請求書発行料計上。また、毎月、d TV利用料が計上されている点は問題。
合計	1,297,638	
支出理由		
佐世保市運用指針では、広報費として、携帯電話代については2分の1の額を月毎上限7 0 0 0 円まで政務活動費からの支出を認めている。		
提出されている報告書の内容	丁数	■ 報告書不存在または不明

評価	
手続面	<p>1 佐世保市役所内会派控室の固定電話料金については、佐世保市発行の納入通知書兼領収書が付されている。</p> <p>2 タブレット端末通信費についても佐世保市発行の納入通知書兼領収書が付されている。ただし、何のタブレット端末であるかは一見して不明。</p> <p>3 NTT西日本支払分については、NTTファイナンス(株)の口座振替通知書が付されている。</p> <p>4 NTTコミュニケーションズへの支払分については、各期の引落分らしき通帳の写しが付されている。ただし、通帳の名義は不明であり、そもそも何のための支払かは分からない。</p>
内容面	<p>■市岡：auスマートパスプレミアム538円の5か月分、548円の5か月分合計5430円は電子書籍や音楽のサブスクリプション追加料金であり、政務活動費からの支出は不適切と思われる。是正を検討していただきたい。</p> <p>■松尾：auスマートパスプレミアム月401円の6か月分、409円の5か月分合計4451円については不適切と思われ、是正を検討していただきたい。</p> <p>■長野：本人分と家族分の計算方法について実際の使用料による按分を行っているとのこと。</p> <p>■草津：紙媒体請求書発行料については見解が別れるかもしれないが、概ね適切。</p> <p>■田中：auスマートパスプレミアム538円の6か月分、548円の5か月分である5968円については不適切と思われる。是正を検討していただきたい。</p> <p>■大村：ネットフリックス等の政務活動費を関連しないサービス料金を控除しているのは適切であるが、添付している明細につき、「大村」の印影があるのみであり、議員あてのものかが確定できない。契約人の名義が分かる資料提出に努めていただきたい。</p>

■崎山：auスマートパスプレミアムについては、政務活動費からの請求より除外しており適切。紙媒体請求書の計上はあるが、概ね適法と考える。

■山口：10月から3月までdヘルスケア300円が計上されている。歩数に合わせdポイントがもらえ、医師に質問ができるという内容。政務活動費と無関係であり、1800円の政務活動費支出につき、適切ではないと思われる。

■湊：9月から12月までの分につき、明細書が存在しないが、再発行等は容易と思われる。再発行が可能であれば試みていただきたい。1月のdTV、dマガジンの利用料合計900円は不適切と思われ、是正を検討していただきたい。「その他」として計上されている料金について詳細不明であり、詳細が明らかとなるようにしていただきたい。

■永安：auスパートパス401円の5か月分、409円の6か月分の合計4459円、auかんたん決済情報料108円の5か月分、110円の6か月分合計である1200円は、不適切と思われる。今後は是正を検討していただきたい。

■山下：概括的な電話料金利用額の疎明資料しか存在しないため、内訳が不明である。内訳が明らかとなるようにしていただきたい。

■北野：有料コンテンツ利用料として324円の5か月分、330円の6か月分合計3600円について、不適切であると思われる。今後は是正を検討していただきたい。

■萩原：電話代請求なし。

■久保：毎月紙媒体請求書料の計上はあるが、適切であると思われる。

■橋之口：概ね適法と思われる。

■宮田：auスマートプレミアム使用料548円の4か月分2192円については不適切と思われる。今後は是正を検討していただきたい。

■角田：請求なし。

	<p>■鶴：問題なし。</p> <p>■田山：9月以降のd T V使用料5 0 0円の7か月分合計3 5 0 0円は不適切と思われる。今後は是正を検討していただきたい。</p> <p>■固定電話、ファクシミリ代、プロバイダ料金は、携帯電話料金と同様に、全て広報活動に費やされたとすることは社会通念上容易ではないと思われる。それゆえ、「広報費」のみでの扱いは、全額または一部不適切とされる可能性がある。仮に、他の項目と併せて維持するとしても、会派控室内での利用であることから、判例の会派控室維持費按分ルールを参考に、按分導入を検討されたい。按分率としては2分の1が妥当と思われる。</p> <p>■タブレット通信費については、実際の用途からすると、「広報費」という名目は正しくないと思われる。しかし、実質的に政務活動に用いられており、政務活動以外の議員としての活動への私用と考慮してあらかじめ按分2分の1を適用する等実質的には適切である。</p>
--	--

[補足]

(1) 概要

佐世保市政務活動費運用指針にて、電話代として、包括的な携帯電話料金支出が認められている。月毎、支出額の2分の1かつ上限7 0 0 0円が限度となっている。

(2) 手続面での評価

ア 会派控室電話料、ファクシミリ通信費（N T Tファイナンス株）、プロバイダ料金（N T Tコミュニケーションズ株）については、いずれも支払いに関する証明資料が提出されている。

イ タブレット端末通信費は、佐世保市が、議員1名あたり1台貸与しているタブレットの通信費であり、あらかじめ通信費全額の2分の1相当と各会派に請求しているものである。佐世保市からの請求及び納付書が提出されている。

ウ 議員の携帯電話代については、料金明細書が付されているが、一部、「政務活動費からの支出を求めている議員自身あてのもの」であるかどうか不明確なものが混在している。かかる料金明細書の提出でも容認するというのであれば、議員以外の者が費消した携帯電話代である場合、これを除外する手段が存在しない。

(3) 内容面での評価

ア 目的

(ア) 会派控室において、会派または議員が、固定電話及びインターネットを利用して、広報活動を行うことは想定できることであり、これらの通信費支出につき目的上の合理性を認めることができる。

(イ) タブレット通信費については、議会運営課によると、「広報費としては、通信費の2分の1を政務活動費として支出するものとし、通信費を電話料等としてとらえています。」とのことであり、資料として、「佐世保市議会タブレット端末機器使用の運用ルール」が開示された。同運用ルールにおいては、「端末機の使用範囲」が「議会活動における使用」及び「議員活動における使用」とされた上で、「議会活動における使用」については、「①議会事務局からの連絡文書等の通知」、「②執行部からの情報提供」、「③スケジュール管理」、「④会議等における資料閲覧」、「⑤会議等の会議録の閲覧」、「⑥行政視察等における資料閲覧」とされ、「議員活動における使用」については、「①市民への広報広聴活動」、「②議員相互及び市との情報伝達」、「③災害時等の緊急情報伝達」、「④インターネットを利活用した情報収集等」、「⑤その他議長が認めるもの」とされている。このうち、当然に広報費に該当するといえるものは、「議員活動における使用」における「①市民への広報広聴活動」のみであるところ、広報費の支出として適法とされるのは相当程度限定されるものといえる。それゆえ、広報としての役割のみ

に着目して、政務活動費の会計上の処理をしている点については疑問が残るが、会派控室の固定電話や携帯電話料金が広報費として処理されている関係上、足並を揃えたものと推測できる。本監査では、タブレット利用と通信費の一部支出につき、目的上の合理性を認めることとする。

(ウ) 佐世保市が包括的な携帯電話代支出を認めている理由は、議員の市政に関する住民への広報活動につき携帯電話が利用されることを想定したものであり、ガソリン代と同趣旨であると考えられる。会派所属の議員が、市政報告を住民に対して行う時、携帯電話を利用する場面として、①直接携帯電話にて住民に市政報告すること、②市政の報告会開催、広報誌やホームページ作成等において必要な連絡のため携帯電話を用いるという間接的態様が考えられる。したがって、広報のため携帯電話が用いられた場合の料金支出という目的自体の合理性を否定するには至らない。

イ 性質

(ア) 固定電話代、ファクシミリ通信費についても広報費とされているが、会派控室に備え置かれている固定電話やファクシミリ機器が市政の広報のみに利用されているとは到底考え難い。仮に、広報費からの支出を認めるとしても、裁判例12は、「会派による県政に関する調査研究でない活動のためにされた部分は本件用途基準に合致しないものと認められる。もっとも、實際上、会派の行う調査研究活動のためにされた支出部分とそうでない支出部分とを明確に区分することは困難であるから、普通地方公共団体の議会の議員の地位、権限及び職務内容等に鑑み、条理上、会派による県政に関する調査研究活動のための支出部分は2分の1であり、その余は本件用途基準に合致しない支出と認めるのが相当である。」とした上で、「電話、FAX、インターネット

使用料等について、利用目的や活動内容に照らし2分の1の限度で政務調査費から支出されたものであることが認められ」と判示している。そのため、固定電話代及びファクシミリ通信費については、「広報費」のみとするのであれば、全額または一部性質上の合理性を認めることが容易ではないと思われる。

(イ) タブレット利用については、広報活動のみとしていることについては再考するべきと思われるが、上記の用途からすると、議員活動のICTによる合理化を図っているものであり、また、タブレットが多機能であることを考慮すると、広報費の項目を理由として、一律に全部または一部の性質上の合理性を否定することは不適切と思われる。それゆえ、タブレット通信費支出については、性質上の合理性も認めることとし、「広報費」について、適宜「調査研究費」、「事務費」等も併記することの検討を求めることとする。なお、他の年度及び会派のタブレット通信費についても以下同様である。

(ウ) しかしながら、現行の包括的な携帯電話代支出の容認については、第6章第4のとおりの問題があり、上記目的達成のための手段として飛躍がある制度である。その性質上の合理性を認めることは難しく、全部撤廃または按分率の見直し等を検討するべきである。

仮に、現行の佐世保市政務活動費運用指針における包括的な携帯電話料金支出制度に合理性があると認められる場合であっても、ガソリン代と同様に、行政訴訟において、佐世保市及び会派に住民側に「実際に支出した携帯電話につきどのような広報活動を行ったのかを個別に明らかにした上で反証を示せ。」として立証責任が転換された場合、現状の料金明細書のみしか存在しない報告に止まれば、性質上の合理性を認められないとされる可能性があると思われる。

また、以下の支出については、政務活動費からの支出につき不適切

と認定される見込みが高いと思われる。なお、紙媒体請求書発行料については、見解が分かれ得るところであるが、本件監査のように、政務活動費としての適法性を判断するためには紙媒体であることの有効性が認められることから、本件では適法とした。

① a u スマートパス、同プレミアム（市岡、松尾、田中、永安、宮田）

電子書籍や音楽のサブスクリプションサービス料金であり、政務活動との目的及び性質上の合理性を認めることは困難である。これについては、崎山議員が、政務活動費からの携帯電話料金支出申請の際、a u スマートパスプレミアム使用料について控除していることを参考にすべきである。

なお、これらの携帯電話のオプションサービスについては、携帯電話購入ないし通話契約時に、使用料無料サービスとして利用を開始する例があると思われ、当初から有料の場合も含めて、各議員にて、サービスの内容を理解することなく契約に組み込まれ、それに気づかなかったという経緯が予測できるところである。結果的に、本指摘を受けることがあることに留意すべきである。

② d ヘルスケア（山口）、d TV及びd マガジン（湊、田山）

前者は健康に関するネットを利用した質問等を受けつけるサービス料金であり、後者は動画や電子書籍等のサブスクリプションサービス料金である。やはり、政務活動費との目的及び性質上の合理性を認めることは困難である。

③ a u かんたん決済情報料（永安）、有料コンテンツ使用料（北野）、その他（湊）

いずれも市政の調査またはこれに関連する事項とは評価できない。

④ 明細不明（湊、山下）

電話料金の明細が不明である場合、本来政務活動費を支出するべきではない上記①ないし③につき適切に控除されているかが不明となる。判例上、政務活動費ではない部分の混入が疑われる場合、端的に全額不適切とされた例がある。

以上より、各携帯電話代の支出については、政務活動としての性格を認めることが難しい。ガソリン代と同様に、政務活動としての活動を行ったという裏付けが無い状態での包括的な支出は、「政務活動費は議員の第二の報酬である。」という非難を受ける可能性があり、今後慎重に検討するべきである。

ウ 小括【指摘】

（ア）固定電話代、ファクシミリ通信費、プロバイダ料金

会派控室の固定電話代、ファクシミリ通信費、プロバイダ料金はその必要性につき理解できるが、項目を「広報費」に限定すると、市政の広報活動以外の政務活動の使用に疑義を呈される可能性がある。それゆえ、「調査研究費」、「要請陳情等活動費」及び「事務費」と併せる等検討されたい。

その上で、会派控室内での事務作業や維持経費につき、本監査で説明している多数の判例において、按分が妥当とされていること、及び、その按分率として会派控室の事例で2分の1を多く用いられていることを参考として、按分ルール適用を検討されたい。

なお、この結論については、別の年度及び別の会派における固定電話代、ファクシミリ、プロバイダ料金（インターネット通信費）についても同様である。

（イ）携帯電話料金

携帯電話代の包括的支出については、今後、その改廃自体検討して

いただきたい。仮に、包括的支出の必要性があるとして維持する場合、携帯電話代請求にあたり、対象月に行った携帯電話を用いた広報活動（広報費のみならず、広聴費、要請陳情等活動費、事務費としても容認する場合、広聴活動、要請陳情活動、事務作業を含む。）について、報告書またはこれに準じる資料を提出すべきである。また、上述のとおり、サブスクリプションサービス料が携帯電話料金に含まれ支出されている。携帯電話料金の包括的な支出を容認する場合、複雑な料金体系である携帯電話料金の内訳を精査し、適宜政務活動費から支出すべきではない部分の控除を行うように努めていただきたい。

第3 資料購入費【指摘あり】

年度	令和元年度		
会派名	自民党市民会議		
用途	資料購入費		
支出対象	図書・雑誌購入費		
細目	金額	注意事項	
電子版ゼンリン地図	111,240		
参考図書	108,648	橋之口裕太 52冊	
参考図書	10,203	田山藤丸 9冊	
全国農業新聞	46,200	長野孝道、田中稔、林健二、山口裕二、永安健次、北野正徳 7700円×6人	
日本農業新聞	86,559	長野孝道、林健二、永安健次 2万8853円×3人	
合計	362,850		
支出理由			
政務活動に資するとされる新聞購読、参考図書購入。			
提出されている報告書の内容	丁数		■ 報告書不存在または不明
評価			
手続面	ゼンリン地図につき領収証が付されている。 日本農業新聞、全国農業新聞とも支払証明資料が出されている。 書籍購入費についてもネット注文の疎明資料が出されている。		

内容面	<p>■各新聞については、農業に関する情報取得と推測され、娯楽性はなく、内容として適法。ただし、佐世保市使途基準上、「新聞については、会派室で購読する場合に限るものとし、同じものを複数購読はできない。」に抵触する。同使途基準を徹底されたい。</p> <p>■橋之口議員購入書籍については以下のとおり。</p> <p>議会改革の第2ステージ⇒容認できる。</p> <p>自治体議会改革講義⇒容認できる。</p> <p>蘇生不要指示のゆくえ⇒容認できる。</p> <p>人口減少社会と高校魅力化ガイド⇒容認できる。</p> <p>地域協働による高校魅力化ガイド⇒容認できる。</p> <p>「未来を語る高校」が生き残る⇒市政と関連しない部分が含まれている疑いはあるが容認できる。</p> <p>未来の地図帳・人口減少日本で各地に起きること⇒容認できる。</p> <p>こうすれば学校は変わる⇒市政と関連しない部分が含まれている疑いはあるが容認できる。</p> <p>実務教育法規（2019年7月号）⇒容認できる。</p> <p>民間主導・行政支援の公民連携の教科書⇒容認できる。</p> <p>日本の地方政府⇒容認できる。</p> <p>日本人の勝算⇒市政と関連しない教養部分が含まれると思われるが、人口減少下での企業経営についての作者見解が中心であり容認できる。</p> <p>SDGsが日本を救う。⇒容認できる。</p> <p>知っていますか？SDGs⇒容認できる。</p> <p>SDGsの基礎⇒市政と関連しない教養部分が含まれるとも思われるが、SDGsが政策方針に関するものである以上容認できる。</p> <p>データが語る日本財政の未来⇒日本政府の問題であり市政と直接関連しない部分があるとも思われるが、地方交付税交付金等国の財政が地方自治に影響を与える部分があり、容認できる。</p> <p>ニッポン2021－2050⇒市政と関連しない教養部分が含まれると考えられるが容認できる。</p> <p>学力テストで測れない非認知能力が子どもを伸ばす⇒児童教育の知識に関わる書籍と考えられ容認できる。</p>
-----	--

<p>内容面</p>	<p>■各新聞については、農業に関する情報取得と推測され、娯楽性はなく、内容として適法。ただし、佐世保市使途基準上、「新聞については、会派室で購読する場合に限るものとし、同じものを複数購読はできない。」に抵触する。同使途基準を徹底されたい。</p> <p>■橋之口議員購入書籍については以下のとおり。</p> <p>議会改革の第2ステージ⇒容認できる。</p> <p>自治体議会改革講義⇒容認できる。</p> <p>蘇生不要指示のゆくえ⇒容認できる。</p> <p>人口減少社会と高校魅力化ガイド⇒容認できる。</p> <p>地域協働による高校魅力化ガイド⇒容認できる。</p> <p>「未来を語る高校」が生き残る⇒市政と関連しない部分が含まれている疑いはあるが容認できる。</p> <p>未来の地図帳・人口減少日本で各地に起きること⇒容認できる。</p> <p>こうすれば学校は変わる⇒市政と関連しない部分が含まれている疑いはあるが容認できる。</p> <p>実務教育法規（2019年7月号）⇒容認できる。</p> <p>民間主導・行政支援の公民連携の教科書⇒容認できる。</p> <p>日本の地方政府⇒容認できる。</p> <p>日本人の勝算⇒市政と関連しない教養部分が含まれると思われるが、人口減少下での企業経営についての作者見解が中心であり容認できる。</p> <p>SDGsが日本を救う。⇒容認できる。</p> <p>知っていますか？SDGs⇒容認できる。</p> <p>SDGsの基礎⇒市政と関連しない教養部分が含まれるとも思われるが、SDGsが政策方針に関するものである以上容認できる。</p> <p>データが語る日本財政の未来⇒日本政府の問題であり市政と直接関連しない部分があるとも思われるが、地方交付税交付金等国の財政が地方自治に影響を与える部分があり、容認できる。</p> <p>ニッポン2021-2050⇒市政と関連しない教養部分が含まれると考えられるが容認できる。</p> <p>学力テストで測れない非認知能力が子どもを伸ばす⇒児童教育の知識に関わる書籍と考えられ容認できる。</p>
------------	--

	<p>介護経営イノベーション⇒容認できる。</p> <p>地方議員あいさつ例文集⇒市政との関連性を全面的に認めることが難しい。按分2分の1基準が妥当と思われる。</p> <p>野口悠紀雄の経済データ分析講座⇒容認できる。</p> <p>いまこそ税と社会保障の話をしよう！⇒容認できる。</p> <p>私たちは子どもに何ができるのか⇒容認できる。</p> <p>公共施設のしまいかた⇒容認できる。</p> <p>子どもの貧困調査⇒容認できる。</p> <p>教育の最新事情がよくわかる本2020⇒容認できる。</p> <p>人口減少時代の自治体政策⇒容認できる。</p> <p>■田山議員購入書籍については以下のとおりと思われる</p> <p>人口18万の街がなぜ美食世界一になれたのか⇒容認できる。</p> <p>だれのための保育制度改革⇒容認できる。</p> <p>ビレッジプライド「0円起業」の町をつくった公務員の物語⇒容認できる。</p> <p>地元がヤバいと思ったら読む凡人のための地域再生入門⇒容認できる。</p> <p>稼ぐまちが地方を変える⇒容認できる。</p> <p>知と地の新たな創造⇒容認できる。</p> <p>外国人が見た日本「誤解」と「再発見」の観光150年史⇒容認できる。</p> <p>観光亡国論⇒容認できる。</p> <p>福岡市を経営する⇒容認できる。</p>
--	--

(1) 概要

会派所属議員にて、新聞購読費及び資料・図書購入費を支出したものである。

(2) 手続面での評価

支出額に相当する金銭支払証憑書類は提出されており、支払関係での問題はない。

(3) 内容面での評価

ア 目的

新聞購読及び図書購入は、政務調査の典型的な場面であり、その目的につき合理性を認めることができる。

イ 性質

(ア) もっとも、新聞閲読及び図書購入といえども、市政に資する情報入手である必要があり、市政との関連性が認められない場合、また、市政との関連性が認められる場合であってもその必要が認められない場合には、性質上の合理性を認めることができず、費用支出の全部または一部が違法となる。

(イ) 各新聞については、いずれも判例上不適切とされる娯楽性の強いものではなく、内容上市政に資するものである。ただし、佐世保市の政務活動費運用指針上、一会派毎に政務活動費からの複数閲読のための支出が否定されており、本件はこれに違反する。よって、各新聞につき、一部を超える部分の閲読費用は違法である。

(ウ) 電子版ゼンリン地図の使用料は、性質上適法と解する。

(エ) 書籍購入につき、判例は、その表題から、市政との関連性を判断し、按分を含め、適否を判断している。その傾向から、本件については、以下のとおりと考える。

① 橋之口議員

表題からして、市政と関連性を有する書籍が大部分であり、概ね適切と考える。ただし、「日本未来図2030 20人の叡智が描くこの国のすがた」については、表題上、市政に間接的に関連する書籍と考えられるが、自民党国家戦略本部の出版物であり、本会派が所属する政党との関連性がある。それゆえ、政党関係資料及び政党所属者の教養に関連する部分も併存すると考えられ、全額支出の容認は難しいと思われる。また、地方議員あいさつ例文集については、もっぱら政党活動、選挙活動及び後援会活動の際に利用される部分

が大きいと考えられ、やはり全額支出の容認は難しいと思われる。これらについては、政務活動とそれ以外の使用目的があると考えられるので、適宜按分を検討していただきたい。なお、包括外部監査人としては、2分の1按分が妥当と思われる。

② 田山議員

表題より、全て適法と考える。

ウ 小括【指摘】

本件支出につき、新聞購読料の内、各新聞の1部を超える部分の購読については、運用指針に照らして、会派毎に1部のみとすることを徹底していただきたい。書籍購入については、適宜、各会派にて、判例の傾向を根拠として、按分を要する場合があることを周知徹底することを求める。

第4 事務費

1 事務機器費【指摘、評価あり】

年度	令和元年度		
会派名	自民党市民会議		
使途	事務費		
支出対象	事務機器費		
細目	金額	注意事項	
シャープ複合機リース料	199,584	1 1 か月分	
キャノン複合機リース料	113,952	1 1 か月分／振込手数料含む	
キャノン複合機リース料	250,682	1 1 か月分／振込手数料含む	
テレビ佐世保有線テレビ維持費	4,320		
合計	568,538		
支出理由			
議会運営課によると、いずれも会派控室にて使用された事務機器とのこと。			
提出されている報告書の内容	丁数		■ 報告書不存在または不明
業者からの請求と支払関係の資料のみ提出されている。			

評価	
手続面	支払証明資料が出されており、実際の料金と支払額に齟齬はないようである。
内容面	<p>■判例上、事務費については、会派控室内での使用に供する場合、政務活動以外の活動も行われていると推測できることから、按分5割基準を適用した例がある。本件の支出が、「会派控室での利用にかかった支出全額」に相当することから、今後、按分制度の適用を検討されたい。</p> <p>■ケーブルテレビ視聴料については、判例上、その娯楽性を理由に全額違法とした例があるが、テレビ佐世保については、佐世保市の学校や地域の情報発信を主要なコンテンツとしており、市民生活の情報収集の手段として考え得ることから、全額違法にはならないと思料する。ただし、その視聴は、会派控室内であることから、政務活動以外の議員活動としての側面を考慮する必要がある。按分制度の適用を検討されたい。</p> <p>■事務機器につき、購入ではなくもっぱらリースを利用していることは、会派の資産形成回避を図っていると評価できる。</p>

[補足]

(1) 概要

会派所属議員にて、会派控室にて利用している複合機のリース料金及び有線テレビ料金を支出したものである。

(2) 手続面での評価

支出額に相当する金銭支払証憑書類は提出されており、支払関係での問題はない。

(3) 内容面での評価

ア 目的

会派控室において、政務活動を行う場合に必要である事務機器に関する費用及び情報収集のためのサービス料金の支出は、目的としての合理性を認めることができる。

イ 性質

会派控室内での議員の活動は、①政務活動と②それ以外の議員としての活動が混在することから、会派控室内での事務作業のために必要である機器購入及びリース並びにサービス加入については、判例上、按分を行っている例が多い。したがって、第6章の第4で指摘したとおり、本件のような会派控室内の事務費については、按分を適用することを検討すべきである。特に、本会派は、3台の複合機を利用しているところ、最大会派であることにより政務活動を少なからず行っていること以外に、選挙活動、政党活動、講演会活動も少なからず行っていることが予測される。

ウ 小括【指摘及び評価】

(1)【指摘】事務費については、今後、按分適用を検討していただきたい。

なお、包括外部監査人としては、判例の傾向に鑑み、按分2分の1を提案する。

(2)【評価】なお、複合機については、複数台使用しているという事情はあるが、これは、本会派が最大会派として議員17人（令和3年10月時点）を擁することからすると、不必要とはいえない。その上で、判例上、事務費につき違法認定を受ける例として、私的利用が疑われる物品の購入が少なくないところ、本件では、複合機につき、リース契約を利用し、経費の節減と蓄財防止を図っていることは適切である。

2 事務消耗費【指摘あり】

年度	令和元年度	
会派名	自民党市民会議	
用途	事務費	
支出対象	事務消耗費	
細目	金額	注意事項
シャープ複合機カウ ント料	178,864	
キャノン複合機 (C3520) カ ウント料等	137,482	振込手数料を含む。
キャノン複合機 (C5535) カ ウント料等	190,650	振込手数料を含む。
(株)マゴオリ 事務用品代	1,215,722	脇机、筆記用具、ステープラー、ファイル、ノー ト、トナーカートリッジ、USBメモリ、ハードディ スク、コピー紙等
(株)ニトリ	17,159	ハンガーラック代
ベネックス ストア	9,727	タブレット用キーボード代
ベスト電器	9,018	小型印刷機用のインクトナー
Amazon	6,514	タブレット用キーボード代他
ダイソー	3,250	文房具
ダイレック ス	2,062	インクトナー
ドコモ ショップ広 田店	1,760	USBケーブル

コスモス	798	乾電池
(資)古賀商店 事務用品代	604	上質紙
長崎県	190	コピー代
合計	1,773,800	
支出理由		
議会運営課によると、いずれも会派控室にて使用された事務機器とのこと。		
提出されている報告書の内容	丁数	■ 報告書不存在または不明
業者からの請求と支払関係の資料のみ提出されている。		
評価		
手続面	支払証明資料が出されており、実際の料金と支払額に齟齬はないようである。	
内容面	■判例上、事務費については、会派控室内での使用に供する場合、政務活動以外の活動も行われていると推測できることから、按分2分の1基準を適用した例がある。本件についても、今後、同様の按分を検討していただきたい。	

〔補足〕

(1) 概要

会派所属議員にて、会派控室にて利用・消費している複合機のカウンタ料及び保守料、文房具等の購入費を支出したものである。

(2) 手続面での評価

支出額に相当する金銭支払証憑書類は提出されており、支払関係での問題は無い。購入品については、これらの書類より判明している。

(3) 内容面での評価

ア 目的

(ア) 会派控室において、政務活動を行う場合に必要である事務機器利用に伴う付随費用や事務処理のための消耗品購入等の支出は、目的としての合理性を認めることができる。

(イ) なお、事務消耗品につき、判例は、事務処理との関連性が希薄な物品購入費につき違法と認定している例がある。本件について、ハンガーラック代については、会派議員の衣服を保管するための機器であると考えられ、その購入費1万7159円の支出は目的上の合理性を認めることが難しいと考える。

イ 性質

会派控室内での議員の事務処理に関する費用であることから、事務機器費と同様に、判例上、2分の1の範囲で合理性を有すると認定している例がある。したがって、第6章の第4で指摘したとおり、本件のような事務消耗品購入費につき、今後按分制度導入を検討すべきである。

ウ 小括【指摘】

(1) 本件支出中、ハンガーラック購入費1万7159円の支出は政務活動との関連性を認めることが難しいと思われる。政務活動との直接的な関連性が無い消耗品の購入については、政務活動費の支出を認めないとし、及び、その例について、再度検討していただきたい。

(2) その余について、会派控室で利用する事務消耗品の購入についても、判例を参考として按分制度を適用するか検討していただきたい。なお、包括外部監査人としては、按分2分の1を提案する。

3 その他【評価・指摘あり】

年度	令和元年度		
会派名	自民党市民会議		
使途	事務費		
支出対象	その他		
細目	金額	注意事項	
郵便代	166	連絡文書2 通用	
収入印紙	200	リース契約書作成費用	
合計	366		
支出理由			
①郵便代については、公開アンケートを求めてきた法人への回答書送付とゼンリン地図購入の領収書発行依頼書送付			
②収入印紙は複合機リース契約書作成の際に貼付したもの			
提出されている報告書の内容	丁数		■ 報告書不存在または不明
領収書及び書簡や契約書写しが提出されている。			
評価			
手続面	支払証明資料が出されている。		
内容面	<p>■ 郵送代につき、公開アンケートへの回答は市政に関する経費と考えられる。他方、ゼンリン電子版利用料の領収書交付は、同資料利用料が全額適法であると考えられることから、適切と考えられる。</p> <p>■ リース料金の収入印紙代は、複合機リース料金が、按分2分の1基準妥当と思われることに連動して同基準が用いられるべきである。</p>		

〔補足〕

(1) 概要

会派所属議員にて、会派あてのアンケートに対する回答書郵送及びゼン

リン地図購入についての領収書発行依頼書簡郵送時の切手代、並びに、複合機リース契約締結時の収入印紙代を支出したものである。

(2) 手続面での評価

支出額に相当する金銭支払証憑書類は提出されており、支払関係での問題はない。

(3) 内容面での評価

ア 目的

会派あてのアンケートに対する回答自体は市政に関する広報活動考えられ、また、資料購入の領収書発行依頼は資料購入のための必要関連事項と考えられる。よって、これらの郵送費支出につき目的上の合理性が認められる。

複合機リース契約は、事務機器利用のため不可欠な行為であり、これに必要な印紙代支出も目的上の合理性を認めることができる。

イ 性質

(ア) 郵送料支出は、いずれも不可欠な事務であり、性質上の合理性を認めることができる。実費のみに抑制していることは、評価されるべきである。

(イ) 複合機リースにつき、上記「1 事務機器費」にて述べたとおり、今後、按分適用を検討するべきとしていることに連動して、収入印紙代支出についても按分適用を検討するべきである。

ウ 小括【指摘、評価】

(ア) 指摘：本件支出中収入印紙代200円のように、事務機器費に関する経費について、按分適用を検討していただきたい。

(イ) 評価：郵送料につき実費のみとしている点は評価されるべきである。これは、広報費として包括的なガソリン代及び携帯電話代支出を容認していることと対照的である。

第9章 自民党市民会議の令和2年度報告書の調査・意見

第1 調査研究費

1 佐世保市高島・黒島現地調査（17名）

年度	令和2年度	
会派名	自民党市民会議	
使途	調査研究費	
支出対象	佐世保市高島・黒島【広聴活動・現地調査】（17人）	
細目	金額	注意事項
旅費	221,980	
日当	8,500	
合計	230,480	
支出理由		
令和2年10月26日、本会派所属議員17名にて、佐世保市高島町及び黒島町を視察したもの。目的は、①台風9号に係る被災状況、地域における要望箇所の確認、②離島が抱える諸課題について島民と意見交換を行ったというもの。		
提出されている報告書の内容	丁数	<input checked="" type="checkbox"/> 報告書不存在または不明
①高島町の被災箇所（現地職員の説明状況あり）、港湾周辺及び意見交換会の状況に関する写真8葉、②黒島フェリー仮着岸地凌渫（しゅんせつ）工事説明書き、③台風9号被害のため黒島島へのフェリー寄港不能により発生した島民生活への影響、④高島漁港の災害復旧工事説明書き、⑤高島町崎田地区被災写真8葉及び地図、⑥黒島漁港被災写真及び地図、⑦佐世保市のインターネット普及状況、⑧高島架橋要望のチラシ、⑨黒島・高島視察意見交換の結果（写真数葉及び地図添付）等		

評価	
手続面	旅費については、各議員が離島地域へ向かうための出発地点である相浦 棧橋への個別のバス料金につき報告書を用いた他、相浦港⇒高島⇒黒島 ⇒相浦港の航路につき、船舶チャーター代2回分の領収書が付されてい る。また、各離島での移動のためのタクシー借上料とタクシー船賃の領 収書が付されている。日当は、議員1名あたり500円が支払われている。
内容面	令和2年台風9号は、同年9月1日から3日にかけて日本上空を移動 し、最低気圧935hPa、五島列島にて瞬間風速44.8m/sを記録 した大規模台風であり、佐世保市の高島、黒島等離島地域のライフライン である港湾施設や道路等に被害を与えた。その被害状況と住民の意見 の視察は、佐世保市政の調査研究活動に資するといえる。視察時期は、 2か月弱経過しているが、現地の緊急を要する工事や復旧に従事する職 員への配慮、他の視察団体との日程調整、会派側の事前準備に要する期 間等を考慮すると不適切とはいえない。また、提出された報告書は、上 記の内容であり、実際に、現地の状況や住民の意思を調査した内容とな っている。よって、本件調査研究費の政務活動費からの支出は全額適 法と思料する。

[補足]

(1) 概要

自民党市民会議所属の議員17名による佐世保市高島・黒島地区（い
 ずれも離島地区）の現地調査のための旅費を支払ったものである。

(2) 手続面での評価

支出額に相当する金銭支払証憑書類は提出されており、支払関係での問
 題はない。

(3) 内容面での評価

ア 目的

佐世保市離島地域である高島・黒島地区の台風9号被害状況及びその

他住民の要望等確認のため現地へ出張することは有意義であり、その旅費等支出は目的上の合理性を認めることができる。

イ 性質

被災地域の確認と住民からの陳情対応を中心にスケジュールが組み立てられており、その旅費等支出について、適切と解する。

ウ 小括

したがって、本件支出については、全額適法と考える。

2 倉敷市出張（4名）【指摘、意見あり】

年度	令和2年度	
会派名	自民党市民会議	
使途	調査研究費	
支出対象	倉敷市【中核市サミット参加】（4人）	
細目	金額	注意事項
旅費	41,250	
宿泊費	118,400	
日当	36,000	
燃料費	14,760	
通行料等	23,800	
入館料	6,000	大原美術館（4人分）
合計	240,210	
支出理由		
令和2年10月28日から令和2年10月30日まで（2泊3日）、本会派所属議員4名にて、岡山県倉敷市内大原美術館を視察し、中核市サミット2020IN倉敷に参加したものの。		
提出されている報告書の内容	丁数 9	<input type="checkbox"/> 報告書不存在または不明
<p>「視察報告書」の表題にて提出されている。①大原美術館については、写真4葉あり。人物については、参加した議員3名と思しき者を撮影したもののみ。視察所見はあるが、A41枚のみ。もっぱら視察者の感想が多く、職員や学芸員から事情を聴取した記録はない。②中核市サミットにつきサミットの状況を撮影した写真4葉あり。その他、A42枚の報告書がある。なお、②につき90ページ程度の配布資料等写しが添付されている。</p>		
評価		
手続面	旅費については、レンタカー借り上げ費用、ガソリン代、高速道路利用料金、美術館入館料の領収書が付されている。また、日当が3000円×3泊分計上されている。	

内容面	<p>1 大原美術館視察につき、その目的は、「美術館を起点とした、観光地区整備について」とされているが、報告書の内容は、美術館の内外についての印象、感想が多く、美術館とその周辺の観光地域に関する記載は、A4サイズの「視察所見」の3分の1程度である。しかも、その内容は、抽象的である。上記目的のため、佐世保市にある既存の美術館や周辺観光地区の現状について、内容や位置関係等についての比較考察が妥当と思われるが、これに関する記載は皆無であり、また、報告書の内容からして、大原美術館の職員や学芸員との質疑応答等情報収集を行った事実は無く、また、来館前に調査目的を同美術館へ伝える等の事前調整もしていなかったようである。かかる内容では、同美術館視察は、私的観光の認定を受ける可能性がある。今後、留意することを求める。</p> <p>2 中核市サミット参加について、同サミットが、中核市における都市問題の議論や講演を行う定期事業であり、中核市の市長や市議会議員が参加するとされていることから、市議会議員の参加が佐世保市の市政に関する調査研究活動及びその他の活動に該当することは明らかであると思われる。しかし、本件の場合、報告書の内容が、中核市サミットのプログラム、写真4葉の他、A4サイズの書面2枚であり、同書面については、中核市サミットの概要説明と開催目的で占められ、その大部分が中核市WEBからの引用及び倉敷市WEBからの引用となっている。プログラムの重要項目である基調講演やパネルディスカッションの具体的な内容説明は報告書自体での記載は無いものの当日配付資料写し等で内容は確認可能。出席した議員による佐世保市への本サミットの成果還流を窺わせる事情は、「自分たちのまちを愛する気持ちが観光のみならず、すべての分野で生かすことができる力へと昇華していくと考える。」、観光については「来訪者数よりも満足度」という考え方であると感じた等、非常に抽象的な所感に止まっている。添付資料を含めれば報告書の内容は不当とはいえず、中核市サミット出席についての支出につき適法と考える。なお、報告書の記載内容次第で、政務活動目的であったことを否定されるおそれがあることにつき注意するべきである。</p>
-----	--

(1) 概要

自民党市民会議所属の議員4名による中核市サミット2020IN倉

敷出席のため、旅費及び宿泊費を支払ったものである。なお、同サミット参加前に、大原美術館に入場しており、その観覧料が政務活動費から支出されている。

(2) 手続面での評価

支出額に相当する金銭支払証憑書類は提出されており、支払関係での問題はない。

(3) 内容面での評価

ア 目的

①大原美術館視察は、その目的につき、美術館を起点とした観光地区整備についての調査とされている。また、②中核市サミットは、中核市で組織される中核市市長会が、中核市の問題や政策の研究、意見提言等を行う定期的な大会である。いずれも、議員による視察、参加について、目的上の合理性を認めることができる。

イ 性質

- (1) 大原美術館視察については、上記のとおり目的とのことであるが、その報告書は、A4サイズの用紙の3分の1程度に止まり、参加した議員による美術館に対する簡単な所感が述べられるに止まっている。大原美術館と周辺環境地区についての把握・分析がなされたとは言い難い。また、この視察にあたり、事前の調査事項の検討や美術館への連絡、視察時の美術館側との質疑応答等の事情も無かったようである。したがって、大原美術館視察は、私的観光の域に止まるとされる可能性がある。
- (2) 中核市サミット参加は、対象となる集会の性質からして、その参加自体をもって、性質上の合理性が認められる余地がある。もっとも、本件の報告書中、議員が起案した部分は、プログラム構成や中核市WEB及び倉敷市のWEBからの引用が多く、基調講演やパネルディスカッションの内容説明及び分析は存在しない。報告書上、議員の見解を示す大会

への所感も「自分たちのまちを愛する気持ちが観光のみならず、すべての分野で生かすことができる力へと昇華していくと考える。」、観光については「来訪者数よりも満足度」という考え方であると感じた等、非常に抽象的である。判例上、報告書の内容がインターネット等で入手が容易である内容に止まる場合、その報告書の証拠力に疑問を呈され、さらに、政務活動との関連性否定につながり、政務活動費支出が違法とされる流れがある。本件については、報告書とその添付資料の内容、並びに、大会の公益性を考慮し、性質上の合理性があると認めるが、報告書については、佐世保市の行政課題を明示する等し、充実を図るように努めていただきたい。

ウ 小括【指摘、意見】

- (ア) 指摘：本件支出中、大原美術館観覧料については、その観覧につき全部または一部が私的観光にあるとされる可能性がある。それゆえ、「観光地、観光施設の視察」については、私的観光との境界が問題となることを今一度周知徹底させ、必要に応じて政務活動費の按分措置または全額私費とすることの検討を求めるようにしていただきたい。
- (イ) 意見：その余の支出については適法と考えるが、報告書については、その内容につきより充実させることに努められたい。

3 岩国市・広島市視察（9名）【指摘あり】

年度	令和2年度	
会派名	自民党市民会議	
使途	調査研究費	
支出対象	岩国市・広島市視察（9人）（内1名キャンセル）	
細目	金額	注意事項
旅費	205,260	キャンセル料1名分含む
宿泊費	118,400	8人
日当	48,000	8人
土産代	11,200	岩国市・岩国市議会
合計	382,860	
支出理由		
令和2年11月4日から同月5日にかけて、①山口県岩国市の岩国市役所へ「愛宕山開発事業」について、②広島市のNTTクレドホールにて「尖閣諸島と日本人（企画展見学）」のため出張したものの。		
提出されている報告書の内容	丁数 8	<input type="checkbox"/> 報告書不存在または不明
<p>1 岩国市役所については、写真4葉、さらに、本件の視察所見と題するA4サイズ4枚の書面中、「愛宕山開発事業について」と題する報告が2枚弱程度作成されている。岩国市において、山口県と協力し、岩国基地の沖合移設事業にあたり、埋立土砂の供給とその跡地活用事業を行ったことについて、跡地につき当初の住宅団地開発事業から、途中で大病院の新築移転、消防・防災区域設置に転換したこと等の報告がなされている。これらについては、自衛隊及び米海軍基地が存在する佐世保市の将来においても基地政策及び港活用等、国県との連携や課題解決スキームにおいて参考事例になるとの感想が示されている。</p> <p>2 広島市の「尖閣諸島と日本人（企画展見学）」について、同視察所見中、A4サイズ2枚程度の報告がなされている。領土問題についての提起、説明、展示内容につき「北方領土・竹島及び尖閣諸島が我が国固有の領土であることを示す歴史的資料や人々の営みを示す資料をまとめて紹介する初めての国の施設」とされている。</p>		

評価	
手続面	<p>1 参加議員が出発地である佐世保駅へ向かうバス料金について報告書をまとめている。「佐世保市⇒岩国市⇒広島市⇒佐世保市」の移動につき、インターネットの行程検索サイト（JR特急料金につき閑散期指定）を印刷した書面を添付している。また、参加をキャンセルした議員1名のJR運賃取消料の領収証、土産品購入と推測されるレシートが添付されている。</p> <p>2 JR乗車券につき、参加をキャンセルした議員のキャンセル料金が政務活動費から支出されている。しかし、判例上、キャンセル料については、その欠席自体が政務活動に資する理由を必要とされているところ、本報告では、その理由付記がなされていない。よって、キャンセル料金については、全額違法とされる可能性がある。</p> <p>3 土産代については、佐世保市使途基準上、明確な基準なし。議会運営課によると、調査研究費として認めているとのことであった。</p>
内容面	<p>1 愛宕山開発事業用地の政策に関する調査は、岩国市と佐世保市が、長い海岸線、港湾、自衛隊基地及び米軍基地が存在するという共通点があることから、その目的につき、佐世保市政への活用を否定することはできないと思われる。ただし、岩国市による同政策は、岩国基地が、米軍海兵隊及び自衛隊の航空戦力の拠点であり、飛行訓練等による騒音問題や上空からの落下物、別の航空基地での航空機墜落問題（岩国市沿岸に石油コンビナート基地がある。）の解決のためであり、佐世保市が自衛隊及び米軍とも海上戦力に重点を置いていることから、基地問題として詳細が共通するとは限らない。佐世保市において、現行の自衛隊基地や米軍基地の移転要求が佐世保市民や企業から強く提言されているとは思われず、本調査が佐世保市の市政上、必要性を認められるかは難しいところである。</p> <p>2 広島市の企画展見学については、もっぱら領土問題に関する企画であり、この視察が、佐世保市の市政の調査研究にどの程度必要性があるかは不明である。また、本視察は、感想として、企画展の誘致の重要性を報告しているが、具体的に佐世保市への誘致を会派として活動していたという事情はないようである。しかし、本企画展の主催者である領土・主権展示会によれば、令和3年3月19日から同月28日にかけて長崎市にて、また、同年4月15日から同月24日にかけて佐世保市にて、領土・主権展示会の地方巡回展が開催されている。</p>

内容面	<p>3 土産代については、判例上、その代金、受贈者、物品内容から社会通念に照らして適否判断されている傾向がある。本件は適法と考える。</p> <p>4 以上より、岩国市視察と広島市の企画展見学について、その目的及び性質上、市政調査との関連性を完全に否定するには至らず、本監査では適法と考える。ただし、広島市の企画展見学については、佐世保市の市政に関連する部分と会派の政党活動または私的活動が混在しているとの指摘を受ける可能性があり、これにつき、按分を求められる可能性もあると思料する。</p> <p>5 キャンセル料については、判例上、キャンセル自体が政務活動と評価できる事情または社会通念上やむを得ない事情が無い場合、政務活動費からの支出を違法としたものがある。今後、キャンセル料支出については原則不可とし、例外的に認める運用とすることを検討していただきたい。</p>
-----	--

〔補足〕

(1) 概要

会派所属議員9名にて、①岩国基地移転に関わる愛宕山開発事業について岩国市役所への調査活動、②広島市の「尖閣諸島と日本人（企画展）」見学のため、旅費、宿泊費等を支出したものである。なお、9名中1名、キャンセル料を支出している。

(2) 手続面での評価

旅程及び旅費等問題なし。

(3) 内容面での評価

ア 目的

(ア) 岩国市役所への視察は、基地移設に関わる愛宕山開発事業について、岩国市の実績を調査することを目的としている。岩国市の場合、もっぱら航空基地の騒音問題や航空機体からの物資落下問題等への対処のため、住民からの基地移設要請があった。佐世保市の場合、主に米海軍及び海上自衛隊の基地があり、問題の詳細は岩国市とは異なるとも考えら

れるが、軍用基地の存在と住民の生活に関する地方自治体の問題として参考とするべき部分も多々あると考えられる。したがって、岩国市役所への視察の目的は合理性を有すると考える。

(イ) 広島市の企画展見学は、その内容が日本国の尖閣諸島に関する国境問題であり、市政との関連性が直接あるとは言い難い。ただし、長崎県は、その地形上、国境隣接部分の離島を多数抱える地形であり、沖縄県石垣市と尖閣諸島の関係に類似している。したがって、外国による侵食行動や密入国等の問題を地方自治体として無視するべきではなく、市政との間接的な関連性はあるといえる。したがって、広島市の企画展見学について、その目的は合理性があると考える。

(ウ) 議員1名のキャンセル料支出は、先述のとおり、そのキャンセル自体政務活動としての性格を有する場合、公益上または私的事情においてやむを得ない理由が無い場合、政務活動費での支出は違法とする判例がある。本件は、キャンセル理由につき、かかる例外的な理由の有無は不明であるため、目的上の合理性が認められない可能性がある。

イ 性質

(ア) 行程は、概ね移動と視察に費やされており、視察としての性質上の合理性を認めることができる。また、視察報告書について、佐世保市の行政課題との関連性が明確とは言い切れないが、視察内容が分かる内容となっていた。

(イ) 議員1名のJR乗車券のキャンセル料が支出されている部分については、性質上の合理性も認めることは難しい。

ウ 小括【指摘】

出張のキャンセル料については、原則として政務活動費からの支出は認められず、その支出を求める場合、①別の政務活動への参加のためキャンセルを余儀なくされたという事情、または、②社会通念上やむを得

ない私的事実の説明及び証明を条件とするようにすることを検討して
いただきたい。

4 呉市・広島市出張、財政研修（6名）【指摘あり】

年度	令和2年度	
会派名	自民党市民会議	
使途	調査研究費	
支出対象	呉市、広島市（財政研修）、広島県（6人）	
細目	金額	注意事項
旅費	165,520	
宿泊費	177,600	
日当	54,000	
財務研修会	180,000	受講料
乗船料	9,000	呉湾艦船めぐり（6人分）
記念館観覧料	250	入船山記念館（1名分）
土産代	4,800	呉市及び広島県
合計	591,170	
支出理由		
令和2年11月16日から同月18日にかけて（2泊3日）、①呉市役所視察「観光行政について」、②ワークピア広島にて地方議員研究会セミナー「議員が知っておくべき財政の話」受講、③広島県庁視察「ひろしまサンドボックスについて」の出張経費。		
提出されている報告書の内容	丁数	10 <input type="checkbox"/> 報告書不存在または不明
①呉市役所、広島県庁の視察については、呉市のみ写真6葉が付されている。それ以外は、議員作成のものとして視察項目のみ箇条書き記載。なお、多数の既存資料が添付されていた。②セミナー受講について、6名の議員が、A4サイズ各1枚の報告書を提出。		
評価		
手続面	<p>1 参加議員が出発地である佐世保駅へ向かうバス料金について報告書をまとめている。「佐世保市⇒呉市⇒広島市⇒佐世保市」の移動につき、インターネットの行程検索サイト（JR特急料金につき閑散期指定）を印刷した書面を添付している。また、セミナー受講料、遊覧船乗船料の領収証（セミナー受講料については一部振込証明書で代替あり）、記念館入館料レシート、土産品購入と推測されるレシートが添付されている。</p> <p>2 土産代については、社会通念に照らし判断することになる。</p>	

内容面	<p>1 セミナーについては、地方議員研究会が主催している。同会は、もっぱら地方議員の議員活動向上のための勉強会を企画している団体であるとのこと。本件のセミナー内容も、地方財政が対象となっており、汎用性に富むとはいえない。また、報告書についても簡略ではあるが、受講内容を前提とした感想や意見が記載されており、佐世保市政への活用が見込まれる。それゆえ市政の調査研究に資するものといえ、本セミナー参加に係る経費支出は全額適法と思料する。</p> <p>2 呉市役所、広島県庁の各視察については、呉市役所の視察状況の写真と既存の呉市議会事務局議会要覧や観光施設のパンフレットをまとめた「視察関係資料」の他、呉市役所、ワークピア広島、広島県庁視察につき議員自ら作成した文書は見当たらなかった。この内容では、報告書としての証拠力が不足していると認定されるおそれがある。より充実した報告書作成を求める。</p>
-----	---

[補足]

(1) 概要

自民党市民会議所属の議員6名による呉市役所での「観光行政」に関する調査、広島市内での地方行財政に関するセミナー受講、広島県庁での産業政策「ひろしまサンドボックス」の調査のため、旅費及び宿泊費等を支払ったものである。なお、呉市での呉湾艦船めぐり乗船料及び入船山記念館観覧料が政務活動費から支出されている。

(2) 手続面での評価

支出額に相当する金銭支払証憑書類は提出されており、支払関係での問題は無い。

(3) 内容面での評価

ア 目的

(ア) 呉市役所の調査は、同市の観光行政に関する調査を目的としている。

呉市は、佐世保市と同じく、過去に鎮守府が設置されていた共通の歴史

があり、観光行政においても参考とすべき部分があると思われる。よって、その調査目的は合理性を認めることができる。

(イ) 呉湾艦船めぐり及び入船山博物館観覧は、呉市の観光コンテンツを実際に体感することが目的と考えられる。かかる目的については合理性を認めることができる。

(ウ) 広島市の地方行財政に関するセミナー受講は、市政の行財政に関する知識修得が目的であり合理性を認めることができる。

(エ) 広島県庁の「ひろしまサンドボックス」は、広島県によるAI及びIoT技術を活用した広島県内の殖産推進政策であり、その調査につき目的上の合理性を認めることができる。

※佐世保市において、一般的な民間企業よりも高度の情報管理水準を得ていること及びその活用の必要については、令和2年度佐世保市包括外部監査報告書「情報公開と情報管理」を参照していただきたい。

イ 性質

(ア) 呉市役所、広島県庁の各視察には、多くの資料が添付されているが、いずれも議員以外の者が作成した既成の資料と推測できる。そして、呉市役所、広島県庁の各視察とも、議員の視察状況に関する写真が付されているが、特に、議員が作成したと思われる報告書は存在しない。かかる状況では、いかなる視察を行ったのかについて、一定の推測はできるものの、その視察結果についての議員の所感、佐世保市の行政課題との関連性等が全く不明である。本件のように、重要部分の報告書が存在しない場合、本件視察が私的な観光旅行に類するとの疑いが残り、性質上の合理性を認めることはできない。沿岸遊覧や博物館観覧の費用も同様である。

(イ) 広島市での地方行財政に関するセミナーについては、参加議員の報告書が作成されており、その内容につき問題はない。性質上の合理性を

認めることができる。

(ウ) 広島県庁の視察につき、報告書の添付はなく、視察状況の写真が添付されているのみである。本件の報告書が不存在である以上、呉市役所の視察と同様に性質上の合理性を認めることは困難である。

ウ 小括【指摘】

本件支出中、呉市役所及び広島県庁視察部分の旅費、宿泊費等支出については、報告書が実質的に存在すると評価されない可能性がある。その場合、判例上、端的に報告書不在部分の出張の支出につき、全部または一部を違法としている例がある。そこで、「出張に関する報告書については、全ての視察先や参加した講習、催事等について、網羅的に作成されることを要すること」について、今一度徹底するようにしていただきたい。

なお、本件では、参加した議員中、6名全員がセミナーの報告書を提出し、呉市役所や広島県庁の各視察についての報告書が皆無という不均衡な内容となっている。報告書作成の分担にあたり、何らかの疎漏があった可能性があり、この点についても留意を求める。

第2 研修費

1 大阪市での財務研修（1名）【指摘あり】

年度	令和2年度	
会派名	自民党市民会議	
使途	研修費	
支出対象	財務研修【大阪市】1人	
細目	金額	注意事項
旅費	57,610	パック旅券のため宿泊費含む
夕食費	3,200	パック旅券のため
日当	9,000	
財務研修会	30,550	受講料
合計	100,360	
支出理由		
令和2年11月3日から同月5日にかけて（2泊3日）、地方議員研究会セミナー「議員が知っておくべき財政の話」受講（大阪市内にて11月4日開催）出席のための出張経費。		
提出されている報告書の内容	丁数 1	<input type="checkbox"/> 報告書不存在または不明
セミナー受講について、A4サイズ1枚の報告書を提出している。		
評価		
手続面	交通費については、航空券、高速バス、リムジンバスの往復等費用がパック方式となっており、その金額が5万2800円であり、領収証が付されている。空港使用料740円が控除され、他方、日当9000円、夕食代1600円の2回分合計3200円が計上されている。その合計は、6万9470円となる。なお、自宅から佐世保駅前までのバス代340円が加算されている。その他、研修会受講料、振込手数料の疎明のため、領収証、振込証明書が添付されている。	

内容面	<p>1 セミナーについては、地方議員研究会が主催している。同会は、もっぱら地方議員の議員活動向上のための勉強会を企画している団体であるとのこと。本件のセミナー内容も、地方財政が対象となっており、汎用性に富むとはいえない。また、報告書についても簡略ではあるが、受講内容を前提とした感想や意見が記載されており、佐世保市政への活用が見込まれる。それゆえ市政の調査研究に資するものといえ、本セミナー参加に係る経費（研修料、旅費）支出は全額適法と史料する。</p> <p>2 ただし、夕食代2回分3200円が付されていることについては留意が必要である。これにつき、「パック旅券のため」とあるが、パック旅券の領収証は額面5万2800円であり、これは、旅費明細書の「パック 料金5万2060円（5万2800円から空港利用料740円を控除したもの）」とは別に、「夕食2 3200円」と計上されていることと整合しない。そして、判例上、食事代については、研修等政務活動の有無に関わらず消費を余儀なくされることから、政務活動費からの支出にあたっては、その食事が政務活動との分離困難である特別の事情を要するとされている。本件の研修は、第2回目の開始時間が午後2時からとされており、夕食を取りながらの研修を余儀なくされた等の特別の事情があったとは想定し難い。日当と食事代では判例が異なる判断をしていることから、食事代につき原則認められないとする運用を検討していただきたい。</p>
-----	--

[補足]

(1) 概要

大阪市内で開催された地方議員向けの財政研修につき、自民党市民会議所属の議員1名が受講した際の旅費、夕食費、日当、受講料を支払ったものである。

(2) 手続面での評価

支出額に相当する金銭支払証憑書類は提出されており、支払関係での問題はない。

(3) 内容面での評価

ア 目的

セミナー名は、「議員が知っておくべき財政の話」であり、地方自治体財政に関する知識習得が目的であることから、本件支出は目的上の合理性を有する。

イ 性質

前目的の達成のため、セミナー開催地への旅費や受講料を支出することは性質上合理性を認め得る。ただし、夕食代3200円については、別途支出していることについては注意が必要である。判例上、政務活動のための出張先にて夕食代を支出する場合、その夕食が政務活動との分離が不可能である等の例外的な事情がない限り、政務活動費からの支出を違法としている。それゆえ、今後、視察等のための出張につき、食事代については、①その食事代のみで計上することは原則として許されず、仮に、計上する場合には、その食事が政務活動との分離が不可欠であることの説明と証明を要するとするべきである。なお、②パック旅行については、極力食事が入らないように注意するべきである。これは、そのパック旅行で、食事の内容がセールスポイントとなっている場合、政務活動費からの支出が不相当とされるためである。仮に、パック旅行に食事代が含まれているとしても、パック旅行を利用することなく個別に交通費を支出する方が高額になる場合には、食事代が含まれることが許容され得ると思われる。それから、判例上、日当支出について争いとなった例があるが、規則や運用指針等により認められる場合、その日当が不当に高額でなければ、出張により発生する雑費を充当するものと考えられることから適法とされた例がある。食事代と日当については、判例上、取扱が異なっていることに、よく注意していただきたい。

ウ 小括【指摘】

今後、視察等のための出張につき、①食事代のみで計上することは原則

として許されず、仮に、計上する場合には、その食事が政務活動との分離が不可欠であることの説明と証明を要するとするべきである。また、②パ
ック旅行の取扱につき、前①の潜脱とならないように定めるようにしてい
ただきたい。

2 広島市での財務研修（3名）

年度	令和2年度	
会派名	自民党市民会議	
使途	研修費	
支出対象	財務研修【広島市】3人	
細目	金額	注意事項
旅費	77,910	
宿泊費	44,400	
日当	18,000	
財務研修会	9,055	受講料
合計	149,365	
支出理由		
令和2年11月16日から同月17日にかけて（1泊2日）、ワークピア広島にて地方議員研究会セミナー「議員が知っておくべき財政の話」受講のための出張経費。		
提出されている報告書の内容	丁数	3 <input type="checkbox"/> 報告書不存在または不明
セミナー受講について、3名の議員が、A4サイズ合計5枚の報告書を提出している。		
評価		
手続面	参加議員が出発地である佐世保駅へ向かうバス料金について報告書をまとめている。「佐世保市⇒広島市⇒佐世保市」の移動につき、インターネットの行程検索サイト（JR特急料金につき閑散期指定）を印刷した書面を添付している。また、セミナー受講料の領収証、振込証明書が添付されている。	
内容面	セミナーについては、地方議員研究会が主催している。同会は、地方議員の議員活動向上のための勉強会を企画している団体であるとのこと。本件のセミナー内容も、もっぱら地方財政が対象となっており、汎用性に富むとはいえない。また、報告書についても簡略ではあるが、受講内容を前提とした感想や意見が記載されており、佐世保市政への活用が見込まれる。それゆえ市政の調査研究に資するものといえ、本件支出は全額適法と思料する。	

〔補足〕

上記 1 の大阪市内での地方議員研修会セミナー「議員が知っておくべき財政の話」と同様のセミナーを広島市開催時に受講した旅費、宿泊費、受講料等を政務活動費より支出したもの。目的及び性質上の合理性が認められ、本件支出は全額適法である。

3 政務活動費研修（L I V E 研修）

年度	令和2年度		
会派名	自民党市民会議		
用途	研修費		
支出対象	政務活動費研修【オンライン受講】1名		
細目	金額	注意事項	
受講料	15,330	オンライン受講料及び手数料	
合計	15,330		
支出理由			
令和3年1月22日、地方研究機構主催のライブ研修「議員活動のコンプライアンスと政務活動費」受講のための出張経費。			
提出されている報告書の内容	丁数	1	<input type="checkbox"/> 報告書不存在または不明
セミナー受講について、1名の議員が、A4サイズ合計1枚の報告書を提出している。			
評価			
手続面	請求書及び振込証明書が添付されている。		
内容面	セミナーについては、一般社団法人地方自治研究機構が主催している。同会は、もっぱら地方議員の議員活動向上のための勉強会企画及び地方自治研究の発表を行っている団体であるとのこと。本件のセミナー内容は、地方議員のコンプライアンスと政務活動が対象となっており、汎用性に富むとはいえない。また、報告書についても簡略ではあるが、受講内容を前提とした感想や意見が記載されており、佐世保市政への活用が見込まれる。それゆえ市政の調査研究に資するものといえ、本件支出は全額適法と思料する。		

〔補足〕

ライブ研修「地方議員のコンプライアンスと政務活動費」を講習したものであり、市政に関する研修そのものといえる。報告書も提出されている。受講及び受講料支出は、目的及び性質上の合理性を認めることができる。

以上より、本件支出は適法と解する。

4 スポーツ施設研修会【意見あり】

年度	令和2年度	
会派名	自民党市民会議	
使途	研修費	
支出対象	スポーツ施設研修会	
細目	金額	注意事項
会場使用料	640	
合計	640	
支出理由		
自民党市民会議スポーツ振興研究会による「第2回 スポーツ振興研究会」開催の会場使用料とのこと。		
提出されている報告書の内容	丁数	■ 報告書不存在または不明
報告書は存在しないが、代替資料として、「第2回 スポーツ振興研究会の開催について」と題する本会派所属議員向けの告知文書、参加議員一覧表、同研究会の写真2葉が付されている。		
評価		
手続面	令和2年12月1日付け佐世保市あての納入通知書兼領収証書1枚が付されている。支出額につき誤りはない。	
内容面	報告書不存在であるが、上記告知文書より、①佐世保市総合グラウンドの視察、②スポーツ用品製造・販売会社所属の講師による基調講演「自治体におけるスポーツ施設の意義・必要性」が開催されたことが分かる。目的・性質の合理性を認めることができる。ただし、参加議員による報告書を添付すべきである。	

〔補足〕

(1) 概要

本会派が主催する研修会「第2回 スポーツ振興研究会」の会場使用料を支出したものである。

(2) 手続面での評価

支出額に相当する金銭支払証憑書類は提出されており、支払関係での問題はない。

(3) 内容面での評価

ア 目的

スポーツ振興研修会は、佐世保市内のスポーツ施設の視察、自治体におけるスポーツの役割の知識習得が目的となっており、目的上の合理性を認めることができる。

イ 性質

上記目的の達成のため、講演会の会場使用とその費用支出は性質上の合理性も認めることができる。それゆえ、本件支出は適法と解する。ただし、参加議員による研修の成果が不明であり、報告書提出を検討していただきたい。

ウ 小括【意見】

本件支出は全額適法と解する。ただし、報告書提出をしていただきたい。

第3 広報費

1 前畑弾薬庫移転に伴う現地説明会【指摘あり】

年度	令和2年度		
会派名	自民党市民会議		
使途	広報費		
支出対象	通行料		
細目	金額	注意事項	
通行料	320	高速道路料金。	
合計	320		
支出理由			
令和2年10月27日、前畑弾薬庫移転に伴う現地説明会出席。 令和2年10月28日、針尾地区での防衛局の意見交換会出席。 この内、10月28日のみの分を請求しているようである。			
提出されている報告書の内容	丁数		■ 報告書不存在または不明
二次開示資料を確認したところ、報告書は存在しなかった。佐世保市役所及び佐世保市議会議員間の前畑弾薬庫移転・返還に係る進捗状況の地元説明会開催に関する告知関係の電子メールを印刷したもの（A4サイズ2枚）が添付されていた。			
評価			
手続面	レシートが提出されている。		
内容面	政務活動の内容が不明である。低額支出であっても報告書提出を徹底されたい。		

[補足]

(1) 概要

防衛省九州防衛局主催の前畑弾薬庫の移転・返還に係る進捗状況の説明会に本会派議員が参加するため自動車専用道路利用料金を支出したものである。

(2) 手続面での評価

支出額に相当する金銭支払証憑書類は提出されており、支払関係での問題はない。

(3) 内容面での評価

ア 目的

前畑弾薬庫移転に伴う現地説明会等の表題が記載されており、市政に関わる何らかの行動であると考えられるが、参加議員が作成した報告書は存在しない。また、代替資料の電子メール写しは、同説明会の開催日時、場所等に関する事前告知のみであり、同説明会の内容は不明である。したがって、政務活動としての目的上の合理性を認めることはできない。

イ 性質

報告書も存在しないことから、目的の合理性のみならず、性質上の合理性を認めることはできない。

ウ 小括【指摘】

低額支出であるとしても、公費支出の責任から導かれる透明性確保の要請は重要である。出張先に関わる事実及び佐世保市の行政課題との関連性を示す報告書提出を徹底していただきたい。

2 ガソリン代【指摘あり】

年度	令和2年度	
会派名	自民党市民会議	
使途	広報費	
支出対象	ガソリン代	
細目	金額	注意事項
市岡博道	35,302	12か月分
松尾裕幸	58,627	12か月分
長野孝道	51,205	12か月分
草津俊比古	33,691	12か月分
田中稔	53,351	12か月分
大村哲史	68,138	12か月分
林健二	46,839	10か月分
崎山信幸	0	
山口裕二	114,328	12か月分／4月～9月、11月～2月にかけて、毎月約150～175ℓ給油。給油所は江迎町三浦であり、佐世保市役所と給油所は道のりで約20km。
湊浩二郎	83,512	12か月分／領収証の宛名は全て「自民党市民会議」
永安健次	117,927	12か月分／4月に約150ℓ、6月～3月まで毎月約150～165ℓ給油。給油所は大部分北松浦郡佐々町市場免であり、道のりで約12km。
山下廣大	117,785	12か月分／月毎領収証のみであり、宛名が空白。12か月間でほぼ満額の12万円に近い。給油所は全て佐世保市三浦町内。
北野正徳	45,566	6か月分（4月～9月）
萩原活	91,099	12か月分
久保葉人	32,433	12か月分
橋之口裕太	27,829	8か月分
角田隆一郎	107,378	12か月分／ハイオクガソリン利用。

鶴大地	38,501	7 か月分／ハイオクガソリン利用。	
田山藤丸	98,466	1 2 か月分／	
合計	1,221,977		
支出理由			
佐世保市運用指針では、広報費として、ガソリン代については2分の1の額を月毎上限1万円まで政務活動費からの支出を認めている。			
提出されている報告書の内容	丁数		■ 報告書不存在または不明
評価			
手続面	会派所属議員毎に、「政務活動費 燃料費 支払証明書（合計表）」と題する書面が提出されており、これに当該年度の月毎ガソリン代が記載されている。これに領収証及びレシートが添付されている。		
内容面	<p>1 領収証、レシートの宛名が不明であっても、議員の支出と認定するのであれば問題。</p> <p>2 広報費については、通常、市政報告等のため広報誌発行、ホームページ作成、新聞の意見広告、市民向けの報告会開催が直接的に認められるものであり、交通費は、これに必要な限りで認められるものである。しかし、ガソリン代について、いかなる広報活動に用いたのかが不明な現状の方式につき問題がある。ガソリン代については、①研究調査費、②研修費、③要請陳情等活動費、④会議費等に割り振るべきであり、広報費として抽象的に認容する現在の運用指針自体改正するべきと思われる。</p>		

〔補足〕【指摘】

概要、手続面の評価、内容面の評価は、第8章の第2の「1 ガソリン代」のとおりである。ガソリン代の包括的支出については、今後、その改廃自体検討していただきたい。仮に、包括的支出の必要性があるとして維持する場合、

ガソリン代請求にあたり、対象月に行った自動車移動を伴う広報活動（広報費のみならず、広聴費、要請陳情等活動費、事務費としても容認する場合、広聴活動、要請陳情活動、事務作業を含む。）について、報告書またはこれに準じる資料を提出するべきである。

3 電話代【指摘あり】

年度	令和2年度	
会派名	自民党市民会議	
用途	広報費	
支出対象	電話代	
細目	金額	注意事項
会派控室電話料	4,344	会派控室固定電話料金のもよう。全額計上されている。
タブレット端末通信費	428,672	佐世保市が議員1名につき1台貸与しているタブレットの端末通信費負担金。通信費の2分の1を佐世保市へ納付するルールとなっているとのこと。
NTTファイナンス(株)	63,474	会派控室ファクシミリ等通信費用とのこと。
NTTコミュニケーションズ	15,840	会派控室プロバイダ料とのこと。
市岡博道	47,152	毎月の携帯電話料金+auスマートパスプレミアム548円+紙請求書発行手数料220円を計上している。
松尾裕幸	39,343	毎月の携帯電話料金から端末等代金分割支払金、パケット等除外分を控除した額を計上している。その結果、auスマートパスプレミアム409円も政務活動費から支出している。
長野孝道	37,513	4月から12月は支払明細はなし。1月～3月は、端末購入費やパケット使用料等控除部分の証明のため支払明細が付されている。サブスクサービスはないようである。
草津俊比古	35,875	各月使用料に紙請求書発行手数料220円を合算している。

田中稔	39,509	各月使用料から端末等代金分割支払金を控除した額を計上している。3月及び4月のみauスマートパスプレミアム加入により548円、毎月紙請求書発行手数料220円も計上されている。
大村哲史	61,516	各月使用料から機種変更先取プログラム料300円、アップルウォッチへの通信サービス料350円、ネットフリックス使用料1320円を控除した額を計上しているもよう。
林健二	0	
崎山信幸	44,411	毎月の携帯電話料金から端末等代金分割支払金、パケット等除外分として、auスマートパスプレミアム548円も除外している。毎月紙請求書発行手数料220円も計上されている。
山口裕二	27,635	毎月の携帯電話料金から端末等代金分割支払金を控除した額を計上。ただし、4月のみヘルスアプリ利用料300円が加算されている。
湊浩二郎	40,756	毎月の携帯電話料金から端末等代金分割支払金及びパケット等除外分を控除した額を計上している。7月分のみ明細書紛失により自作。
永安健次	34,953	auスマートパス409円、auかんたん決済料110の合計519円が12か月分計上されている。
山下廣大	57,340	4月は請求なし。5月から9月までは電話料金の内訳につき「基本料、通話料、オプション、データ通信料、その他」のみ判明する。10月から3月までは、携帯電話料金全額のみしか不明。
北野正徳	19,444	毎月有料コンテンツ使用料が付されている。また、Apple故障紛失サポート料月額1309円も付されている。
萩原活	0	
久保葉人	61,339	毎月請求書発行手数料が計上されている。
橋之口裕太	30,138	4月は請求なし。5月分につき無料特典とされていた「情報料 Enjoy パック」月額500円が、6月から3月まで有料となっている。

角田隆一郎	0	
鶴大地	45,131	4月、5月の請求なし。6月から3月まで、携帯電話料金全額のみ表記であり、詳細不明。
田山藤丸	43,918	毎月請求書発行料計上。また、毎月、dTV利用料が計上されている点は問題。
合計	1,178,303	
支出理由		
佐世保市運用指針では、広報費として、電話代については2分の1の額を月毎上限7000円まで政務活動費からの支出を認めている。		
提出されている報告書の内容	丁数	■ 報告書不存在または不明
評価		
手続面	<p>1 佐世保市役所内会派控室の固定電話料金については、佐世保市発行の納入通知書兼領収書が付されている。</p> <p>2 タブレット端末通信費についても佐世保市発行の納入通知書兼領収書が付されている。</p> <p>3 NTT西日本支払分については、NTTファイナンス(株)の口座振替通知書が付されている。いずれも宛名は自民党市民会議である。</p> <p>4 NTTコミュニケーションズへの支払分については、各期の引落分らしき通帳の写しが付されている。ただし、通帳の名義は不明であり、そもそも何のための支払かは外見上分からない。</p>	

内容面	<p>■市岡：auスマートパスプレミアムは電子書籍や音楽のサブスクリプション追加料金であり、月毎548円の12か月分である6576円については政務活動費からの支出は不適切と思われる。</p> <p>■松尾：auスマートパスプレミアム月毎409円の12か月分である4908円については全額不適切とされる可能性がある。</p> <p>■田中：auスマートパスプレミアム月毎548円の2か月分である1096円については不適切とされる可能性がある。</p> <p>■大村：ネットフリックス等の政務活動費を関連しないサービス料金を控除しているのは適切であるが、添付している明細につき、議員あてのものかが分からない。</p> <p>■崎山：auスマートパスプレミアムの月毎548円については、政務活動費からの請求より除外しており適切。</p> <p>■山口：4月及び5月請求にdヘルスケア300円が計上されている。これは、同月末にサービス終了したものの。歩数に合わせdポイントがもらえ、医師に質問ができるという内容。政務活動費と無関係であり、不適切と思われる。</p> <p>■湊：7月分につき、明細書紛失から報告書を自作して代えているが、再発行等は容易と思われる。</p> <p>■永安：auスマートパス月毎409円の12か月分である4908円、EZ有料情報サービス情報料月毎110円の7か月分である770円、auかんたん決済情報料月毎110円の12か月分である1320円は、不適切とされる可能性がある。</p> <p>■山下：オプションサービス月毎1960円が5月から10月まで加算されているが詳細不明。11月から3月分は、モバイル分の請求総額のみが疎明資料となっており詳細不明。全部または一部が不適切とされる可能性がある。</p>
-----	--

	<p>■北野：毎月の有料コンテンツ料330円6か月分である1980円は不適切と思われる。故障紛失サポート料が高額であり、本監査では適法とするが違法の意見も考えられる。</p> <p>■萩原：電話代請求なし。</p> <p>■久保：パケット定額使用料が割高感はあるものの基本料及び通話料等の請求のみであり適切であると思われる。</p> <p>■橋之口：5月分で無料サービスであったEnjoyパックが、6月分～3月分まで有料月毎500円となっている。同サービスは、ネットショッピングのポイント還元率を高めるためのものであり、10か月分5000円全額が不適切とされる可能性がある。</p> <p>■角田：請求なし</p> <p>■鶴：モバイル分の請求総額のみが疎明資料となっており詳細不明。これらにつき全部または一部が不適切とされる可能性がある。</p> <p>■田山：dTV料金500円の12か月分6000円につき不適切とされる可能性がある。</p>
--	---

〔補足〕【指摘】

概要、手続面の評価、内容面の評価は、第8章の第2の「2 電話代」としておりである。

(ア) 固定電話代、ファクシミリ通信費、プロバイダ料金

会派控室の固定電話代、ファクシミリ通信費、プロバイダ料金はその必要性につき理解できるが、項目を「広報費」に限定すると、市政の広報活動以外の政務活動の使用に疑義を呈される可能性がある。それゆえ、「調査研究費」、「要請陳情等活動費」及び「事務費」と併せる等検討されたい。

その上で、会派控室内での事務作業や維持経費につき、本監査で説明し

ている多数の判例において、按分が妥当とされていること、及び、その按分率として会派控室の事例で2分の1を多く用いられていることを参考として、按分ルール適用を検討されたい。

(イ) 携帯電話料金

携帯電話代の包括的支出については、今後、その改廃自体検討していただきたい。仮に、包括的支出の必要性があるとして維持する場合、携帯電話代請求にあたり、対象月に行った携帯電話を用いた広報活動（広報費のみならず、広聴費、要請陳情等活動費、事務費としても容認する場合、広聴活動、要請陳情活動、事務作業を含む。）について、報告書またはこれに準じる資料を提出すべきである。また、上記表の各サブスクリプションサービス料等につき精査し、適宜政務活動費から支出すべきではない部分の控除を行うように努めていただきたい。

4 印刷製本費・郵送料【意見あり】

年度	令和2年度	
会派名	自民党市民会議	
使途	広報費	
支出対象	印刷製本費／郵送料	
細目	金額	注意事項
印刷製本費	118,800	一次開示では領収書のみ／二次開示で原本確認
切手代	142,800	政務活動費郵送料／一次開示では領収書のみ
合計	261,600	
支出理由		
<p>崎山議員より政務活動広報誌3000部の印刷代、郵送料として840円切手170ケ分。</p>		
提出されている報告書の内容	丁数	■ 報告書不存在または不明
<p>広報誌原本1部が付されている。広報誌は、A4サイズ4面カラー刷り。内容は以下のとおり。</p> <p>1ページ目：紙面の1／3が「さきやま信幸特集号」の表題と議員カラー写真。同写真に「あなたの一票を大切にします。」の付記あり。もう1／3が「ごあいさつ」の表題の上であいさつ文記載。残り1／3がコロナワクチン接種体制に関する記事。</p> <p>2ページ目と3ページ目は見開き：「令和3年度 政府施策に関する重要要点事項」の表題と財務省、外務省、防衛省、国土交通省との交渉結果の記事がある。一部議員の写真あり。</p> <p>4ページ目：紙面の1／2が西九州佐世保道路4車線化事業の工事進捗状況に関する報告記事、残り1／2が佐世保中央公園リニューアルの記事。</p>		
評価		
手続面	<p>広報誌印刷代及び切手購入の領収証あり。ただし、この広報紙を実際に送付したのかどうか、何人に送付したのかは不明。</p>	

内容面	判例上、広報誌に関する政務活動費支出の適否は、その広報誌において調査研究や議員活動等についての報告部分がどの程度占めているかの按分を用いている。本件は、全体として政務活動報告であると評価できる内容であり、印刷費は全額適法である。また、その郵送料についても全額適法と考える。ただし、例えば、送付先がもっぱら当該会派、議員の後援会等となっている場合、政党活動として認定される余地がある。本件の場合、郵送先についても報告するべきである。
-----	---

〔補足〕

(1) 概要

会派所属議員が作成した政務活動広報誌の印刷製本代と郵送のための切手代を支出したものである。

(2) 手続面での評価

支出額に相当する金銭支払証憑書類は提出されており、支払関係での問題は無い。

(3) 内容面での評価

ア 目的

(ア) 外部監査人は、二次開示にて、政務活動広報誌の内容を確認した。その内容は、佐世保市内の新型コロナウイルスワクチン接種体制に関する報告、中央省庁との交渉結果報告、佐世保市内の公共工事に関する報告で占められている。他方、選挙活動や政党活動等に類する記事は無かった。それゆえ、本件広報誌の作成とその支出につき、目的上の合理性を認めることができる。

(イ) 前(ア)の目的を有する広報誌の郵送料については、その目的の合理性についても前(ア)と同じくするものとする。

イ 性質

(ア) 広報誌を用いての住民に対する政務活動報告は、広報活動としての

典型的かつ伝統的な手段である。紙面の内容上も問題はなく全体につき性質の合理性を認めることができる。

(イ) 本件広報誌郵送料についても、剰余金発生は無く、また不当に高額ともいえないことから、性質上合理性を認め得る。

ただし、本件の報告では、広報誌の郵送先に関する資料が存在しなかった。判例上、広報誌の郵送先が何人であるかは、政務活動費支出の適否判断の一要素となっており（裁判例19）、本件のようにこれが不明である場合、一部政党活動等政務活動以外の目的・性質の可能性ありと判断されるおそれがある。広報誌及びその他の政務活動に関わる郵便物の郵送にあたっては、郵送先が明確に分かる報告を付記することを検討されたい。

ウ 小括【意見】

本件支出は適法と考える。ただし、報告にあたり郵送先を明確にする等今後の運用において検討されたい。

第4 資料購入費【指摘あり】

年度	令和2年度		
会派名	自民党市民会議		
使途	資料購入費		
支出対象	図書・雑誌購入費		
細目	金額	注意事項	
日本農業新聞	31,476	長野孝道 12か月	
全国農業新聞	8,400	林健二 12か月	
参考図書	118,530	橋之口裕太 68冊	
合計	158,406		
支出理由			
政務活動に資するとされる新聞購読、参考図書購入。			
提出されている報告書の内容	丁数		■ 報告書不存在または不明
評価			
手続面	日本農業新聞、全国農業新聞とも支払証明資料が出されている。 書籍購入費についてもネット注文の疎明資料が出されている。		

内容面	<p>■各新聞については、農業に関する情報取得と推測され、娯楽性はなく、全額適法と思われる。</p> <p>■書籍については以下のとおりか。</p> <p>地方議員は必要か3万2000人の大アンケート⇒許容できる。</p> <p>岐路に立つ指定管理者制度…⇒許容できる。</p> <p>自治体民営化のゆくえ⇒許容できる。</p> <p>地域包括ケアののまちづくり⇒許容できる。</p> <p>ごみ効率化⇒許容できる。</p> <p>よくわかる地域包括ケア⇒許容できる。</p> <p>まちづくりとしての地域包括ケアシステム⇒許容できる。</p> <p>地域包括ケアとは何か⇒許容できる。</p> <p>自分らしく生きて死ぬことがなぜ難しいのか⇒許容できる。</p> <p>保育白書⇒許容できる。</p> <p>地域包括支援体制のいま⇒許容できる。</p> <p>プライマリー・バランス亡国論⇒許容できる。</p> <p>MMTとは何か⇒許容できる。</p> <p>インフラ・イノベーション⇒許容できる。</p> <p>日本政策投資銀行⇒許容できる。</p> <p>スポーツまちづくりの教科書⇒許容できる。</p> <p>医療崩壊の真実⇒許容できる。</p> <p>SDGs人材からソーシャル・プロジェクトの担い手へ⇒許容できる。</p> <p>理論疫学者・西浦博の挑戦⇒許容できる。</p> <p>新型コロナ対応・民間臨時調査会⇒許容できる。</p> <p>地方議会議員ハンドブック⇒許容できる。</p> <p>コロナ機器の政治（安部政権VS知事）⇒許容できる。</p> <p>自分の頭で考える日本の論点⇒市政と直接関連性があるか断定できない。按分が妥当と思われる。</p> <p>地域を替えるソーシャルワーカー⇒許容できる。</p> <p>イラストでわかるはじめての社会福祉法人会計⇒市政と直接関連性があるとは限らないが許容し得ると思われる。</p>
-----	--

社会福祉法人会計の「基本」⇒市政と直接関連性があるとは限らないが許容し得ると考える。

介護職がいなくなる：ケアの現場⇒許容できる。

コロナ危機の社会学⇒市政と直接関連性があるとは限らないが、新型コロナウイルスの流行という時勢を考慮すると許容し得ると考える。

空気が支配する国⇒市政と直接関連性があるか不明。按分が妥当と思われる。

スマホ脳⇒表題のみでは違法可能性があるが、内容はスウェーデンにおける教育政策に関連している。許容できる。

図解入門ビジネス・最新地域商社の基本と仕組み⇒市政と直接関連性があるとは限らないが許容できると考える。

広報会議10月号⇒市政と関連性があるかは不明であるが、議員の所属委員会を斟酌し許容できると考える。

ソーシャル・プロジェクトを成功に導く12ステップ⇒市政と直接関連性があるとは限らないが許容し得ると考える。

質問力で作る政策議会⇒許容し得ると考える。

百田尚樹の日本国憲法⇒市政と直接関連性があるか不明。按分が妥当と思われる。

介護事業を成功に導くはじめての施設長マニュアル⇒市政と関連性があるかは不明。不適切とも考えられるが、議員の所属委員会との関連性あり。許容できると考える。

新しい世界・世界の賢人16人が語る未来⇒表題上、市政との関連性が非常に乏しいと思われる。不適切と判断する。

教育は変えられる。⇒許容できる。

コロナ後の教育へ⇒許容できる。

最新教育動向2021時事ワード60⇒許容できる。

経済安全保障リスク米中対立が突き付けたビジネスの課題⇒市政以外の目的介在の可能性あり。ただし、議員の所属委員会との関連性を考慮し全額許容できると考える。

ポピュリズムとは何か⇒市政と直接関連性がない教養部分がある。按分が適切と思われる。

保守主義とは何か⇒同上

リベラルとは何か⇒同上

戦後民主主義・現代日本を作った思想と文化⇒同上

戦後民主主義・指導者論から熟議⇒同上

広報会議2020・4月号⇒市政と関連性があるか一見して不明だが、議員の所属委員会を考慮すると適切と考える。

革命・仏大統領マクロンの思想と政策⇒フランスの国政、首長に関する表題であり、市政との関連性が完全とは言い切れないと思われる。

生物学的文明論⇒表題からして、佐世保市の市政との直接の関連性を見出し難い。

言葉の力を高めると夢はかなう⇒同上

家族と社会が壊れるとき⇒許容できると考える。

新自由主義にゆがむ公共政策⇒許容できると考える。

日本の盲点⇒市政と関連性があるかは不明。政務活動費からの支出は回避した方が無難と思われる。

劣化する民主主義⇒表題より教養面が含まれているとも思われるが、民主政をテーマとしていることから許容できる。

なぜデジタル政府は失敗し続けるのか、消えた年金からコロナ対策まで⇒許容できる。

デジタル化でどうなる暮らしと地方自治⇒許容できる。

女性の世界地図⇒市政との直接の関連性に疑問はあるが、男女の性別は政策に広く関わると思われ、許容し得ると思われる。

無意識のバイアス・人はなぜ人種差別をするのか⇒市政との直接の関連性に疑問はあるが、人種差別問題は政策に広く関わると思われ、許容し得ると思われる。

誰一人取り残さない住民に伝わる自治体情報の届け方⇒許容できる。

まちづくり幻想・地域再生はなぜこれほど失敗するのか⇒許容できる。

農業新時代⇒許容できる。

データ農業が日本を救う⇒市政と直接関連性があるかは不確実だが許容できると思われる。

2030年のフード&アグリテック⇒同上

マッキンゼーが読み解く職と農の未来⇒同上

食糧危機、パンデミック、バツタ、食品ロス⇒同上

	<p>2021年以後の世界秩序⇒市政と関連性があるかは不明。政務活動費からの支出は避けた方が無難と思われる。</p> <p>SDGsのすごい会社⇒市政と関連性不明部分も存在していると思われるが、議員の所属委員会を考慮すると関連性ありと認められ、全額許容できると思われる。</p>
--	---

〔補足〕

(1) 概要

会派所属議員にて、新聞購読費及び資料・図書購入費を支出したものである。

(2) 手続面での評価

支出額に相当する金銭支払証憑書類は提出されており、支払関係での問題はない。

(3) 内容面での評価

ア 目的

第8章の第3のとおり、新聞購読及び図書購入は、政務調査の典型的な場面であり、その目的につき合理性を認めることができる。

イ 性質

(ア) 第8章の第3のとおり、新聞購読及び図書購入といえども、市政に資する情報入手である必要があり、市政との関連性が認められない場合、また、市政との関連性が認められる場合であってもその必要が認められない場合には、性質上の合理性を認めることができず、費用支出の全部または一部が違法となる。

(イ) 各新聞については、いずれも農業に関する新聞であり、また、令和元年度報告時と異なり、政務活動費運用指針に従い各紙1部までの請

求となっている。それゆえ、各新聞の購読料支出は性質上の合理性を認めることができる。

(ウ) 橋之口市議の書籍購入につき、判例は、その表題から、市政との関連性を判断し、按分を含め、適否を判断している。その傾向から、本件については、以下のとおりと考える。

令和元年度報告と比較すると、購入した書籍の表題につき、市政よりも国政に関連するもの、教養に関するもの、及び、事業主としての経営や利益に関する知識・情報に関するものが多数存在する。

まず、「新しい世界の賢人16人が語る未来」、「革命・仏大統領マクロンの思想と政策」、「生物学的文明論」、「言葉の力を高めると夢はかなう」、「日本の盲点」、「2021年以後の世界秩序」については、市政との関連性が無いまたは不明確と思われ、政務活動費からの支出は回避した方が無難と思われる。次に、「空気が支配する国」、「百田尚樹の日本国憲法」、「ポピュリズムとは何か」、「保守主義とは何か」、「リベラルとは何か」、「戦後民主主義・現代日本を作った思想と文化」、「戦後民主主義・指導者論から熟議」、についてはその表題上、教養面が締める部分があると思われ、市政との関連性が一部不明である。これらについては、国政に関する事項が主な内容であるが間接的に市政への関連性が認められること、及び、市政に関する事項と教養知識が混在していること等から、按分が妥当と思われる。仮に、按分する場合、包括外部監査人としては2分の1が適切と考える。なお、「イラストでわかるはじめての社会福祉法人会計」や「広報会議10月号」等、経営や広報に関する書籍があり、これらは一見して違法とも認定し得るものである。これにつき、議会運営課より、橋之口市議が市内の産業に関する委員会に所属していること等の説明があり、この事情から適法とした。このように、書籍の違法判断については、書籍購入者にて

佐世保市の行政課題との関連性を明らかにした報告書を作成する等の対処が有効と思われる。

ウ 小括【指摘】

書籍購入については、適宜、各会派にて、判例の傾向を根拠として、全額政務活動費からの支出をするべきではない場合及び按分を要する場合があることを周知徹底することを求める。

第5 事務費

1 事務機器費【指摘、評価あり】

年度	令和2年度	
会派名	自民党市民会議	
使途	事務費	
支出対象	事務機器費	
細目	金額	注意事項
エプソン複合機リース料	477,400	10か月分
紙折り機リース料	64,900	10か月分
パソコンリース料	63,360	12か月分
キャノン複合機リース料	121,824	12か月分
テレビ佐世保有線テレビ維持費	14,568	
合計	742,052	
支出理由		
複合機やパソコン等の存知場所、テレビの視聴場所は会派控室とのこと。		
提出されている報告書の内容	丁数	<input checked="" type="checkbox"/> 報告書不存在または不明
業者からの請求と支払関係の資料のみ提出されている。		

評価	
手続面	支払証明資料が出されており、実際の料金と支払額に齟齬はないようである。
内容面	<p>■判例上、事務費については、会派控室内での使用に供する場合、政務活動以外の活動も行われていると推測できることから、按分5割基準を適用した例がある。本件の支出が、「会派控室での利用にかかった支出全額」に相当することから、按分適用を検討されたい。</p> <p>■ケーブルテレビ視聴料については、判例上、その娯楽性を理由に全額違法とした例があるが、テレビ佐世保については、佐世保市の学校や地域の情報発信を主要なコンテンツとしており、市民生活の情報収集の手段として考え得ることから、全額違法にはならないと思料する。ただし、その視聴は、政務活動以外の議員活動としての側面があることから、やはり按分適用を検討されたい。</p> <p>■事務機器につき、購入ではなくもっぱらリースを利用していることは、会派の資産形成回避を図っていると評価できる。</p>

〔補足〕

概要、手続面での評価、内容面での評価は、第8の第4の「1 事務機器費」のとおりである。

【指摘及び評価】

(1) 【指摘】事務費については、今後、按分適用を検討していただきたい。

なお、包括外部監査人としては、判例の傾向に鑑み、按分2分の1を提案する。

(2) 【評価】複合機につき、リース契約を利用し、経費の節減と蓄財防止を図っていることは適切である。

2 事務消耗費【指摘あり】

年度	令和2年度	
会派名	自民党市民会議	
使途	事務費	
支出対象	事務消耗費	
細目	金額	注意事項
シャープ複合機カウ ント料	27,483	
キャノン複 合機 (C3520) カ ウント料等	21,852	振込手数料を含む。
キャノン複 合機 (C5535) カ ウント料等	270,936	振込手数料を含む。
エプソン複 合機カウ ント料	421,525	
(株)マゴオリ 事務用品代	419,459	早打ちケシポン、クリアファイル、マイタック、 ファイル、ブックスタンド、トナーカートリッジ、 筆記具、封筒等の文房具購入費。
(株)イシマル 事務用品代	17,820	ステープラーカートリッジ購入費。
テルユキ(同) 事務用品代	10,746	iPhoneAVアダプタ購入費。
PAPER CAKES事務 用品代	8,930	USBフラッシュメモリ購入費。

(株)富士医科 精機備品代	8,800	消毒用アルコール液購入費。
ナフコ事務 用品代	8,209	ビニールテープ、プリンターインクカートリッジ購入費。
NET SPEED (合同) 事 務用品代	8,010	USBメモリ購入費。
ゼストネー ションジャ パン事務用 品代	5,624	USB変換アダプター 4 個購入費。
TRUST(株)事 務用品代	5,399	Apple純正品アダプター 2 個購入費。
(資)古賀商店 事務用品代	4,400	「品代」のみであり内容不明。文房具と推測される。
JES- BASARO事 務用品代	3,950	HDMIケーブル 8 本購入費。
L&Lスマホ サービス事 務用品代	3,834	iPhone変換アダプタ 2 個購入費。
ヤマダ電機 事務用品代	2,772	トナーインク購入費と推測される。
ハンファ・ ジャパン事 務用品代	2,278	HDMIケーブル 3 本購入費。
コーナン事 務用品代	501	乾電池購入費。
合計	1,252,528	
支出理由		
1 次開示のみでは、事務用品使用場所は不明。関係機関へ照会した結果、会派控室利用とのこと。		

提出されている報告書の内容	丁数	■ 報告書不存在または不明
業者からの請求と支払関係の資料のみ提出されている。		
評価		
手続面	提出されている領収書等、支出した費用と購入品の関係は明白である。	
内容面	<p>■判例上、事務費については、会派控室内での使用に供する場合、政務活動以外の活動も行われていると推測できることから、按分5割基準を適用した例がある。本件の支出が、「会派控室での利用にかかった支出全額」に相当することから、按分適用を検討していただきたい。</p> <p>■判例上、日用消耗品（ティッシュペーパー、洗剤等）は政務活動との関連性が認められないとしている例がある。本件では、消毒用アルコールについては、新型コロナウイルス流行という社会事情はあるものの、会派控室内での衛生保持により会派での政務活動の維持等では、目的、性質上の関連性を認めることは難しいと思われる。事務との直接関連性がない支出については認められないとする措置を再検討していただき、適宜徹底することを求める。</p>	

〔補足〕

概要、手続面での評価は、第8章の第4の「2 事務消耗費」と同様である。

(1) 内容面での評価

ア 目的

(ア) 会派控室において、政務活動を行う場合に必要である事務機器利用に伴う付随費用や事務処理のための消耗品購入等の支出は、目的としての合理性を認めることができる。

(イ) なお、事務消耗品につき、判例は、事務処理との関連性が希薄な物

品購入費につき違法と認定している例がある。本件について、新型コロナウイルス流行という社会情勢はあるものの、消毒用アルコール購入費 8800 円は、市政（会派控室での事務作業）との関連性が希薄に過ぎるため目的上の合理性を認めることが難しいと考える。

イ 性質

消毒用アルコール購入以外、会派控室内での議員の事務処理に関する費用であることから、事務機器費と同様に、その性質上、一部が性質上の合理性があると考え。本件支出については按分を検討することを求める。

ウ 小括【指摘】

- (1) 本件支出中、消毒用アルコールのように、事務との直接関連性がない消耗費の支出については原則として認められないとする措置の確認、徹底等を求める。
- (2) その余については、判例に照らし、今後、事務消耗費について按分を適用するかを検討していただきたい。包括外部監査人としては、按分率 2 分の 1 を提案する。

3 その他

年度	令和2年度	
会派名	自民党市民会議	
使途	事務費	
支出対象	その他	
細目	金額	注意事項
視察服	5,060	
合計	5,060	
支出理由		
視察服購入費用。		
提出されている報告書の内容	丁数	<input checked="" type="checkbox"/> 報告書不存在または不明
領収書のみ提出されている。		
評価		
手続面	支払証明資料が出されている。	
内容面	<input checked="" type="checkbox"/> 佐世保市内の災害発生時視察に備えた物と考える余地があり、全額適法と思われる。ただし、災害視察が、①佐世保市外の場合や②議員活動と併行する場合につき、一部違法認定がなされる可能性については留意しておいていただきたい	

[補足]

災害等発生時の視察服購入費であり、適法と解する。

第10章 自民党市民会議以外の会派の調査・意見（令和元年度、令和2年度）

第1 令和元年度について

1 緑政クラブ

令和元年度については、佐世保市議会議員の選挙に伴い、年度途中で会派の構成に変動があった。

そのため、緑政クラブについては平成31年4月分のみとなっている。

（1）調査研究費（駐車料）【指摘あり】

年度	令和元年度		
会派名	緑政クラブ		
使途	調査研究費		
支出対象	駐車料		
細目	金額	注意事項	
浦日出男	400		
永安健次	600		
朝長満洋	400		
合計	1,400		
支出理由			
市政施行記念大会への出席に伴う駐車料として支出を行ったもの。			
提出されている報告書の内容	丁数		■ 報告書不存在または不明

評価	
手続面	それぞれ領収証が添付されている。
内容面	本支出は、市政施行記念大会出席のための駐車料とされている。裁判例上交際費的経費については支出が相当ではないとされているところ、上記大会への出席目的によっては支出が認められない可能性がある。

[補足]

(ア) 概要

市政施行記念大会への出席に伴う駐車料として、合計1400円が支払われている。

内訳としては、浦日出男市議について400円、永安健次市議について600円、朝長満洋市議について400円となる。

(イ) 手続面での評価

それぞれの支出について領収証が提出されており、手続面について問題はない。

(ウ) 内容面での評価

本支出は、市政施行記念大会出席のための駐車料とされている。裁判例上交際費的経費については支出が相当ではないとされているところ、上記大会への出席目的によっては支出が認められない可能性がある。

一次開示においては、上記大会への出席目的や内容に関する資料が含まれていなかったため、議会運営課に対して照会を行い、回答及び追加の資料に関する二次開示を受けた。回答としては、「講演会も実施され、市政情報収集のためと考えられます。」とのことであり、資料としては、式次第と講演内容に関する書面が添付されていた。以上より、本件については、少なくとも主な出席目的としては、講演の受講と考えられる。しかしながら、講演内容について、佐世保鎮守府に関する事項以外、詳細は不明であ

り、講演を受けての報告書も作成されていない。したがって、「佐世保市の行政課題との関連が明白である」（政務活動費運用指針10頁）とはいえない。

(エ) 小括【指摘】

本支出については、報告書作成が必須と思われる。政務活動費支出額の多寡に関わらず、視察等の出張の場合、報告書作成を徹底していただきたい。

(2) 広報費

ア ガソリン代【指摘あり】

年度	令和元年度		
会派名	緑政クラブ		
使途	広報費		
支出対象	ガソリン代		
細目	金額	注意事項	
山口裕二	8,273		
長野孝道	4,777		
浦日出男	6,535		
田中稔	3,129		
林健二	4,242		
永安健次	10,000		
北野正徳	10,000		
朝長満洋	10,000		
合計	56,956		
支出理由			
佐世保市運用指針では、広報費として、ガソリン代については2分の1の額を月毎上限1万円まで政務活動費からの支出を認めている。			
提出されている報告書の内容	丁数		■ 報告書不存在または不明
評価			
手続面	支払証明書が提出されており、これに当該年度の月毎ガソリン代が記載されている。これに領収証が添付されている。		

内容面	<p>1 領収証、レシートの宛名が不明であっても、議員の支出と認定するのであれば問題。</p> <p>2 広報費については、通常、市政報告等のため広報誌発行、ホームページ作成、新聞の意見広告、市民向けの報告会開催が直接的に認められるものであり、交通費は、これに必要な限りで認められるものである。しかし、ガソリン代について、いかなる広報活動に用いたのかが不明な現状の方式につき問題がある。ガソリン代については、①研究調査費、②研修費、③要請陳情等活動費、④会議費等に割り振るべきであり、広報費として抽象的に認容する現在の運用指針自体改正するべきと思われる。</p>
-----	---

〔補足〕

(ア) 概要

平成31年4月分の所属議員8名のガソリン代（広報費）として、合計5万6956円が支払われている。内訳は上記表のとおりである。第8章の自民党市民会議のガソリン代支出と同趣旨である。

(イ) 手続面での評価

佐世保市の政務活動費運用指針では、ガソリン代の支出について、「一人当たり毎月の使用料の1/2とし、10000円を限度とします。また、その支出に当たっては「政務活動費燃料費支払証明書」（運用指針一様式2）を作成することとします。」（13頁）とされている。支払証明書についてはいずれも作成の上で提出されている。また、支払証明書記載の金額の支払いを裏付ける資料も提出されている。以上から、手続面について問題はない。ただし、本運用指針については、先述のとおり、改廃すべきと考える。

(ウ) 内容面での評価

佐世保市の「政務活動費運用指針」においては、広報費における交通費

としては、「タクシー代、自家用車を利用して政務活動を行った場合のガソリン代等をいう。」(7頁)とされている。この点、上記運用指針において、金額面における規制がなされているものの、自家用車の利用用途に関する具体的な資料の提出までは求められておらず、実際に資料の提出はなされていない。本件支出について適法として確定するためには、広報活動としてガソリンが消費されたことの裏付け、または、これを推測される事情を要するところ、本件では、そのような立証は存在しない。

(エ) 小括【指摘】

ガソリン代の包括的支出については、今後、その改廃自体検討していただきたい。仮に、包括的支出の必要性があるとして維持する場合、ガソリン代請求にあたり、対象月に行った自動車移動を伴う広報活動（広報費のみならず、広聴費、要請陳情等活動費、事務費としても容認する場合、広聴活動、要請陳情活動、事務作業を含む。）について、報告書またはこれに準じる資料を提出すべきである。

イ 電話代【指摘あり】

年度	令和元年度		
会派名	緑政クラブ		
使途	広報費		
支出対象	電話代		
細目	金額	注意事項	
固定電話代 (佐世保市)	142	固定電話の電話代であり、利用料金の全額が計上されている。	
長野孝道	3,674	領収証が添付されている。	
浦日出男	3,534	利用料金の明細及び領収証が添付されている。	
田中稔	2,864	利用料金の明細が添付されている。	
林健二	0		
山口裕二	2,122	利用料金の明細が添付されている。	
永安健次	2,445	利用料金の明細が添付されている。	
北野正徳	4,060	利用料金の明細が添付されている。	
朝長満洋	5,479	利用料金の明細及び領収証が添付されている。	
合計	24,320		
支出理由			
会派室の電話代及び各議員の携帯電話利用料である。			
提出されている報告書の内容	丁数		■ 報告書不存在または不明

評価	
手続面	<p>1 固定電話代（佐世保市）については、納入通知書兼領収証書が添付されている。</p> <p>2 携帯電話使用料については、支払証明書のほか、金額を裏付ける資料が添付されている。</p> <p>■長野：合計の請求金額からパケット利用料分が控除されているが、請求明細が添付されていないため、パケット利用料の金額が不明である。</p> <p>■浦：合計の請求金額から「au機器代金」等が控除されて計上されている。</p> <p>■田中：合計の請求金額から「auスマートパスプレミアム」、「紙請求書発行手数料」が控除されて計上されている。</p> <p>■林：請求なし。</p> <p>■山口：合計の請求金額からパケット利用料分が控除されて計上されている。</p> <p>■永安：合計の請求金額から「au機器代金」等が控除されて計上されている。</p> <p>■北野：料金内訳記載のとおり計上されている。</p> <p>■朝長：合計の請求金額からパケット利用料分が控除されて計上されている。</p>
内容面	<p>固定電話代について、「広報費」とすることは、広報活動以外の使用に疑義を呈される可能性がある。広報費以外の項目追加も検討しつつ、また、会派控室内での電話代であることから、按分適用を検討されたい。</p> <p>携帯電話料金については、自民党市民会議と同様に、現状の包括的支出は不適切と思われる部分があり、その是正等検討していただきたい。</p>

〔補足〕

(ア) 概要

平成31年4月分の固定電話1台の電話代及び所属議員7名の携帯電話使用料として、合計3万7798円が支払われている。内訳は上記表のとおりである。

(イ) 手続面での評価

佐世保市の政務活動費運用指針では、携帯電話使用料の支出について、「一人当たり毎月の使用料の1/2とし、7000円を限度とし、その支出に当たっては「政務活動費携帯電話使用料支払証明書」（運用指針様式3）を作成することとします。」（13頁）とされている。支払証明書についてはいずれも作成の上で提出されている。また、支払証明書記載の金額の支払いを裏付ける資料は提出されている。なお、長野孝道市議につき、合計の請求金額からパケット利用料分が控除されているものの、請求明細が添付されていないかったため、二次開示にて明細の開示を受けたところ、特に問題とするべき部分はなかった。

(ウ) 内容面について

広報費について、佐世保市の「政務活動費運用指針」においては、「会派の調査研究活動、議会活動及び市の政策について住民に報告し、PRするために要する経費」（7頁）とされている。この点、上記運用指針において、金額面における規制がなされているものの、電話の利用用途に関する具体的な資料の提出までは求められておらず、実際に資料の提出はなされていない。そこで、携帯電話使用料について比較的高額の支出の議員につき、携帯電話の使用目的について監査人から佐世保市議会事務局に対して照会を行ったが、具体的な回答は得られなかった。そのため、広報費の支出として裏付不存在を指摘される可能性がある。

なお、固定電話代についても広報費とされているが、会派控室に備え置かれている固定電話が市政の広報のみに利用されているとは到底考え難い。仮に、広報費からの支出を認めるとしても、裁判例12は、「会派による県政に関する調査研究でない活動のためにされた部分は本件用途基準に合致しないものと認められる。もっとも、實際上、会派の行う調査研究活動のためにされた支出部分とそうでない支出部分とを明確に区分す

ることは困難であるから、普通地方公共団体の議会の議員の地位、権限及び職務内容等に鑑み、条理上、会派による県政に関する調査研究活動のための支出部分は2分の1であり、その余は本件用途基準に合致しない支出と認めるのが相当である。」とした上で、「電話、FAX、インターネット使用料等について、利用目的や活動内容に照らし2分の1の限度で政務調査費から支出されたものであることが認められ」と判示している。そのため、会派控室における固定電話代については、一部のみ性質上の合理性が認められると思われる。

(エ) 小括【指摘】

① 固定電話代

会派控室の固定電話代については、「広報費」のみならず「調査研究費」、「要請陳情等活動費」及び「事務費」と併せる等検討されたい。

その上で、会派控室内での事務作業や維持経費につき、本監査で説明している多数の判例において、按分が妥当とされていること、及び、その按分率として会派控室の事例で2分の1を多く用いられていることを参考として、按分ルール適用を検討されたい。

② 携帯電話料金

携帯電話代の包括的支出については、今後、その改廃自体検討していただきたい。仮に、包括的支出の必要性があるとして維持する場合、携帯電話代請求にあたり、対象月に行った携帯電話を用いた広報活動（広報費のみならず、広聴費、要請陳情等活動費、事務費としても容認する場合、広聴活動、要請陳情活動、事務作業を含む。）について、報告書またはこれに準じる資料を提出するべきである。

ウ インターネット利用料【指摘あり】

年度	令和元年度		
会派名	緑政クラブ		
用途	広報費		
支出対象	インターネット利用料		
細目	金額	注意事項	
インター ネット利用 料	2,700	N T T コミュニケーションズ (株)	
同上	10,778	N T T ファイナンス (株)	
合計	13,478		
支出理由			
インターネット利用料として支出したものを。			
提出されている報告書の内容	丁数		■ 報告書不存在または不明
評価			
手続面	それぞれの支出について領収書が添付されている。		
内容面	インターネット利用料については、全額が計上されているが、按分とするべきである。 按分割合については、設置場所に応じて差異を設けることもあり得ると考えられる。		

〔補足〕

(ア) 概要

インターネット利用料として、合計 1 万 3 4 7 8 円が支払われている。

(イ) 手続面での評価

それぞれの支出について領収書が提出されており、手続面について問題

はない。

(ウ) 内容面での評価

広報費について、佐世保市の「政務活動費運用指針」においては、「会派の調査研究活動、議会活動及び市の政策について住民に報告し、PRするために要する経費」(7頁)とされている。この点、上記運用指針において、金額面における規制がなされているものの、インターネット利用用途に関する具体的な資料の提出までは求められておらず、実際に資料の提出はなされていない。そのため、広報費の支出として適法であるとは言い切れない。

仮に、全額が広報費に該当するとして、インターネット利用料について利用料金の全額が計上されているところ、インターネットの開設場所によって按分割合に差異を設けるべきであると考え。会派控室において開設されている場合、裁判例12は、「会派による県政に関する調査研究でない活動のためにされた部分は本件用途基準に合致しないものと認められる。もっとも、實際上、会派の行う調査研究活動のためにされた支出部分とそうでない支出部分とを明確に区分することは困難であるから、普通地方公共団体の議会の議員の地位、権限及び職務内容等に鑑み、条理上、会派による県政に関する調査研究活動のための支出部分は2分の1であり、その余は本件用途基準に合致しない支出と認めるのが相当である。」とした上で、「電話、FAX、インターネット使用料等について、利用目的や活動内容に照らし2分の1の限度で政務調査費から支出されたものであることが認められ」と判示している。そのため、会派控室におけるものであれば、2分の1の按分とするべきであると考え。本件については、佐世保市議会事務局からの回答によると、会派室におけるものとのことである。かかる回答を前提とすると、インターネット利用料のうち2分の1の按分割合とするべきであると考え。

(エ) 小括【指摘】

会派控室でのインターネット利用料については、固定電話代やファクシミリ代と同様に、「広報費」として限定するのではなく、「調査研究費」、「要請陳情活動費」及び「事務費」等の追加等検討されたい。その上で、会派控室内での事務費についての判例の流れを考慮し、今後、按分制度を適用するかどうかを検討していただきたい。包括外部監査人としては按分比率については2分の1を提案する。

エ タブレット端末通信費負担金

年度	令和元年度	
会派名	緑政クラブ	
用途	広報費	
支出対象	タブレット端末通信費負担金	
細目	金額	注意事項
タブレット 端末通信費 負担金	19,576	平成31年4月分
合計	19,576	
支出理由		
タブレット端末通信費負担金として支出したものの。佐世保市議会では、情報伝達や資料保存等の効率化のため、議員1名あたり、1台のタブレットを貸与している。その通信費につき、あらかじめ運用指針に従い、全額の2分の1を佐世保市が各会派へ請求している。		
提出されている報告書の内容	丁数	■ 報告書不存在または不明
評価		
手続面	佐世保市長作成にかかる納入通知書兼領収書が添付されている。	
内容面	広報費としての取扱いに疑問が残るが、実質的に適法と考える。	

〔補足〕

第8章及び第9章の自民党市民会議と同様である。追記となるが、タブレット端末について、監査人から佐世保市議会事務局に対して照会を行ったところ、回答としては、「広報費としては、通信費の2分の1を政務活動費として支出するものとし、通信費を電話料等としてとらえています。」とのことであり、資料としては、「佐世保市議会タブレット端末機器使用の運用ルール」が開示され

た。同運用ルールにおいては、「端末機の使用範囲」が「議会活動における使用」及び「議員活動における使用」とされた上で、「議会活動における使用」については、「①議会事務局からの連絡文書等の通知」、「②執行部からの情報提供」、「③スケジュール管理」、「④会議等における資料閲覧」、「⑤会議等の会議録の閲覧」、「⑥行政視察等における資料閲覧」とされ、「議員活動における使用」については、「①市民への広報広聴活動」、「②議員相互及び市との情報伝達」、「③災害時等の緊急情報伝達」、「④インターネットを利活用した情報収集等」、「⑤その他議長が認めるもの」とされている。このうち、当然に広報費に該当するといえるものは、「議員活動における使用」における「①市民への広報広聴活動」のみであるところ、広報費の支出として適法とされるのは相当程度限定されるものといえる。それゆえ、広報としての役割のみに着目して、政務活動費の会計上の処理をしている点については疑問が残るが、会派控室の固定電話や携帯電話料金が広報費として処理されている関係上、足並を揃えたものと推測できる。上記の議会活動における使用として実質的に適法と考えられ、また、あらかじめ2分の1按分割合がなされていることから、本支出は適法と考える。

(3) 資料購入費（新聞購読料）【指摘あり】

年度	令和元年度		
会派名	緑政クラブ		
使途	資料購入費		
支出対象	新聞購読料		
細目	金額	注意事項	
日本農業新聞	10,492	月額2623円×1か月×4名分	
全国農業新聞	5,600	月額700円×1か月×8名分	
合計	16,092		
支出理由			
提出されている報告書の内容	丁数		■ 報告書不存在または不明
評価			
手続面	各新聞については、領収書ないし購入証明書が添付されている。		
内容面	各新聞については、農業に関する情報取得と推測され、娯楽性はなく、全額適法と思われる。 もっとも、各新聞について、1部を超える分は不適切と思われる。		

[補足]

(ア) 概要

平成31年4月分の日本農業新聞及び全国農業新聞の購読料として、合計1万6092円が支払われている。内訳は、上記表のとおりであるが、

結果的に、会派として、同一の新聞の複数購読となっている。

(イ) 手続面での評価

各新聞については、領収書ないし購入証明書が提出されており、手続面について問題はない。

(ウ) 内容面での評価

各新聞については、農業に関する情報取得と推測され、娯楽性はなく、全額適法と思われる。もっとも、日本農業新聞については4部、全国農業新聞については8部と、自民党市民会議令和元年度報告の新聞購読料と同じく、同名の新聞が複数部購入されている。この点、佐世保市における「政務活動費運用指針」においては、「同名の新聞を複数部購入するときは、そのうちの1部のみを対象経費とする。」(8頁)、「会派室で購読する場合に限るものとし、同じものを複数購読することはできません。」(15頁)とされている。そのため、各新聞について、1部を超える分は上記に違反するものとして、不適切と思われる。

(エ) 小括【指摘】

新聞購読料につき、会派毎に1紙1部としていることを徹底されたい。

(4) 事務費（プリンターリース料等）【指摘、評価あり】

年度	令和元年度		
会派名	緑政クラブ		
使途	事務費		
支出対象	プリンターリース料等		
細目	金額	注意事項	
プリンターリース料	20,304	1万0152円×2か月分	
プリンターカウント料	76,870		
有線テレビ維持費（解約金）	-7,560	佐世保テレビ解約に伴い返金されたもの	
合計	89,614		
支出理由			
プリンターのリース料及びカウント料。			
提出されている報告書の内容	丁数		■ 報告書不存在または不明
評価			
手続面	<p>1 プリンターリース料については、支払明細及び引落しがなされている通帳の該当箇所の写しが添付されている。</p> <p>2 プリンターカウント料については、請求書及び引落しがなされている通帳の該当箇所の写しが添付されている。</p> <p>3 有線テレビ維持費（解約金）については、資料はない。</p>		
内容面	<p>プリンターリース料及びプリンターカウント料については、全額が計上されているが、按分とするべきである。</p> <p>按分割合については、設置場所に応じて差異を設けることもあり得ると考えられる。</p>		

〔補足〕

(ア) 概要

プリンターリース料及びプリンターカウント料として、合計9万7174円が支払われている。内訳としては、プリンターリース料について1万0152円の2か月分である2万0304円、プリンターカウント料について7万6870円となる。他方、佐世保テレビの解約金として7560円が返金されている。そこで、9万7174円から7500円を控除した結果、事務費としては8万9614円の支出となる。

(イ) 手続面での評価

支出については、いずれも引落しがなされている通帳の該当箇所の写しと併せて資料が提出されており、手続面について問題はない。

(ウ) 内容面での評価

プリンターリース料については1万0152円の2か月分である2万0304円が計上されている。プリンターリース料及びプリンターカウント料については、リース物件の設置場所によって按分割合に差異を設けるべきであると考え。本件では、リース物件が会派控室に設置されていることから、裁判例12を参考に、按分適用するべきであると考え。

(エ) 小括【指摘、評価】

①指摘：プリンターリース料の支出については、今後、按分制度導入を検討していただきたい。按分比率について、包括外部監査人は、2分の1を提案する。

②評価：プリンターにつき、リース契約を用いることにより、会派の財産蓄積を回避する等していることは適切である。

2 市政クラブ

令和元年度については、佐世保市議会議員の選挙に伴い、年度途中で会派の構成に変動があり、本会派も平成31年4月分のみの報告となっている。

(1) 広報費

ア ガソリン代【指摘あり】

年度	令和元年度		
会派名	市政クラブ		
使途	広報費		
支出対象	ガソリン代		
細目	金額	注意事項	
久池井一孝	5,630		
湊浩二郎	1,578		
橋之口裕太	2,921		
合計	10,129		
支出理由			
佐世保市運用指針では、広報費として、ガソリン代については2分の1の額を月毎上限1万円まで政務活動費からの支出を認めている。			
提出されている報告書の内容	丁数		■ 報告書不存在または不明
評価			
手続面	支払証明書が提出されており、これに当該年度のガソリン代が記載されている。これに領収証が添付されている。		

内容面	<p>佐世保市の「政務活動費運用指針」においては、広報費における交通費としては、「タクシー代、自家用車を利用して政務活動を行った場合のガソリン代等をいう。」（7頁）とされている。</p> <p>もっとも、資料上は、政務活動の有無については明らかではない。広報活動を行ったという裏付等に欠けており違法と考える。</p>
-----	--

〔補足〕【指摘】

平成31年4月分の所属議員3名のガソリン代として、合計1万0129円が支払われている。手続面、内容面の評価は、自民党市民会議令和元年度及び令和2年度の報告と同様である。ガソリン代の包括的支出については、今後、その改廃自体検討していただきたい。仮に、包括的支出の必要性があるとして維持する場合、ガソリン代請求にあたり、対象月に行った自動車移動を伴う広報活動（広報費のみならず、広聴費、要請陳情等活動費、事務費としても容認する場合、広聴活動、要請陳情活動、事務作業を含む。）について、報告書またはこれに準じる資料を提出すべきである。

イ 電話代【指摘あり】

年度	令和元年度	
会派名	市政クラブ	
使途	広報費	
支出対象	電話代	
細目	金額	注意事項
ファクシミリ代	23,880	利用料金の全額が計上されている。
久池井一孝	3,906	引落しがないされている通帳の該当箇所の写しが添付されている。
湊浩二郎	7,000	利用料金及び端末等代金分割支払金が記載された資料が添付されている。
合計	34,786	
支出理由		
会派控室のFAX代及び各議員の携帯電話利用料である。		
提出されている報告書の内容	丁数	■ 報告書不存在または不明
評価		
手続面	<p>1 会派控室のファクシミリ代については、月毎の受領証が添付されている。</p> <p>2 携帯電話利用料については、支払証明書のほか、金額を裏付ける資料が添付されている。</p> <p>■久池井：引落しがないされている通帳の該当箇所の写しのみが添付されているため、電話料金以外の支出の金額及び有無が不明である。</p> <p>■湊：利用料金及び端末等代金分割支払金が記載された資料が添付されており、端末等代金分割支払金を控除した金額が計上されている。</p>	
内容面	<p>会派控室ファクシミリ代について、「広報費」以外の項目も追記するべきと思われる。その上で、会派控室内での経費であることから按分適用を検討していただきたい。</p> <p>携帯電話料金については、広報活動を行ったとの裏付等が存在せず、他会派で述べているように抜本的な改廃等検討されたい。</p>	

〔補足〕

(ア) 概要

平成31年4月分のファクシミリ代及び所属議員2名の携帯電話使用料として、合計3万4786円が支払われている。

(イ) 手続面、内容面での評価

ファクシミリ代、携帯電話料金については、令和元年度及び令和2年度の自民党市民会議の報告書についての補足と同様である。

(ウ) 小括【指摘】

① ファクシミリ代

会派控室のファクシミリ代については、「広報費」のみならず「調査研究費」、「要請陳情等活動費」及び「事務費」と併せる等検討されたい。

その上で、会派控室内での事務作業や維持経費につき、本監査で説明している多数の判例において、按分が妥当とされていること、及び、その按分率として会派控室の事例で2分の1を多く用いられていることを参考として、按分ルール適用を検討されたい。

② 携帯電話料金

携帯電話代の包括的支出については、今後、その改廃自体検討していただきたい。仮に、包括的支出の必要性があるとして維持する場合、携帯電話代請求にあたり、対象月に行った携帯電話を用いた広報活動（広報費のみならず、広聴費、要請陳情等活動費、事務費としても容認する場合、広聴活動、要請陳情活動、事務作業を含む。）について、報告書またはこれに準じる資料を提出するべきである。

ウ タブレット端末通信費負担金

年度	令和元年度	
会派名	市政クラブ	
使途	広報費	
支出対象	タブレット端末通信費負担金	
細目	金額	注意事項
タブレット 端末通信費 負担金	12,235	平成31年4月分
合計	12,235	
支出理由		
タブレット端末通信費負担金として支出したもの。佐世保市では、市議会議員1名につき1台、タブレットを貸与しており、その通信費につき2分の1を佐世保市が各会派の政務活動費として徴収している。		
提出されている報告書の内容	丁数	■ 報告書不存在または不明
評価		
手続面	佐世保市長作成にかかる納入通知書兼領収書が添付されている。	
内容面	広告費のみの名目としている点には疑問があるが、実質適法と考える。	

〔補足〕

概要、手続面及び内容面での評価は、自民党市民会議や緑政クラブと同じである。本支出につき、広報費名目では実態と齟齬があると思われるが、実質的に適法と考える。

(2) 事務費（プリンターリース料等）【指摘、評価あり】

年度	令和元年度		
会派名	市政クラブ		
用途	事務費		
支出対象	プリンターリース料等		
細目	金額	注意事項	
プリンターリース料	45,360	2万2680円×2か月分	
プリンターカウンター料	23,568		
合計	68,928		
支出理由			
プリンターのリース料等。			
提出されている報告書の内容	丁数		■ 報告書不存在または不明
評価			
手続面	プリンターカウンター料については受取書が、プリンターリース料については引落としがなされた通帳の該当部分の写しが添付されている。		
内容面	プリンターリース料及びプリンターカウンター料については、全額が計上されているが、2分の1按分とするべきである。		

〔補足〕

(1) 概要

プリンターリース料及びプリンターカウンター料として、合計6万8928円が支払われている。内訳は、上記表のとおりである。

(イ) 手続面での評価

プリンターカウンター料については受取書が添付されている。

プリンターリース料については引落しがなされた通帳の該当部分の写しが添付されているものの、契約書等の資料は提出されていない。この点について、二次開示により、議会運営課から「リースお申込みの内容」と題する資料の開示を受けた。

(ウ) 内容面での評価

プリンターリース料については2万2680円の2か月分である4万5360円が計上されている。また、プリンターリース料及びプリンターカウンター料については、緑政クラブにおけるプリンターリース料の項目で述べたように、一部、合理性が否定されると思われる。

(エ) 小括【指摘、評価】

- ①指摘：プリンターリース料の支出については、今後、按分制度導入を検討していただきたい。按分比率について、包括外部監査人は、2分の1を提案する。
- ②評価：プリンターにつき、リース契約を用いることにより、会派の財産蓄積を回避する等していることは適切である。

3 市民クラブ

(1) 調査研究費

ア 大村湾沿岸議員連盟会費【意見あり】

年度	令和元年度		
会派名	市民クラブ		
使途	調査研究費		
支出対象	大村湾沿岸議員連盟会費		
細目	金額	注意事項	
大村湾沿岸議員連盟会費	2,000	柴山賢一	
同上	2,000	松尾俊哉	
同上	2,000	久野秀敏	
同上	2,000	永田秀人	
同上	2,000	小野原茂	
同上	2,000	古家勉	
同上	2,000	山下隆良	
合計	14,000		
支出理由			
令和元年度の大村湾沿岸議員連盟会費として支払いを行ったもの。			
提出されている報告書の内容	丁数		■ 報告書不存在または不明
評価			
手続面	大村湾沿岸議員連盟会長作成にかかる領収書が添付されている。		

内容面	本監査では、本議員連盟の性格等から会費支出につき、適法と判断する。ただし、総会・研修会に参加していない議員の会費については上記団体目的との間に関連性が見出せず、調査研究費に該当しないものとして違法となる可能性があるので留意を求める。
-----	--

[補足]

(ア) 概要

本会派所属議員 7 名分の大村湾沿岸議員連盟会費が支払われている。

(イ) 手続面での評価

大村湾沿岸議員連盟会長作成にかかる領収書が提出されており、手続面について問題はない。

(ウ) 内容面での評価

佐世保市の「政務活動費運用指針」においては、会費が調査研究費に含まれるとした上で、「年会費その他その団体の会員資格を得るための会費については、団体の活動方針、組織、会計、活動実績等が明確であり、政務活動として認められる経費に限る。」(6 頁)としているところ、具体的な基準が明らかでないため、「当該行為の客観的な目的・性質に照らして議員の議会活動の基礎となる調査研究活動との間に合理的関連性が認められ」(最高裁判所平成 25 年 1 月 25 日判決)るか否かという観点から以下判断する。

一次開示においては、領収書のみが提出されていたため、二次開示にて、大村湾沿岸議員連盟規約や総会資料等の開示を受けた。団体の目的は、「大村湾の環境の保全と沿岸市・町の活性化を図るため、行政、事業者、住民とともに海域を守り育て、次世代に継承していくための活動を目的とする」(大村湾沿岸議員連盟規約第 3 条)とされ、事業内容について、「(1)大村湾をきれいにする運動の推進」、「(2)閉鎖性海域についての知識と理解を深

めるため、研修会等の実施」、「(3)『大村湾を活かしたまちづくり』についての研修及び実践」、「(4)その他、目的を達成するために必要な事業」(同規約第4条)とされている。そうすると、大村湾沿岸議員連盟自体は、大村湾の環境を保全した上で沿岸市の活性化を図ることを目的とするものであり、当該会費の支出目的も、同様と解され、これ自体は「調査研究活動との間に合理的関連性が認められ」るものといえる。もともと、本会費については大村湾沿岸議員連盟に所属するための要件であるが、実質的には当該年度に開催される総会や研修会等に参加するための費用であるともいえる。そこで、当該年度における活動内容等をみると、令和元年度においては総会及び研修会が開催されたとのことであるが、上記照会を受けて開示がなされた令和元年10月28日付けの「令和元年度大村湾沿岸議員連盟総会・研修会について(報告)」には、「先般令和元年度大村湾沿岸議員連盟総会・研修会が開催されましたが、ご欠席でしたので総会・研修会資料を送付いたします。」と記載されており、少なくとも1名は総会及び研修会を欠席したと考えられるが、実際に何名が出席したかが明らかではない。前述のように、総会・研修会に参加することが大村湾沿岸議員連盟における主な活動内容であると考えられるところ、少なくとも、総会・研修会に参加していない議員の会費については上記団体目的との間に関連性が見出せず、調査研究費に該当しないものとして違法となる可能性があることには留意していただきたい。

(エ) 小括【意見】

本支出については適法と考える。ただし、会費支出を前提とする具体的な協議会や研修会等について、その参加状況や研修内容に関する報告書を作成、提出するべきであり、報告書不存在が違法認定となり得ることについて留意を求める。

イ 鳥取県東伯郡琴浦町視察（1名）【意見あり】

年度	令和元年度		
会派名	市民クラブ		
使途	調査研究費		
支出対象	旅費（令和元年8月5日～同月6日）		
細目	金額	注意事項	
交通費	36,630		
日当	6,000		
宿泊料	14,800		
視察代	1,000		
合計	58,430		
支出理由			
令和元年8月5日から同月6日まで（1泊2日）、本会派所属議員1名にて、鳥取県東伯郡琴浦町において視察を行ったもの。			
提出されている報告書の内容	丁数	1	<input type="checkbox"/> 報告書不存在または不明
「視察報告書」が計1通添付されている。			
評価			
手続面	旅費については、視察報告書の他に、支払証明書、旅費明細書、航空券代の領収証、運賃表が添付されている。 また、視察代については、受領証が添付されている。		
内容面	本視察は、鳥取県東伯郡琴浦町における認知症予防の取り組みに関するものである。 視察報告書によると、琴浦町内の公民館において実施されている認知症予防教室「いきがい」を視察し、その後に琴浦町役場において担当者から認知症予防対策事業に対する取り組みについて説明を受けたとのことである。 認知症予防教室における実際のやり取りや認知症予防対策事業の取組内容について具体的に記載されているものの、佐世保市における行政課題との関連性に関しては、「今以上に考えていただきたいものである。」との抽象的な記載にとどまっている。視察結果概要が報告されていることから本支出は適法と考えるが、報告書の充実を求める。		

〔補足〕

(ア) 概要

令和元年8月5日から同月6日まで（1泊2日）、本会派議員1名にて、鳥取県東伯郡琴浦町において視察を行ったものに関して、合計5万8430円が支払われている。

(イ) 手続面での評価

旅費については、視察報告書1通の他に、支払証明書、旅費明細書、航空券代の領収証、運賃表が添付されている。また、視察代については、受領証が添付されている。以上から、手続面について問題はない。

(ウ) 内容面での評価

前述のとおり、当該視察の目的及び性質に照らして議員の議会活動の基礎となる調査研究活動との間に合理的関連性が認められるか否かが問題となる（最高裁判所平成25年1月25日）ところ、より具体的な基準として、①調査の目的と議会活動との関連性、②その調査内容と調査目的との関連性、③支出額が目的や内容等に照らし相当であるか等の見地から、当該支出が議員の行う調査研究等のための支出として合理性を有するものか否かを検討する（岡山地裁判決平成28年10月26日）。また、佐世保市の政務活動費運用指針においては、「佐世保市の行政課題との関連が明白であること。」（10頁）が求められているため、この点についても併せて検討する。

本視察は、鳥取県東伯郡琴浦町における認知症予防の取り組みに関するものである。視察報告書によると、琴浦町内の公民館において実施されている認知症予防教室「いきがい」を視察し、その後に琴浦町役場において担当者から認知症予防対策事業に対する取り組みについて説明を受けたとのことである。認知症予防教室における実際のやり取りや認知症予防対策事

業の取組内容について具体的に記載されている。そうすると、本視察は、認知症予防の取り組みを促進させることを目的とするものであり、そのために認知症予防教室の視察及び役場担当者から認知症予防対策事業に対する取り組みについて説明を受けたものと考えられ、①議会活動との関連性及び②その調査内容と調査目的との関連性は認められる。また、不要ないし過度な支出は認められず、③支出としての合理性についても問題ない。

もともと、佐世保市における行政課題との関連性に関しては、視察報告書において「今以上に考えていただきたいものである。」との抽象的な記載にとどまっており、「関連が明白である」とまでは、明確に認められない。報告書作成にあたっては、佐世保市のいかなる行政課題が関連しているのかを明確にする等報告書をより充実させることに留意していただきたい。

(エ) 小括【意見】

本件支出につき適法と考えるが、報告書作成にあたり佐世保市の行政課題との関連性を記載する等報告書をより充実させることを求める。

ウ 北海道函館市等視察旅行（7名）【意見あり】

年度	令和元年度		
会派名	市民クラブ		
使途	広報費		
支出対象	旅費（令和元年11月10日～同月13日）		
細目	金額	注意事項	
交通費	594,700		
日当	84,000		
宿泊料	310,800		
合計	989,500		
支出理由			
令和元年11月10日から同月13日まで（3泊4日）、本会派所属議員7名にて、北海道函館市、青森県下北郡佐井村及び青森県弘前市において視察を行ったもの。			
提出されている報告書の内容	丁数	3	<input type="checkbox"/> 報告書不存在または不明
「視察報告書」が計3通添付されている。			
評価			
手続面	旅費については、視察報告書の他に、支払証明書、旅費明細書、航空券代の領収証、運賃表が添付されている。		

内容面	<p>本視察は、①北海道函館市におけるもの、②青森県下北郡佐井村におけるもの、③青森県弘前市におけるものに分類される。</p> <p>①については、視察報告書を見る限り、視察先や説明者は不明である。視察報告書においては函館市における地域バス路線に関する取り組みに記載がなされているものの、佐世保市における行政課題との関連性は不明である。</p> <p>②については、視察報告書を見る限り、視察先や説明者は不明である。本視察は、佐世保市におけるデマンドタクシーの課題点を踏まえて行われたものである。</p> <p>今後の佐世保市において過疎化が進んだ場合を見越し、過疎地域である青森県下北郡佐井村におけるデマンド交通の取り組みについて視察したものであり、将来の佐世保市における過疎地域における交通の維持確保という行政課題との関連性が認められる。</p> <p>③については、視察報告書を見る限り、視察先や説明者は不明である。本視察は、青森県弘前市における乗合タクシー等の交通事業への取り組みについてなされたものである。</p> <p>所感として、佐世保市におけるデマンド交通の推進を図っていく等の記載がなされているが、抽象的な記載にとどまっている。</p> <p>報告書の充実を求める。</p>
-----	--

[補足]

(ア) 概要

令和元年11月10日から同月13日まで(3泊4日)、本会派所属議員7名にて、北海道函館市、青森県下北郡佐井村及び青森県弘前市への視察旅行の旅費等合計98万9500円が支払われている。

(イ) 手続面での評価

旅費については、視察報告書3通の他に、支払証明書、旅費明細書、航空券代の領収証、運賃表が添付されている。以上から、手続面について問題はない。

(ウ) 内容面での評価

本視察は、①北海道函館市におけるもの、②青森県下北郡佐井村におけるもの、③青森県弘前市におけるものに分類される。

①については、函館市における地域バス路線に関する取り組みの視察を目的とするものであり、②については、過疎地域である青森県下北郡佐井村におけるデマンド交通の取り組みの視察を目的とするものであり、③については、青森県弘前市における乗合タクシー等の交通事業への取り組みの視察を目的とするものであり、いずれも、目的と議会活動との関連性は認められるといえる。しかし、①ないし③のいずれの視察においても、視察報告書を見る限り、視察先や説明者に関する記載がないために具体的な調査方法が不明となっている。そのため、これらの点について、具体的な説明又は資料の提出がなされない限り、調査内容と調査目的との関連性が認められるとはいえないと考えられる。他方、支出内容につき、不要ないし過度な支出は認められず、支出としての合理性については問題ない。

佐世保市における行政課題との関連性に関しては、①については、報告書を見る限り「関連が明白である」とまでは認められず、②については、今後の佐世保市において過疎化が進んだ場合を見越し、過疎地域である青森県下北郡佐井村におけるデマンド交通の取り組みについて視察したものであり、将来の佐世保市における過疎地域における交通の維持確保という行政課題との関連性が認められるといえ、③については、所感として、佐世保市におけるデマンド交通の推進を図っていく等の記載がなされているが、抽象的な記載にとどまっており「関連が明白である」とまでは認められない。

(4) 小括【意見】

本件の支出については適法と考える。ただし、一部、佐世保市の行政課題との関連性が不明確な部分があり、報告書の充実を求める。

エ 愛媛県松山市等視察（7名）【意見あり】

年度	令和元年度		
会派名	市民クラブ		
使途	広報費		
支出対象	旅費（令和2年1月21日～同月23日）		
細目	金額	注意事項	
交通費	314,000		
日当	63,000		
宿泊料	207,200		
手土産代	4,800		
合計	589,000		
支出理由			
令和2年1月21日から同月23日まで（2泊3日）、本会派所属議員7名にて、愛媛県松山市、岡山県倉敷市及び福岡県宗像市において視察を行ったもの。			
提出されている報告書の内容	丁数	3	<input type="checkbox"/> 報告書不存在または不明
「視察報告書」が計3通添付されている。			
評価			
手続面	旅費については、視察報告書の他に、支払証明書、旅費明細書、運賃表が添付されている。 また、手土産代については、領収証が添付されている。		

内容面	<p>本視察先は、①愛媛県松山市、②岡山県倉敷市、③福岡県宗像市に分類される。</p> <p>①については、視察報告書を見る限り、視察先や説明者は不明である。視察報告書においては、機能別消防団として、郵政消防団員、大学生消防団員、事業所消防団員、女性消防団員が存在し、それぞれの特徴や退職金との関わりについて記載がなされている。</p> <p>所見として、佐世保市においては「大学生消防団員について……退職金等の参入が可能となっている。」とした上で、この点が消防団における人材確保に与える効果を検証する必要がある旨記載されているが、佐世保市において、消防団員の人材不足という行政課題が存在するか否か自体不明であり、佐世保市における行政課題との関連性は明確とは言い難い。</p> <p>②については、岡山県倉敷市において、同市担当者から、コミュニティタクシーについてのレクチャーを受けたものである。</p> <p>視察報告書においては、同市のコミュニティタクシーの取組みについて記載されており、佐世保市においてコミュニティタクシーを導入するにあたって参考になるものと考えられる。</p> <p>もっとも、そもそも佐世保市においてコミュニティタクシーの導入を進めていくか否か等、現状での佐世保市における行政課題の存在が不明である。</p> <p>③については、福岡県宗像市において、子どもの権利相談室「ハッピークローバー」に関してなされたものである。</p> <p>視察報告書においては、同市における相談室の取組みや特色について記載されている一方、視察報告書を見る限り、佐世保市における子どもが相談可能な場の有無や課題が不明確であり、佐世保市における行政課題との関連性が明白であるとまではいえない。</p> <p>以上視察先と視察対象より、本件支出につき違法とまではいえないと思われるが、報告書につき佐世保市の行政課題との関連性に留意していただきたい。</p>
-----	--

〔補足〕

(1) 概要

令和2年1月21日から同月23日まで(2泊3日)、本件会派所属議員7名にて、愛媛県松山市、岡山県倉敷市及び福岡県宗像市への視察の旅費等合計58万9000円を支払ったものである。

(イ) 手続面での評価

旅費については、視察報告書3通の他に、支払証明書、旅費明細書、運賃表が添付されている。また、手土産代については、領収証が添付されている。以上から、手続面について問題はない。

(ウ) 内容面での評価

本視察は、①愛媛県松山市、②岡山県倉敷市、③福岡県宗像市に分類される。①は、松山市における機能的消防団の視察を目的とするものであり、②については、倉敷市におけるコミュニティタクシーに関する取り組みの視察を目的としている。また、③については、宗像市における子どもの権利相談室「ハッピークローバー」の取り組みの視察を目的とするものであり、いずれも、目的と議会活動との関連性は認められるといえる。

②及び③については、視察報告書において視察先又は説明者に関する記載がなされており、調査内容と調査目的との関連性は認められる。他方、①については、そのいずれも明らかでなく、具体的な調査方法が不明となっているため、調査内容と調査目的との関連性が明確にされているとはいえないと考えられる。実際の支出内容につき不要ないし過度な支出は認められず、支出としての合理性については問題ない。もっとも、佐世保市における行政課題との関連性に関しては、視察報告書において「今以上に考えていただきたいものである。」との抽象的な記載にとどまっており、「関連が明白である」とまでは認められない。

①については、所見として、佐世保市においては「大学生消防団員について……退職金等の参入が可能となっている。」とした上で、この点が消防団における人材確保に与える効果を検証する必要がある旨記載されて

いるが、佐世保市において、消防団員の人材不足という行政課題が存在するか否か自体不明であり、佐世保市における行政課題との関連性は不明である。②については、そもそも佐世保市においてコミュニティタクシーの導入を進めていくか否か等、現状での佐世保市における行政課題の存在が不明である。③については、佐世保市における子どもが相談可能な場の有無や課題が不明確であり、佐世保市における行政課題との関連性が明白であるとまではいえない。

以上より、具体的な調査方法及び佐世保市における行政課題との関連性について、具体的な説明又は資料の提出が不足しており、調査研究費の支出として、適法であると確定するまでには至らないと思われる。もっとも、視察先と視察対象から本監査では適法とする。

(エ) 小括【意見】

本件支出は適法と考える。ただし、報告書の作成にあたっては、佐世保市の行政課題との関連性を意識するように留意されたい。

(2) 広報費

ア 市議会だよりの印刷費用及び郵送費用【指摘あり】

年度	令和元年度	
会派名	市民クラブ	
使途	広報費	
支出対象	市議会だよりの印刷費用及び郵送費用	
細目	金額	注意事項
柴山賢一	81,000	夏号
同上	82,500	春号
小野原茂	126,040	夏号
山下隆良	70,200	夏号
郵送費用	5,166	令和元年7月30日付のもの
同上	4,620	令和元年12月30日付のもの
合計	369,526	
支出理由		
市議会だよりの印刷及び郵送費用。		
提出されている報告書の内容	丁数	■ 報告書不存在または不明
評価		
手続面	それぞれの支出について領収書が添付されている。	

内容面	<p>柴山賢一市議作成及び小野原茂市議に係る広報紙については、議会での質問内容等に関する記載がなされており、広報費に該当する支出であるといえる。</p> <p>他方、山下隆良市議作成に係る広報紙については、1頁目の上部が市議の顔写真、下部が選挙結果の報告を含む挨拶文となっており、選挙活動の色彩が濃いものといえる。もっとも、2頁ないし4頁については議会での質問内容や補正予算に関する記載がなされており、広報費に該当する支出であるといえる。判例上、広報誌の適法性判断にあたっては、紙面の構成を精密に判断していることを参考として、今後、按分適用について、今一度徹底していただきたい。</p>
-----	---

[補足]

(ア) 概要

市議会だよりの印刷費用及び郵送費用として、合計36万9526円が支払われている。内訳としては、柴山賢一市議に係る市議会だより夏号1万部の印刷費用として8万1000円(単価7.5円)、同人に係る市議会だより春号1万部の印刷費用として8万2500円(単価7.5円)、小野原茂市議に係る市議会だより夏号7000部の印刷費用として10万0660円(単価14.38円)、同人に係る市議会だより夏号1500部の印刷費用として2万5380円(単価16.92円)、山下隆良市議に係る市議会だより夏号5000部の印刷費用として7万0200円(単価13円)、令和元年7月30日付の郵送費用として5166円、令和元年12月30日付の郵送費用として4620円となる。

(イ) 手続面での評価

それぞれの支出について領収書が提出されており、手続面については問題はない。

(ウ) 内容面での評価

佐世保市の政務活動費運用指針においては、印刷製本費について、「会派だより等の印刷物については、会派名及び会派としての記事の記述を義務づけることとし、印刷部数を明らかにするとともに、現物を一部添付することとします。」（13頁）とされている。しかし、現物の添付がなされていないため、印刷製本費として相当であるか否かについて判断することができなかった。そこで、監査人から議会運営課に対して照会を行った結果、広報紙の開示を受けた（二次開示）。これを受け、本件の広報紙の印刷費用及び郵送費用の支出の相当性について検討する。

裁判例においては、「広報紙の内容が、会派が行う議会活動及び県政に関する政策等を県民に知らせるために必要な広報活動である以上は政務調査費の充当も許される」（宇都宮地裁判決平成28年3月17日）と判示するものがある。政務活動費運用指針においては、広報紙の印刷費用の経費区分である広報費について、「会派の調査研究活動、議会活動及び市の政策について住民に報告し、PRするために要する経費」（7頁）とされている一方で、「政務活動費で支出できない経費（参考事例）」として、「選挙運動及び選挙活動に要する経費など」（9頁）とされている。

本件についてみると、柴山賢一市議作成及び小野原茂市議に係る広報紙については、概ね議会での質問内容等に関する記載がなされており、広報費に該当する支出であるといえる。他方、山下隆良市議作成に係る広報紙については、1頁目の上部が市議の顔写真、下部が選挙結果の報告を含む挨拶文となっており、選挙活動の色彩が濃いものといえる。もっとも、2頁ないし4頁については議会での質問内容や補正予算に関する記載がなされており、広報費に該当する支出であるといえる。そのため、山下隆良市議作成に係る広報紙については、その4分の1程度、政務活動とは関連性がないとされる可能性がある。

（エ）小括【指摘】

本支出の内、山下隆良氏儀の広報誌印刷費に関する上記指摘及び判例を参考として、広報紙については、市政報告ではない部分につき按分適用されることを今一度確認、徹底していただきたい。

イ ガソリン代【指摘あり】

年度	令和元年度		
会派名	市民クラブ		
使途	広報費		
支出対象	ガソリン代		
細目	金額	注意事項	
小野原茂	10,000	4月分	
山下隆良	10,000	4月分	
柴山賢一	6,507	4月分	
久野秀敏	5,245	4月分	
柴山賢一	49,854	5月～3月分	
松尾俊哉	103,790	5月～3月分	
久野秀敏	74,483	5月～3月分	
永田秀人	66,900	5月～3月分	
小野原茂	96,730	5月～3月分	
古家勉	77,582	5月～3月分	
山下隆良	99,417	5月～3月分	
合計	600,508		
支出理由			
佐世保市運用指針では、広報費として、ガソリン代については2分の1の額を月毎上限1万円まで政務活動費からの支出を認めている。			
提出されている報告書の内容	丁数		■ 報告書不存在または不明
評価			
手続面	支払証明書が提出されており、これに当該年度の月毎ガソリン代が記載されている。これに領収証が添付されている。		

内容面	<p>佐世保市の「政務活動費運用指針」においては、広報費における交通費としては、「タクシー代、自家用車を利用して政務活動を行った場合のガソリン代等をいう。」（7頁）とされている。</p> <p>もっとも、資料上は、政務活動の有無については明らかではない。広報活動を行ったという裏付等がない等の問題を考慮し、自民党市民会議での指摘と同じく改廃等検討していただきたい。</p>
-----	--

〔補足〕【指摘】

所属議員7名のガソリン代として、合計60万0508円が支払われている。手続面、内容面の評価は、自民党市民会議令和元年度及び令和2年度の報告と同様である。ガソリン代の包括的支出については、今後、その改廃自体検討していただきたい。仮に、包括的支出の必要性があるとして維持する場合、ガソリン代請求にあたり、対象月に行った自動車移動を伴う広報活動（広報費のみならず、広聴費、要請陳情等活動費、事務費としても容認する場合、広聴活動、要請陳情活動、事務作業を含む。）について、報告書またはこれに準じる資料を提出するべきである。

ウ 電話代【指摘あり】

年度	令和元年度		
会派名	市民クラブ		
使途	広報費		
支出対象	電話代		
細目	金額	注意事項	
固定電話代 (佐世保市)	2,132	固定電話の電話代であり、利用料金の全額が計上されている。	
柴山賢一	64,416	月毎の利用料金のみが記載された利用料金証明書が添付されている。	
松尾俊哉	34,208	月毎の利用料金のみが記載された利用料金証明書が添付されている。	
久野秀敏	25,530	請求書ないし請求明細が添付されている。	
永田秀人	60,795	月毎の利用料金のみが記載された利用料金証明書が添付されている。	
小野原茂	77,000	月毎の利用料金のみが記載された利用料金証明書が添付されている。	
古家勉	25,018	払込受領証が添付されている。	
山下隆良	55,400	月毎の利用料金のみが記載された利用料金証明書が添付されている。	
合計	344,499		
支出理由			
固定電話代及び各議員の携帯電話利用料。			
提出されている報告書の内容	丁数		■ 報告書不存在または不明

評価	
手続面	<p>1 固定電話代（佐世保市）については、月毎の領収書が添付されている。</p> <p>2 携帯電話利用料については、支払証明書のほか、金額を裏付ける資料が添付されている。</p> <p>■柴山：月毎の利用料金のみが記載された利用料金証明書が添付されているため、電話料金以外の支出の金額及び有無が不明である。</p> <p>■松尾：月毎の利用料金のみが記載された利用料金証明書が添付されているため、電話料金以外の支出の金額及び有無が不明である。</p> <p>■久野：請求明細が添付されている。しかし、請求合計と実際に計上されている費目が異なり、電話料金以外の支出の金額及び有無が不明である。</p> <p>■永田：月毎の利用料金のみが記載された利用料金証明書が添付されているため、電話料金以外の支出の金額及び有無が不明である。</p> <p>■小野原：月毎の利用料金のみが記載された利用料金証明書が添付されているため、電話料金以外の支出の金額及び有無が不明である。</p> <p>■古家：払込受領証のみが添付されているため、電話料金以外の支出の金額及び有無が不明である。</p> <p>■山下：月毎の利用料金のみが記載された利用料金証明書が添付されているため、電話料金以外の支出の金額及び有無が不明である。</p>
内容面	<p>会派控室固定電話代について、「広報費」以外の項目も追記するべきと思われる。その上で、会派控室内での経費であることから按分適用を検討していただきたい。</p> <p>携帯電話料金については、広報活動を行ったとの裏付等が存在せず、他会派で述べているように抜本的な改廃等検討されたい。</p>

〔補足〕

(ア) 概要

固定電話 1 台の電話代及び所属議員 7 名の携帯電話使用料として、合計 34 万 4 千 499 円が支払われている。

(イ) 手続面及び内容面について

手続面及び内容面については、上記緑政クラブと同じである。なお、本会派の携帯電話分については、各月の利用料金のみしか分からない資料が多く、通信料部分以外の支出が含まれていないのかの確認が困難であった。会派控室備付固定電話の電話料についても、全て市政の広報活動であるとする事は難しいと思われる。

(ウ) 小括【指摘】

① 固定電話代

会派控室の固定電話代については、「広報費」のみならず「調査研究費」、「要請陳情等活動費」及び「事務費」と併せる等検討されたい。

その上で、会派控室内での事務作業や維持経費につき、本監査で説明している多数の判例において、按分が妥当とされていること、及び、その按分率として会派控室の事例で2分の1を多く用いられていることを参考として、按分ルール適用を検討されたい。

② 携帯電話料金

携帯電話代の包括的支出については、今後、その改廃自体検討していただきたい。仮に、包括的支出の必要性があるとして維持する場合、携帯電話代請求にあたり、対象月に行った携帯電話を用いた広報活動（広報費のみならず、広聴費、要請陳情等活動費、事務費としても容認する場合、広聴活動、要請陳情活動、事務作業を含む。）について、報告書またはこれに準じる資料を提出するべきである。

エ インターネット利用料【指摘あり】

年度	令和元年度		
会派名	市民クラブ		
使途	広報費		
支出対象	インターネット利用料		
細目	金額	注意事項	
インターネット利用料	11,148	N T T コミュニケーションズ	
同上	69,861	フレッツ光	
合計	81,009		
支出理由			
インターネット利用料として支出したものの。			
提出されている報告書の内容	丁数		■ 報告書不存在または不明
評価			
手続面	それぞれの支出について月毎の領収書が添付されている。		
内容面	インターネット利用料については、全額が計上されているが、按分とするべきである。 按分割合については、設置場所に応じて差異を設けることもあり得ると考えられる。		

〔補足〕【指摘】

上記緑政会インターネット料金と同じである。会派控室でのインターネット利用料については、固定電話代やファクシミリ代と同様に、「広報費」として限定するのではなく、「調査研究費」、「要請陳情活動費」及び「事務費」等の追加等検討されたい。その上で、会派控室内での事務費についての判例の流れを考慮し、今後、按分制度を適用するかどうかを検討していただきたい。包括外部

監査人としては按分比率については2分の1を提案する。

オ タブレット端末通信費負担金

年度	令和元年度		
会派名	市民クラブ		
使途	広報費		
支出対象	タブレット端末通信費負担金		
細目	金額	注意事項	
タブレット 端末通信費 負担金	85,645	令和元年5月～同年9月分	
同上	104,706	令和元年10月～令和2年3月分	
合計	190,351		
支出理由			
タブレット端末通信費負担金として支出したもの。佐世保市議会では、情報伝達や資料保存等の効率化のため、議員1名あたり、1台のタブレットを貸与している。その通信費につき、あらかじめ運用指針に従い、全額の2分の1を佐世保市が各会派へ請求している。			
提出されている報告書の内容	丁数		■ 報告書不存在または不明
評価			
手続面	佐世保市長作成にかかる納入通知書兼領収書が添付されている。		
内容面	広報費としての取扱いに疑問が残るが、実質的に適法と考える。		

〔補足〕

タブレット端末通信費負担金については、他会派と同じであり、適法である。

(3) 資料購入費（新聞購読料、図書・雑誌購入費）【指摘あり】

年度	令和元年度	
会派名	市民クラブ	
使途	資料購入費	
支出対象	新聞購読料、図書・雑誌購入費	
細目	金額	注意事項
しんぶん赤旗	9,300	月額930円×10か月分
全国農業新聞	7,700	月額700円×11か月分
議員NAVI Plus	9,900	年間利用料。 議員NAVI Plusについては、販売元である第一法規株式会社のウェブサイトによると、「地方議会議員に必要な政策立案・実行に関する情報を『ウェブマガジン』『法律改正アラート』『法律解説』『政務活動費NAVI』『ニューズレター』『情報検索サービス』で、自治体議員の活動を総合的にサポート」するものとされている。
日本教育新聞	27,000	
自治日報	23,521	
政治経済新聞	27,500	
不登校新聞	5,010	月額835円×6か月分
月刊ガバナンス	7,860	6か月分
労働新聞	5,550	
週刊金曜日	17,925	
参考図書	16,494	15冊
合計	157,760	
支出理由		
政務活動に資するとされる新聞購読料や書籍購入費用等。		

提出されている報告書の内容	丁数	■ 報告書不存在または不明
評価		
手続面	<p>各新聞については、領収書ないし受領証が添付されている。</p> <p>各書籍については、レシートないし納品書が添付されている。</p> <p>なお、「日米地位協定」、「日本のマクロ経済政策」、「データで読み解く生涯独身社会」、「季刊地域 No.40」については、資料上一見していかなる書籍か不明であったが、議会運営課より図書番号から把握していたので、問題はないとのことである。</p>	
内容面	<p>■各新聞については、長崎県内の情報や農業に関する情報取得と推測され、娯楽性はなく、全額適法と思われる。</p> <p>■議員NAVI Plusについては、目的外利用に該当する可能性があるものを含め、多種多様な使用目的が想定されるが、本件では、そのような目的外利用に該当する部分とそうでない部分を明確に区別することが困難である以上、1/2の按分割合とするべきであると考えます。</p> <p>■書籍に関しては、「月刊ガバナンス」、「外国人労働者・移民・難民で誰のこと」、「公文書管理と民主主義」、「季刊地域」、「日本の水道をどうする!？」、「日本のマクロ経済政策」、「データで読み解く生涯独身社会」については、書籍のタイトルから佐世保市の行政課題との関連性が認められるが、「呪いの言葉の解き方」、「『歴史認識』とは何か」、「20世紀の歴史」については、同関連性が不明である。</p>	

[補足]

(ア) 概要

各種新聞等の購読料、議員NAVI Plusの年間利用料、書籍購入費用として、合計15万7760円が支払われている。

(イ) 手続面での評価

各新聞については、領収書ないし受領証が添付されている。各書籍につ

いては、レシートないし納品書が添付されている。

しかし、「日米地位協定」、「日本のマクロ経済政策」、「データで読み解く生涯独身社会」、「季刊地域 No. 40」については、資料上はタイトルが不明である。この点について、包括外部監査人から議会運営課に対して照会を行ったところ、提出されているレシートに記載されている番号から、これらの書籍であることについて既に把握済みとのことであった。これらについても本監査では適法と考えるが、裁判例3においては、書籍名が明らかになっていない書籍代について、「政務調査費制度の趣旨には、その用途の透明性の確保も含まれること、(地方自治)法100条13項を受けた本件条例等が会派等に収支報告書の提出及び証拠書類等の保管等を義務付けて、政務調査費の用途を事後的に検証できるようにしていること、本件要領においても、会派等に対して資料購入費を支出した時は、購入した資料を整理、保管することを義務付けていること(本件要領3条2号)などに鑑みれば、書籍名が明らかでない支出は、全額が目的外支出に当たるといふべきである。」と判示している。そのため、書籍の購入費のうち、書籍名については極力明らかとするように留意されたい。

(ウ) 内容面での評価

各新聞については、概ね長崎県内の情報や農業に関する情報取得と推測され、娯楽性はなく、全額適法と思われる。なお、しんぶん赤旗については、日本共産党中央委員会発行の機関紙であることから、政党性が非常に強いといえ、その購読は政党活動としての側面も見受けられる。ただし、本会派は、日本共産党ではなく、同党の政策に関する情報収集等が目的と推測できる。よって、同紙購読料についても違法とはいえないと考える。

議員NAV I P l u s については、具体的な利用内容が明らかではなく、相当か否か不明である。この点について、包括外部監査人から議会運営課に対して照会したところ、議員NAV I P l u s の利用状況について

の説明に加えて、「議員NAV I Plusについては、提供される情報が議員個人にとどまらず広く会派で共有すべきものであること、またそれを会派のメンバーが利用できるよう周知につとめていることから、利用料を按分せず全額計上しているものです。」との回答がなされた。しかしながら、議員NAV I Plusについては、販売元である第一法規株式会社のウェブサイトによると、「地方議会議員に必要な政策立案・実行に関する情報を『ウェブマガジン』『法律改正アラート』『法律解説』『政務活動費NAV I』『ニューズレター』『情報検索サービス』で、自治体議員の活動を総合的にサポート」するものと記載されており、目的外利用に該当する可能性があるものを含め、多種多様な使用目的が想定される。そして、佐世保市の「政務活動費運用指針」においては、資料購入費について、「購入資料は、それぞれ使用目的を記入してください。」(15頁)とされているところ、本件では、そのような具体的な使用目的の説明もなされていない。そうすると、本件では、そのような目的外利用に該当する部分とそうでない部分を明確に区別することが困難である以上、裁判例12等の趣旨に鑑み、按分すべきと考える。

書籍に関しては、「月刊ガバナンス」、「外国人労働者・移民・難民で誰のこと」、「公文書管理と民主主義」、「季刊地域」、「日本の水道をどうする!？」、「日本のマクロ経済政策」、「データで読み解く生涯独身社会」については、書籍のタイトルから佐世保市の行政課題との関連性が認められるといえる。

他方、「呪いの言葉の解き方」、「『歴史認識』とは何か」、「20世紀の歴史」については、同関連性が不明である。

(エ) 小括【指摘】

本支出の内、①「議員NAV I Plus」年間利用料については、今後按分適用を検討していただきたい。按分率につき、包括外部監査人は、2分の1を提案する。②書籍の内、「呪いの言葉の解き方」、「『歴史

認識』とは何か」、「20世紀の歴史」については、佐世保市の行政課題との関連性が不明である。書籍購入にあたり、市政との関連性が不明である場合、全部または一部につき政務活動費からの支出が不適切となることを、今一度徹底していただきたい。

(4) 事務費（プリンターリース料等及び事務用品購入費）【指摘、評価あり】

年度	令和元年度	
会派名	市民クラブ	
使途	事務費	
支出対象	プリンターリース料等及び事務用品購入費	
細目	金額	注意事項
プリンターリース料	12,528	平成31年4月分
プリンターパフォーマンス料	36,235	同上
トナー、ドラムユニット、A4用紙	99,876	同上
インク代	1,166	同上
インナーバック4個、キーボード4個	16,752	同上
インク代	3,898	同上
替芯代	648	同上
プリンターリース料	137,808	令和元年5月～令和2年3月分
プリンターパフォーマンス料	186,279	同上
プリンターリース料	54,678	令和元年5月～令和2年3月分 社民党議員団会派
プリンターパフォーマンス料	32,371	同上

パソコンリース料	150,336	令和元年9月～令和2年3月分 7台分
事務用品購入費	77,581	
その他事務費	69,800	
合計	879,956	
支出理由		
プリンター等のリース料及びパフォーマンス料並びに事務用品購入費用。		
提出されている報告書の内容	丁数	■ 報告書不存在または不明
評価		
手続面	領収書、受取書、「リース契約のご確認書」といった裏付けの資料が提出されている。	
内容面	<p>■ プリンターリース料及びプリンターパフォーマンス料については、全額が計上されているが、他会派での指摘と同様に、判例に照らして、今後按分とすることを検討されたい。</p> <p>■ コピー用紙やインク等事務消耗費も同様に按分を検討されたい。</p>	

[補足]

(ア) 概要

平成31年4月分は、プリンターリース料、プリンターパフォーマンス料、その他事務用品購入費として、合計17万1103円が支出されている。令和元年5月分ないし令和2年3月分は、プリンターリース料、プリンターパフォーマンス料、パソコンリース料、その他事務用品購入費として、合計70万8853円が支出されている。

年度を通じた合計は、87万9956円となる。

(イ) 手続面での評価

領収書、受取書、「リース契約のご確認書」といった裏付けの資料が提出されており、手続面について問題はない。

(ウ) 内容面での評価

プリンターリース料及びプリンターパフォーマンス料については、全額が計上されているが、緑政クラブにおけるプリンターリース料の項目で述べたように、判例に照らし、按分することを検討すべきである。コピー用紙等の事務用品購入費について、裁判例12を参考とし、やはり按分とするべきであると考ええる。

(エ) 小括【指摘、評価】

①本支出については、他会派と同様に按分とすることを今後検討していただきたい。包括外部監査人としては、判例に照らし2分の1按分を提案する。

②プリンターにつきリース契約を締結していることは会派の財産形成回避等の観点から評価できる。

4 公明党

(1) 調査研究費

ア 大村湾沿岸議員連盟会費【意見あり】

年度	令和元年度		
会派名	公明党		
使途	調査研究費		
支出対象	大村湾沿岸議員連盟会費		
細目	金額	注意事項	
大村湾沿岸議員連盟会費	2,000	大塚克史	
同上	2,000	佐藤文子	
同上	2,000	宮島武雄	
同上	2,000	森田浩	
合計	8,000		
支出理由			
令和元年度の大村湾沿岸議員連盟会費。			
提出されている報告書の内容	丁数		■ 報告書不存在または不明
評価			
手続面	大村湾沿岸議員連盟会長作成にかかる領収書が添付されている。		
内容面	本議員連盟の活動目的から、政務活動としての目的・性質の合理性を認め得る。ただし、総会・研修会に参加していない議員の会費については上記団体目的との間に関連性が見出せず、調査研究費に該当しないものとされる可能性がある。		

〔補足〕【意見】

概要、手続面及び内容面については、上記市民クラブの大村湾議員連盟会費と同様である。

本支出については適法と考える。ただし、会費支出を前提とする具体的な協議会や研修会等について、その参加状況や研修内容に関する報告書を作成、提出すべきであり、報告書不存在が違法認定となり得ることについて留意を求めらる。

イ 長崎県女性議員協議会費【意見あり】

年度	令和元年度	
会派名	公明党	
使途	調査研究費	
支出対象	長崎県女性議員協議会費	
細目	金額	注意事項
長崎県女性議員協議会費	1,000	佐藤文子
合計	1,000	
支出理由		
令和元年度の長崎県女性議員協議会会費。		
提出されている報告書の内容	丁数	<input checked="" type="checkbox"/> 報告書不存在または不明
評価		
手続面	長崎県女性議員協議会代表作成にかかる領収書が添付されている。	
内容面	活動目的等から、会費支出につき適法と考える。ただし、会員には積極的活動を期待する。	

〔補足〕【意見】

概要、手続面と内容面については、自民党市民会議令和元年度の長崎県女性議員協議会費と同じである。同協議会の男女共同参画社会実現のための政策研究等の目的に鑑み、本件支出については適法と考える。ただし、今回の監査では、同協議会の活動につき、上記目的に沿うものであるかが不明なところがあった。同協議会での活動につき、形骸化しないように留意していただきたい。

ウ 視察研修のキャンセル料【指摘あり】

年度	令和元年度	
会派名	公明党	
使途	調査研究費	
支出対象	視察研修のキャンセル料	
細目	金額	注意事項
キャンセル料	19,760	
合計	19,760	
支出理由		
令和2年10月31日から同年11月2日まで（2泊3日）、本会派所属議員4名にて、長野県長野市及び福島県会津若松市において視察を予定していたが、台風により視察地が被災したためにキャンセルしたものの。		
提出されている報告書の内容	丁数	■ 報告書不存在または不明
評価		
手続面	領収証が添付されている。	
内容面	本件では、台風により視察地が被災したためにキャンセルしたことによるキャンセル料とされるものの、具体的な台風による視察地の被災状況が明らかとなった上で、それがやむを得ない事情に該当するといえない限り、キャンセル料の支出は不適切とされる可能性がある。	

〔補足〕

(ア) 概要

令和2年10月31日から同年11月2日まで（2泊3日）、本会派議員4名にて、長野県長野市及び福島県会津若松市において視察を予定していたが、台風により視察地が被災したためにキャンセルしたことによるキャンセル料として合計1万9760円が支払われている。

(イ) 手続面での評価

領収証が提出されており、手続面について問題はない。

(ウ) 内容面での評価

視察等旅費のキャンセル料については、第8章の自民党市民会議にて、目的・性質の合理性判断基準を呈示している。本件にて、より検討すると、旅費のキャンセル料について、佐世保市の「政務活動費運用指針」においては、「キャンセル料：明示された正当な理由に基づく場合は支出可能（公務・病気等）」（11頁～12頁）とされるにとどまっている。本件のような災害を原因としてキャンセル料が生じた場合、他の自治体においては、政務活動費の対象となるとされている例が散見される（新潟市、八戸市等）。また、台風の接近を理由として発生したキャンセル料の支出が問題となった事案においては、地裁判決において「『キャンセルが公務上その他やむを得ない事情によることの説明がないことから政務調査活動のために必要な経費とは認められない』（青森地判平成19年5月25日）とされ、控訴審で『台風が接近したため』との説明が補足されたものの、『旅行の日程や目的なども明らかにされておらず、やむを得ない事情とまでは認められない』（仙台高判平成19年12月20日）と判断されている（内田一夫著「判例から学ぶ 政務活動費の実務制度の基本から適正運用まで」〔株式会社ぎょうせい〕237頁）。本件では、台風により視察地が被災したために出張を中止したことによるキャンセル料とされるものの、具体的な台風による視察地の被災状況が明らかとなった上で、それがやむを得ない事情に該当するかは不明である。したがって、本件ようなキャンセル料支出については、上記要件を徹底させるように努めるべきである。

(エ) 小括【指摘】

台風等天災により視察キャンセルとなり、そのキャンセル料を政務活動費から支出するためには、当該災害による交通機関不通や視察先からの中止要請等、出張不能または中止がやむを得ないことの証明を徹底されたい。

エ 沖縄県宜野湾市等視察（2名）【指摘、意見あり】

年度	令和元年度		
会派名	公明党		
使途	調査研究費		
支出対象	旅費（令和元年8月25日～同月27日）		
細目	金額	注意事項	
パック料金	134,520		
交通費	16,470		
食事代相当額	6,400		
日当	18,000		
合計	175,390		
支出理由			
令和元年8月25日から同月27日まで（2泊3日）、本会派所属議員2名にて、沖縄県宜野湾市及び那覇市において視察を行ったもの。			
提出されている報告書の内容	丁数	3	<input type="checkbox"/> 報告書不存在または不明
「視察報告書」が計3通添付されている。			
評価			
手続面	旅費については、視察報告書の他に、支払証明書、旅費明細書、領収証が添付されている。		

内容面	<p>本視察は、①沖縄県宜野湾市における現地視察及び②沖縄県那覇市における会合への参加に関するものに分類される。</p> <p>①については、視察報告書が2通添付されている。</p> <p>1通目の視察報告書においては、写真をウィキペディアから引用した上で、沖縄国際大学における米軍ヘリコプター墜落事件について記載がなされている。</p> <p>佐世保市との関連では、「佐世保市課題や問題の早期解決に向けて取り組んで参ります。」と記載されているにとどまり、佐世保市における行政課題との関連性が不明である。</p> <p>2通目の視察報告書においては、写真をウィキペディアから引用した上で、普天間第二小学校における騒音問題について記載がなされている。</p> <p>佐世保市との関連では、「佐世保においても基地問題にしっかりと取り組んで参ります。」と記載されているにとどまる。</p> <p>「佐世保市に無い課題や問題を宜野湾市は抱えておられた。」とも記載されているが、本視察が佐世保市における米軍基地にまつわる問題とどのように関連するのかが不明である。</p> <p>②については、「第14回九州・沖縄防衛議員連盟連絡協議会総会」という会合への参加に関するものである。</p> <p>視察報告書においては、普天間飛行場にまつわる問題について記載がなされている。</p> <p>佐世保市との関連では、「佐世保においても米軍問題にしっかりと取り組んでいきたいと思う。」「佐世保市も地域密着で取り組んで参ります。」と記載されているにとどまり、佐世保市における行政課題との関連性が不明である。</p> <p>視察先及び視察目的・性質からして、佐世保市における基地問題という政策上の関連性を認め得ることから、本監査では視察旅行自体適法と判断するが、報告書の内容がインターネットの情報からの写真流用等、判例に照らして、違法と判断され得る可能性がある。調査研究の場合、報告書作成につき充実を図るように留意されたい。なお、食事代については、政務活動との一体性を求めるのが判例の傾向であり、今後、是正を検討していただきたい。</p>
-----	---

[補足]

(ア) 概要

令和元年8月25日から同月27日まで(2泊3日)、本会派所属議員2名にて、沖縄県宜野湾市及び那覇市において視察を行ったものに関して、合計5万8430円が支払われている。同日の自民党市民会議の沖縄視察と同道したものと推測される。

(イ) 手続面での評価

旅費については、視察報告書3通の他に、支払証明書、旅費明細書、領収証が提出されており、手続面について問題はない。

(ウ) 内容面での評価

本視察は、①沖縄県宜野湾市における現地視察及び②沖縄県那覇市における「第14回九州・沖縄防衛議員連盟連絡協議会総会」という会合への参加に関するものに分類される。

①については、沖縄国際大学における米軍ヘリコプター墜落事件及び普天間第二小学校における騒音問題の視察を目的とするものであり、②については、普天間飛行場にまつわる問題の視察を目的とするものであるが、これらの目的と佐世保市における議会活動とどのような関連性を有するのかが明らかではない(基地問題という点で両者は共通するものの、佐世保市では航空機の騒音や墜落・落下物等の問題は起きていない)。なお、詳細につき、不要ないし過度な支出は認められず、支出としての合理性については問題ない。

この点、報告書によると、佐世保市における行政課題との関連性に関しては、①の1通目の視察報告書において、佐世保市との関連では「佐世保市課題や問題の早期解決に向けて取り組んで参ります。」と記載されているにとどまり、2通目の視察報告書においても、佐世保市との関連では「佐世保においても基地問題にしっかりと取り組んで参ります。」と記載されているにとどまる。「佐世保市に無い課題や問題を宜野湾市は抱えておら

れた。」とも記載されているが、本視察が佐世保市における米軍基地にまつわる問題とどのように関連するのかが不明である。②については、視察報告書において、佐世保市との関連では、「佐世保においても米軍問題にしっかりと取り組んでいきたいと思う。」「佐世保市も地域密着で取り組んで参ります。」と記載されているにとどまり、佐世保市における行政課題との関連性が不明である。報告書に印刷されている写真もウィキペディアからの引用であるが、判例上、「インターネットから収集可能な情報に報告が止まること」については、その報告書が不適切と判断されることの一要素とされていることに留意するべきである。本件の報告書は、抽象的に基地問題をテーマとしつつも、佐世保市の行政課題への反映に乏しいと判断されるおそれがあり、ひいては、本支出全体が違法と判断される可能性もあると思われる。ただし、報告書より、宜野湾市の基地視察や議員連盟の総会出席自体は認められ、これら自体の目的、性質からして、市政との関連性を完全に否定し得るには至らないと判断し、本監査では、本件旅費支出については、概ね適法と判断する。報告書について、実際に出張した者でなければ把握できない調査結果記載や佐世保市の行政課題との関連性の具体的摘示に注意していただきたい。

なお、食事代6400円については、自民党市民会議令和元年度報告書の「沖縄視察（15名）」と同様に合理性を認めることができない。

(エ) 小括【意見、指摘】

①指摘：本件支出に関連して、夕食代等食事代の支出については、①原則として政務活動費から支出すべきではないこと、②例外的に、政務活動との分離が困難である場合等において支出が可能であること等、改正を検討していただきたい。

②意見：本報告書は、内容が不十分とされる可能性がある。具体的な視察結果や佐世保市の行政課題との関連性記載に努めるよう求める。

オ 新上五島町視察（１名）【意見あり】

年度	令和元年度		
会派名	公明党		
使途	調査研究費		
支出対象	旅費（令和元年１１月１５日～同月１６日）		
細目	金額	注意事項	
研修会参加費	10,000		
交通費	10,570		
日当	6,000		
宿泊料	14,800		
合計	41,370		
支出理由			
元年１１月１５日から同月１６日まで（１泊２日）、本会派所属議員１名にて、長崎県南松浦郡新上五島町において視察を行ったもの。			
提出されている報告書の内容	丁数	1	<input type="checkbox"/> 報告書不存在または不明
「視察報告書」が計１通添付されている。			
評価			
手続面	旅費については、視察報告書の他に、支払証明書、旅費明細書、領収証、運賃表が添付されている。 研修会参加費については、長崎県女性議員協議会の領収書が添付されている。		
内容面	本視察は、上五島町役場においてなされたものである。 視察報告書によると、本研修は、新上五島町役場において開催された「長崎県女性議員協議会総会・研修会」における研修及び新上五島町奈摩郷における講演に関するものとのことである。 総会、研修会、懇親会及び島内視察のうち総会及び研修会のみが調査内容と調査目的との関連性が認められるといえる。 佐世保市における行政課題との関連性に関しては、視察報告書を見る限り、いずれも明らかではないといえる。		

[補足]

(ア) 概要

令和元年11月15日から同月16日まで(1泊2日)、本会派議員1名にて、長崎県南松浦郡新上五島町において視察を行ったものに関して、合計4万1370円が支払われている。自民党市民会議令和元年度報告書新上五島視察と同趣旨と推測できる。

(イ) 手続面での評価

旅費については、視察報告書1通の他に、支払証明書、旅費明細書、領収証、運賃表が添付されている。研修会参加費については、長崎県女性議員協議会の領収書が添付されている。以上から、手続面について問題はない。

(ウ) 本視察は、前述の長崎県女性議員協議会費に関連する総会・研修会に関するものである。本視察は、全体としては、男女共同参画社会の実現を目指す長崎県女性議員協議会の総会、研修会等に参加するものであり、目的と議会活動との関連性は認められるといえる。それゆえ、本視察については、自民党市民会議のものと同様、全額適法であるが、実質的に政務活動としての性格が希薄である部分も多く、全部または一部違法の認定を受ける可能性があると思われる。

この点、監査チームにおいて、本支出を主担当した外部監査補助者より、以下のとおりの意見があったことから併記しておく。

本件出張の具体的スケジュールは以下のとおりである。

・令和元年11月15日

午後3時～午後4時 総会(新上五島町有川支所2階会議室)

午後4時～午後5時30分 研修会(同所)

午後6時～午後8時30分 懇親会(ホテルマリンプア)

・同月16日

午前9時～ ホテルマリンプア出発

午前9時30分～11時30分 島内視察（矢堅目の塩工房、椿油体験工房）

午前11時30分 昼食（ホテルマルゲリータ）

総会においては、活動報告や収支報告等がなされ、研修会においては、知事や町長らの挨拶の後に「わからん島の宝物そして母心」というテーマで宮司による講演がなされ、島内視察としては、海水塩の精製の調査やつばきの搾油及び炭焼きの体験が行われたようである。以上の活動内容を長崎県女性議員協議会の目的である男女共同参画社会の実現と照らし合わせると、総会及び研修会については同目的との間で関連性が見出せないところまでとはいえず、これらに係る支出については違法であるとまではいえない。

他方、懇親会や島内視察については、男女共同参画社会の実現という目的との間に関連性が見出せず、そのような目的の元になされたものであるとはいえず、調査研究費に該当しないものとして違法となる可能性があるといえる。具体的には、本支出のうち、総会、研修会、懇親会及び島内視察の計7時間30分のうち総会及び研修会に係る2時間30分のみが調査研究費として相当といえ、案分すると、3分の1を超える分については違法とされる可能性がある。

（エ）小括【意見】

本件支出は、本監査の最終的な判断としては適法と考えるが、懇親会や島内視察部分が市政との関連性につき不分明である。出張については、適宜政務活動との関連性が少ない部分の分離を検討していただくとともに、本件に関しては、長崎県女性協議会の実際の活動につき、形骸化しないように努めていただきたい。

(2) 広報費

ア ガソリン代【指摘あり】

年度	令和元年度		
会派名	公明党		
使途	広報費		
支出対象	ガソリン代		
細目	金額	注意事項	
明石功	2,031	4月分	
大塚克史	5,050	4月分	
森田浩	6,545	4月分	
川内敏明	6,000	4月分	
大塚克史	65,967	5月～3月分	
森田浩	45,136	5月～3月分	
佐藤文子	39,200	5月～3月分	
宮島武雄	79,264	5月～3月分	
合計	249,193		
支出理由			
佐世保市運用指針では、広報費として、ガソリン代については2分の1の額を月毎上限1万円まで政務活動費からの支出を認めている。			
提出されている報告書の内容	丁数		■ 報告書不存在または不明
評価			
手続面	支払証明書が提出されており、これに当該年度の月毎ガソリン代が記載されている。これに領収証が添付されている。		
内容面	佐世保市の「政務活動費運用指針」においては、広報費における交通費としては、「タクシー代、自家用車を利用して政務活動を行った場合のガソリン代等をいう。」(7頁)とされている。 もっとも、資料上は、政務活動の有無については明らかではない。広報活動を行ったという裏付等がない等の問題を考慮し、自民党市民会議での指摘と同じく改廃等検討していただきたい。		

〔補足〕【指摘】

所属議員6名のガソリン代として、合計24万9193円が支払われている。手続面、内容面の評価は、自民党市民会議令和元年度及び令和2年度の報告と同様である。ガソリン代の包括的支出については、今後、その改廃自体検討していただきたい。仮に、包括的支出の必要性があるとして維持する場合、ガソリン代請求にあたり、対象月に行った自動車移動を伴う広報活動（広報費のみならず、広聴費、要請陳情等活動費、事務費としても容認する場合、広聴活動、要請陳情活動、事務作業を含む。）について、報告書またはこれに準じる資料を提出するべきである。

イ 道路通行料【指摘あり】

年度	令和元年度	
会派名	公明党	
使途	広報費	
支出対象	道路通行料	
細目	金額	注意事項
ETC利用料	14,570	
合計	14,570	
支出理由		
ETC利用にかかる支出である。		
提出されている報告書の内容	丁数	■ 報告書不存在または不明
評価		
手続面	本会議・委員会等の開催日程一覧及び月ごとの請求明細書が添付されている。	
内容面	本会議・委員会等の開催日程一覧記載のもの以外のETC利用について、利用目的に関する資料がなく、政務活動費として相当な支出であるか否かは不明である。また、本会議・委員会等の開催日程一覧の存在は、これらの出席部分を除外するために添付されているものと推測できるが、それ以外の利用が広報活動であるのかどうかは分からない。	

[補足]

(ア) 概要

ETC利用料として、合計1万4570円が支払われている。

(イ) 手続面での評価

本会議・委員会等の開催日程一覧及び月ごとの請求明細書が提出されている。本会議・委員会等の出席は政務活動ではなく議会活動として政務活

動費対象外になるため、その除外のための資料として提出されたもよう。

(ウ) 内容面での評価

E T C利用のうち、議員としての活動と推認されるものを明らかにする目的で本会議・委員会等の開催日程一覧が添付されているものと考えられる。そのため、請求明細書記載のものから、同一覧記載のものを除外して計上されている。

もっとも、同一覧記載のもの以外のE T C利用について、利用目的に関する資料がなく、政務活動費として相当な支出であるか否かは不明である。この点について、包括外部監査人から議会運営課に対して照会を行ったが、「目的は政務活動としてのものと考えられるが詳細は不明です。」との回答にとどまり、政務活動目的を裏付ける資料は開示されなかった。

そのため、広報費の支出であるかどうかは不明である。

(エ) 小括【指摘】

少なくとも、E T C利用料の支出に際して、いかなる広報活動を行ったのかが判明する程度の報告書等資料を添付すべきである。E T C利用については、実際に、いつ、どの区間を利用したのかの明細をクレジットカード会社から入手することは容易であり、これを基本資料として、さらに、政務活動費からの支出を求める区間について、いかなる広報活動（事務費等も含める場合にはそれらの活動も含めて）を行ったかを説明することは困難ではない。仮に、そのような運用が不可能である場合には、E T C利用料につき政務活動費からの支出を容認するかどうかを再検討すべきである。

ウ 電話代【指摘あり】

年度	令和元年度	
会派名	公明党	
使途	広報費	
支出対象	電話代	
細目	金額	注意事項
固定電話代 (佐世保市)	6	平成31年4月分 固定電話の電話代であり、利用料金の全額が計上されている。
ファクシミリ代 (NTT西日本)	2,893	平成31年4月分 ファクシミリ代であり、利用料金の全額が計上されている。
明石功	3,430	平成31年4月分
大塚克史	5,503	平成31年4月分
森田浩	3,762	平成31年4月分
川内敏明	3,514	平成31年4月分
固定電話代 (佐世保市)	1,958	令和元年5月～令和2年3月分 固定電話の電話代であり、利用料金の全額が計上されている。
ファクシミリ代 (NTT西日本)	32,655	令和元年5月～令和2年3月分 ファクシミリ代であり、利用料金の全額が計上されている。
大塚克史	61,388	令和元年5月～令和2年3月分
森田浩	41,884	令和元年5月～令和2年3月分
佐藤文子	0	令和元年5月～令和2年3月分
宮島武雄	16,842	令和元年10月～令和2年3月分
合計	173,829	
支出理由		
固定電話代、ファクシミリ代及び各議員の携帯電話利用料である。		

提出されている報告書の内容	丁数	■ 報告書不存在または不明
評価		
手続面	<p>1 固定電話代（佐世保市）については、月毎の納入通知書兼領収証書が添付されている。</p> <p>2 ファクシミリ代（NTT西日本）については、月毎の内訳書及び領収書が添付されている。</p> <p>3 携帯電話利用料については、支払証明書のほか、金額を裏付ける資料が添付されている。</p> <p>■明石：4月分については領収証のみが添付されているため、電話料金以外の支出の金額及び有無が不明である。</p> <p>■大塚：利用料金のみが記載された利用料金証明書が添付されているため、電話料金以外の支出の金額及び有無が不明である。</p> <p>■森田：クレジットカードの利用明細のみが添付されているため、電話料金以外の支出の金額及び有無が不明である。</p> <p>■川内：4月分については領収証のみが添付されているため、電話料金以外の支出の金額及び有無が不明である。</p> <p>■佐藤：請求なし。</p> <p>■宮島：明細が添付されており、電話料金のみが計上されている。</p>	
内容面	<p>会派控室固定電話代、ファクシミリ代について、「広報費」以外の項目も追記するべきと思われる。その上で、会派控室内での経費であることから按分適用を検討していただきたい。</p> <p>携帯電話料金については、広報活動を行ったとの裏付等が存在せず、他会派で述べているように抜本的な改廃等検討されたい。</p>	

〔補足〕

(ア) 概要

平成31年4月分は、固定電話の電話代、ファクシミリ代及び所属議員4名の携帯電話使用料として、合計1万9108円が支払われている。令

和元年5月分ないし令和2年3月分は、固定電話の電話代、ファクシミリ代及び所属議員3名の携帯電話使用料として、合計15万4727円が支払われている。

(イ) 手続面及び内容面について

手続面及び内容面については、上記緑政クラブ（固定電話料金と携帯電話料金）及び市政クラブ（ファクシミリ代と携帯電話料金）と同じである。なお、本会派の携帯電話分については、各月の利用料金のみしか分からない資料が多く、通信料部分以外の支出が含まれていないのかの確認が困難であった。会派控室備付固定電話料金及びファクシミリ代についても、全て市政の広報活動であるとすることは難しいと思われる。

(ウ) 小括【指摘】

① 固定電話代、ファクシミリ代

会派控室の固定電話代、ファクシミリ代については、「広報費」のみならず「調査研究費」、「要請陳情等活動費」及び「事務費」と併せる等検討されたい。

その上で、会派控室内での事務作業や維持経費につき、本監査で説明している多数の判例において、按分が妥当とされていること、及び、その按分率として会派控室の事例で2分の1を多く用いられていることを参考として、按分ルール適用を検討されたい。

② 携帯電話料金

携帯電話代の包括的支出については、今後、その改廃自体検討していただきたい。仮に、包括的支出の必要性があるとして維持する場合、携帯電話代請求にあたり、対象月に行った携帯電話を用いた広報活動（広報費のみならず、広聴費、要請陳情等活動費、事務費としても容認する場合、広聴活動、要請陳情活動、事務作業を含む。）について、報告書またはこれに準じる資料を提出するべきである。

エ インターネット利用料【指摘あり】

年度	令和元年度		
会派名	公明党		
使途	広報費		
支出対象	インターネット利用料		
細目	金額	注意事項	
インターネット利用料	57,425	フレッツ光ネクスト	
同上	12,203	OCN	
工事費	29,484		
合計	99,112		
支出理由			
インターネット利用料等として支出したものの。			
提出されている報告書の内容	丁数		■ 報告書不存在または不明
評価			
手続面	1 インターネット利用料については、それぞれ、月毎の内訳が記載されている請求書及び電話料金等払込受領証が添付されている。 2 工事費用については、請求書及び振込票が添付されている。		
内容面	インターネット利用料については、全額が計上されているが、広報活動を行ったという裏付等に欠ける。広報費、調査研究費、事務費等として総合考慮し容認するのであれば、会派控室利用分として按分適用を検討していただきたい。		

〔補足〕

(ア) 概要

インターネット利用料として、合計9万9112円が支払われている。

(イ) 手続面での評価

インターネット利用料については、それぞれ、月毎の内訳が記載されている請求書及び電話料金等払込受領証が添付されている。工事費用については、請求書及び振込票が添付されている。以上より、手続面について問題はない。

(ウ) 内容面での評価

会派控室でのインターネット利用料金については、他会派と同様である。すなわち、「広報費」と限定していることは実際の使用実態と異なると考えられること、「事務費」等他の項目を追加するとしても、会派控室の事務費についての判例傾向から按分適用を検討すべきである。

(エ) 小括【指摘】

会派控室でのインターネット利用料については、固定電話代やファクシミリ代と同様に、「広報費」として限定するのではなく、「調査研究費」、「要請陳情活動費」及び「事務費」等の追加等検討されたい。その上で、会派控室内での事務費についての判例の流れを考慮し、今後、按分制度を適用するかどうかを検討していただきたい。包括外部監査人としては按分比率については2分の1を提案する。

オ タブレット端末通信費負担金

年度	令和元年度		
会派名	公明党		
使途	広報費		
支出対象	タブレット端末通信費負担金		
細目	金額	注意事項	
タブレット 端末通信費 負担金	9,788	令和元年4月分	
同上	48,940	令和元年5月～同年9月分	
同上	59,832	令和元年10月～令和2年3月分	
合計	118,560		
支出理由			
タブレット端末通信費負担金として支出したものを。			
提出されている報告書の内容	丁数		■ 報告書不存在または不明
評価			
手続面	佐世保市長作成にかかる納入通知書兼領収書が添付されている。		
内容面	広報費としての取扱いに疑問が残るが、実質的に適法と考える。		

〔補足〕

タブレット端末通信費負担金については、他会派と同じであり、適法である。

(3) 資料購入費（新聞購読料）

年度	令和元年度		
会派名	公明党		
使途	資料購入費		
支出対象	新聞購読料		
細目	金額	注意事項	
西日本新聞	40,493	1 2 か月分	
全国農業新聞	7,700	月額 7 0 0 円 × 1 1 か月分	
合計	48,193		
支出理由			
政務活動に資するとされる新聞購読料。			
提出されている報告書の内容	丁数		■ 報告書不存在または不明
評価			
手続面	各新聞については、領収書ないし受領証が添付されている。		
内容面	■各新聞については、西日本の情報や農業に関する情報取得と推測され、娯楽性はなく、全額適法と思われる。		

〔補足〕

西日本新聞及び全国農業新聞の購読料として、合計4万8193円が支払われている。手続面及び内容面とも指摘すべき部分はなく全額適法と考える。

(4) 事務費について(プリンターリース料等及び事務用品購入費)【指摘、
評価あり】

年度	令和元年度	
会派名	公明党	
使途	事務費	
支出対象	プリンターリース料等及び事務用品購入費	
細目	金額	注意事項
プリンター リース料	31,968	平成31年4月分
プリンター 及びノート パソコン リース料	291,100	令和元年5月～令和2年3月分
コピーカウ ンター料	4,552	
同上	6,782	
同上	4,417	
同上	4,257	
同上	7,122	
同上	7,518	
トナー、A4 用紙購入費 用	65,560	
トナー購入 費用	38,159	
トナー、A4 用紙購入費 用	33,572	
事務消耗品 購入費	31,761	
合計	526,768	

支出理由	
プリンターリース料等及び事務用品購入費用。	
提出されている報告書の内容	丁数 <input type="checkbox"/> 報告書不存在または不明
評価	
手続面	1 リース料（4月分）：引落しがなされた通帳の該当箇所のみが添付されており、詳細が不明である。 2 プリンター及びノートパソコンリース料：契約内容に関する資料が添付されている。 3 コピーカウンター料及びトナー等購入費用：請求書及び領収書が添付されている。 4 事務消耗品購入費：領収書が添付されている。
内容面	■ プリンターリース料及びプリンターカウンター料については、全額が計上されているが、判例の傾向に照らし按分適用を検討するべきである。 ■ コピー用紙やインク等事務消耗費についても同様に按分適用を検討するべきである。

〔補足〕【指摘、評価】

- ①指摘：本支出については、他会派と同様に按分とすることを今後検討していただきたい。包括外部監査人としては、判例に照らし2分の1按分を提案する。
- ②評価：プリンターにつきリース契約を締結していることは会派の財産形成回避等の観点から評価できる。

5 社会民主党

本年度については、佐世保市議会議員の選挙に伴い、年度途中で会派の構成に変動があった。そのため、社会民主党については平成31年4月分のみとなっている。

(1) 広報費

ア ガソリン代

年度	令和元年度		
会派名	社会民主党		
使途	広報費		
支出対象	ガソリン代		
細目	金額	注意事項	
早稲田矩子	6,429	領収証が添付されている。	
古家勉	9,099	領収証が添付されている。	
永田秀人	7,046	領収証が添付されている。	
合計	22,574		
支出理由			
佐世保市運用指針では、広報費として、ガソリン代については2分の1の額を月毎上限1万円まで政務活動費からの支出を認めている。			
提出されている報告書の内容	丁数		■ 報告書不存在または不明
評価			
手続面	支払証明書が提出されており、これに当該年度の月毎ガソリン代が記載されている。これに領収証が添付されている。		

内容面	<p>佐世保市の「政務活動費運用指針」においては、広報費における交通費としては、「タクシー代、自家用車を利用して政務活動を行った場合のガソリン代等をいう。」（7頁）とされている。</p> <p>もっとも、資料上は、政務活動の有無については明らかではない。広報活動を行ったという裏付等がない等の問題を考慮し、自民党市民会議での指摘と同じく改廃等検討していただきたい。</p>
-----	--

〔補足〕【指摘】

所属議員3名のガソリン代として、合計2万2574円が支払われている。手続面、内容面の評価は、自民党市民会議令和元年度及び令和2年度の報告と同様である。ガソリン代の包括的支出については、今後、その改廃自体検討していただきたい。仮に、包括的支出の必要性があるとして維持する場合、ガソリン代請求にあたり、対象月に行った自動車移動を伴う広報活動（広報費のみならず、広聴費、要請陳情等活動費、事務費としても容認する場合、広聴活動、要請陳情活動、事務作業を含む。）について、報告書またはこれに準じる資料を提出するべきである。

イ 電話代

年度	令和元年度		
会派名	社会民主党		
使途	広報費		
支出対象	電話代		
細目	金額	注意事項	
固定電話代 (佐世保市)	477	固定電話の電話代であり、利用料金の全額が計上されている。	
早稲田矩子	3,856	利用料金の明細が添付されている。	
古家勉	3,191	払込受領証が添付されている。	
永田秀人	2,694	利用料金の明細が添付されている。	
合計	10,218		
支出理由			
固定電話代及び各議員の携帯電話利用料である。			
提出されている報告書の内容	丁数		■ 報告書不存在または不明

評価	
手続面	<p>1 固定電話代（佐世保市）については、納入通知書兼領収証書が添付されている。</p> <p>2 携帯電話利用料については、それぞれ金額を裏付ける資料が添付されている。</p> <p>■早稲田：請求合計と実際に計上されている費目が異なり、電話料金以外の支出の金額及び有無が不明である。</p> <p>■古家：払込受領証のみが添付されているため、電話料金以外の支出の金額及び有無が不明である。</p> <p>■永田：利用料金の明細が添付されている。合計金額から端末等代金分割支払金分及びパケット利用料分が控除されたものが計上されている。</p>
内容面	<p>会派控室固定電話代について、「広報費」以外の項目も追記するべきと思われる。その上で、会派控室内での経費であることから按分適用を検討していただきたい。</p> <p>携帯電話料金については、広報活動を行ったとの裏付等が存在せず、他会派で述べているように抜本的な改廃等検討されたい。</p>

〔補足〕

(ア) 概要

平成31年4月分の固定電話1台の電話代及び所属議員3名の携帯電話使用料として、合計1万0218円が支払われている。

(イ) 手続面及び内容面について

手続面及び内容面については、上記緑政クラブと同じである。なお、本会派の携帯電話分については、各月の利用料金のみ判明する資料だけ提出している議員分は、通信料部分以外の支出が含まれていないのかの確認が困難であった。会派控室備付固定電話の電話料についても、全て市政の広報活動であるとするのは難しいと思われる。

(ウ) 小括【指摘】

① 固定電話代

会派控室の固定電話代については、「広報費」のみならず「調査研究費」、「要請陳情等活動費」及び「事務費」と併せる等検討されたい。

その上で、会派控室内での事務作業や維持経費につき、本監査で説明している多数の判例において、按分が妥当とされていること、及び、その按分率として会派控室の事例で2分の1を多く用いられていることを参考として、按分ルール適用を検討されたい。

② 携帯電話料金

携帯電話代の包括的支出については、今後、その改廃自体検討していただきたい。仮に、包括的支出の必要性があるとして維持する場合、携帯電話代請求にあたり、対象月に行った携帯電話を用いた広報活動（広報費のみならず、広聴費、要請陳情等活動費、事務費としても容認する場合、広聴活動、要請陳情活動、事務作業を含む。）について、報告書またはこれに準じる資料を提出するべきである。

ウ タブレット端末通信費負担金

年度	令和元年度	
会派名	社会民主党	
用途	広報費	
支出対象	タブレット端末通信費負担金	
細目	金額	注意事項
タブレット 端末通信費 負担金	7,341	平成31年4月分
合計	7,341	
支出理由		
タブレット端末通信費負担金として支出したもの。佐世保市議会では、情報伝達や資料保存等の効率化のため、議員1名あたり、1台のタブレットを貸与している。その通信費につき、あらかじめ運用指針に従い、全額の2分の1を佐世保市が各会派へ請求している。		
提出されている報告書の内容	丁数	■ 報告書不存在または不明
評価		
手続面	佐世保市長作成にかかる納入通知書兼領収書が添付されている。	
内容面	広報費としての取扱いに疑問が残るが、実質的に適法と考える。	

〔補足〕

タブレット端末通信費負担金については、他会派と同じであり、適法である。

(2) 資料購入費（新聞購読料）

年度	令和元年度		
会派名	社会民主党		
用途	資料購入費		
支出対象	新聞購読料		
細目	金額	注意事項	
自治日報	2,117	1か月分	
しんぶん赤旗	4,427	1か月分	
合計	6,544		
支出理由			
政務活動に資するとされる新聞購読料。			
提出されている報告書の内容	丁数		■ 報告書不存在または不明
評価			
手続面	各新聞については、領収書が添付されている。		
内容面	各新聞については、地方自治等に関する情報取得と推測され、娯楽性はなく、全額適法と思われる。		

〔補足〕

各新聞につき、地方自治等に関する情報取得と推測され、娯楽性はなく、全額適法と思われる。なお、しんぶん赤旗の購読料については、他政党の政策の参考資料としての側面があることから、適法と評価する。

(3) 事務費（プリンターリース料及びカウンター料）【指摘、評価あり】

年度	令和元年度		
会派名	社会民主党		
使途	事務費		
支出対象	プリンターリース料及びカウンター料		
細目	金額	注意事項	
プリンターリース料	11,340		
プリンターカウンター料	17,396		
合計	28,736		
支出理由			
プリンターリース料及びカウンター料。			
提出されている報告書の内容	丁数		■ 報告書不存在または不明
評価			
手続面	1 プリンターリース料については、領収証が添付されている。 2 プリンターカウンター料については、振替払込金受領証が添付されている。		
内容面	■プリンターリース料及びプリンターカウンター料については、全額が計上されているが、判例の傾向に照らし按分適用を検討するべきである。		

〔補足〕【指摘、評価】

- ①指摘：本支出については、他会派と同様に按分とすることを今後検討していただきたい。包括外部監査人としては、判例に照らし2分の1按分を提案する。
- ②評価：プリンターにつきリース契約を締結していることは会派の財産形成回避等の観点から評価できる。

6 日本共産党

本年度については、佐世保市議会議員の選挙に伴い、年度途中で会派の構成に変動があった。そのため、日本共産党については令和元年5月分から令和2年3月分のみとなっている。

(1) 広報費について

ア 電話代【指摘、評価あり】

年度	令和元年度		
会派名	日本共産党		
使途	広報費		
支出対象	電話代		
細目	金額	注意事項	
固定電話代 (佐世保市)	432	令和元年5月分 固定電話の電話代であり、利用料金の全額が計上されている。	
合計	432		
支出理由			
固定電話代。			
提出されている報告書の内容	丁数		■ 報告書不存在または不明
評価			
手続面	佐世保市長作成に係る領収書が添付されているが、利用目的が不明である。		
内容面	会派控室固定電話代について、「広報費」以外の項目も追記するべきと思われる。その上で、会派控室内での経費であることから按分適用を検討していただきたい。		

〔補足〕【指摘、評価】

①指摘：会派控室の固定電話代については、「広報費」のみならず「調査研究費」、「要請陳情等活動費」及び「事務費」と併せる等検討されたい。

その上で、会派控室内での事務作業や維持経費につき、本監査で説明している多数の判例において、按分が妥当とされていること、及び、その按分率として会派控室の事例で2分の1を多く用いられていることを参考として、按分ルール適用を検討されたい。

②評価：他会派と異なり、議員個人が使用する携帯電話料金を請求していないことは大きく評価できる。

イ タブレット端末通信費負担金

年度	令和元年度	
会派名	日本共産党	
使途	広報費	
支出対象	タブレット端末通信費負担金	
細目	金額	注意事項
タブレット 端末通信費 負担金	12,235	令和元年5月～同年9月分
同上	14,958	令和元年10月～令和2年3月分
合計	27,193	
支出理由		
<p>タブレット端末通信費負担金として支出したもの。佐世保市議会では、情報伝達や資料保存等の効率化のため、議員1名あたり、1台のタブレットを貸与している。その通信費につき、あらかじめ運用指針に従い、全額の2分の1を佐世保市が各会派へ請求している。</p>		
提出されている報告書の内容	丁数	■ 報告書不存在または不明
評価		
手続面	佐世保市長作成にかかる納入通知書兼領収書が添付されている。	
内容面	広報費としての取扱いに疑問が残るが、実質的に適法と考える。	

〔補足〕

タブレット端末通信費負担金については、他会派と同じであり、適法である。

(2) 資料購入費 (新聞購読料)

年度	令和元年度		
会派名	日本共産党		
使途	資料購入費		
支出対象	新聞購読料		
細目	金額	注意事項	
全国農業新聞	4,900	小田徳顕 月額700円×7か月分	
社会新報	7,820	小田徳顕 (月額700円×5か月分) + (月額720円×6か月分)	
月刊社会民主	7,270	小田徳顕 (月額650円×5か月分) + (月額670円×6か月分)	
長崎新聞	30,860	小田徳顕 月額3086円×10か月分	
商工新聞	5,500	小田徳顕 11か月分	
合計	56,350		
支出理由			
政務活動に資するとされる新聞購読。			
提出されている報告書の内容	丁数		■ 報告書不存在または不明
評価			
手続面	いずれも領収証が添付されている。		
内容面	各新聞については、長崎県内の情報や農業に関する情報取得と推測され、娯楽性はなく、全額適法と思われる。		

[補足]

(ア) 概要

新聞の購読料として、合計5万6350円が支払われている。

(イ) 手続面での評価

いずれも領収証が提出されており、手続面について問題はない。

(ウ) 内容面での評価

各新聞については、概ね長崎県内の情報や農業に関する情報取得と推測され、娯楽性はなく、全額適法と思われる。なお、社会新報及び月刊社会民主は、いずれも社会民主党の関連紙であるが、他政党の政策研究等の資料となる側面を考慮し、本件では適法と判断した。それから、商工新聞は、全国商工団体連合会発行紙であるが、同連合会は日本共産党との政策上での共同関係を形成していることがあるという見解がある。それゆえ、商工新聞購読につき、政党活動の側面が窺えなくも無いが、同連合会が日本共産党そのものを母体としているのではなく、また、日本全国の中小企業の営業等支援を主要事業としていることからすれば、政党活動として認定することは困難であると思われる。

(エ) 小括

本件支出は全額適法である。

(3) 事務費 (プリンター等リース料) 【指摘、評価あり】

年度	令和元年度	
会派名	日本共産党	
使途	事務費	
支出対象	プリンター等リース料	
細目	金額	注意事項
プリンター等リース料	1,080	
同上	4,752	
同上	4,752	
同上	14,904	
同上	14,904	
同上	1,080	
同上	19,656	
同上	1,080	
同上	19,656	
同上	1,080	
同上	19,656	
同上	1,100	
同上	19,656	
同上	1,100	
同上	19,656	
同上	1,100	
同上	19,656	
同上	1,100	
同上	19,656	
同上	1,100	
同上	19,656	
同上	1,100	
同上	19,656	
同上	1,100	
同上	19,656	
同上	1,100	
合計	207,480	
支出理由		
プリンター及びノートパソコンのリース料の支出。		

提出されている報告書の内容	丁数	■ 報告書不存在または不明
評価		
手続面	領収書等は添付されておらず、上記支出が記帳されている通帳の該当頁が提出されている。	
内容面	■プリンター及びノートパソコンリース料については、全額が計上されているが、判例の傾向に照らし按分適用を検討すべきである。	

〔補足〕【指摘、評価】

- ①指摘：本支出については、他会派と同様に按分とすることを今後検討していただきたい。包括外部監査人としては、判例に照らし2分の1按分を提案する。
- ②評価：プリンター、ノートパソコンにつきリース契約を締結していることは会派の財産形成回避等の観点から評価できる。

第2 令和2年度について

1 市民クラブ

(1) 調査研究費

ア 対馬市視察（7名）【意見あり】

年度	令和2年度		
会派名	市民クラブ		
使途	広報費		
支出対象	旅費（令和2年11月16日～同月18日）		
細目	金額	注意事項	
交通費	218,520		
日当	63,000		
宿泊料	207,200		
合計	488,720		
支出理由			
令和2年11月16日から同月18日まで（2泊3日）、本会派所属議員7名にて、長崎県対馬市内において視察を行ったもの。			
提出されている報告書の内容	丁数	3	<input type="checkbox"/> 報告書不存在または不明
「視察報告書」が計3通添付されている。			
評価			
手続面	旅費については、視察報告書の他に、支払証明書、旅費明細書、航空券代の領収証、運賃表が添付されている。		

内容面	<p>本視察は、①「観光振興の現状と問題について（インバウンド対策）」に関するもの、②観光情報館「ふれあい処つしま」におけるもの、③タブレット端末の導入に関するものに分類される。</p> <p>①については、長崎県対馬市において、同市における観光振興について対馬市観光交流商工部観光商工課課長から説明を受けたものである。現状の説明を受けた上で質疑応答がなされており、対馬市における観光の現状を知ることができたものといえるが、本視察が佐世保市における観光の取組み等とどのように関連するかは不明である。"</p> <p>②については、同市の観光情報館「ふれあい処つしま」において、観光物産協会事務局長から説明を受けたものである。対馬市における観光の現状を知ることができたものといえるが、本視察が佐世保市における観光の取組み等とどのように関連するかは不明である。</p> <p>③については、同市において、タブレット端末の導入について行われたものであるが、視察報告書を見る限り、視察先や説明者は不明である。対馬市の小中学校におけるタブレット端末の導入状況や事業効果について記載がなされている。</p> <p>以上を総合考慮し、本件については適法と解する。</p>
-----	--

[補足]

(ア) 概要

令和2年11月16日から同月18日まで(2泊3日)、本会派所属議員7名にて、長崎県対馬市内において視察を行ったものに関して、合計48万8720円が支払われている。

(イ) 手続面での評価

旅費については、視察報告書3通の他に、支払証明書、旅費明細書、航空券代の領収証、運賃表が提出されており、手続面について問題はない。

(ウ) 内容面での評価

本視察は、①「観光振興の現状と問題について（インバウンド対策）」に関するもの、②観光情報館「ふれあい処つしま」におけるもの、③タブレット端末の導入に関するものに分類される。

①については、長崎県対馬市において、同市における観光振興に関する視察を目的とするものであり、②については、同市の観光情報館「ふれあい処つしま」において観光の現状に関する視察を目的とするものであり、③については、同市において、小中学校におけるタブレット端末の導入に関する視察を目的とするものであり、いずれも、目的と議会活動との関連性は認められるといえる。①及び②については、視察報告書において視察先又は説明者に関する記載がなされており、調査内容と調査目的との関連性は認められる。一方、③については、そのいずれも明らかでなく、具体的な調査方法が不明となっているため、調査内容と調査目的との関連性が認められるとはいえないと考えられる。なお、支出詳細につき、不要ないし過度な支出は認められず、支出としての合理性については問題ない。

佐世保市における行政課題との関連性に関しては、①については、現状の説明を受けた上で質疑応答がなされており、対馬市における観光の現状を知ることができたものといえるが、本視察が佐世保市における観光の取組み等とどのように関連するかは不明である。②についても、対馬市における観光の現状を知ることができたものといえるが、本視察が佐世保市における観光の取組み等とどのように関連するかは不明である。③については、資料上、佐世保市の小中学校におけるタブレット端末の導入の現状が不明であったが、議会運営課は照会したところ、当時、佐世保市においても小中学校におけるタブレット学習導入が協議事項になっていたとのことである。以上より、いずれの視察においても、佐世保市における行政課題について、視察先の性質や目的から、本件視察により観光分野及び教育分野での対馬

市との対比という成果は導き得たものと推測できる。それゆえ、本件支出につき適法と認める。ただし、報告書につきより充実させることを求める。

(エ) 小括【意見】

本件支出につき適法と解する。ただし、報告書につき、視察者のみが把握し得る成果記載、佐世保市の行政課題との関連性を明確にする等より充実させることを求める。

(2) 広報費

ア 市議会だよりの印刷費用

年度	令和2年度		
会派名	市民クラブ		
使途	広報費		
支出対象	市議会だよりの印刷費用		
細目	金額	注意事項	
小野原茂	121,000	春号	
松尾俊哉	69,300	夏号	
同上	49,500	春号	
合計	239,800		
支出理由			
市議会だよりの印刷費用。			
提出されている報告書の内容	丁数		■ 報告書不存在または不明
評価			
手続面	印刷会社作成に係る領収書が計3通添付されている。		
内容面	各広報紙とも、議会での質問内容等に関する記載がなされており、広報費に該当する支出であるといえる。		

[補足]

(ア) 概要

市議会だよりの印刷費用として、合計23万9800円が支払われている。内訳としては、小野原茂市議に係る市議会だより春号1万部の印刷費

用として12万1000円（単価11円）、松尾俊哉市議に係る市議会だより夏号4000部の印刷費用として6万9300円（単価17.325円）、同人に係る市議会だより春号3000部の印刷費用として4万9500円（単価16.5円）となる。

（イ） 手続面での評価

印刷会社作成に係る領収書が計3通提出されており、手続面について問題は無い。

（ウ） 内容面での評価

二次開示により、広報紙原本の開示を受けた。その上で、本件の広報紙の印刷費用及び郵送費用の支出の相当性について検討した結果、各議員の広報紙については、議会での質問内容等に関する記載で占められており、広報費に該当する支出であるといえる。

（エ） 小括

本件支出は適法である。

イ ガソリン代【指摘あり】

年度	令和2年度		
会派名	市民クラブ		
使途	広報費		
支出対象	ガソリン代		
細目	金額	注意事項	
柴山賢一	40,135		
松尾俊哉	119,896		
久野秀敏	63,101		
永田秀人	67,039		
小野原茂	98,186		
古家勉	83,611		
山下隆良	99,328		
合計	571,296		
支出理由			
佐世保市運用指針では、広報費として、ガソリン代については2分の1の額を月毎上限1万円まで政務活動費からの支出を認めている。			
提出されている報告書の内容	丁数		■ 報告書不存在または不明
評価			
手続面	支払証明書が提出されており、これに当該年度の月毎ガソリン代が記載されている。これに領収証が添付されている。		
内容面	佐世保市の「政務活動費運用指針」においては、広報費における交通費としては、「タクシー代、自家用車を利用して政務活動を行った場合のガソリン代等をいう。」（7頁）とされている。 もっとも、資料上は、政務活動の有無については明らかではない。広報活動を行ったという裏付等がない等の問題を考慮し、自民党市民会議での指摘と同じく改廃等検討していただきたい。		

〔補足〕【指摘】

所属議員7名のガソリン代として、合計57万1296円が支払われている。手続面、内容面の評価は、自民党市民会議令和元年度及び令和2年度の報告と同様である。ガソリン代の包括的支出については、今後、その改廃自体検討していただきたい。仮に、包括的支出の必要性があるとして維持する場合、ガソリン代請求にあたり、対象月に行った自動車移動を伴う広報活動（広報費のみならず、広聴費、要請陳情等活動費、事務費としても容認する場合、広聴活動、要請陳情活動、事務作業を含む。）について、報告書またはこれに準じる資料を提出するべきである。

ウ 電話代【指摘あり】

年度	令和2年度	
会派名	市民クラブ	
使途	広報費	
支出対象	電話代	
細目	金額	注意事項
固定電話代 (佐世保市)	1,198	固定電話の電話代であり、利用料金の全額が計上されている。
柴山賢一	69,911	月毎の利用料金のみが記載された利用料金証明書が添付されている。
松尾俊哉	40,596	月毎の利用料金のみが記載された利用料金証明書が添付されている。
久野秀敏	35,116	月毎の利用料金の明細が添付されている。
永田秀人	63,982	月毎の利用料金のみが記載された利用料金証明書が添付されている。
小野原茂	70,869	月毎の利用料金のみが記載された利用料金証明書が添付されている。
古家勉	53,307	月毎の利用料金の明細が添付されている。
山下隆良	60,610	月毎の利用料金のみが記載された利用料金証明書が添付されている。
合計	395,589	
支出理由		
固定電話代及び各議員の携帯電話利用料である。		
提出されている報告書の内容	丁数	■ 報告書不存在または不明

評価	
手続面	<p>1 固定電話代（佐世保市）については、月毎の領収書が添付されている。</p> <p>2 携帯電話利用料については、支払証明書のほか、金額を裏付ける資料が添付されている。</p> <p>■柴山：月毎の利用料金のみが記載された利用料金証明書が添付されているため、電話料金以外の支出の金額及び有無が不明である。</p> <p>■松尾：月毎の利用料金のみが記載された利用料金証明書が添付されているため、電話料金以外の支出の金額及び有無が不明である。</p> <p>■久野：請求明細が添付されている。しかし、請求合計と実際に計上されている費目が異なり、計上されている項目がマスキングされているため、電話料金以外の支出の金額及び有無が不明である。</p> <p>■永田：月毎の利用料金のみが記載された利用料金証明書が添付されているため、電話料金以外の支出の金額及び有無が不明である。</p> <p>■小野原：月毎の利用料金のみが記載された利用料金証明書が添付されているため、電話料金以外の支出の金額及び有無が不明である。</p> <p>■古家：請求明細が添付されている。しかし、請求合計と実際に計上されている費目が異なり、計上されている項目がマスキングされているため、電話料金以外の支出の金額及び有無が不明である。</p> <p>■山下：月毎の利用料金のみが記載された利用料金証明書が添付されているため、電話料金以外の支出の金額及び有無が不明である。</p>
内容面	<p>会派控室固定電話代について、「広報費」以外の項目も追記するべきと思われる。その上で、会派控室内での経費であることから按分適用を検討していただきたい。</p> <p>携帯電話料金については、広報活動を行ったとの裏付等が存在せず、他会派で述べているように抜本的な改廃等検討されたい。</p>

〔補足〕【指摘】

令和元年度市民クラブ電話代と同じである。

① 固定電話代

会派控室の固定電話代については、「広報費」のみならず「調査研究費」、「要請陳情等活動費」及び「事務費」と併せる等検討されたい。

その上で、会派控室内での事務作業や維持経費につき、本監査で説明している多数の判例において、按分が妥当とされていること、及び、その按分率として会派控室の事例で2分の1を多く用いられていることを参考として、按分ルール適用を検討されたい。

② 携帯電話料金

携帯電話代の包括的支出については、今後、その改廃自体検討していただきたい。仮に、包括的支出の必要性があるとして維持する場合、携帯電話代請求にあたり、対象月に行った携帯電話を用いた広報活動（広報費のみならず、広聴費、要請陳情等活動費、事務費としても容認する場合、広聴活動、要請陳情活動、事務作業を含む。）について、報告書またはこれに準じる資料を提出するべきである。

エ インターネット利用料【指摘あり】

年度	令和2年度		
会派名	市民クラブ		
使途	広報費		
支出対象	インターネット利用料		
細目	金額	注意事項	
インターネット利用料	17,820	N T T コミュニケーションズ	
同上	81,193	フレッツ光	
合計	99,013		
支出理由			
インターネット利用料として支出したものの。			
提出されている報告書の内容	丁数		■ 報告書不存在または不明
評価			
手続面	それぞれ、月毎の領収書が添付されている。		
内容面	インターネット利用料については、全額が計上されているが、按分とするべきである。		

〔補足〕【指摘】

令和元年市民クラブインターネット利用料と同じである。会派控室でのインターネット利用料については、固定電話代やファクシミリ代と同様に、「広報費」として限定するのではなく、「調査研究費」、「要請陳情活動費」及び「事務費」等の追加等検討されたい。その上で、会派控室内での事務費についての判例の流れを考慮し、今後、按分制度を適用するかどうかを検討していただきたい

い。包括外部監査人としては按分比率については2分の1を提案する。

オ タブレット端末通信費負担金

年度	令和2年度	
会派名	市民クラブ	
使途	広報費	
支出対象	タブレット端末通信費負担金	
細目	金額	注意事項
タブレット 端末通信費 負担金	69,804	令和2年4月～同年7月分
同上	84,712	令和2年8月～令和3年2月分
合計	154,516	
支出理由		
<p>タブレット端末通信費負担金として支出したものの。佐世保市議会では、情報伝達や資料保存等の効率化のため、議員1名あたり、1台のタブレットを貸与している。その通信費につき、あらかじめ運用指針に従い、全額の2分の1を佐世保市が各会派へ請求している。</p>		
提出されている報告書の内容	丁数	■ 報告書不存在または不明
評価		
手続面	佐世保市長作成にかかる納入通知書兼領収書2通が添付されている。	
内容面	広報費としての取扱いに疑問が残るが、実質的に適法と考える。	

〔補足〕

タブレット端末通信費負担金については、他会派と同じであり、適法である。

(3) 資料購入費（新聞購読料、図書・雑誌購入費）【指摘あり】

年度	令和2年度	
会派名	市民クラブ	
使途	資料購入費	
支出対象	新聞購読料、図書・雑誌購入費	
細目	金額	注意事項
全国農業新聞	8,400	月額700円×12か月分
長崎政治経済新聞	15,000	
自治日報	25,872	
季刊地域	7,554	41号～48号。
週刊金曜日	24,343	年間購読48回。
たびだち	4,800	92号～97号。
月刊ガバナンス	15,720	年間購読料。
社会新報	8,640	月額720円×12か月分
月刊社会民主	8,040	月額670円×12か月分
議員NAVI Plus	19,800	年間利用料。 議員NAVI Plusについては、販売元である第一法規株式会社のウェブサイトによると、「地方議会議員に必要な政策立案・実行に関する情報を『ウェブマガジン』『法律改正アラート』『法律解説』『政務活動費NAVI』『ニューズレター』『情報検索サービス』で、自治体議員の活動を総合的にサポート」するものとされている。
参考図書	25,534	15冊。
合計	163,703	
支出理由		
政務活動に資するとされる新聞購読料や書籍購入費用等。		

提出されている報告書の内容	丁数	■ 報告書不存在または不明
評価		
手続面	各新聞については、領収書ないし受領証が添付されている。 各書籍については、レシートないし納品書が添付されている。	
内容面	<p>■各新聞については、長崎県内の情報や農業に関する情報取得と推測され、娯楽性はなく、全額適法と思われる。</p> <p>■議員NAVI Plusについては、目的外利用に該当する可能性があるものを含め、多種多様な使用目的が想定されるが、本件では、そのような目的外利用に該当する部分とそうでない部分を明確に区別することが困難である。今後、2分の1按分を検討していただきたい。</p> <p>■書籍に関しては、「季刊地域（41号～48号）」、「たびだち（92号～97号）」、「月刊ガバナンス」、「人はなぜ税を払うのか」、「賃金と社会保障（No.1682、No.1754）」、「進化する里山資本主義」、「マンガ認知症」、「まちづくり幻想」、「原子力の精神史」、「『小さな拠点』をつくる」、「『地域人口ビジョン』をつくる」、「『循環型経済』をつくる」については、書籍のタイトルから佐世保市の行政課題との関連性が認められるが、「〈嘘〉の政治史」、「ストライキ2.0」、「おうち性教育はじめます」、「プロパガンダ戦争」については、同関連性が不明である。</p> <p>また、「月刊ガバナンス 5月号」については、月刊ガバナンス年間購読料と一部重複している可能性がある。</p>	

[補足]

(ア) 概要

各種新聞等の購読料、議員NAVI Plusの年間利用料、書籍購入費用として、合計16万3703円が支払われている。

(イ) 手続面での評価

各新聞については、領収書ないし受領証が添付されている。各書籍につ

いては、レシートないし納品書が添付されている。上から、手続面について問題はない。

(ウ) 内容面での評価

各新聞については、長崎県内の情報や農業に関する情報取得と推測され、娯楽性はなく、全額適法と思われる。議員NAV I P l u s については、令和元年度における市民クラブの資料購入費の項目で述べたように、1 / 2の按分割合とするべきである。書籍に関しては、「季刊地域（41号～48号）」、「たびだち（92号～97号）」、「月刊ガバナンス」、「人はなぜ税を払うのか」、「賃金と社会保障（No. 1682、No. 1754）」、「進化する里山資本主義」、「マンガ認知症」、「まちづくり幻想」、「原子力の精神史」、「『小さな拠点』をつくる」、「『地域人口ビジョン』をつくる」、「『循環型経済』をつくる」については、書籍のタイトルから佐世保市の行政課題との関連性が認められる。他方、「〈嘘〉の政治史」、「ストライキ2.0」、「おうち性教育はじめます」、「プロパガンダ戦争」については、同関連性が不明である。また、「月刊ガバナンス 5月号」については、月刊ガバナンス年間購読料と一部重複している可能性があるところ、仮に重複している場合には支出の必要性がないと考えられる。

(4) 小括【指摘】

ア 本件支出中、書籍代金の内、①「〈嘘〉の政治史」、「ストライキ2.0」、「おうち性教育はじめます」、「プロパガンダ戦争」については、佐世保市行政課題との関連性不明のため、②「月刊ガバナンス 5月号」については合理的理由なき重複購入であり、いずれも条例、運用指針に抵触すると思われる。「議員NAV I P l u s」使用料については、政務活動以外の利用の余地があることから、按分を検討されたい。包括外部監査人としては、按分率2分の1を提案する。

イ なお、書籍の内、政党色があるものについては、全部または一部が違

法とされる可能性があり、他方、前ア①の書籍についても、購入した議員の所属委員会等によっては目的・性質上の合理性が認められる可能性がある。購入した書籍について、読了前は購入目的、読了後は短評と関連する佐世保市の行政課題を簡潔でもよいので記録し、これを報告書として提出することを検討されたい。

(4) 事務費プリンターリース料及び事務用品購入費等【指摘、評価あり】

年度	令和2年度	
会派名	市民クラブ	
使途	事務費	
支出対象	プリンターリース料及び事務用品購入費等	
細目	金額	注意事項
プリンターリース料	150,336	リコーリース株式会社
プリンターパフォーマンス料等	221,794	株式会社マゴオリ
プリンターリース料	14,520	シャープファイナンス株式会社
プリンターパフォーマンス料	109,252	長崎事務設備販売株式会社
パソコンリース料	225,504	
事務用品購入代金	38,601	5月11日付けのもの
事務用品購入代金	3,491	7月8日付けのもの
事務用品購入代金	5,525	9月10日付けのもの
事務用品購入代金	8,049	10月6日付けのもの
事務用品購入代金	46,796	11月10日付けのもの
事務用品購入代金	9,158	1月13日付けのもの
事務用品購入代金	30,890	2月9日付けのもの

事務用品購入代金	6,562	3月15日付けのもの	
事務用品購入代金	21,337	4月7日付けのもの	
その他事務用品購入費	469,798	うち計21万9120円が空気清浄機の購入費用	
合計	1,361,613		
支出理由			
プリンター等のリース料及びパフォーマンス料並びに事務用品購入費用。			
提出されている報告書の内容	丁数		■ 報告書不存在または不明
評価			
手続面	<p>1 コピー機リース料（リコーリース株式会社）については、領収証が添付されている。</p> <p>2 コピー機パフォーマンス料（株式会社マゴオリ）について、提出資料においては、「コピー機パフォーマンス料他」と記載されているが、明細が明らかではない。</p> <p>3 コピー機リース料（シャープファイナンス株式会社）については、受取書が添付されている。</p> <p>4 コピー機パフォーマンス料（長崎事務設備販売株式会社）について、提出資料においては、「コピー機パフォーマンス料他」と記載されているが、明細が明らかではない。</p> <p>5 パソコンリース料については、契約内容に関する資料が添付されている。</p> <p>6 事務用品購入代金については、請求書及び振込明細書が添付されている。</p> <p>7 その他事務用品購入費については、領収書、レシート、ないし納品書が添付されている。</p>		

内容面	<p>■プリンターリース料及びプリンターパフォーマンス料については、全額が計上されているが、按分とするべきである。</p> <p>按分割合については、設置場所に応じて差異を設けることもあり得ると考えられる。</p> <p>■その他事務用品購入費のうち計21万9120円が空気清浄機の購入費用であり、令和3年1月8日付けの領収証及び同年3月30日付けの領収証が添付されている。</p> <p>前者は、空気清浄機2台（シャープ製、品番：K1-LX75及びKC-G40）の購入に関するものであり、後者は、空気清浄機2台（シャープ製、品番：K1-NS70-T）の購入に関するものである。これについては、そもそも政務活動費として相当であるか不明である。</p> <p>■空気清浄機以外の事務用品購入については、今後、按分を検討していただきたい。</p>
-----	---

〔補足〕

(ア) 概要

プリンターリース料、プリンターパフォーマンス料、パソコンリース料、その他事務用品購入費として、合計136万1613円が支出されている。

(イ) 手続面での評価

コピー機リース料（リコーリース株式会社）については、領収証が添付されている。コピー機パフォーマンス料（株式会社マゴオリ）について、提出資料においては、「コピー機パフォーマンス料他」と記載されているが、明細が明らかではない。コピー機リース料（シャープファイナンス株式会社）については、受取書が添付されている。コピー機パフォーマンス料（長崎事務設備販売株式会社）については、請求書が添付されている。なお、

提出資料においては、「コピー機パフォーマンス料他」と記載されていたため、「他」の具体的な内容について包括外部監査人から議会運営課に対して照会したところ、「『他』の記載が誤りで、実際はコピー機パフォーマンス料のみとなっております。」との回答がなされた。パソコンリース料については、契約内容に関する資料が添付されている。事務用品購入代金については、請求書及び振込明細書が添付されている。その他事務用品購入費については、領収書、レシート、ないし納品書が添付されている。以上から、手続面について問題はない。

(ウ) 内容面での評価

プリンターリース料及びプリンターパフォーマンス料については、全額が計上されているが、令和元年度市民クラブの事務費と同じく、会派控室での利用であることから、按分が妥当である。

その他事務用品購入費についても按分が妥当であるが、本件支出中、計21万9120円が空気清浄機の購入費用であり、令和3年1月8日付けの領収証及び同年3月30日付けの領収証が添付されている。前者は、空気清浄機2台（シャープ製、品番：KI-LX75及びKC-G40）の購入に関するものであり、後者は、空気清浄機2台（シャープ製、品番：KI-NS70-T）の購入に関するものである。この点について、包括外部監査人から議会運営課に対し、購入した空気清浄機の用途や使用方法について照会したところ、「コロナ禍において、不特定多数の市民との相談対応など、来客対応にも含む感染対策として購入しています。」との回答がなされた。新型コロナウイルス感染予防としての必要性が一定程度認められるといえるが、空気清浄機は、その存在が政務活動に不可欠といえるものではなく、上記の説明も甚だ関連性に乏しいと言わざるを得ない。

(エ) 小括【指摘、評価】

①指摘：本件の空気清浄機購入のように事務に直接必要ではない機器につ

いては、原則として政務活動費からの支出を容認していないという判例の傾向を参考として、今後、注意していただきたい。また、その余の事務用品購入代金については、会派控室の事務経費として按分適用を検討していただきたい。包括外部監査人としては、按分率2分の1を提案する。

②評価：プリンターやパソコンにつきリース契約活用は、財産形成防止等の観点から評価できる。

2 公明党

(1) 広報費

ア ガソリン代【指摘あり】

年度	令和2年度		
会派名	公明党		
使途	広報費		
支出対象	ガソリン代		
細目	金額	注意事項	
佐藤文子	38,513		
大塚克史	64,820		
宮島武雄	59,757		
森田浩	36,191		
合計	199,281		
支出理由			
佐世保市運用指針では、広報費として、ガソリン代については2分の1の額を月毎上限1万円まで政務活動費からの支出を認めている。			
提出されている報告書の内容	丁数		■ 報告書不存在または不明
評価			
手続面	支払証明書が提出されており、これに当該年度の月毎ガソリン代が記載されている。これに領収証が添付されている。		
内容面	佐世保市の「政務活動費運用指針」においては、広報費における交通費としては、「タクシー代、自家用車を利用して政務活動を行った場合のガソリン代等をいう。」(7頁)とされている。 もっとも、資料上は、政務活動の有無については明らかではない。広報活動を行ったという裏付等がない等の問題を考慮し、自民党市民会議での指摘と同じく改廃等検討していただきたい。		

〔補足〕【指摘】

所属議員4名のガソリン代として、合計19万9281円が支払われている。手続面、内容面の評価は、自民党市民会議令和元年度及び令和2年度の報告と同様である。ガソリン代の包括的支出については、今後、その改廃自体検討していただきたい。仮に、包括的支出の必要性があるとして維持する場合、ガソリン代請求にあたり、対象月に行った自動車移動を伴う広報活動（広報費のみならず、広聴費、要請陳情等活動費、事務費としても容認する場合、広聴活動、要請陳情活動、事務作業を含む。）について、報告書またはこれに準じる資料を提出するべきである。

イ 道路通行料【指摘あり】

年度	令和2年度	
会派名	公明党	
使途	広報費	
支出対象	道路通行料	
細目	金額	注意事項
ETC利用料	20,410	
合計	20,410	
支出理由		
ETC利用にかかる支出である。		
提出されている報告書の内容	丁数	■ 報告書不存在または不明
評価		
手続面	本会議・委員会等の開催日程一覧及び月ごとの請求明細書が添付されている。	
内容面	ETC利用のうち、議員としての活動と推認されるものを明らかにする目的で本会議・委員会等の開催日程一覧が添付されているものと考えられる。そのため、請求明細書記載のものから、同一覧記載のものを除外して計上されている。もっとも、同一覧記載のもの以外のETC利用について、利用目的に関する資料がなく、政務活動費として相当な支出であるか否かは不明である。	

〔補足〕【指摘】

ETC利用料として、合計2万0410円が支払われている。令和元年度報告書公明党のETC利用料と同じであり、少なくとも、ETC利用料の支出に際して、いかなる広報活動を行ったのが判明する程度の報告書等資料を添付する運用を行うか、ETC利用料の政務活動費からの支出を制限するかを検討していただきたい。

ウ 電話代【指摘あり】

年度	令和2年度		
会派名	公明党		
用途	広報費		
支出対象	電話代		
細目	金額	注意事項	
固定電話代 (佐世保市)	271	固定電話の電話代であり、利用料金の全額が計上されている。	
FAX代 (NTT西日本)	35,723	FAX代であり、利用料金の全額が計上されている。	
大塚克史	34,134	月毎の利用料金の明細が添付されている。	
宮島武雄	75,707	月毎の利用料金のみが記載された利用料金証明書が添付されている。	
森田浩	38,906	月毎のクレジットカードの利用明細が添付されている。	
合計	184,741		
支出理由			
固定電話代、FAX代及び各議員の携帯電話利用料である。			
提出されている報告書の内容	丁数		■ 報告書不存在または不明

評価	
手続面	<p>1 固定電話（佐世保市）については、佐世保市長作成に係る領収書が添付されている。</p> <p>2 ファクシミリ代（NTT西日本）については、NTT西日本作成に係る明細書及び領収書が添付されている。いずれも宛名は「佐世保市議会公明党会派代表者 大塚克氏 様」とされている。</p> <p>3 携帯電話利用料については、支払証明書のほか、金額を裏付ける資料が添付されている。</p> <p>■大塚：電話料金から、「au機器代金」及び「auかんたん決済利用料」が控除された金額が計上されている。</p> <p>■宮島：月毎の利用料金のみが記載された利用料金証明書が添付されているため、電話料金以外の支出の金額及び有無が不明である。</p> <p>■森田：月毎のクレジットカードの利用明細が添付されているため、電話料金以外の支出の金額及び有無が不明である。</p>
内容面	<p>会派控室固定電話代、ファクシミリ代について、「広報費」以外の項目も追記するべきと思われる。その上で、会派控室内での経費であることから按分適用を検討していただきたい。</p> <p>携帯電話料金については、広報活動を行ったとの裏付等が存在せず、他会派で述べているように抜本的な改廃等検討されたい。</p>

〔補足〕【指摘】

固定電話1台の電話代、ファクシミリ代及び所属議員3名の携帯電話使用料として、合計18万4741円が支払われている。令和元年度報告書公明党の電話代と同じである。

① 固定電話代、ファクシミリ代

会派控室の固定電話代、ファクシミリ代については、「広報費」のみならず「調査研究費」、「要請陳情等活動費」及び「事務費」と併せる等検討されたい。

その上で、会派控室内での事務作業や維持経費につき、本監査で説明している多数の判例において、按分が妥当とされていること、及び、その按分率として会派控室の事例で2分の1を多く用いられていることを参考として、按分ルール適用を検討されたい。

② 携帯電話料金

携帯電話代の包括的支出については、今後、その改廃自体検討していただきたい。仮に、包括的支出の必要性があるとして維持する場合、携帯電話代請求にあたり、対象月に行った携帯電話を用いた広報活動（広報費のみならず、広聴費、要請陳情等活動費、事務費としても容認する場合、広聴活動、要請陳情活動、事務作業を含む。）について、報告書またはこれに準じる資料を提出すべきである。

エ インターネット利用料【指摘あり】

年度	令和2年度		
会派名	公明党		
使途	広報費		
支出対象	インターネット利用料		
細目	金額	注意事項	
インターネット利用料	56,603	フレッツ光ネクスト	
同上	21,450	OCN	
合計	78,053		
支出理由			
インターネット利用料として支出したものの。			
提出されている報告書の内容	丁数		■ 報告書不存在または不明
評価			
手続面	<p>1 フレッツ光ネクストについては、月毎の受領証及び請求書が添付されている。</p> <p>2 OCNについては、月毎の受領証、請求書及び料金内訳書が添付されている。</p> <p>請求書及び料金内訳書についてはそれぞれ2か月分をまとめて作成されている。</p>		
内容面	<p>インターネット利用料については、全額が計上されているが、広報活動を行ったという裏付等に欠ける。広報費、調査研究費、事務費等として総合考慮し容認するのであれば、会派控室利用分として按分適用を検討していただきたい。</p>		

〔補足〕【指摘】

インターネット利用料として、合計7万8053円が支払われている。令和

元年度報告書公明党のインターネット利用料と同じである。

会派控室でのインターネット利用料については、固定電話代やファクシミリ代と同様に、「広報費」として限定するのではなく、「調査研究費」、「要請陳情活動費」及び「事務費」等の追加等検討されたい。その上で、会派控室内での事務費についての判例の流れを考慮し、今後、按分制度を適用するかどうかを検討していただきたい。包括外部監査人としては按分比率については2分の1を提案する。

オ タブレット端末通信費負担金【指摘あり】

年度	令和2年度	
会派名	公明党	
使途	広報費	
支出対象	タブレット端末通信費負担金	
細目	金額	注意事項
タブレット 端末通信費 負担金	39,888	令和2年4月～同年7月分
同上	48,014	令和3年8月～令和4年2月分
合計	87,902	
支出理由		
タブレット端末通信費負担金として支出したものの。		
提出されている報告書の内容	丁数	■ 報告書不存在または不明
評価		
手続面	佐世保市長作成にかかる納入通知書兼領収書2通が添付されている。	
内容面	<p>広報費としての取扱いに疑問が残るが、実質的に適法と考える。</p> <p>ただし、令和3年8月～令和4年2月分のタブレット端末通信費負担金として、4万8014円が計上されているが、これが令和2年度の政務活動費の資料として添付されて計上されている趣旨が不明である。</p>	

〔補足〕

(ア) 概要

タブレット端末通信費負担金として、合計8万7902円が支払われている。

(イ) 手続面での評価

佐世保市長作成にかかる納入通知書兼領収書が提出されており、手続面

について問題はない。

(ウ) 内容面での評価

佐世保市が議員に貸与しているタブレット通信費につき、政務活動として使用する部分を2分の1として通信費を徴収している点につき、広報費名目としていることは疑問が残るが、実質的には別の政務活動の項目に該当し得ると考え適法と判断している。ただし、本件報告書では、令和2年4月から令和4年2月までの通信費の徴収がなされているようである。これは、政務活動費につき、年度毎の収支管理、清算を求められることに抵触していると思われる。

これにつき、包括外部監査人にて議会運営課へ照会したところ、この令和2年4月以降の通信費徴収の表示は誤記であり、実体としては、単年度主義に反する支出はなされておらず、報告書の表記が誤記のままであったとのことであった。

(エ) 小括【指摘】

適宜、誤記部分について修正されたい。

(2) 資料購入費（新聞購読料）

年度	令和元年度		
会派名	公明党		
使途	資料購入費		
支出対象	新聞購読料		
細目	金額	注意事項	
西日本新聞	40,493	1 2 か月分	
全国農業新聞	7,700	月額 7 0 0 円 × 1 1 か月分	
合計	48,193		
支出理由			
政務活動に資するとされる新聞購読料。			
提出されている報告書の内容	丁数		■ 報告書不存在または不明
評価			
手続面	各新聞については、領収書ないし受領証が添付されている。		
内容面	■各新聞については、西日本の情報や農業に関する情報取得と推測され、娯楽性はなく、全額適法と思われる。		

〔補足〕

令和元年度報告書公明党の新聞購読料と同じであり、全額適法と考える。

(3) 事務費（プリンターリース料及び事務用品購入費等）【指摘、評価あり】

年度	令和2年度	
会派名	公明党	
使途	事務費	
支出対象	プリンターリース料及び事務用品購入費等	
細目	金額	注意事項
プリンターリース料	208,560	シャープファイナンス株式会社
プリンターリース料	18,216	日立キャピタルNBL株式会社
ノートパソコンリース料	112,752	
コピーカウ ント料、ト ナー代	24,106	
コピーカウ ント料	4,257	
トナー代	38,159	
コピーカウ ント料、コ ピー用紙代	20,729	
コピーカウ ント料、ト ナー代	56,402	
コピーカウ ント料	2,167	
コピーカウ ント料、ト ナー代	112,264	
インクリボ ン購入代金	2,732	

クリアホルダー購入代金	660	
インク、用紙購入代金	1,209	
事務用品購入代金	1,408	
事務用品購入代金	1,210	
事務用品購入代金	1,122	
インク購入代金	7,160	
事務用品購入代金	726	
事務用品購入代金	1,986	
事務用品購入代金	2,748	
事務用品購入代金	5,088	
事務用品購入代金	4,359	
USB、モバイルバッテリー購入代金	4,804	
事務用品購入代金	4,007	
モバイルバッテリー購入代金	5,892	
事務用品購入代金	1,182	

事務用品購入代金	1,068	
事務用品購入代金	325	
事務用品購入代金	1,210	
事務用品購入代金	312	
インク購入代金	22,660	
飛沫感染対策パネル購入代金	23,934	
飛沫感染対策パネル購入代金	48,036	
合計	741,450	
支出理由		
プリンター等のリース料及び事務用品購入費用。		
提出されている報告書の内容	丁数	■ 報告書不存在または不明
評価		
手続面	<p>1 プリンター及びノートパソコンのリース料については、リース契約の内容に関する資料が添付されている。</p> <p>プリンターのリース料については、リース契約の内容に関する資料及び該当部分の通帳の写しが添付されている。</p> <p>2 事務用品については、請求書や領収書が添付されている。</p>	

内容面	<p>■プリンターリース料、プリンターカウント料及びノートパソコン料については、全額が計上されているが、会派控室の事務経費であることから按分導入を検討していただきたい。</p> <p>■事務用品購入費用についても按分を導入していただきたい。ただし、飛沫感染対象パネルは事務経費として合理的関連性を認め難い。</p>
-----	---

〔補足〕【指摘、評価】

- ①指摘：飛沫感染パネル購入代金合計7万1970円については、新型コロナウイルス対策という事情はあるものの、その存在が政務活動に不可欠とはいえない。他会派でも同様に指摘しているが、事務に直接必要ではない用品購入につき原則として政務活動費からの支出が認められないことを再度確認していただきたい。その余の支出については、会派控室での事務作業経費であることから、今後、按分を適用することを検討していただきたい。包括外部監査人としては、按分率2分の1を提案する。
- ②評価：プリンター、ノートパソコンにつきリース契約を採用している点は、会派の財産形成を回避していること等評価できる。

3 日本共産党

(1) 広報費（タブレット端末通信費負担金）

年度	令和2年度		
会派名	日本共産党		
使途	広報費		
支出対象	タブレット端末通信費負担金		
細目	金額	注意事項	
タブレット 端末通信費 負担金	9,972	令和2年4月～同年7月分	
同上	11,866	令和2年8月～令和3年2月分	
合計	21,838		
支出理由			
令和2年4月～令和3年2月分のタブレット端末通信費負担金として支出したものを。			
提出されている報告書の内容	丁数		■ 報告書不存在または不明
評価			
手続面	佐世保市長作成にかかる納入通知書兼領収書が添付されている。		
内容面	広告費という名目は疑問があるが、実質適法と考える。		

〔補足〕

佐世保市が議員に貸与するタブレットの通信代であり、他の会派同様適法と考える。

(2) 資料購入費について (新聞購読料)

年度	令和2年度		
会派名	日本共産党		
使途	資料購入費		
支出対象	新聞購読料		
細目	金額	注意事項	
長崎新聞	37,032	小田徳顕 月額3086円×12か月分	
全国農業新聞	8,400	小田徳顕 月額700円×12か月分	
商工新聞	6,000	小田徳顕 12か月分	
社会新報	8,640	小田徳顕 月額720円×12か月分	
月刊社会民主	8,040	小田徳顕 月額670円×12か月分	
合計	68,112		
支出理由			
政務活動に資するとされる新聞購読料。			
提出されている報告書の内容	丁数		■ 報告書不存在または不明
評価			
手続面	いずれも支払証明資料が出されている。		
内容面	各新聞については、長崎県内の情報や農業に関する情報取得と推測され、娯楽性はなく、全額適法と思われる。		

[補足]

令和元年度報告書共産党「新聞購読料」と同様であり、全て適法と解する。

(3) 事務費について (プリンター及びパソコンリース料) 【指摘、評価あり】

年度	令和2年度	
会派名	日本共産党	
使途	事務費	
支出対象	プリンター及びパソコンリース料	
細目	金額	注意事項
プリンター リース料	1,100	
同上	1,100	
同上	1,100	
同上	2,630	
同上	1,100	
パソコン リース料	19,656	
同上	19,656	
合計	250,602	

支出理由			
プリンターリース料及びパソコンリース料の支出。			
提出されている報告書の内容	丁数		■ 報告書不存在または不明
評価			
手続面	領収書等は添付されておらず、上記支出が記帳されている通帳の該当頁が提出されている。		
内容面	プリンターリース料及びパソコンリース料については、全額が計上されているが、按分適用を検討していただきたい。		

〔補足〕

(ア) 概要

プリンターリース料として1万4730円、パソコンリース料として2万5872円、合計2万50602円が支払われている。

(イ) 手続面での評価

領収書等は添付されておらず、上記支出が記帳されている通帳の該当頁が提出されている。この点について、包括外部監査人から議会運営課に対して照会を行ったが、契約書等の資料は開示されていない。

(ウ) 内容面での評価

支出報告書においては、事務費が2万49502円と記載されており、支出額に1100円の齟齬が生じている。また、プリンターリース料及びパソコンリース料については、全額が計上されているが、会派控室での事務処理経費として関連性が一部否定されると思われる。

(エ) 小括【指摘、評価】

①指摘：本件支出につき会派控室の事務経費に関する判例を考慮し、今後、按分適用を検討されたい。包括外部監査人としては、按分率2分の1を提案する。

②評価：プリンター、パソコンのリース契約採用は会派財産形成防止等の観点から適切である。

4 歩みの会

(1) 広報費

ア ガソリン代【指摘あり】

年度	令和2年度	
会派名	歩みの会	
使途	広報費	
支出対象	ガソリン代	
細目	金額	注意事項
宮田京子	114,851	1 2 か月分
合計	114,851	
支出理由		
佐世保市運用指針では、広報費として、ガソリン代については2分の1の額を月毎上限1万円まで政務活動費からの支出を認めている。		
提出されている報告書の内容	丁数	■ 報告書不存在または不明
評価		
手続面	支払証明書が提出されており、これに当該年度の月毎ガソリン代が記載されている。これに領収証が添付されている。	
内容面	佐世保市の「政務活動費運用指針」においては、広報費における交通費としては、「タクシー代、自家用車を利用して政務活動を行った場合のガソリン代等をいう。」(7頁)とされている。 もっとも、資料上は、政務活動の有無については明らかではない。広報活動を行ったという裏付等がない等の問題を考慮し、自民党市民会議での指摘と同じく改廃等検討していただきたい。	

[補足]【指摘】

所属議員1名のガソリン代として、合計11万4851円が支払われている。

手続面、内容面の評価は、自民党市民会議令和元年度及び令和2年度の報告と同様である。ガソリン代の包括的支出については、今後、その改廃自体検討していただきたい。仮に、包括的支出の必要性があるとして維持する場合、ガソリン代請求にあたり、対象月に行った自動車移動を伴う広報活動（広報費のみならず、広聴費、要請陳情等活動費、事務費としても容認する場合、広聴活動、要請陳情活動、事務作業を含む。）について、報告書またはこれに準じる資料を提出するべきである。

イ 電話代【指摘、評価あり】

年度	令和2年度	
会派名	歩みの会	
使途	広報費	
支出対象	電話代	
細目	金額	注意事項
固定電話 (佐世保市)	73	固定電話の電話代であり、利用料金の全額が計上されている。
宮田京子	46,142	12か月分
合計	46,215	
支出理由		
会派室の電話代及び議員の携帯電話利用料である。		
提出されている報告書の内容	丁数	■ 報告書不存在または不明
評価		
手続面	<p>1 固定電話代（佐世保市）については、佐世保市長作成に係る領収書が添付されている。</p> <p>2 携帯電話利用料について、支払証明書及び計算書（月額使用料から端末等分割支払金及びパケット等除外分が控除された金額が記載されているもの）が提出されている。これに毎月の領収証及び料金内訳書等が添付されている。</p> <p>7月分の明細並びに6月分、10月分、11月分、3月分の領収証が見当である。</p> <p>携帯電話利用料について、4月～10月分及び12月～2月分については、端末等代金分割支払金並びにパケット等除外分としてauスマートパスプレミアム及び紙請求書発行手数料を除外している。</p> <p>11月及び3月分については、端末等代金分割支払金を除外している。</p>	

内容面	<p>会派控室固定電話代、ファクシミリ代について、「広報費」以外の項目も追記するべきと思われる。その上で、会派控室内での経費であることから按分適用を検討していただきたい。</p> <p>携帯電話料金については、広報活動を行ったとの裏付等が存在せず、他会派で述べているように抜本的な改廃等検討されたい。</p>
-----	--

〔補足〕

(ア) 概要

固定電話1台の電話代及び所属議員の携帯電話使用料として、合計4万6215円が支払われている。

(イ) 手続面での評価

支払証明書についてはいずれも作成の上で提出されている。また、支払証明書記載の金額の支払いを裏付ける資料は提出されている。もっとも、7月分の明細並びに6月分、10月分、11月分、3月分の領収証が見当である。携帯電話利用料について、4月～10月分及び12月～2月分については、端末等代金分割支払金並びにパッケージ等除外分としてauスマートパスプレミアム及び紙請求書発行手数料を除外している。11月及び3月分については、端末等代金分割支払金を除外している。

(ウ) 内容面での評価

他会派同様、会派控室での固定電話、議員の携帯電話ともその使用につき、広報活動を行ったという裏付は存在しない。固定電話については、広報費以外の項目追加を検討するべきである。その上で、会派控室事務経費として按分を要する。

携帯電話代については、根本的な改廃を検討するべきである。

(エ) 小括

① 固定電話代【指摘】

会派控室の固定電話代については、「広報費」のみならず「調査研究費」、「要請陳情等活動費」及び「事務費」と併せる等検討されたい。

その上で、会派控室内での事務作業や維持経費につき、本監査で説明している多数の判例において、按分が妥当とされていること、及び、その按分率として会派控室の事例で2分の1を多く用いられていることを参考として、按分ルール適用を検討されたい。

② 携帯電話料金【指摘】

携帯電話代の包括的支出については、今後、その改廃自体検討していただきたい。仮に、包括的支出の必要性があるとして維持する場合、携帯電話代請求にあたり、対象月に行った携帯電話を用いた広報活動（広報費のみならず、広聴費、要請陳情等活動費、事務費としても容認する場合、広聴活動、要請陳情活動、事務作業を含む。）について、報告書またはこれに準じる資料を提出するべきである。

③ 携帯電話料金からの控除の努力【評価】

携帯電話代請求にあたり、サブスクリプションサービス料や紙媒体請求料を適宜控除する等しており、現行運用指針下にて極力政務活動と関連性が無いまたは乏しい部分を請求しないように努めている。

ウ タブレット端末通信費負担金

年度	令和2年度	
会派名	歩みの会	
使途	広報費	
支出対象	タブレット端末通信費負担金	
細目	金額	注意事項
タブレット 端末通信費 負担金	9,972	令和2年4月～同年7月分
同上	11,866	令和2年8月～令和3年2月分
合計	21,838	
支出理由		
令和2年4月～令和3年2月分のタブレット端末通信費負担金として支出したもの。 佐世保市が議員に貸与しているタブレットの通信費の2分の1を支払っているもの。		
提出されている報告書の内容	丁数	■ 報告書不存在または不明
評価		
手続面	佐世保市長作成にかかる納入通知書兼領収書が添付されている。	
内容面	広報費の名目には疑問が残るが、全額適法と考える。	

〔補足〕

佐世保市貸与のタブレットの通信費であり、他の会派と同様全額適法と考える。

(2) 事務費（事務用品購入費）【指摘あり】

年度	令和2年度	
会派名	歩みの会	
使途	事務費	
支出対象	事務用品購入費	
細目	金額	注意事項
事務用品購入費（令和2年7月分）	43,017	会派作成の収支一覧表及び払込受領証が添付されている。
事務用品購入費（令和2年9月分）	6,394	同上
事務用品購入費（令和2年10月分）	8,767	同上
事務用品購入費（令和2年11月分）	7,380	同上
事務用品購入費（令和2年12月分）	32,463	会派作成の収支一覧表及び払込受領証が添付されている。 パソコン購入代金については、領収証及び振込票が添付されており、支払金額の2分の1のみが計上されている。
事務用品購入費（令和3年1月分）	932	会派作成の収支一覧表及び領収証付されている。

事務用品購入費（令和3年2月分）	60,495	会派作成の収支一覧表及び払込受領証が添付されている。	
事務用品購入費（令和3年4月分）	9,457	会派作成の収支一覧表及び引落しがなされている口座の該当箇所の写しが添付されている。	
合計	168,905		
支出理由			
事務用品の購入費用の支出。			
提出されている報告書の内容	丁数		■ 報告書不存在または不明
評価			
手続面	それぞれの領収書及び購入品目等記載の一覧表が添付されている。 もっとも、領収書にはモバイルパソコンを除いて商品名等の記載がないため、購入商品が客観的な資料により裏付けられているものではない。		
内容面	モバイルパソコンについては、支払金額の2分の1のみが計上されているところ、その理由やモバイルパソコン自体の具体的な用途が不明である。		

〔補足〕

（ア）概要

事務用品購入費として、合計16万8905円が支出されている。

（イ）手続面での評価

それぞれの領収書及び購入品目等記載の一覧表が添付されている。

もつとも、領収書にはモバイルパソコンを除いて商品名等の記載がないため、購入商品が客観的な資料により裏付けられているものではない。

(ウ) 内容面での評価

事務用品購入費全体としては、会派控室等経費の判例傾向を考慮し、按分すべきであると考え。モバイルパソコンについては、支払金額の2分の1のみが計上されているところ、その理由やモバイルパソコン自体の具体的な用途が不明である。この点について、包括外部監査人から議会運営課に対し、購入したパソコンの用途や使用場所等について照会したところ、「自宅及び会派室にて使用されています。」「計上されている費用については、私用と政務活動の判別が難しいことから2分の1を政務活動費として計上されています。」との回答がなされた。しかし、判例上、按分比率について、会派室において利用する事務機器の場合には2分の1、自宅(兼事務所)での使用または私用が予測される場合3分の1の割合が用いられる傾向がある。あらかじめの按分は適切であるが、比率については再考を要すると思われる。

(エ) 小括【指摘】

本件支出中、①モバイルパソコンについては、2分の1の按分を行っているが、「私的利用、政務活動、政務活動以外の議員としての活動」の場面が考えられる場合、政務活動費からの支出を3分の1までとする按分について、判例を参考に、今後導入を検討していただきたい。②その余の支出は、按分適用を検討されたい。包括外部監査人として、比率は2分の1を提案する。

第1章 佐世保市の政務活動費に関する全体的な評価・意見

第1 各会派の政務活動費に関する傾向と評価・意見

1 自民党市民会議

自民党市民会議は、佐世保市議会の最大会派である。判例上、「最大会派」であることが、判断の要素として用いられていることがある（裁判例24）。その傾向としては、最大会派であるため、配分される政務活動費が他の会派よりも高額となるため、その費消にあたり高額支出が可能であることが意識され、無駄遣いに陥る可能性に留意しているといえる。

自民党市民会議は、最大会派であることから、議案の策定や市長が作成する予算や条例の審議、議決にあたり、重責を負っているといえ、政務活動を積極的に行うことが期待されているといえる。かかる事情によるものと思われるが、調査研究、研修が他の会派よりも多く行われ、また、事務費支出も少なくない。先述した令和元年及び令和2年の報告書の監査結果から、自民党市民会議は多数の調査研究のための視察出張や研修活動を行ったことについて、作成された報告書の内容につき差が大きいといえる。判例上、政務活動費支出が正当であることの報告として、その成果物までの提出までは求められていない。それゆえ、報告書につき、①その政務活動を行った者が、実際に認識した事実、吸収した見識を記載し、②その会派がいかなる佐世保市の行政課題を問題とし、当該政務活動の成果を活用するのかを短くとも記載するように努めるようにしていただきたい。なお、駐車場代や高速道路料金等少額支出になるとレシートしか提出されていないという傾向があった。金額が僅少であるがゆえ、報告書作成の事務作業は煩雑である等の意思につながることは理解できるが、公金支出にあたっての透明性確保の要請は、支出額の多寡により緩和されるものではない。

むしろ、報告書またはその代替資料の不存在により、ことごとく違法とされることのリスクを今一度再認識していただきたい。

それゆえ、判例上、政務活動費支出につき厳しい非難を受ける例として、その支出が、①議員やその親族、もしくは、所属政党の利益になる場合、②私物購入やプライベートサービスを受けるものであった場合がある。本件の自民党市民会議の政務活動費支出につき、かかる厳しい非難を受けるべき事例、または、故意による違法な支出と疑われるような事例は見当たらなかった。これは、会派、市議会議長と議会運営課の注意によるものと思われ、これについては評価されるべきである。

2 その他の会派（会派の組織変更があったため令和2年度の会派を対象とする。）

- (1) 自民党市民会議以外の会派についても、政務活動費の私物化や故意による違法な支出等は本監査では見当たらなかった。これについては、評価されるべきである。
- (2) 市民クラブは、自民党市民会議に次ぎ、積極的な政務活動を行っているとは評価できる。報告書につき、全体的に視察等結果と佐世保市の行政課題との関連性があまり意識されていないように感じられた。今後の是正を求めたい。
- (3) 公明党も、視察出張を積極的に行っている会派といえる。やはり、報告書につき市民クラブと同様の充実化に努めていただきたい。なお、本件監査では、漠然としたE T C利用の問題があったが、これについては、実際にいかなる広報活動を行ったのかという視点から再検討を求める。
- (4) 日本共産党は、本件監査で特に佐世保市に検討を求める「広報費」名目での包括的な支出容認の慣例について、唯一議員個人の携帯電話

代、ガソリン代を請求していない。これについては大きく評価できる。新聞購読にあたって、機関紙を政務活動費にて購読しない等、違法指摘を受けないように注意しているといえる。ただし、書籍の購入については、判例上も判断が確実とはいえず、政党活動や教養面が含まれているとして、全部または一部違法判断を受けることがあるので留意していただきたい。

(5) 歩みの会は、調査研究、広報費、事務費等、広く政務活動費を活用している。携帯電話代につき、サブスクリプションサービス料や紙媒体請求書発行代を外す等、細やかな配慮をしていることがあるが、他方で、請求書に添付されている資料につき不足を感じるがあった。留意していただきたい。

第2 全体的な意見

1 広報費名目による包括的な支出容認慣行問題【意見】

(1) 佐世保市の政務活動費支出は広報費の占める割合が大きい。これは、広報費として、①包括的なガソリン代、②会派控室の固定電話代、ファクシミリ代、インターネット利用料、③会派所属議員の包括的な携帯電話料金支出を認める運用がなされているからである。

(2) これらについては、いずれも「いかなる広報活動を行ったのか。」という裏付が全く存在しない。そもそもであるが、上記①ないし③で支出された政務活動費に対応する市政の報告活動になされたと看做すことは困難であると思われる。

(3) 上記の内、②会派控室の固定電話代、ファクシミリ代、インターネット利用料については、実際の運用としては、会派所属議員が、会派控室で行う事務作業に関連して固定電話、ファクシミリ、インターネットを

利用すると考えられ、これが、会派控室内での、政務活動とそれ以外の政党活動・選挙活動・後援会活動に分けられるものと推測できる。それゆえ、広報費よりも事務費の項目にて、按分2分の1を適用するという対処が考えられる。

(4) 上記の内、①ガソリン代、②会派所属議員の携帯電話代は、現行の運用の正当化は容易ではないと思われる。議員により請求されたガソリン代や携帯電話代につき、広報活動は無論、その余の何らかの政務活動が行われたという裏付資料が存在しない。したがって、実際には、政務活動以外の活動、特に、私的行為のため費消された部分が紛れ込んでいるという疑いを常に抱えることになる。

もっとも、包括外部監査人にて、長崎市の政務活動費制度にて、ガソリン代、携帯電話代支出について照会したところ、同市もガソリン代及び携帯電話代について個別の裏付資料は求めておらず、ガソリン代につき県内の給油のみという条件があり、実際の給油代の2分の1上限2万円の制限、携帯電話については実際の通信料の2分の1上限なしという運用とのことであった。また、同じく福岡市に照会したところ、同市の政務活動費制度について、ガソリン代、携帯電話代支出は容認しているが、いずれも広報費ではなく、ガソリン代は、広聴・住民相談費または研究研修費名目とし、請求にあたり運行記録を提出することを求めているとのことである。また、携帯電話代は、諸事務費に該当するとの扱いとのことであった。

判例上も、ガソリン代や携帯電話代について、一定の範囲で個別の裏付けを要しない包括的な支出を認めている例がある。ただし、これらは、「広報費」ではなく「事務費」、「要請陳情活動費」等、より現実的な項目を用いているように見受けられる。

(5) 以上より、ガソリン代や携帯電話代については、一定の制約を設けつ

つ包括的な政務活動費からの支出を認めている例もある。これにつき、当該地方自治体の特別の事情に基づく裁量の範囲内とされる可能性もあることから、本監査では、運用指針については改廃につき意見に止め、実際の各会派の上記①ないし③の支出については、「広報活動の裏付けに欠ける」という理由により要指摘と判断したものである。

(6) 仮に、佐世保市にて、ガソリン代、議員の携帯電話代についての現在の運用を維持するのであれば、以下の点につき改正等検討するべきである。

ア 佐世保市の運用指針の場合、「広報費」としているため、まず形式的に「広報活動」の範囲に制約されるという問題がある。そこで、会派控室の通信や議員の携帯電話、ガソリン代につき、実際に政務活動として利用される例を検証し、「調査研究費」、「事務費」、「要請陳情活動費」等を加えることを検討する。

イ 議員の自動車及び携帯電話について、政務活動として利用した事実について、記録を作成し、政務活動費請求にあたり提出させる。

2 報告書の改善

(1) 各会派の個別支出の監査にて指摘しているが、報告書不存在または内容不十分という事情が顕著であった。

判例上、政務活動費の支出にあたり、視察や広聴広報、陳情活動等において公費が市政調査やその関連事項のため用いられたことの証明のため、報告書の提出を求めている。そして、判例の傾向として、視察や研究活動等の結果、その成果物についてまで政務活動費からの支出に際して提出を要しないとされているが、他方で、報告書の不存在や内容不十分の場合、全部または一部の違法の結論が多く導かれている。

報告書の内容としては、その政務活動の内容が分かり、かつ、佐世保

市の行政課題との関連性を記載することが必要である。前者においては、インターネットで拾うことができる内容では不足であり、議員が自ら把握した事実や知識、これに対する所感や分析を示すことが望ましいといえる。そして、佐世保市の行政課題との関連性は、本監査で意識されていた例は非常に少なく失念しやすい事項といえる。以後、報告書作成にあたり留意していただきたい。

- (2) それから、駐車場代や高速道路料金のように1000円未満の支出については、その移動を手段とした政務活動についての報告書が全く無いという例が多かった。政務活動費制度における透明性確保の必要については、金額の多寡に関わらず及ぶことに注意していただきたい。
- (3) 報告書の活用となるが、例えば、事務機器の購入、書籍等資料の購入につき、これらの購入が政務活動のためなぜ必要であるのかを簡略でもよいから記録化しておくことが有効と思われる。書籍においては、読了前であれば、いかなる佐世保市の行政課題のためにその書籍を選択したのか、読了後であれば、その書籍の内容が佐世保市の行政課題にあたり活用できるかを短評でもよいから記載しておくことにより、違法判断を回避できる余地があると思われる。これは、上記1(6)の自動車や携帯電話の政務活動費利用についての裏付資料作成と同趣旨である。

3 平成22年度の佐世保市包括外部監査における提言との関係

- (1) 平成22年度の佐世保市包括外部監査（以下、「平成22年度監査」という。）においては、支出の相当性や運用指針に関して、提言がなされていた。本監査における調査対象は令和元年度及び令和2年度であることから、平成22年度監査における提言を踏まえた運用がなされるべきであるといえる。そこで、以下では、平成22年度監査における提言を抜粋した上で、令和元年度ないし令和2年度の運用について検討する。

なお、後述のとおり、旅費に関しては平成30年度の政務活動費について述べているが、これは、主に新型コロナウイルスの感染拡大により令和元年度及び令和2年度における海外への視察が存在しなかった一方で、同ウイルスの感染拡大が沈静化した後に再び海外への視察が行われる可能性があり、旅費についての意見を述べる必要性があると考えたことによる。

(2) 旅費について

ア 平成22年度監査においては、平成20年度の自民党市民会議及び市政クラブ支出に係るオーストラリアのコフスーバー市への旅費について、「長期日程の視察等に関しては、内容によって公的な視察と私的な観光との線引きを行い、私的な観光等に係る部分については、自費で負担する仕組みを作るべきと考える。」(18頁)とされている。

これは、平成20年8月4日から10日の視察のうち、一部の議員が、同月5日、8日及び9日に観光を行っていたことによる。他方で、平成30年度においては、同年8月2日から同月5日にかけて、緑政クラブ及び市政クラブが中華人民共和国マカオ特別行政区において視察を行っている。しかし、同月4日にはセントポール寺院等の世界遺産の視察を行っていたものであり、この点については私的な観光に該当すると考えられる。そうすると、上記提言にもかかわらず、長期日程の視察における公的な視察と私的な観光との線引きが不十分であったといえる。

イ 平成22年度監査においては、旅費に関する意見として、「現状においては、詳細な行程表の添付義務がないため、視察スケジュールが適切に履行されているか検証が不十分となる可能性がある。今後は詳細な行程表を作成するとともに、報告書においても対応者及び視察に要した時間等を詳細に記載することが望ましいと言える。」(38頁)と

されている。そして、平成30年度においては、同年8月19日から同月25日に行われた市政クラブによるオーストラリアのコフスーバー市への視察が最長のものとなる。しかしながら、上記提言にもかかわらず、同視察においても詳細な行程表は添付されていない。

(2) 携帯電話使用料について

ア 平成22年度監査においては、「支出額が7000円以下の場合は、全額が精算されてしまい、7000円超1万4000円未満の場合でも50%以上の割合で精算されることになる。」(27頁、28頁)とした上で、「『精算額は、支出額の50%とし、7000円を限度とする』と変更すべき」(28頁)とされている。

この点について、佐世保市の「政務活動費運用指針」(平成29年3月作成)においては、「携帯電話使用料の支出は、一人当たり毎月の使用料の1/2とし、7000円を限度と」(13頁)するとされており、提言を踏まえた改定がなされているといえる。

イ 平成22年度監査においては、運用指針の整備の経緯として、「携帯電話使用料は議員一人当たりの平均使用量は約1万4000円であったことから、その半額の7000円を精算額の上限としている」(26頁)とした上で、「平成21年度の平均支出額は一人当たり、……1万0730円となっており、当初平均支出額を1万4000円と想定した当時の状況と変わってきている。基礎的前提の見直しも必要ではないかと思われる。」(28頁)とされている。しかし、この点については、改定はなされていない。

ウ これについては、そもそも平成22年度監査では、政務活動費につき制度趣旨、法令解釈及び判例分析が不十分であったという事情があったと思われる。本監査にて、その改廃の必要性を述べているが、これは、平成22年度監査における「基礎的前提の見直し」に該当する

と思われる。

(3) 燃料費について

平成22年度監査においては、「支出額が1万円以下の場合は、全額が精算されてしまい、1万円超2万円未満の場合でも50%以上の割合で精算されることになる。」(31頁)といった問題点を挙げ、「精算方法としては、『精算額は、支出額の50%とし、1万円を限度とする』というように変更すべきと思慮される。早急に改善すべきである。」(31頁)とされている。この点について、佐世保市の「政務活動費運用指針」(平成29年3月作成)においては、「ガソリン代の支出は、一人当たり毎月の使用料の1/2とし、1万円を限度と」(13頁)するとされており、提言を踏まえた改定がなされているといえる。

ただし、燃料費、すなわちガソリン代についても、平成22年度監査では、政務活動費の制度趣旨、法令解釈及び判例分析が不十分であった。携帯電話料金と同様に、包括的支出を容認する現行の運用について改廃を検討していただきたい。

(4) 新聞購読料について

平成22年度監査においては、「緑政クラブにおいて、平成19年は新聞赤旗及び日本農業新聞を、平成20年については新聞赤旗を複数購読」(35頁)していたとした上で、「新聞を会派で購読するものである以上、同じ新聞を会派内で複数購読する必要は無いものと言えるので今後注意をすべきである。」(35頁)としている。しかしながら、令和元年度時点で、自民党市民会議及び緑政クラブにおいて、同一新聞の複数購読の事実が存在した。上記の提言にもかかわらず改善が不足していたといえる。なお、この複数購読は、「議員1名に1部の資料としての解釈」という理由が付されていたが、令和2年度に改められたということである。

4 後払い方式について

(1) 前論

政務活動費の交付の方式としては、大きく、先払い方式と後払い方式に区別される。

先払い方式とは、条例等で定めた政務活動費の金額を定額で交付した上で、それを各政務活動に充当し、事後的に収支報告書等により政務活動費の範囲内の支出か否かを判断するというものである。他方で、後払い方式とは、各政務活動を議員側で費用を立て替えて行い、事後的に当該政務活動の経費に相当する金額を交付するものである。

佐世保市は先払い方式に当たり、後述する長崎県雲仙市については後払い方式に当たる。

(2) 手続の差異

ア 比較する政務活動費制度条例

以下、佐世保市議会政務活動費の交付に関する条例を「佐世保市条例」といい、佐世保市議会政務活動費の交付に関する規程を「佐世保市規程」という。また、雲仙市議会政務活動費の交付に関する条例を「雲仙市条例」といい、雲仙市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則を「雲仙市施行規則」という。

イ 佐世保市における政務活動費の交付に至る手続

まず、佐世保市規程においては、「政務活動費の交付を受けようとする会派の代表者は、……市長に対し、……政務活動費交付申請書を提出」(第2条1項)するとされる。その後、「市長は、……交付すべき年間分の政務活動費の額を決定し、……通知」(第3条1項)を行い、「会派の代表者は、……市長に対し……、政務活動費交付請求書を提出する」(第4条)とされる。

ウ 雲仙市における政務活動費の交付に至る手続

まず、雲仙市条例第4条により、「政務活動費の交付を受けようとする議員」から「市長」に対する「申請」を行い、第5条により、「市長」による「政務活動費の交付の決定」がなされる。

その後、雲仙市条例第6条により、「議員は、当該決定（第5条に規定する決定）に係る政務活動を完了したときは、……当該政務活動に要した経費の実績を、……市長に報告」を行い、第7条により、上記報告を受けた「市長は、……政務活動費の額を確定し」た上で、「議員に対し、……政務活動費の交付の確定について通知」を行う。

そして、雲仙市条例第8条により、議員が「請求書」を提出した後に政務活動費が交付される。

以上の手続のうち、雲仙市条例第6条に規定する実績報告を経ることで、いわゆる後払い方式となる。各手続における書式は雲仙市施行規則に規定されており、実績報告については、第4条に規定されている。実績報告について、具体的には、「政務活動費実績報告書（様式第3号）に、政務活動に要した経費の支出に係る領収書の写し等の証拠書類を添付」するとされている。これにより、市長としては、実績報告書記載の経費が、政務活動費を充てることができる経費の範囲（雲仙市条例第10条、別表）に該当するものか否かを判断することが可能となる。

（3）後払い方式に関する意見

ア 後払い方式を採用すべき理由

（ア）後払い方式を採用した場合、一般に、政務活動費自体の金額が先払い方式と比較すれば低額になることが期待できるといえる。これは、先払い方式による場合、既に交付されている政務活動費を使い切ってしまうという考えが生まれる可能性があることが背景にあるといえる。

また、本監査においても不適切な支出が複数指摘されているように、先払い方式による場合、本来政務活動費として支出するべきではない支払いに対するチェックがおろそかになることが懸念される。後払い方式を採用することによる政務活動費の削減については、京都府京丹後市議会の実例が存在する（中島孝司（2019）、政務活動費適正運用の手引 株式会社国政情報センター）。すなわち、同市議会においては、平成27年度に後払い方式を採用したところ、「議長と議会事務局の審査で、政務活動と関係があるとはいえないチラシ代、交通費で最安ルートとの差額分などが『政務活動費として不適切』として却下された実例があり、平成27年度に実際に支給された額は条例上の上限の（1人あたり18万円）の6割程度に抑えられ」（30頁）たとのことである。

（イ）先払い方式においては、①政務活動費の交付、②収支報告書等による支出の審査を経て、相当でない場合には③政務活動費の返還請求という3つの段階が想定されている。例えば、佐世保市条例においても、政務活動費の返還について、「交付を受けた政務活動費の総額から、……第5条に定める経費の範囲に基づいて支出した総額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する額の政務活動費を返還させるものとする。」（第8条）とされている。これに対して、後払い方式においては、実績報告書等による支出の審査を行い、その後に政務活動費の交付を行うという2つの段階で足りることとなる。そのため、事務処理面での経費や手間の削減が期待できるといえる。

イ 以上の理由から、佐世保市においても、後払い方式を採用するべきと考える。

第12章 第2部及び第3部を通じての評価等

第1 補助金等及び政務活動費の検証について

- 1 包括外部監査人が今回調査した補助金等及び政務活動費は、いずれも税金を原資としている。住民の不況感の長期化や将来における担税力の低下可能性、さらに、昨今の新型コロナウイルス感染症のような突然の危機を考慮すると、補助金等及び政務活動費に対する市民の目線はより厳しいものとなる可能性がある。これに関して、昨今のICT技術の飛躍的進化により、それ以前の事業運営に必要な経費の削減について意欲的に取り組むことも可能となっている。これは、補助金等の分野では、多数の補助金等の交付や管理等の事務、報告受付や成果把握等の統計、補助金等支出事業自体の合理化等活用が見込めるところであり、政務活動費においては、調査研究及び研修における出張削減と簡易・迅速な情報収集、広聴広報や会議、資料作成につきインターネットやデータ作成アプリケーション活用による省力化、事務機器や事務消耗品のコスト削減、資料購入費削減等、全域にわたっての活用を期待できる。これについては、政務活動費部門につき、特に意識していただきたい。
- 2 それから、今回の補助金等及び政務活動費全般に言えることであるが、意図的な公金の私物化や第三者への利益供与を明確に企図しているものであると評価できるような事例は見当たらなかった。他方で、政務活動費につき、広報費として政務活動の裏付けが不明な状態での公金支出と考えられる部分もあった。補助金等制度と比較して、政務活動費の場合、その制度上の仕組みから、市政のため積極的に活用し、報告を正直に行った者ほど違法認定を受けるリスクが高まるとも評されており、後付けで違法ないし不適切との住民からの主張、裁判所の判断を受ける可能性が高いといえる。政務活動費について、佐世保市として、①規則や運用指針の改訂の

より会派による政務活動費支出につき積極的に進める方針とするのか、②
上述のような後払い方式を採用して、政務活動費節減と適正強化を目指す
のかのいずれかの改革方針を定めることが肝要と思われる。

第2 意見及び評価等

情報公開及び情報管理につき、広く条例、内規、判例を調査し、過去の
事例、事務処理の現状について確認した結果

1 補助金等制度につき、38件の意見

2 政務活動費につき、16件の評価、29件の意見、67件の指摘

を呈示した。補助金等については、明らかに法令に抵触しているとの判断
に至るものはなかった。他方で、政務活動費については、判例に照らして、
改善を行うべきと判断する部分が相当数存在した。

本件の監査を通じて、佐世保市役所各部署及び市議会各会派にて、公金
について適切な支出の努力を垣間見えたところであるが、さらなる適正化
のため、本報告書の結果を役立てていただければ幸甚である。

【政務活動費スケール／調査研究費】		
趣旨		
<p>会派が行う市の事務、地方行政等に関する調査研究（視察を含む。）及び調査委託に要する経費</p> <p>※調査委託には、外部研究機関等への委託と会派所属議員に対する委託両方を含む。</p> <p>※会派が雇用する職員が行う調査研究活動も会派の政務活動補助者の活動として経費に含む。</p>		
佐世保市運用指針及び判例		
資料印刷費	<input type="checkbox"/>	
委託費	<input type="checkbox"/>	（判）調査対象が多岐にわたると否定されやすい。
	<input type="checkbox"/>	（判）調査委託料支払いが定期、定額となると否定されやすい。
文書通信費	<input type="checkbox"/>	
交通費	<input type="checkbox"/>	（判）タクシー代を出す場合、別途自家用車用ガソリン代も政務活動費から出ている場合、タクシー利用は例外となり、詳細説明または裏付資料提出が無い限り違法。
	<input type="checkbox"/>	（判）交通費は実費計算であり、実費を超える部分は否定されやすい。
	<input type="checkbox"/>	（判）自家用車用ガソリン代も政務活動費の対象足りえるが1 kmあたりの金額はその地方の職員旅費条例を参考とする。これを超過する分は否定されやすい。
	<input type="checkbox"/>	（判）短期間での大量のガソリン代請求は否定されやすい。例として、1ℓ10 km換算で、50ℓは多すぎる。
交通費・宿泊費等旅費全体（いわゆる調査旅費）	<input type="checkbox"/>	（佐）議員が他の団体の役職を兼ねている場合、当該団体への理事会等への出席に要する経費は不可。
	<input type="checkbox"/>	（佐）本会議・委員会等に参加するために利用する交通費、自家用車等の燃料代は不可。
	<input type="checkbox"/>	（佐）交際費的経費（祝賀会、親睦会、あいさつやテープカットだけの出席等）は不可
	<input type="checkbox"/>	（佐）主としてアルコール飲料を提供する施設、その他の研究を行う会場としてふさわしくない施設等に係るものは不可
	<input type="checkbox"/>	（佐）会議・研修会への一般参加者への食事代は不可

交通費・宿泊費 等旅費全体（い わゆる調査旅 費）	<input type="checkbox"/>	（判）国会議員の国政報告会や準備会への参加は、国政に関する 情報取得よりも政党活動または後援活動が主目的との疑いが発生 し全額否定されやすい。
	<input type="checkbox"/>	（判）視察先が観光名所・施設見学そのものは否定されやすい。
	<input type="checkbox"/>	（判）国会議員との面談は、目的のための情報収集が重要。国会 議員へ向けてのPR中心では陳情となり否定されやすい。
	<input type="checkbox"/>	（判）1日あたりの視察時間が少なすぎると否定されやすい。
	<input type="checkbox"/>	（判）視察先地域と視察者所属地の経済規模の差異があり過ぎる と否定されやすい。
	<input type="checkbox"/>	（判）事前調査・調整をしていないと否定されやすい。
	<input type="checkbox"/>	（判）事後報告をしていないと否定されやすい。
	<input type="checkbox"/>	（判）調査報告書の内容が、ガイドブックやインターネットでも 記載可能な内容、または、一般観光客や旅行者でも可能な内容に とどまると全額否定されやすい。⇒実質観光旅行認定されやす い。
	<input type="checkbox"/>	（判）ただ視察先を訪れるだけで職員等の説明・案内がないと否 定されやすい。
	<input type="checkbox"/>	（判）視察にあたり一般私人の同伴者がいる場合、その者との関 係により調査研究活動目的を否定されることがある。
	<input type="checkbox"/>	（判）調査旅行のキャンセル者が出た場合、そのキャンセル料 は、参加取り止め理由が政務活動費の趣旨に適合しないと否定さ れる。
<input type="checkbox"/>	（判）視察旅行を途中で切り上げた者がいる場合、減額を施すべ き。	

その他	<input type="checkbox"/>	支出を証明する領収書を保存していないと否定されやすい。
	<input type="checkbox"/>	(判) 日当は、相当な金額であることが必要。使途基準に定めがあるもののこれを超過する部分、使途基準で日当を認めていない部分は全額否定されやすい。
	<input type="checkbox"/>	(判) 調査目的・調査対象自体抽象的過ぎると調査活動研究以外の目的ではないかと疑わせる事情が発生し、否定されやすい。
	<input type="checkbox"/>	(判) 個人加入団体の会費の支出は否定されやすい。
留意すべき判例		
<p>1 山梨県議会旅費等返還請求事件（最高裁判所第一小法廷平成26年5月19日判決）</p> <p>■調査研究費</p> <p>①アメリカ研修旅費及び通訳料等⇒×：大部分観光名所・施設見学。視察結果あるものも日本にて容易に資料入手可能。報告書につき実質的に虚偽部分あり。政治家個人の研鑽は対象外。</p> <p>②エジプト研修費⇒×：実質観光中心の私的旅行。</p> <p>③韓国視察⇒×：実質観光中心の私的旅行。</p> <p>④屋久島視察⇒×：議員の調査研究に資する内容であった証拠は見出しがたい。</p>		
<p>3 福岡市議会政務調査費返還請求住民訴訟事件（福岡地方裁判所平成25年11月18日判決）</p> <p>■調査旅費</p> <p>①北九州視察日当⇒×：視察旅行時の食事代を「調査旅費」としているが、福岡市政務調査制度は、「調査旅費」は「交通費及び宿泊費」を想定。「研究研修費」として支出は可能であるが、具体的な主張・立証なく全額違法認定。</p> <p>②菓子代⇒×：会派控室来客提供用の茶菓子代を調査旅費としているが、使途基準では、食糧費等は挙げられていない。全額違法認定。</p> <p>③出張における日当⇒×：日当として、出張時一律8万4350円を支出。一律の日当支給は、一般的な経費として相当な金額であることを被告会派が主張・立証するべきであるが、具体的な算定方法を明らかにされていない。全額目的外支出認定。</p>		

5 掛川市議会不当利得返還請求権行使請求事件（静岡地方裁判所平成25年7月26日判決）

■調査旅費

バス運転手への菓子折代⇒×：調査活動のための長距離移動用バス運転手への菓子折り贈呈が必要とはいえ、また、政務調査費からの支出も社会通念上相当であるとはいえない。

6 新潟県議会政務調査費返還履行請求控訴事件（東京高等裁判所平成25年6月4日判決）

■調査研究費

- ①日光東照宮拝観に係る支出⇒×：視察目的である県の砂防事業と関連性がない。
- ②薬師寺展入場料、タクシー代に係る支出⇒×：県政との関連性を認めることができない。
- ③東京出張交通費⇒×：裏付資料乏しく県政との関連性を認めることはできない。
- ④文楽・落語鑑賞代等⇒×：支出の必要性・合理性を欠いている。
- ⑤土産代、視察先食事代⇒×：支出の必要性・合理性を欠いている。
- ⑥スケジュールが不明な視察の経費⇒×：具体的な日程が不明であり、県政との関連性を認めることができない。

9 目黒区議会損害賠償請求控訴事件（東京高等裁判所平成24年10月31日判決）

■交通費

- ①駐車場代、高速道路代⇒×：議員が、「街づくりに関する展覧会見学」を目的に、墨田区内にある江戸東京博物館に自動車で行き、開催中の展覧会を見学した。その際の交通費として高速道路代、駐車場料金合計1600円を政務調査費から支出した。しかし、議員が提出した写真では、同伴女性の写真が複数枚存在し、同伴女性と楽しんでいることが伺える。他方、街づくり勉強会メンバーとの写真は皆無。勉強目的は疑わしくむしろ不謹慎であり、違法。
- ②交通費⇒×：平成19年中20日間間に、約50ℓ、7000円前後の給油4回を政務調査費から支出。短期間の多量の給油は調査研究活動のためのガソリン代と認めるには疑問。50ℓ以上の給油は議員の自動車では500km以上走破可能。議員はブログでオートバイ利用を謳っており、政務調査使途基準に反する違法な支出。

13 岩手県議会政務調査費返還請求控訴事件（仙台高等裁判所平成23年9月30日判決）⇒県側最高裁上告も棄却、確定。

■研修費

①酒食を伴う会合への参加費⇒△：ホテルでの大学新学長歓迎会の会費を研修費として政務調査費から支出。懇親会が行われた。飲食を伴う会合への政務調査費支出の必要性は慎重に検討されるべきところ、酒食を伴う場合は原則として支出は許されない。これが認められるには、真にやむを得ない事由に限られ、有益というだけでは不足。大部分の会合が違法認定されたが、会合につき政務調査活動と認められ懇親会との切り離しが困難であったケースのみやむを得ないものと認められた。

②講演会出席のための交通費⇒×：大学名誉教授の講演会出席の交通費。昭和史をテーマにした歴史講座であったが、県政との直接的な関連性が希薄であり、一般的知識・教養に準じる内容であり、調査研究の方法としての裁量の範囲を超え、相当性無く違法。

15 直方市議会政務調査費返還請求事件（福岡地方裁判所平成23年1月21日判決）

■研究研修費

パーティ参加費及び参加のための旅費・日当⇒×：会派は、「●●セミナー」（政治資金規正法第8条の2により規定されている政治資金パーティ）のパーティ券購入費用とその旅費、日当等を研究研修費として政務調査費から支出した。政治資金パーティーは、その経費を控除した収益を開催者やその他の者の政治活動等のために支出することとされており、少なくともその部分については、市政に関する調査研究のために必要であるとはいえず、明らかに本件用途基準に該当しない。また、政治資金パーティの政務調査費での参加は、公金での特定の者の政治活動資金充当であり、極めて不適切。全額違法。

16 小山市議会政務調査費不当利得返還請求事件（宇都宮地方裁判所平成23年1月19日判決）

■研究研修費

長野県松本城観覧料⇒×：会派所属議員3名の松本城観覧料1800円支出。国宝（松本城）が存在する市街地・周辺商店街の状況調査目的であったと反論するが、調査項目を事前に検討する等の準備、調査結果を市政に利用するための報告書を作成したことを認める証拠はなく、全額違法。

16 小山市議会政務調査費不当利得返還請求事件（宇都宮地方裁判所平成23年1月19日判決）

■研究研修費

長野県松本城観覧料⇒×：会派所属議員3名の松本城観覧料1800円支出。国宝（松本城）が存在する市街地・周辺商店街の状況調査目的であったと反論するが、調査項目を事前に検討する等の準備、調査結果を市政に利用するための報告書を作成したことを認める証拠はなく、全額違法。

19 小松市議会公金違法支出損害賠償請求事件（金沢地方裁判所平成22年3月29日判決）

■視察研修費

①交通費、日当⇒△：会派に所属する議員5名が、財政再建と行政改革の先進地である茨城県つくば市を視察。議会事務局次長、財政課長等と面談。合計40万6850円を調査旅費として支出。また、調査費・日当として別途53万5080円を支出。視察自体は調査研究と関連性が認められ、また、施行細則上、旅費に一定の日当が含まれており、同細則に従った旅費支出も適法。それゆえ、本件は概ね適法であるが、一議員の町内会連合会名義の視察研修費負担金2万5000円のみ、出向命令書や復命書が存在しておらず、内容不明であるから、同額のみ違法。

②英語学習教材購入費⇒×：会派所属議員のスピードラーニング中級コース代金5万9010円を支出。使途基準上、英語学習教材の購入費用は該当せず全額違法。

24 桑名市議会損害賠償（住民訴訟）請求等控訴事件（名古屋高等裁判所平成21年2月26日判決）

■研究研修費

講演会開催会場費、講師講演料等⇒×：最大会派である会派が、桑名市民会館で男性タレントを講師に迎え、講演会を開催した。新聞折込チラシを作成するなどして一般市民の参加を募っており、983名が参加（一般市民は無料）。本講演会の経費は合計174万3204円であり、全額政務調査費から支出。なお、会場ロビーで電子投票の模擬体験が実施された。議員9名に対し、1500名の収容が可能な市民会館を会場としていること、案内チラシを主要日刊紙への折込み広く市民に配布していること、著名タレントが講師であること、開演前に市民の前で会派会長、桑名市長らがあいさつを行っていることから、議員の研修と関係が無い事項があり、議員ら自身の研鑽・研修目的よりも、もっぱら市民を聴衆とすることを意図した市民向け講演会として開催されたものである。全額違法。

【政務活動費スケール／研修費】		
趣旨		
<p>(1) 会派主体研修：会派が行う研修会，講演会等の実施（共同開催を含む。）に要する経費</p> <p>(2) 他団体開催研修参加：団体等が開催する研修会（視察を含む。），講演会等への所属議員及び会派の雇用する職員の参加に要する経費</p> <p>※共同開催のパターン：会派と会派，会派と他団体，会派と個人等</p> <p>※党開催の研修への参加，会派雇用職員の研修参加は，それが政務活動に資するものであることの合理的説明が必要</p>		
佐世保市運用指針及び判例		
(1) 会派主体研修		
会場費・機材借上費	<input type="checkbox"/>	(佐) 食事代の支出は相手方がある場合に限るものとし，会派内や議員同士の会合，市政報告等では支出しない。
	<input type="checkbox"/>	(判) 飲食が主目的の会合である場合否定されやすい。酒食の場が，調査研究活動等のための会合との切り離しが困難である等の真にやむを得ない場合のみ例外的に認める。
	<input type="checkbox"/>	(判) 議会開催日の食事代は否定されやすい。
		(判) 会派控室の茶菓等は否定されやすい。
	<input type="checkbox"/>	(判) 政党活動，後援会活動に伴う研修会であると否定されやすい。
	<input type="checkbox"/>	(判) 議員同士の懇親や情報交換が目的の会合であると否定されやすい。
	<input type="checkbox"/>	(判) 開催者である会派の所属議員数と比較して，借りた会場の収容可能人数が非常に多いと市民向け講演会の認定を受け否定されやすい。
講師謝金	<input type="checkbox"/>	(佐) 佐世保市民に対する飲食の提供は，公職選挙法上禁止されている寄付行為に該当するため，講師への食事代には注意。
	<input type="checkbox"/>	(判) 講師がタレントである場合，否定される可能性がある。
会費	<input type="checkbox"/>	(判) 政治資金パーティーに該当するパーティーのパーティ券購入費用は全額否定されやすい。
文書通信費	<input type="checkbox"/>	(判) 学習教材は否定されやすい。
交通費	<input type="checkbox"/>	
宿泊費	<input type="checkbox"/>	

交通費・宿泊費等旅費全体（いわゆる研修主催旅費）	<input type="checkbox"/>	（判）研修に関連する支出ではない場合否定されやすい。
	<input type="checkbox"/>	（判）一般私人を同伴していると、その関係により私的旅行と認定され違法となりやすい。同居の家族同伴等は不適切とされやすい。
交通費・宿泊費等旅費全体（いわゆる研修主催旅費）	<input type="checkbox"/>	（判）対象研修会が観光地である場合、否定される可能性がある。
	<input type="checkbox"/>	（判）政治資金パーティーに該当するパーティーへの交通費、日当は全額否定されやすい。
	<input type="checkbox"/>	（判）施設見学につき事前準備がないと否定されやすい。
	<input type="checkbox"/>	（判）施設見学につき事後の市政等に利用するための報告書がないと否定されやすい。
（２）他団体開催研修参加		
研修参加費	<input type="checkbox"/>	（判）自治会・子ども会の参加費用の場合按分５割基準適用例あり。
	<input type="checkbox"/>	（判）スポーツ大会の参加費は全額否定されやすい。
	<input type="checkbox"/>	（判）勉強会、講演会が、一般的知識・教養に準じる場合、全額否定されやすい。
	<input type="checkbox"/>	（判）政治資金パーティーは不可。極めて不適切の認定。
文書通信費	<input type="checkbox"/>	（判）学習教材は否定されやすい。
交通費	<input type="checkbox"/>	
宿泊費	<input type="checkbox"/>	
交通費・宿泊費等旅費全体（いわゆる研修参加旅費）	<input type="checkbox"/>	（佐）海外視察の際の支度料につき、過去１年以内に支給されている場合は、それが政務活動費によるか否かを問わず支給不可。
	<input type="checkbox"/>	（判）調査項目の事前検討等準備がないと否定されやすい。
	<input type="checkbox"/>	（判）調査結果を市政に利用するための報告書が作成されていないと否定されやすい。

留意すべき判例

3 福岡市議会政務調査費返還請求住民訴訟事件（福岡地方裁判所平成25年11月18日判決）

■研究研修費

- ①議会開催日の昼食代⇒×：議会開催日の昼食時に特に政務調査活動を行う必要があった旨の主張なし。議会参加のための経費である。
- ②自治会，子ども会等の参加費用⇒△：政務調査活動に役立つ情報があるとしてもあくまで副次的で交際的な意味合いが強い会合への参加である。個々の会合の内容を十分特定できないことから5割を目的外支出と認定。
- ③お茶代，菓子代，研修教材費，勉強会食事代等⇒△：勉強会食事代と研修教材費は目的外支出とはいえない。それ以外の会派控室の茶菓等経費は目的外支出
- ④ソフトボール大会会費⇒×：政務調査活動のために行われるとは認められず，市政に関する情報取得も副次的効果に過ぎない。全額目的外認定。

7 青梅市議会不当利得返還（住民訴訟）請求事件（東京地方裁判所平成25年4月24日判決）

■研究研修費

行政書士の専門的知見への対価⇒○：議員が，自らの議員活動の方向性，内容の適否を検証し，検討・研究を行い，結果に遺漏なきを期するため，行政書士（元青梅市福祉部長）に委託し，定期的に専門的知見を求め，必要な資料作成を依頼したことの対価として，1回4万円，合計40万円を研究研修費として政務調査費から支出したことについて，1回4万円の定額も定例研修会（勉強会）が月1回定期であったことからすると不自然ではなく，地方自治法100条15項が報告書の議長提出を求めているも，成果物の添付までは求められておらず，違法ではない。

13 岩手県議会政務調査費返還請求控訴事件（仙台高等裁判所平成23年9月30日判決）⇒県側最高裁上告も棄却，確定。

■研修費

①酒食を伴う会合への参加費⇒△：ホテルでの大学新学長歓迎会の会費を研修費として政務調査費から支出。懇親会が行われた。飲食を伴う会合への政務調査費支出の必要性は慎重に検討されるべきところ，酒食を伴う場合は原則として支出は許されない。これが認められるには，真にやむを得ない事由に限られ，有益というだけでは不足。大部分の会合が違法認定されたが，会合につき政務調査活動と認められ懇親会との切り離しが困難であったケースのみやむを得ないものと認められた。

②講演会出席のための交通費⇒×：大学名誉教授の講演会出席の交通費。昭和史をテーマにした歴史講座であったが，県政との直接的な関連性が希薄であり，一般的知識・教養に準じる内容であり，調査研究の方法としての裁量の範囲を超え，相当性無く違法。

15 直方市議会政務調査費返還請求事件（福岡地方裁判所平成23年1月21日判決）

■研究研修費

パーティ参加費及び参加のための旅費・日当⇒×：会派は，「●●セミナー」（政治資金規正法第8条の2により規定されている政治資金パーティ）のパーティ券購入費用とその旅費，日当等を研究研修費として政務調査費から支出した。政治資金パーティーは，その経費を控除した収益を開催者やその他の者の政治活動等のために支出することとされており，少なくともその部分については，市政に関する調査研究のために必要であるとはいえず，明らかに本件用途基準に該当しない。また，政治資金パーティの政務調査費での参加は，公金での特定の者の政治活動資金充当であり，極めて不適切。全額違法。

19 小松市議会公金違法支出損害賠償請求事件（金沢地方裁判所平成22年3月29日判決）

■視察研修費

①交通費，日当⇒△：会派に所属する議員5名が，財政再建と行政改革の先進地である茨城県つくば市を視察。議会事務局次長，財政課長等と面談。合計40万6850円を調査旅費として支出。また，調査費・日当として別途53万5080円を支出。視察自体は調査研究と関連性が認められ，また，施行細則上，旅費に一定の日当が含まれており，同細則に従った旅費支出も適法。それゆえ，本件は概ね適法であるが，一議員の町内会連合会名義の視察研修費負担金2万5000円のみ，旅行命令書や復命書が存在しておらず，内容不明であるから，同額のみ違法。

②英語学習教材購入費⇒×：会派所属議員のスピードラーニング中級コース代金5万9010円を支出。使途基準上，英語学習教材の購入費用は該当せず全額違法。

24 桑名市議会損害賠償（住民訴訟）請求等控訴事件（名古屋高等裁判所平成21年2月26日判決）

■研究研修費

講演会開催会場費，講師講演料等⇒×：最大会派である会派が，桑名市民会館で男性タレントを講師に迎え，講演会を開催した。新聞折込チラシを作成するなどして一般市民の参加を募っており，983名が参加（一般市民は無料）。本講演会の経費は合計174万3204円であり，全額政務調査費から支出。なお，会場ロビーで電子投票の模擬体験が実施された。議員9名に対し，1500名の収容が可能な市民会館を会場としていること，案内チラシを主要日刊紙への折込み広く市民に配布していること，著名タレントが講師であること，開演前に市民の前で会派会長，桑名市長らがあいさつを行っていることから，議員の研修と関係が無い事項があり，議員ら自身の研鑽・研修目的よりも，もっぱら市民を聴衆とすることを意図した市民向け講演会として開催されたものである。全額違法。

27 島根県議会政務調査費返還請求事件（松江地方裁判所平成20年11月10日判決）

■研修費

妻を同伴した欧州視察旅行の経費の一部⇒×：議員が，13日間妻と2人でイギリス，ベルギー，フランス，スイスを旅行し，大英博物館，ベルギー王立美術館，ルーブル美術館，オルセー美術館，チューリッヒの街並み等を視察。旅費111万8672円中29万円を研修費として支出。全体として妻との私的旅行としての性格を多分に含んだもの。全額違法。

【政務活動費スケール／広聴広報費】		
趣旨		
会派が行う市政に関する政策等の広聴広報活動に要する経費。議員活動や市政に関する広報は、政務活動費の目的に適合する。		
佐世保市運用指針及び判例		
広報誌・報告書 等印刷費	<input type="checkbox"/>	(佐) 政務活動目的以外の記載混在はできない。
	<input type="checkbox"/>	(佐) 政務活動報告・広報であるとしても特定団体・その構成員のみあてのものは対象外。
	<input type="checkbox"/>	(判) 記念誌等祝賀広告は政務活動に資するとしても副次的なものとしてとされるに止まり、全額否定されやすい。
	<input type="checkbox"/>	(判) 広報誌は、紙面において政務活動部分と認められる範囲で按分となる。記載内容を吟味し、政務活動以外の議員や会派としての活動等（当選のあいさつ、議員の拡大写真等含む。）が混在していると、按分となる。政務活動以外の部分が少なくとも按分5割基準適用の例、按分3分の1基準により3分の1相当部分のみ違法とした例あり。
委託費	<input type="checkbox"/>	(佐) ホームページにつき、原則として、政務活動目的以外の記載の混在はできない。
	<input type="checkbox"/>	(判) ホームページは内容しだいで、政務活動のための支出ではないと認定される。ホームページに議員のブログやこれへのリンク等があると全額否定されやすい。
	<input type="checkbox"/>	(判) ホームページ管理費（メンテナンス料、ドメイン管理料、サーバー利用料、プロバイダ料金を含む。）につき、当該ホームページにつき、政務活動目的と捉えられる部分（市民のメールでの意見募集フォームはこれに含まれる。）とそれ以外の部分が混在している場合、按分5割基準適用の例あり。
	<input type="checkbox"/>	(判) 市民相談対応のため会派控室に議員を待機させた場合の日当提供は全額違法。
	<input type="checkbox"/>	(判) コンサート協賛は政務活動に資するとしても副次的なものとしてとされるに止まり、全額否定されやすい。
	<input type="checkbox"/>	(判) 会派の調査研究活動や議会活動をウェブサイトに掲載したとするウェブサイト利用料は、裏付証拠がないと全額否定されやすい。
文書通信費	<input type="checkbox"/>	(佐) 郵送料につき、政務活動関係以外の文書の同時送付はできない。

文書通信費	<input type="checkbox"/>	(判) 切手の大量購入(10万円を超える。)は買い置き用であるが、個別に政務活動用の使途であることが明確でない場合、目的外支出を推認し、割合特定できないことから、按分5割基準適用。
	<input type="checkbox"/>	(佐) 携帯電話使用料は、議員一人当たり毎月の使用料1/2とし、1万円上限。
交通費	<input type="checkbox"/>	(佐) 交通費につきガソリン代の支出は議員一人当たり毎月の使用料1/2とし、1万円上限。
その他	<input type="checkbox"/>	
留意すべき判例		
<p>3 福岡市議会政務調査費返還請求住民訴訟事件(福岡地方裁判所平成25年11月18日判決)</p> <p>■広報広聴費</p> <p>①切手代⇒△: 10万円を超える大量購入を繰り返しており、買い貯め用であるが、政務調査用の使途であるとの具体的な主張はなく目的外支出を推認できる。割合特定できないことから5割を目的外支出と認定。</p> <p>②プロバイダー料・ホームページ管理料⇒△: 選挙活動や政党活動等政務調査活動に当たらない部分のホームページ掲載については、原告ら側の具体的な主張・立証必要。本件はそれがなく、目的外支出ありとは認められない。ただし、前年度支出部分のみ、単年度主義に反し違法。</p> <p>③部屋当番費用⇒×: 市民相談対応のため会派控室に待機させた議員に一日一人あたり3000円を支給したもの。全額目的外支出認定。</p> <p>④祝賀広告代、コンサート協賛金⇒×: 記念誌及びコンサートいずれも政務調査そのものを目的としていない。政務調査活動に資するとしても、副次的。全額目的外認定。</p>		
<p>12 大分県議会政務調査費返還等請求控訴事件(福岡高等裁判所平成24年1月31日判決)</p> <p>■広報費</p> <p>ウェブサイト利用料⇒×: 会派は、会派の調査研究活動や議会活動をウェブサイトに掲載したとして、ウェブサイト利用料4095円を広報費として政務調査費から支出した。裏付ける的確な証拠等なく、全額違法。</p>		

14 西宮市議会政務調査費違法支出返還請求事件（神戸地方裁判所平成23年5月11日判決）

■広報・広聴費

①ホームページ関連費⇒×：会派所属議員が、自身のホームページ関連経費（初期費用及び手直費）として合計6万2000円を政務調査費から支出。ホームページは内容しだいで議員の調査研究活動のための支出として合理性・必要性提出された証を欠くおそれがある。提出された証拠はホームページにリンクされている議員のブログであり、ホームページ全体で何が行われているのか疑問であり、全額違法。

②広報・広聴費（広報誌印刷代）⇒△：会派は、広報誌の印刷、製本、新聞折込料等合計282万8661円を政務調査費から支出した。この広報誌の記載内容を吟味し、裏面が、抽象的なあいさつ文が記載されているにとどまっていることから、政務調査だけでなく、それ以外の議員や会派としての活動を内容としていることが否定できず。按分5割基準を適用。

③ホームページ管理費⇒△：ホームページ管理費（メンテナンス料、ドメイン管理料及びサーバー使用料、プロバイダ料金）として合計23万6250円を支出。メールでの閲覧者への意見要望募集がなされている部分は調査活動といえるが、「源流通信」、 「議員◎日記」の内容は不明であり、その全てが議会報告や市政報告であることを客観的に裏付ける証拠はない。そこで、按分5割基準を適用し、その超過部分から、議員が政務調査費取得全額を超過した手出分全額を差し引いた部分を返還すべき額とした。

④ホームページ管理費⇒△：前③と別議員の事例。同様に按分5割基準を適用し超過部分を違法とした。

⑤議員個人の会報誌印刷代、デザイン代⇒△：議員が自身の会報誌と印刷代、デザイン料合計13万9860円を支出。会報誌の内容につき、議員としての調査研究活動としての市政報告の側面と選挙活動を通じた議員としての意見表明の両側面があり、特に、選挙当選のお礼や選挙活動を通じての感想・意見は調査研究活動とは言い難い。そこで按分5割基準を適用し、超過部分は違法。

⑥インターネット関連費用⇒△：上記③と同じく按分5割基準適用。

⑦ホームページ関連経費⇒△：上記③と同じく、按分5割基準適用。

⑧ホームページ管理料⇒△：按分5割基準適用。

⑨当選のお礼を記載した「議員●通信」印刷代⇒△：紙面の4分の1程度が当選のお礼の趣旨のあいさつ文、会派の説明記載。残部が市政に関する報告。あいさつ、会派説明部分が少ないとしたうえで按分5割基準適用。

【政務活動費スケール／要請陳情等活動費】		
趣旨		
<p>会派が行う要請陳情活動，住民相談等の活動に要する経費。「要請陳情活動」は地域のための予算獲得や市政の問題解決のための中央省庁，国会議員等に対する活動が想定される。住民相談は住民から個別に相談を受けることを想定しており，会議として開催される「住民相談会」は会議費が充てられることが適当と考える。要請陳情活動，住民相談等の「等」には，要請陳情活動の前提となる住民との意見交換等住民意思を把握するための活動が含まれる。</p>		
佐世保市運用指針及び判例		
資料印刷費	<input type="checkbox"/>	
文書通信費	<input type="checkbox"/>	
交通費	<input type="checkbox"/>	(佐) 旅費につき，原則として公共交通機関を利用する。
宿泊費	<input type="checkbox"/>	
交通費・宿泊費等旅費全体（いわゆる陳情等旅費）	<input type="checkbox"/>	(佐) 旅費の支給方法は，佐世保市旅費条例に基づく佐世保市職員の旅費の支出基準等に準ずる。
	<input type="checkbox"/>	私的用務による観光，レクリエーション・旅行経費は否定されやすい。
	<input type="checkbox"/>	団体役員や経営者としての個人としての社会的地位による正体された式典会合への出席は否定されやすい。
その他	<input type="checkbox"/>	慶弔餞別費等，冠婚葬祭出席費，宗教活動経費は否定されやすい。
	<input type="checkbox"/>	議員個人の立場で加入している団体に対する会費は否定されやすい。
留意すべき判例		
<p>28 京都府議会会派運営費不当利得返還請求事件（大阪高等裁判所平成29年5月26日判決）</p> <p>■要請陳情等活動費</p> <p>土産物購入代金等⇒○：訪問先に持参する土産物（茶，ビール等）の購入代金につき，「会派の行事に伴う所費用として社会通年上許容される範囲内のもの」ということができ全額適法。喫茶代，新聞及び雑誌購入代金につき，出張の費用として会派運営費の使途として許されない経費とはいえないとして全額適法。</p>		

【政務活動費スケール／会議費】		
趣旨		
(1) 会派主体会議：会派が行う各種会議，住民相談会等に要する経費。 (2) 他団体開催会議参加：団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派としての参加に要する経費		
佐世保市運用指針及び判例		
(1) 会派主体会議		
会場費・機材借上費	<input type="checkbox"/>	(判) 県政報告等政務活動に資するとされる会議(報告会)開催にあたり，会場のトイレ水道料等(水道光熱費)の支出も合理性はあるが，実際に使用した料金を明らかにしなければ全額否定されやすい。
	<input type="checkbox"/>	(判) 議員自身の後援会が主催したものは，政務活動に当らず全額否定されやすい。
講師謝金	<input type="checkbox"/>	
資料印刷費	<input type="checkbox"/>	
文書通信費	<input type="checkbox"/>	
交通費	<input type="checkbox"/>	(佐) 原則として公共交通機関を利用する。
その他	<input type="checkbox"/>	(判) 会派の昼食を伴う議員総会，執行部会，政調部会につき，昼食代は，日常生活上当然に負担しなければならず，私的事項の公費支出と認定され全額否定されやすい。
(2) 他団体開催会議参加		
会議参加費	<input type="checkbox"/>	
文書通信費	<input type="checkbox"/>	
交通費	<input type="checkbox"/>	(佐) 原則として公共交通機関を利用する。
宿泊費	<input type="checkbox"/>	
交通費・宿泊費等旅費全体(いわゆる他団体開催会議参加旅費)	<input type="checkbox"/>	(佐) 旅費の支給方法は，佐世保市旅費条例に基づく佐世保市職員の旅費の支出基準等に準ずる。

留意すべき判例

13 岩手県議会政務調査費返還請求控訴事件（仙台高等裁判所平成23年9月30日判決）⇒県側最高裁上告も棄却，確定。

■会議費

①県政報告会に関する水道使用料⇒×：議員が自宅の隣地で観桜会を兼ねて県政報告会を開催した。その際，参加人数が300名を超えたことからトイレ2か所を用意した。うち1か所のトイレ水道料を会議費として支出。県政報告につき，議員の調査研究活動に資するものであるから，報告会開催にあたってのトイレ水道料について政務調査費からの支出にも合理性がある。しかし，本件では，実際に使用した水道料金が明らかではなく，全額違法とせざるを得ない。

②議員の県政報告会会費，会議費⇒×：議員自身の講演会が主催したものであり，講演会活動の一環であるから調査研究活動に当らず全額違法。

17 名古屋市議会政務調査費返還代位請求控訴事件（最高裁判所第一小法廷平成22年9月30日判決）

※第二審名古屋高裁判決を支持し上告棄却したもの。

■会議費

①議員総会昼食代⇒×：会派の昼食を伴う議員総会を月1回程度市庁舎内で開催。昼食代合計54万2300円を支出した。議員1人あたりの昼食代は1500円～2000円。議員総会の協議は政務調査活動として認めることができる。しかし，昼食を伴う場合，その昼食代は，本来各自が日常生活上当然に負担しなければならない昼食代と特に異なる性質のものではない。政務調査費が市民の税金から支出するものであること，公務員が私的事項に公金を支出してはならないこと，市議会は市民の模範たることを期待されていること，議員には相応の報酬が支払われていることから，社会通念上，本支出は全額違法。

【政務活動費スケール／資料購入費】	
趣旨	
<p>会派が行う活動のため必要な図書、資料等の購入、利用等に要する経費。 ※国政に関する事項も地方との関係で対象となり得る。また、資料には電子書籍、新聞の電子版も含まれる。会員制情報提供オンラインサービスも対象となり得る。</p>	
佐世保市運用指針及び判例	
書籍購入代	<input type="checkbox"/> (佐) 市政に関する調査研究に直接関係のない資料購入は不可。
	<input type="checkbox"/> (判) 歴史上の人物の伝記は否定される可能性がある。
	<input type="checkbox"/> (判) 書籍名不明であると領収書があるとしても全額否定されやすい。
	<input type="checkbox"/> (判) 観光用ガイドブックは否定されやすい。
	<input type="checkbox"/> (判) 経費節減のための図書館利用までは、用途条例、規則等にそのような要請がない限り、会派には要請されない。
<input type="checkbox"/> (判) 書籍のタイトルからして、市政との直接的な関連性が希薄であるが、他方で、全く無益ともいえないと考えられる場合、タイトルから個人的な趣味や関心による購入が明らかものと考えられるときは否定されることがある。	
新聞雑誌購読料	<input type="checkbox"/> (佐) 新聞については、会派室で購読する場合に限るものとし、同じものを複数購読はできない。
	<input type="checkbox"/> (佐) 娯楽的要素のある刊行物は原則としてできない。スポーツ紙は不可。
	<input type="checkbox"/> (判) 業界紙、政党機関紙や会報の購読料、購入費は否定されやすい。
有料データベース利用料等	<input type="checkbox"/>
その他	<input type="checkbox"/> (佐) 市政に関する調査研究に直接関係のない講座等の受講料、資料代は不可。
	<input type="checkbox"/> (佐) 図書券は不可。

留意すべき判例

2 橿原（かしはら）市議会政務調査費違法支出不当利得返還請求控訴事件（大阪高等裁判所平成26年3月18日判決）

■資料購入費

書籍・雑誌等の購入費⇒×：月刊「MOKU」は、議会活動に関する調査研究に関する可能性が否定できない内容の記事も含まれているが全体のごく一部であり、具体的な調査研究活動に活用されるかも明らかではない。書籍「北畠親房」の購入は、同人の著作「神皇正統記」等につき書かれた書籍であるところ、橿原市の観光文化と郷土教育に関する歴史を学ぶためとの主張を排斥。議会活動のための調査研究と関連があるとはいえない。

3 福岡市議会政務調査費返還請求住民訴訟事件（福岡地方裁判所平成25年11月18日判決）

■資料購入費

①書籍代⇒△：書籍名が明確なものは目的内、書籍名が不明なものは全額目的外支出認定。

②政党新聞及び政党運動誌代⇒×：他党のものと併せ購入し比較検討している等の特別の事情がなければ、当該政党のための活動となる。全額目的外支出。

③書籍、地図、雑誌代⇒△：書籍名が明らかではないものにつき目的外支出認定。

5 掛川市議会不当利得返還請求権行使請求事件（静岡地方裁判所平成25年7月26日判決）

■資料購入費

京都の観光ガイドブック代⇒×：資料購入費の支出は、その資料の内容が市政と関連する者か否か等の見地から、当該資料が会派の行う調査研究活動に必要なか否かにつき判断すべき。キヨスクの「ポケットガイド京都」購入は、市政と関連性があるとは認められない。

7 青梅市議会不当利得返還（住民訴訟）請求事件（東京地方裁判所平成25年4月24日判決）

■資料購入費

書籍、雑誌購入代⇒△：平成22年4月～平成23年4月まで合計84冊の書籍と2冊の週刊誌を購入し、代金約27万円を資料購入費として政務調査費より支出した。この内、書籍「私塾、国家・国旗」は青梅市議会の議員としての活動や政務調査活動と関連性が認められず、その購入費861円は違法な支出。その他は違法な支出とはならない。なお、原告は、経費節減のため図書館で書籍を借りるべきであった旨を主張するが、本件用途条例や規則にそのような定めは無く採用できない。

13 岩手県議会政務調査費返還請求控訴事件（仙台高等裁判所平成23年9月30日判決）⇒県側最高裁上告も棄却、確定。

■資料購入費

①新聞・雑誌購入費用⇒△：議員が新聞や雑誌の購入費用合計2万2900円を支出。スポーツ新聞、夕刊紙、週刊誌が含まれ、娯楽性の高さから、特段の事情がない限り、調査研究費の必要性に欠け違法。日本経済新聞、毎日新聞、読売新聞の購入は違法ではない。

②書籍代⇒△：議員が書籍約80冊を購入。全額を政務調査費から支出。タイトルから県政との直接的な関連性は希薄、しかし、全く無益ともいえない。ただし、本件では、タイトルから個人的な趣味や関心による購入が明らかなものがあり、2分の1のみ合法とした。

【政務活動費スケール／事務費】		
趣旨		
<p>会派が行う活動に係る事務の遂行に要する経費 ※政務活動の対価として充当されるべきである以上、政務活動のための環境整備にまで使うことは慎重であるべき。 ※備品購入にあたっては、資産形成にならないようにする。残任期、耐用年数の勘案必要。また、政務活動以外の活動と重複する場合、按分必要。</p>		
佐世保市運用指針及び判例		
事務用品・備品・消耗品購入費	<input type="checkbox"/>	(佐) 備品を購入する場合、1品目の取得金額が3万円以上の物を対象とする。
	<input type="checkbox"/>	(佐) 調査研究活動に直接必要としない備品等の購入及びリースに要する経費は不可。
	<input type="checkbox"/>	(佐) 任期末の備品購入、消耗品の大量購入は不可。
	<input type="checkbox"/>	(判) 会派控室の電話料金、事務機器購入・リース代、事務消耗品、医薬品、茶器購入費、茶菓購入費等は、会派活動の多面性から、1割を目的外支出とした例あり。
	<input type="checkbox"/>	(判) 会派控室のNHK受信料、インターネット料金も会派控室基準1割目的外支出とした例あり。
	<input type="checkbox"/>	(判) 会派控室の観葉植物リース料金、花代購入は、特段の必要性無い限り全額否定されやすい。
	<input type="checkbox"/>	(判) 会派控室のティッシュ等消耗品、タオル代、マット代、加湿器代、花の種苗代、講演会封筒デザイン代につき政務活動のための消費ではないとして全額違法とされた例あり。
	<input type="checkbox"/>	(判) 会費控室のケーブルテレビ料金につき、娯楽性が高いとして全額違法とされた例あり。
	<input type="checkbox"/>	(判) 2万2050円のコーヒーカップにつき不相当に高額であり全額違法とされた例あり。
<input type="checkbox"/>	(判) 会派控室の通信運搬費、庁舎等管理・使用料、文具購入費、控室職員の名刺代につき、会派控室では政務活動以外の活動も行われていると推測できることから、按分5割基準を適用した例あり。	

事務用品・備品・消耗品購入費	<input type="checkbox"/>	(判) 事務所賃料を用途基準上支出可能である場合に支出された電話料金, インターネット料金につき, 按分5割基準を適用した例あり。
	<input type="checkbox"/>	(判) 自宅兼事務所(後援会事務所や政党支部事務所等)を政務活動のための事務所として, その場所で支出したコピー機, パソコンリース料金, パソコンウイルス対策ソフト代につき按分3分の1基準を適用し, 同範囲を超えた部分を違法とした例あり(自宅プライベート3分の1, 政務活動3分の1, 政務活動以外の議員活動3分の1か)。
	<input type="checkbox"/>	
備品維持費	<input type="checkbox"/>	(判) 事務所の備品減価償却費について, 政務活動費からの支出を認める余地はあるが, 議員事務所と兼用であることから, 按分5割基準を適用した例あり。
文書通信費	<input type="checkbox"/>	
その他(特に事務所賃料等)	<input type="checkbox"/>	(判) 年度をまたぐ再リース料については, 単年度按分が必要。翌年度分の支出は全額否定されやすい。
	<input type="checkbox"/>	(判) インターネットプロバイダ料も議員事務所兼用の場合, 按分5割基準を適用。
	<input type="checkbox"/>	(判) 事務所賃料を事務費として支出したが, 用途基準が, 「事務用品, 備品購入費, 通信費」を挙げているが「事務所借り上げ費」を挙げていない場合, その支出を想定しておらず, 事務所を賃借せざるを得ない特段の事情の立証がない限り, 全額否定されやすい。
	<input type="checkbox"/>	(判) 事務所土地代を用途基準上支出可能であっても, 政務活動のための使用とそれ以外の使用混在が予測され, 区別立証できなければ, 按分5割基準を適用し, 超過額を違法とされやすい。かかる事情での事務所の事務機器購入費, 事務用品代も按分5割基準適用。
	<input type="checkbox"/>	(判) 事務所賃料を用途基準上支出可能であっても, 議員活動の事務所と同じ場所とした場合, 按分5割基準を適用した例あり。

その他（特に事務所賃料等）	<input type="checkbox"/>	（判）事務所賃料を用途基準上支出可能であっても、自身または親族が経営する法人が所有する事務所、もしくは、事務所所在地が自身の住所と同一の場合、調査研究活動のための使用とそれ以外の使用の混在が予測され、原則按分5割基準を適用し、超過額を違法とされた例がある。
	<input type="checkbox"/>	（判）事務所賃料を用途基準上支出可能であっても、自己所有物件を政務活動費のための事務所とした場合、その賃料につき、全額違法とされた例がある。
	<input type="checkbox"/>	（判）事務所賃料を用途基準上支出可能であるとしても、その事務所につき、机、いす、パソコン、プリンターはあるが、「自宅兼後援会事務所から30m離れた場所に位置する」、「当該事務所の所有権者は議員の実父」、「トイレ、インターホン、郵便受け、電話機、ファクシミリ、コピー機が存在しない」、「水道料金、電気料金の使用実績少ない」、「政務活動のために雇った人員も近隣の自宅兼後援会事務所に常駐」、「選挙管理委員会あてに届け出た証票交付先登録地も当該事務所ではなく自宅兼後援会事務所」という政務活動のための利用目的に反する事情が多数ある場合につき、全額否定の例あり。
	<input type="checkbox"/>	（判）賃料領収書が議員経営の法人発行という異常な外見がある場合につき、全額違法の例あり。
	<input type="checkbox"/>	（判）妻が代表取締役の不動産会社事務所と議員の後援会事務所を兼ねる自宅敷地内にある建物の賃料の支出につき全額違法とされた例あり。

留意すべき判例

2 橿原市議会政務調査費違法支出不当利得返還請求控訴事件（大阪高等裁判所平成26年3月18日判決）

■事務所費

①減価償却費⇒△：議員が各自が購入したパソコン，プリンター，液晶プロジェクターの購入費用につき減価償却法によって計算した平成22年度分の減価償却費を政務調査費から支出したことについて，「議員事務所と同一の住所に各自が所属する政治団体の事務所を置いている」ことから，政治団体の活動等にも利用されていると推認され，減価償却費の支出につき，2分の1までを調査研究活動のため必要なものとする。

②年度をまたぐ再リース料⇒×：再リース料を政務調査費から支出する際には，単年度ごとに按分した金額によることが合理的かつ相当。

③リース料，インターネットプロバイダー契約料⇒△：上記①と同じく，議員事務所と政治団体事務所の同一から，2分の1まで容認。

3 福岡市議会政務調査費返還請求住民訴訟事件（福岡地方裁判所平成25年11月18日判決）

■諸事務費及びその他

①会派控室に係る経費（電話料金，事務機器購入・リース代，事務消耗品，医薬品・茶器購入費，茶菓購入費等）⇒△：会派活動の多面性に鑑みると，会派控室において政務調査活動以外の活動が行われている可能性までは完全に排除できない。当事者からの特段の立証がなければ，1割を目的外支出とする。

②控室観葉植物リース代金等⇒×：通常政務調査活動に必要とはいえず，被告会派の説明・反証を要するが，これがない。全額目的外支出。

③通信料，NHK受信料，議員自宅事務所インターネット代，事務用品購入費，自動車借り上げ料等⇒△：会派控室に係る経費は目的外支出混在推認。項目を間違えている部分もある。会派控室支出ルールに準じて1割を目的外支出と算定。

④花代⇒×：来客時和やかな雰囲気維持は不相当。

⑤議員個人事務所で会派の出張所としての機能も有する事務所⇒△：政務調査活動以外の活動混在を推認できることから1割を目的外支出と認定。

4 名古屋市議会住民訴訟控訴事件（最高裁判所第一小法廷平成25年9月19日判決）

■事務費

事務所借り上げ費⇒×：名古屋市の政務調査費使途基準では、政務調査費から支出することを許容する経費として「事務費」を挙げているが、その例として、「事務用品、備品購入費、通信費」を挙げており、「事務所借り上げ費」を挙げていないことからこれを想定していないと言わざるを得ない。その理由として、①事務所の賃料高額なりがちだが、費用対効果が不確実、②後援会活動等本来の政務調査活動と無関係な活動に利用されやすい。③自宅以外の空間を恒常的に確保しなければ実施できない政務調査活動が想定し難いこと等が考えられる。よって、事務所確保が政務調査活動を実施する上で不可欠である特別の事情を被告らが主張・立証しなければならない。全額違法認定。

5 掛川市議会不当利得返還請求権行使請求事件（静岡地方裁判所平成25年7月26日判決）

■事務所費・その他の経費

①事務所土地地代⇒△：事務所費が政務調査に必要なものと認められたとしても、實際上、政務調査のための支出とそれ以外の政治活動のための支出と明確に区別することは困難であり、特に反証がなければ、条理上、50%で按分し、これを超えるものは違法な支出となる。

②事務機器代・事務用品代⇒△：前①と同様に50%按分ルール適用。

6 新潟県議会政務調査費返還履行請求控訴事件（東京高等裁判所平成25年6月4日判決）

■事務所費

自身または親族が代表を務める会社から借り受けた物件等への賃料⇒△：調査研究活動を行うための活動拠点確保には、必要性・合理性あり。しかし、その拠点が、自己または親族が代表を務める法人から借り受けた物件である場合や、その住所が自己の住所と同一の場所である場合、調査研究活動の使用とそれ以外の使用に明確に区分することは不可能。法、条例及び規定、特に本件用途基準の趣旨に照らせば、特段の事情が無い限り、5割を調査研究活動に要した支出とするのが相当。その超過部分は違法。

8 堺市議会政務調査費返還請求事件（大阪高等裁判所平成25年3月22日判決）

■事務所費

事務所賃料⇒×：議員は、自宅兼後援会事務所から約30m離れた建物（議員の実父所有）を、政務調査活動のための事務所として賃借し、その賃料180万円と付随する駐車場の賃料12万円の合計192万円を平成20年度の政務調査費から支出した。この建物内には、机、椅子、プリンター、パソコン等は設置されているものの、トイレ、郵便受け、インターホンは存在せず、電話線差込口はあるものの、固定電話、ファクシミリ、コピー機は無かった。水道料金、電気料金の使用実績は少なく、議員が雇用していた政務調査活動のための事務員2名も自宅兼後援会事務所常駐であった。堺市選挙管理委員会委員長あてに提出していた証票交付申請書の事務所所在地は、本件建物所在地ではなく、自宅兼後援会事務所所在地であった。これらからすると、本件建物は、政務活動に必要であったとはいえ、駐車場と併せて賃料支出は違法。

12 大分県議会政務調査費返還等請求控訴事件（福岡高等裁判所平成24年1月31日判決）

■事務費

①通信運搬費、庁舎等管理・使用料、文具購入費⇒△：会派は、電話代等として、9万8447円、庁舎等管理・使用料6万8725円、文具購入費1581円の合計16万8753円を事務費として政務調査費から支出した。議員控室では、政務調査活動以外の政治活動も行われていると推認できる。社会通念に照らし5割按分を適用し、5割を超過する部分を違法認定。

②職員の名刺代⇒△：会派の議員控室の職員の名刺代を政務調査費より支出。上記①と同じく5割按分を適用。

1 4 西宮市議会政務調査費違法支出返還請求事件（神戸地方裁判所平成23年5月11日判決）

■事務所費・事務所経費

①3か所分の事務所家賃，光熱費⇒△：会派が，第1事務所家賃，第2事務所家賃及び光熱水費の各3分の1，第3事務所の家賃，水道代及び電気代をそれぞれ政務調査費から支出した。第1事務所は会派所属議員の個人事務所であり按分5割基準適用し超過部分は違法。第2事務所も会派所属別議員の個人事務所であるが，家賃及び光熱水費の各3分の1とされていることから，按分5割基準を適用しても全額適法。第3事務所も第1事務所同様按分5割基準を適用し超過部分は違法。なお，原告らは，会派の経理責任者に返還義務があるとするが，返還義務は，政務調査費の交付を受けた会派や議員に課される。

②事務所賃借料，事務機器使用料⇒△：西宮市内建物2階部分の事務所，付属コピー機，印刷機，パソコン等事務機器賃借。按分5割基準を適用し，超過部分より，その年，議員が手払いした額を控除した額を違法認定。

③事務所家賃⇒△：事務所家賃。按分5割適用。半額超過額から，その年，議員が手払いした額を控除した額を違法認定。

④自己所有物件に支払った事務所賃料⇒×：議員は，1階を店舗と事務所，2階と3階の一部を自宅，3階の残部を貸家とする建物を所有していた。3階賃貸部分を事務所として使用したとして政務調査費から45万円取得。調査研究活動のための支出として合理性がないといわざるを得ず，政務調査費支出部分全額につき，その年議員が手払いした額を控除した額を違法認定。

⑤暖房費，エアコン取り替え費⇒△：前④の事務所の暖房費とエアコン取り替え費を支出。暖房費は按分5割基準適用。エアコン設置費用は自宅事務所であることから全額違法。

⑥駐車場代⇒△：9か月間に合計12万円支出。政務調査の来客用駐車場として月に2，3日程度，1日当たり2～3時間使用。按分5割基準適用。

⑦駐車場代⇒△：前⑥と同様に按分5割基準適用。超過部分から，その年の議員の手払い分を削除した額を違法認定。

⑧事務所家賃⇒△：上記③と同じく按分5割基準適用，その年の議員の手払い分を削除した額を違法認定

⑨事務所家賃及び関連費用⇒△：上記③，⑧と同様。

13 岩手県議会政務調査費返還請求控訴事件（仙台高等裁判所平成23年9月30日判決）⇒県側最高裁上告も棄却，確定。

■事務所費

①固定電話代，携帯電話代，インターネット料等⇒△：議員が，事務所の固定電話料金，ファクシミリ料金，インターネット料金の各65%，携帯電話の60%を支出。この65%，60%の根拠は示されていない。5%の違いも不明。按分5割基準を適用し，その超過部分のみ違法。

②事務所賃料，管理運営費⇒×：議員が，事務所賃料の50%を政務調査費から支出。領収書は，議員が経営する株式会社が作成したもの。実際に事務所として使用されていたか等不明であり，全額違法。

16 小山市議会政務調査費不当利得返還請求事件（宇都宮地方裁判所平成23年1月19日判決）

■事務費

コピー機リース代⇒△：会派は所属議員3名のコピー機やパソコンのリース代の合計38万5932円を事務費として政務調査費から支出した。リース物件をいずれも自宅兼事務所内に設置し利用していた。それゆえ，調査研究活動以外の議員活動にも利用されていたことが推認される。市議会議員の職務内容等に照らし，政務調査費を充てることが許されるものとして按分3分に1基準を適用。これを超過する部分は違法。

20 熊本市議会政務調査費返還履行請求事件（熊本地方裁判所平成22年3月26日判決）

■事務所費

①ティッシュ等消耗品代，タオル代，マット代⇒×：会費控室で使用した消耗品。事務所の備品・消耗品代のうち政務調査費からの支出が認められるものは，政務調査のための事務所が機能するために通常必要とされる備品・消耗品に限る。全額違法。

②ティッシュ代・植木リース料⇒×：上記①と同じく全額違法。

③観葉植物リース代，水代⇒×：上記①と同じく全額違法。

④ケーブルテレビ料⇒×：番組内容につき娯楽的要素が高いものが多く見られる。全額違法。

⑤パソコンウィルス対策代，消耗品代等⇒△：自宅の一室を政務調査のための事務所として利用している。同事務所は後援会事務所としても利用していたと認めるのが相当であるため，按分3分の1基準を適用し，これを超える部分を違法認定。

⑥事務所賃料⇒×：60万0924円支出。妻が代表取締役を務める不動産事務所と当該議員の後援会事務所を兼ねる自宅敷地内建物を政務調査のための事務所として賃借している。そもそも賃料発生自体極めて強い疑義が生じる場所，合理的説明なく全額違法。

⑦不相応に高価なコーヒーカップ代⇒×：2万2050円のコーヒーカップ。使途基準に合致する支出でも不相応に高額である場合，合理性・必要性を欠く。反証もなく全額違法。

⑧事務所備品代，経費⇒△：自宅兼事務所のための備品代や経費56万0069円（固定電話代，コーヒー豆代，デジタルカメラ代，パソコン関連機器代等）支出。自宅兼事務所であることから，按分5割基準を適用。超過部分は違法。

⑨加湿器代⇒×：政務調査活動のための通常必要とされる備品・消耗品以外は認められない。全額違法。

⑩事務所賃料⇒△：割引後年額賃料100万円の内60万円を政務調査費から支出。事務所と●●政策懇話会事務所を兼ねていることから按分5割基準を適用。10万円が違法。

⑪事務所賃料⇒×：60万円を支出。自宅と同一敷地内建物の一部分が対象であり，支払先は議員自身が過去に代表取締役を務め，現在取締役の有限会社。全額違法。

⑫花の苗代，ティッシュ代，薬代⇒×：事務所で用いた消耗品。全額違法。

⑬事務所及び駐車場賃料，電池代，接着剤代⇒△：政務調査活動のための事務所だけでなく，●●党支部事務所，議員自身の後援会事務所の住所として届けられている。よって，同事務所は政務調査活動以外にも利用されていると認められ，按分3分の1基準適用。超過部分は違法。

■雑費

①後援会封筒デザイン代，封筒印刷代⇒×：合計18万9000円支出。端的に全額違法。

②使途不明支出⇒×：支出を裏付ける領収書等なし。全額違法。

【政務活動費スケール／人件費】		
趣旨		
<p>会派が行う活動を補助する職員を雇用する経費</p> <p>※人件費については、政務活動を補佐しているという実態が必要であり、それ以外の活動も補佐しているのであれば按分するべきである。</p> <p>※人件費の前提として、雇用実態とともに、雇用関係を証明できる書類の整備が必要である</p>		
佐世保市運用指針及び判例		
給料	<input type="checkbox"/>	(判) 個人事務所の補助員の賃金を目的外支出として全額否定した例あり。
手当	<input type="checkbox"/>	
社会保険料	<input type="checkbox"/>	
賃金	<input type="checkbox"/>	(判) 会派控室にて業務を行わせた者へのアルバイト代につき、政務活動以外の仕事に従事した可能性から、1割を目的外支出認定した例あり。
	<input type="checkbox"/>	(判) 会派控室にて業務を行わせていた者の制服費につき、会派控室1割目的外認定ルールを適用した例あり。
	<input type="checkbox"/>	(判) 議員控室職員につき、議員の所属政党における活動と議員活動との密接な関連性の存在、職員がマスコミ対応、市民の訪問や電話対応も行ってたことを考慮して、政務活動以外の執務もしていたことを推認し、社会通念に従った按分5割基準を適用して、5割を超えた部分を違法と認定した例あり。
	<input type="checkbox"/>	(判) 議会開催時のアルバイト代は議会参加のための費用であり、全額否定した例あり。
	<input type="checkbox"/>	(判) 議員が、事務所職員の賃金につき、業務委託人件費として、政務活動費から議員経営の株式会社へ支出した事例につき全額否定した例あり。
	<input type="checkbox"/>	(判) 交通整理のみをさせていた者への賃金支払いにつき全額否定した例あり。
その他	<input type="checkbox"/>	

留意すべき判例

3 福岡市議会政務調査費返還請求住民訴訟事件（福岡地方裁判所平成25年11月18日判決）

■補助員等雇用費

①アルバイト代⇒△：会派控室業務に従事させた者に対するアルバイト代につき、会派活動の多面性に鑑みると、政務調査活動以外の活動が行われている可能性まで完全に否定できない。よって、当事者からの特段の事情が無い限り、その1割が目的外支出とするのが相当。

②議会開催時のアルバイト代⇒×：議会の参加のための経費であり全額目的外認定。

③制服代⇒△：会派控室で会派活動に従事する補助員の制服代につき、上記①と同じ理由により、1割を目的外支出とした。

④領収書不提出事例⇒×：全額目的外支出認定

⑤個人事務所勤務の補助員等雇用費⇒×：全額目的外支出認定

12 大分県議会政務調査費返還等請求控訴事件（福岡高等裁判所平成24年1月31日判決）

■人件費

議員控室職員に係る人件費⇒△：会派が所属議員の議員控室職員の人件費合計305万5978円を人件費として政務調査費から支出した。議員及び職員とも職員が政務調査専従の雇用であったと主張するが、議員の所属政党における活動と議員活動との密接な関連性の存在、職員がマスコミ対応、市民の訪問や電話対応も行っていたことを考慮すると、政務調査以外の執務もしていたことを推認できる。社会通念に従った5割按分を適用し、5割を超えた部分を違法と認定。

13 岩手県議会政務調査費返還請求控訴事件（仙台高等裁判所平成23年9月30日判決）⇒県側最高裁上告も棄却、確定。

■人件費

①職員給与⇒△：資料収集、電話・来客の対応、資料整理等の調査研究活動の補助事務に従事していた者への給与訳28万円を支出。調査研究活動の補助業務への専従性が合理的に説明されているとは言い難く、按分5割基準を適用。超過部分は違法。

②業務受託職員人件費⇒×：議員が、事務所職員の人件費月額30万円を業務受託職員人件費として政務調査費から自身が経営する株式会社に支払っていた。途中から、月額18万円を職務報酬として個人に支払った。この経緯、人件費が大幅に減額となった理由は証拠上判然とせず、不自然であり、人件費が支払われていたかについて疑問がある。全額違法。

16 小山市議会政務調査費不当利得返還請求事件（宇都宮地方裁判所平成23年1月19日判決）

■人件費

事務整理費⇒△：会派は、所属議員の個人事務所に係る「資料整理・作成費」、「議事整理代・調査活動記録整理代」、「事務整理費」等合計32万2400円を支出。証拠関係上、対象職員が、もっぱら調査研究活動以外の議員活動に関する業務にも従事していたと推測できる。按分5割基準を適用し、超過額を違法認定。

24 桑名市議会損害賠償（住民訴訟）請求等控訴事件（名古屋高等裁判所平成21年2月26日判決）

■人件費

交通整理のアルバイト代、ガードマン代⇒開催費等が全額違法とされた講演会の交通整理アルバイト代、ガードマン代。全額違法。

【政務活動費スケール／調査研究費】		
趣旨		
<p>会派が行う市の事務、地方行政等に関する調査研究（視察を含む。）及び調査委託に要する経費</p> <p>※調査委託には、外部研究機関等への委託と会派所属議員に対する委託両方を含む。</p> <p>※会派が雇用する職員が行う調査研究活動も会派の政務活動補助者の活動として経費に含む。</p>		
佐世保市運用指針及び判例		
資料印刷費	<input type="checkbox"/>	
委託費	<input type="checkbox"/>	(判) 調査対象が多岐にわたると否定されやすい。
	<input type="checkbox"/>	(判) 調査委託料支払いが定期、定額となると否定されやすい。
文書通信費	<input type="checkbox"/>	
交通費	<input type="checkbox"/>	(判) タクシー代を出す場合、別途自家用車用ガソリン代も政務活動費から出ている場合、タクシー利用は例外となり、詳細説明または裏付資料提出が無い限り違法。
	<input type="checkbox"/>	(判) 交通費は実費計算であり、実費を超える部分は否定されやすい。
	<input type="checkbox"/>	(判) 自家用車用ガソリン代も政務活動費の対象足りえるが1 kmあたりの金額はその地方の職員旅費条例を参考とする。これを超過する分は否定されやすい。
	<input type="checkbox"/>	(判) 短期間での大量のガソリン代請求は否定されやすい。例として、1ℓ10km換算で、50ℓは多すぎる。
交通費・宿泊費等旅費全体（いわゆる調査旅費）	<input type="checkbox"/>	(佐) 議員が他の団体の役職を兼ねている場合、当該団体への理事会等への出席に要する経費は不可。
	<input type="checkbox"/>	(佐) 本会議・委員会等に出席するために利用する交通費、自家用車等の燃料代は不可。
	<input type="checkbox"/>	(佐) 交際費的経費（祝賀会、親睦会、あいさつやテープカットだけの出席等）は不可
	<input type="checkbox"/>	(佐) 主としてアルコール飲料を提供する施設、その他の研究を行う会場としてふさわしくない施設等に係るものは不可
	<input type="checkbox"/>	(佐) 会議・研修会への一般参加者への食事代は不可
	<input type="checkbox"/>	(判) 国会議員の国政報告会や準備会への参加は、国政に関する情報取得よりも政党活動または後援活動が主目的との疑いが発生し全額否定されやすい。
	<input type="checkbox"/>	(判) 視察先が観光名所・施設見学そのものは否定されやすい。

交通費・宿泊費等旅費全体（いわゆる調査旅費）	<input type="checkbox"/>	（判）国会議員との面談は、目的のための情報収集が重要。国会議員へ向けてのPR中心では陳情となり否定されやすい。
	<input type="checkbox"/>	（判）1日あたりの視察時間が少なすぎると否定されやすい。
	<input type="checkbox"/>	（判）視察先地域と視察者所属地の経済規模の差異があり過ぎると否定されやすい。
	<input type="checkbox"/>	（判）事前調査・調整をしていないと否定されやすい。
	<input type="checkbox"/>	（判）事後報告をしていないと否定されやすい。
	<input type="checkbox"/>	（判）調査報告書の内容が、ガイドブックやインターネットでも記載可能な内容、または、一般観光客や旅行者でも可能な内容にとどまると全額否定されやすい。⇒実質観光旅行認定されやすい。
	<input type="checkbox"/>	（判）ただ視察先を訪れるだけで職員等の説明・案内がないと否定されやすい。
	<input type="checkbox"/>	（判）視察にあたり一般私人の同伴者がいる場合、その者との関係により調査研究活動目的を否定されることがある。
	<input type="checkbox"/>	（判）調査旅行のキャンセル者が出た場合、そのキャンセル料は、参加取り止め理由が政務活動費の趣旨に適合しないと否定される。
	<input type="checkbox"/>	（判）視察旅行を途中で切り上げた者がいる場合、減額を施すべき。
その他	<input type="checkbox"/>	支出を証明する領収書を保存していないと否定されやすい。
	<input type="checkbox"/>	（判）日当は、相当な金額であることが必要。使途基準に定めがあるもののこれを超過する部分、使途基準で日当を認めていない部分は全額否定されやすい。
	<input type="checkbox"/>	（判）調査目的・調査対象自体抽象的過ぎると調査活動研究以外の目的ではないかと疑わせる事情が発生し、否定されやすい。
	<input type="checkbox"/>	（判）個人加入団体の会費の支出は否定されやすい。
留意すべき判例		
<p>1 山梨県議会旅費等返還請求事件（最高裁判所第一小法廷平成26年5月19日判決）</p> <p>■調査研究費</p> <p>①アメリカ研修旅費及び通訳料等⇒×：大部分観光名所・施設見学。視察結果あるものも日本にて容易に資料入手可能。報告書につき実質的に虚偽部分あり。政治家個人の研鑽は対象外。</p> <p>②エジプト研修費⇒×：実質観光中心の私的旅行。</p> <p>③韓国視察⇒×：実質観光中心の私的旅行。</p> <p>④屋久島視察⇒×：議員の調査研究に資する内容であった証拠は見出しがたい。</p>		

3 福岡市議会政務調査費返還請求住民訴訟事件（福岡地方裁判所平成25年11月18日判決）

■調査旅費

①北九州視察日当⇒×：視察旅行時の食事代を「調査旅費」としているが、福岡市政務調査制度は、「調査旅費」は「交通費及び宿泊費」を想定。「研究研修費」として支出は可能であるが、具体的な主張・立証なく全額違法認定。

②菓子代⇒×：会派控室来客提供用の茶菓子代を調査旅費としているが、使途基準では、食糧費等は挙げられていない。全額違法認定。

③出張における日当⇒×：日当として、出張時一律8万4350円を支出。一律の日当支給は、一般的な経費として相当な金額であることを被告会派が主張・立証するべきであるが、具体的な算定方法を明らかにされていない。全額目的外支出認定。

5 掛川市議会不当利得返還請求権行使請求事件（静岡地方裁判所平成25年7月26日判決）

■調査旅費

バス運転手への菓子折代⇒×：調査活動のための長距離移動用バス運転手への菓子折り贈呈が必要とはいえ、また、政務調査費からの支出も社会通念上相当であるとはいえない。

6 新潟県議会政務調査費返還履行請求控訴事件（東京高等裁判所平成25年6月4日判決）

■調査研究費

①日光東照宮拝観に係る支出⇒×：視察目的である県の砂防事業と関連性がない。

②薬師寺展入場料、タクシー代に係る支出⇒×：県政との関連性を認めることができない。

③東京出張交通費⇒×：裏付資料乏しく県政との関連性を認めることはできない。

④文楽・落語鑑賞代等⇒×：支出の必要性・合理性を欠いている。

⑤土産代、視察先食事代⇒×：支出の必要性・合理性を欠いている。

⑥スケジュールが不明な視察の経費⇒×：具体的な日程が不明であり、県政との関連性を認めることができない。

9 目黒区議会損害賠償請求控訴事件（東京高等裁判所平成24年10月31日判決）

■交通費

①駐車場代、高速道路代⇒×：議員が、「街づくりに関する展覧会見学」を目的に、墨田区内にある江戸東京博物館に自動車で行き、開催中の展覧会を見学した。その際の交通費として高速道路代、駐車場料金合計1600円を政務調査費から支出した。しかし、議員が提出した写真では、同伴女性の写真が複数枚存在し、同伴女性と楽しんでいることが伺える。他方、街づくり勉強会メンバーとの写真は皆無。勉強目的は疑わしくむしろ不謹慎であり、違法。

②交通費⇒×：平成19年中20日間の間に、約50ℓ、7000円前後の給油4回を政務調査費から支出。短期間の多量の給油は調査研究活動のためのガソリン代と認めるには疑問。50ℓ以上の給油は議員の自動車では500km以上走破可能。議員はブログでオートバイ利用を謳っており、政務調査使途基準に反する違法な支出。

13 岩手県議会政務調査費返還請求控訴事件（仙台高等裁判所平成23年9月30日判決）⇒県側最高裁上告も棄却、確定。

■研修費

①酒食を伴う会合への参加費⇒△：ホテルでの大学新学長歓迎会の会費を研修費として政務調査費から支出。懇親会が行われた。飲食を伴う会合への政務調査費支出の必要性は慎重に検討されるべきところ、酒食を伴う場合は原則として支出は許されない。これが認められるには、真にやむを得ない事由に限られ、有益というだけでは不足。大部分の会合が違法認定されたが、会合につき政務調査活動と認められ懇親会との切り離しが困難であったケースのみやむを得ないものと認められた。

②講演会出席のための交通費⇒×：大学名誉教授の講演会出席の交通費。昭和史をテーマにした歴史講座であったが、県政との直接的な関連性が希薄であり、一般的知識・教養に準じる内容であり、調査研究の方法としての裁量の範囲を超え、相当性無く違法。

15 直方市議会政務調査費返還請求事件（福岡地方裁判所平成23年1月21日判決）

■研究研修費

パーティ参加費及び参加のための旅費・日当⇒×：会派は、「●●セミナー」（政治資金規正法第8条の2により規定されている政治資金パーティ）のパーティ券購入費用とその旅費、日当等を研究研修費として政務調査費から支出した。政治資金パーティーは、その経費を控除した収益を開催者やその他の者の政治活動等のために支出することとされており、少なくともその部分については、市政に関する調査研究のために必要であるとはいえず、明らかに本件使途基準に該当しない。また、政治資金パーティの政務調査費での参加は、公金での特定の者の政治活動資金充当であり、極めて不適切。全額違法。

16 小山市議会政務調査費不当利得返還請求事件（宇都宮地方裁判所平成23年1月19日判決）

■研究研修費

長野県松本城観覧料⇒×：会派所属議員3名の松本城観覧料1800円支出。国宝（松本城）が存在する市街地・周辺商店街の状況調査目的であったと反論するが、調査項目を事前に検討する等の準備、調査結果を市政に利用するための報告書を作成したことを認める証拠はなく、全額違法。

19 小松市議会公金違法支出損害賠償請求事件（金沢地方裁判所平成22年3月29日判決）

■視察研修費

①交通費、日当⇒△：会派に所属する議員5名が、財政再建と行政改革の先進地である茨城県つくば市を視察。議会事務局次長、財政課長等と面談。合計40万6850円を調査旅費として支出。また、調査費・日当として別途53万5080円を支出。視察自体は調査研究と関連性が認められ、また、施行細則上、旅費に一定の日当が含まれており、同細則に従った旅費支出も適法。それゆえ、本件は概ね適法であるが、一議員の町内会連合会名義の視察研修費負担金2万5000円のみ、諸侯命令書や復命書が存在しておらず、内容不明であるから、同額のみ違法。

②英語学習教材購入費⇒×：会派所属議員のスピードラーニング中級コース代金5万9010円を支出。使途基準上、英語学習教材の購入費用は該当せず全額違法。

24 桑名市議会損害賠償（住民訴訟）請求等控訴事件（名古屋高等裁判所平成21年2月26日判決）

■研究研修費

講演会開催会場費、講師講演料等⇒×：最大会派である会派が、桑名市民会館で男性タレントを講師に迎え、講演会を開催した。新聞折込チラシを作成するなどして一般市民の参加を募っており、983名が参加（一般市民は無料）。本講演会の経費は合計174万3204円であり、全額政務調査費から支出。なお、会場ロビーで電子投票の模擬体験が実施された。議員9名に対し、1500名の収容が可能な市民会館を会場としていること、案内チラシを主要日刊紙への折込み広く市民に配布していること、著名タレントが講師であること、開演前に市民の前で会派会長、桑名市長らがあいさつを行っていることから、議員の研修と関係が無い事項があり、議員ら自身の研鑽・研修目的よりも、もっぱら市民を聴衆とすることを意図した市民向け講演会として開催されたものである。全額違法。

【政務活動費スケール／研修費】		
趣旨		
<p>(1) 会派主体研修：会派が行う研修会、後援会等の実施（共同開催を含む。）に要する経費</p> <p>(2) 他団体開催研修参加：団体等が開催する研修会（視察を含む。）、講演会等への所属議員及び会派の雇用する職員の参加に要する経費</p> <p>※共同開催のパターン：会派と会派、会派と他団体、会派と個人等</p> <p>※党開催の研修への参加、会派雇用職員の研修参加は、それが政務活動に資するものであることの合理的説明が必要</p>		
佐世保市運用指針及び判例		
(1) 会派主体研修		
会場費・機材借上費	<input type="checkbox"/>	(佐) 食事代の支出は相手方がある場合に限るものとし、会派内や議員同士の会合、市政報告等では支出しない。
	<input type="checkbox"/>	(判) 飲食が主目的の会合である場合否定されやすい。酒食の場合、調査研究活動等のための会合との切り離しが困難である等の真にやむを得ない場合のみ例外的に認める。
	<input type="checkbox"/>	(判) 議会開催日の食事代は否定されやすい。
	<input type="checkbox"/>	(判) 会派控室の茶菓等は否定されやすい。
	<input type="checkbox"/>	(判) 政党活動、後援会活動に伴う研修会であると否定されやすい。
	<input type="checkbox"/>	(判) 議員同士の懇親や情報交換が目的の会合であると否定されやすい。
	<input type="checkbox"/>	(判) 開催者である会派の所属議員数と比較して、借りた会場の収容可能人数が非常に多いと市民向け講演会の認定を受け否定されやすい。
講師謝金	<input type="checkbox"/>	(佐) 佐世保市民に対する飲食の提供は、公職選挙法上禁止されている寄付行為に該当するため、講師への食事代には注意。
	<input type="checkbox"/>	(判) 講師がタレントである場合、否定される可能性がある。
会費	<input type="checkbox"/>	(判) 政治資金パーティーに該当するパーティーのパーティ券購入費用は全額否定されやすい。
文書通信費	<input type="checkbox"/>	(判) 学習教材は否定されやすい。
交通費	<input type="checkbox"/>	
宿泊費	<input type="checkbox"/>	

交通費・宿泊費等旅費全体（いわゆる研修主催旅費）	<input type="checkbox"/>	（判）調査研究活動に関連する支出ではない場合否定されやすい。
	<input type="checkbox"/>	（判）一般私人を同伴していると、その関係により私的旅行と認定され違法となりやすい。同居の家族同伴等は不適切とされやすい。
交通費・宿泊費等旅費全体（いわゆる研修主催旅費）	<input type="checkbox"/>	（判）対象研修会が観光地である場合、否定される可能性がある。
	<input type="checkbox"/>	（判）政治資金パーティーに該当するパーティーへの交通費、日当は全額否定されやすい。
	<input type="checkbox"/>	（判）施設見学につき事前準備がないと否定されやすい。
	<input type="checkbox"/>	（判）施設見学につき事後の市政等に利用するための報告書がないと否定されやすい。
（２）他団体開催研修参加		
研修参加費	<input type="checkbox"/>	（判）自治会・子ども会の参加費用の場合按分５割基準適用例あり。
	<input type="checkbox"/>	（判）スポーツ大会の参加費は全額否定されやすい。
	<input type="checkbox"/>	（判）勉強会、後援会が、一般的知識・教養に準じる場合、全額否定されやすい。
	<input type="checkbox"/>	（判）政治資金パーティーは不可。極めて不適切の認定。
文書通信費	<input type="checkbox"/>	（判）学習教材は否定されやすい。
交通費	<input type="checkbox"/>	
宿泊費	<input type="checkbox"/>	
交通費・宿泊費等旅費全体（いわゆる研修参加旅費）	<input type="checkbox"/>	（佐）海外視察の際の支度料につき、過去１年以内に支給されている場合は、それが政務活動費によるか否かを問わず支給不可。
	<input type="checkbox"/>	（判）調査項目の事前検討等準備がないと否定されやすい。
	<input type="checkbox"/>	（判）調査結果を市政に利用するための報告書が作成されていないと否定されやすい。

留意すべき判例

3 福岡市議会政務調査費返還請求住民訴訟事件（福岡地方裁判所平成25年11月18日判決）

■研究研修費

- ①議会開催日の昼食代⇒×：議会開催日の昼食時に特に政務調査活動を行う必要があった旨の主張なし。議会参加のための経費である。
- ②自治会、子ども会等の参加費用⇒△：政務調査活動に役立つ情報があるとしてもあくまで副次的で交際的な意味合いが強い会合への参加である。個々の会合の内容を十分特定できないことから5割を目的外支出と認定。
- ③お茶代、菓子代、研修教材費、勉強会食事代等⇒△：勉強会食事代と研修教材費は目的外支出とはいえない。それ以外の会派控室の茶菓等経費は目的外支出
- ④ソフトボール大会会費⇒×：政務調査活動のために行われるとは認められず、市政に関する情報取得も副次的効果に過ぎない。全額目的外認定。

7 青梅市議会不当利得返還（住民訴訟）請求事件（東京地方裁判所平成25年4月24日判決）

■研究研修費

行政書士の専門的知見への対価⇒○：議員が、自らの議員活動の方向性、内容の適否を検証し、検討・研究を行い、結果に遺漏なきを期するため、行政書士（元青梅市福祉部長）に委託し、定期的に専門的知見を求め、必要な資料作成を依頼したことの対価として、1回4万円、合計40万円を研究研修費として政務調査費から支出したことについて、1回4万円の定額も定例研修会（勉強会）が月1回定期であったことからすると不自然ではなく、地方自治法100条15項が報告書の議長提出を求めているも、成果物の添付までは求められておらず、違法ではない。

13 岩手県議会政務調査費返還請求控訴事件（仙台高等裁判所平成23年9月30日判決）⇒県側最高裁上告も棄却、確定。

■研修費

- ①酒食を伴う会合への参加費⇒△：ホテルでの大学新学長歓迎会の会費を研修費として政務調査費から支出。懇親会が行われた。飲食を伴う会合への政務調査費支出の必要性は慎重に検討されるべきところ、酒食を伴う場合は原則として支出は許されない。これが認められるには、真にやむを得ない事由に限られ、有益というだけでは不足。大部分の会合が違法認定されたが、会合につき政務調査活動と認められ懇親会との切り離しが困難であったケースのみやむを得ないものと認められた。
- ②講演会出席のための交通費⇒×：大学名誉教授の講演会出席の交通費。昭和史をテーマにした歴史講座であったが、県政との直接的な関連性が希薄であり、一般的知識・教養に準じる内容であり、調査研究の方法としての裁量の範囲を超え、相当性無く違法。

15 直方市議会政務調査費返還請求事件（福岡地方裁判所平成23年1月21日判決）

■研究研修費

パーティ参加費及び参加のための旅費・日当⇒×：会派は、「●●セミナー」（政治資金規正法第8条の2により規定されている政治資金パーティ）のパーティ券購入費用とその旅費、日当等を研究研修費として政務調査費から支出した。政治資金パーティーは、その経費を控除した収益を開催者やその他の者の政治活動等のために支出することとされており、少なくともその部分については、市政に関する調査研究のために必要であるとはいえず、明らかに本件用途基準に該当しない。また、政治資金パーティの政務調査費での参加は、公金での特定の者の政治活動資金充当であり、極めて不適切。全額違法。

19 小松市議会公金違法支出損害賠償請求事件（金沢地方裁判所平成22年3月29日判決）

■視察研修費

①交通費、日当⇒△：会派に所属する議員5名が、財政再建と行政改革の先進地である茨城県つくば市を視察。議会事務局次長、財政課長等と面談。合計40万6850円を調査旅費として支出。また、調査費・日当として別途53万5080円を支出。視察自体は調査研究と関連性が認められ、また、施行細則上、旅費に一定の日当が含まれており、同細則に従った旅費支出も適法。それゆえ、本件は概ね適法であるが、一議員の町内会連合会名義の視察研修費負担金2万5000円のみ、旅行命令書や復命書が存在しておらず、内容不明であるから、同額のみ違法。

②英語学習教材購入費⇒×：会派所属議員のスピードラーニング中級コース代金5万9010円を支出。用途基準上、英語学習教材の購入費用は該当せず全額違法。

24 桑名市議会損害賠償（住民訴訟）請求等控訴事件（名古屋高等裁判所平成21年2月26日判決）

■研究研修費

講演会開催会場費、講師講演料等⇒×：最大会派である会派が、桑名市民会館で男性タレントを講師に迎え、講演会を開催した。新聞折込チラシを作成するなどして一般市民の参加を募っており、983名が参加（一般市民は無料）。本講演会の経費は合計174万3204円であり、全額政務調査費から支出。なお、会場ロビーで電子投票の模擬体験が実施された。議員9名に対し、1500名の収容が可能な市民会館を会場としていること、案内チラシを主要日刊紙への折込み広く市民に配布していること、著名タレントが講師であること、開演前に市民の前で会派会長、桑名市長らがあいさつを行っていることから、議員の研修と関係が無い事項があり、議員ら自身の研鑽・研修目的よりも、もっぱら市民を聴衆とすることを意図した市民向け講演会として開催されたものである。全額違法。

27 島根県議会政務調査費返還請求事件（松江地方裁判所平成20年11月10日判決）

■研修費

妻を同伴した欧州視察旅行の経費の一部⇒×：議員が、13日間妻と2任でイギリス、ベルギー、フランス、スイスを旅行し、大英博物館、ベルギー王立美術館、ルーブル美術館、オルセー美術館、チューリッヒの街並み等を視察。旅費111万8672円中29万円を研修費として支出。全体として妻との私的旅行としての性格を多分に含んだもの。全額違法。

【政務活動費スケール／広聴広報費】	
趣旨	
会派が行う市政に関する政策等の広聴広報活動に要する経費。議員活動や市政に関する広報は、政務活動費の目的に適合する。	
佐世保市運用指針及び判例	
広報誌・報告書等印刷費	<input type="checkbox"/> (佐) 政務活動目的以外の記載混在はできない。
	<input type="checkbox"/> (佐) 政務活動報告・広報であるとしても特定団体・その構成員のみあてのものは対象外。
	<input type="checkbox"/> (判) 記念誌等祝賀広告は政務活動に資するとしても副次的なものとされるに止まり、全額否定されやすい。
	<input type="checkbox"/> (判) 広報誌は、紙面において政務活動部分と認められる範囲で按分となる。記載内容を吟味し、政務活動以外の議員や会派としての活動等（当選のあいさつ、議員の拡大写真等含む。）が混在していると、按分となる。政務活動以外の部分が少なくとも按分5割基準適用の例、按分3分の1基準により3分の1相当部分のみ違法とした例あり。
委託費	<input type="checkbox"/> (佐) ホームページにつき、原則として、政務活動目的以外の記載の混在はできない。
	<input type="checkbox"/> (判) ホームページは内容しだいで、政務活動のための支出ではないと認定される。ホームページに議員のブログやこれへのリンク等があると全額否定されやすい。
	<input type="checkbox"/> (判) ホームページ管理費（メンテナンス料、ドメイン管理料、サーバー利用料、プロバイダ料金を含む。）につき、当該ホームページにつき、政務活動目的と捉えられる部分（市民のメールでの意見募集フォームはこれに含まれる。）とそれ以外の部分が混在している場合、按分5割基準適用の例あり。
	<input type="checkbox"/> (判) 市民相談対応のため会派控室に議員を待機させた場合の日当提供は全額違法。
	<input type="checkbox"/> (判) コンサート協賛は政務活動に資するとしても副次的なものとされるに止まり、全額否定されやすい。
<input type="checkbox"/> (判) 会派の調査研究活動や議会活動をウェブサイトに掲載したとするウェブサイト利用料は、裏付証拠がないと全額否定されやすい。	
文書通信費	<input type="checkbox"/> (佐) 郵送代につき、政務活動関係以外の文書の同時送付はできない。
文書通信費	<input type="checkbox"/> (判) 切手の大量購入（10万円を超える。）は買い置き用であるが、個別に政務活動用の用途であることが明確でない場合、目的外支出を推認し、割合特定できないことから、按分5割基準適用。

	<input type="checkbox"/>	(佐) 携帯電話使用料は、議員一人当たり毎月の使用料1/2とし、1万円上限。
交通費	<input type="checkbox"/>	(佐) 交通費につきガソリン代の支出は議員一人当たり毎月の使用料1/2とし、1万円上限。
その他	<input type="checkbox"/>	
留意すべき判例		
<p>3 福岡市議会政務調査費返還請求住民訴訟事件（福岡地方裁判所平成25年11月18日判決）</p> <p>■広報広聴費</p> <p>①切手代⇒△：10万円を超える大量購入を繰り返しており、買い貯め用であるが、政務調査用の用途であるとの具体的な主張はなく目的外支出を推認できる。割合特定できないことから5割を目的外支出と認定。</p> <p>②プロバイダー料・ホームページ管理料⇒△：選挙活動や政党活動等政務調査活動に当たらない部分のホームページ掲載については、原告ら側の具体的主張・立証必要。本件はそれがなく、目的外支出ありとは認められない。ただし、前年度支出部分のみ、単年度主義に反し違法。</p> <p>③部屋当番費用⇒×：市民相談対応のため会派控室に待機させた議員に一日一人あたり3000円を支給したものの。全額目的外支出認定。</p> <p>④祝賀広告代、コンサート協賛金⇒×：記念誌及びコンサートいずれも政務調査そのものを目的としていない。政務調査活動に資するとしても、副次的。全額目的外認定。</p>		
<p>12 大分県議会政務調査費返還等請求控訴事件（福岡高等裁判所平成24年1月31日判決）</p> <p>■広報費</p> <p>ウェブサイト利用料⇒×：会派は、会派の調査研究活動や議会活動をウェブサイトに掲載したとして、ウェブサイト利用料4095円を広報費として政務調査費から支出した。裏付ける的確な証拠等なく、全額違法。</p>		

14 西宮市議会政務調査費違法支出返還請求事件（神戸地方裁判所平成23年5月11日判決）

■広報・広聴費

①ホームページ関連費⇒×：会派所属議員が、自身のホームページ関連経費（初期費用及び手直費）として合計6万2000円を政務調査費から支出。ホームページは内容しだいで議員の調査研究活動のための支出として合理性・必要性提出された証を欠くおそれがある。提出された証拠はホームページにリンクされている議員のブログであり、ホームページ全体で何が行われているのか疑問であり、全額違法。

②広報・広聴費（広報誌印刷代）⇒△：会派は、広報誌の印刷、製本、新聞折込料等合計282万8661円を政務調査費から支出した。この広報誌の記載内容を吟味し、裏面が、抽象的なあいさつ文が記載されているにとどまっていることから、政務調査だけでなく、それ以外の議員や会派としての活動を内容としていることが否定できず。按分5割基準を適用。

③ホームページ管理費⇒△：ホームページ管理費（メンテナンス料、ドメイン管理料及びサーバー使用料、プロバイダ料金）として合計23万6250円を支出。メールでの閲覧者への意見要望募集がなされている部分は調査活動といえるが、「源流通信」、「議員◎日記」の内容は不明であり、その全てが議会報告や市政報告であることを客観的に裏付ける証拠はない。そこで、按分5割基準を適用し、その超過部分から、議員が政務調査費取得全額を超過した手出分全額を差し引いた部分を返還すべき額とした。

④ホームページ管理費⇒△：前③と別議員の事例。同様に按分5割基準を適用し超過部分を違法とした。

⑤議員個人の会報誌印刷代、デザイン代⇒△：議員が自身の会報誌と印刷代、デザイン料合計13万9860円を支出。会報誌の内容につき、議員としての調査研究活動としての市政報告の側面と選挙活動を通じた議員としての意見表明の両側面があり、特に、選挙当選のお礼や選挙活動を通じての感想・意見は調査研究活動とは言い難い。そこで按分5割基準を適用し、超過部分は違法。

⑥インターネット関連費用⇒△：上記③と同じく按分5割基準適用。

⑦ホームページ関連経費⇒△：上記③と同じく、按分5割基準適用。

⑧ホームページ管理料⇒△：按分5割基準適用。

⑨当選のお礼を記載した「議員●通信」印刷代⇒△：紙面の4分の1程度が当選のお礼の趣旨のあいさつ文、会派の説明記載。残部が市政に関する報告。あいさつ、会派説明部分が少ないとしたうえで按分5割基準適用。

【政務活動費スケール／要請陳情等活動費】

趣旨		
<p>会派が行う要請陳情活動、住民相談等の活動に要する経費。「要請陳情活動」は地域のための予算獲得や市政の問題解決のための中央省庁、国会議員等に対する活動が想定される。住民相談は住民から個別に相談を受けることを想定しており、会議として開催される「住民相談会」は会議費が充てられることが適当と考える。要請陳情活動、住民相談等の「等」には、要請陳情活動の前提となる住民との意見交換等住民意思を把握するための活動が含まれる。</p>		
佐世保市運用指針及び判例		
資料印刷費	<input type="checkbox"/>	
文書通信費	<input type="checkbox"/>	
交通費	<input type="checkbox"/>	(佐) 旅費につき、原則として公共交通機関を利用する。
宿泊費	<input type="checkbox"/>	
交通費・宿泊費等旅費全体（いわゆる陳情等旅費）	<input type="checkbox"/>	(佐) 旅費の支給方法は、佐世保市旅費条例に基づく佐世保市職員の旅費の支出基準等に準ずる。
	<input type="checkbox"/>	私的用務による観光、レクリエーション・旅行経費は否定されやすい。
	<input type="checkbox"/>	団体役員や経営者としての個人としての社会的地位による正体された式典会合への出席は否定されやすい。
その他	<input type="checkbox"/>	慶弔饞別費等、冠婚葬祭出席費、宗教活動経費は否定されやすい。
	<input type="checkbox"/>	議員個人の立場で加入している団体に対する会費は否定されやすい。
留意すべき判例		
<p>28 京都府議会会派運営費不当利得返還請求事件（大阪高等裁判所平成29年5月26日判決）</p> <p>■要請陳情等活動費</p> <p>土産物購入代金等⇒○：訪問先に持参する土産物（茶、ビール等）の購入代金につき、「会派の行事に伴う所費用として社会通年上許容される範囲内のもの」ということができ全額適法。喫茶代、新聞及び雑誌購入代金につき、出張の費用として会派運営費の使途として許されない経費とはいえないとして全額適法。</p>		

【政務活動費スケール／会議費】		
趣旨		
(1) 会派主体会議：会派が行う各種会議、住民相談会等に要する経費。 (2) 他団体開催会議参加：団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派としての参加に要する経費		
佐世保市運用指針及び判例		
(1) 会派主体会議		
会場費・機材借上費	<input type="checkbox"/>	(判) 県政報告等政務活動に資するとされる会議(報告会)開催にあたり、会場のトイレ水道料等(水道光熱費)の支出も合理性はあるが、実際に使用した料金を明らかにしなければ全額否定されやすい。
	<input type="checkbox"/>	(判) 議員自身の後援会が主催したものは、政務活動に当らず全額否定されやすい。
講師謝金	<input type="checkbox"/>	
資料印刷費	<input type="checkbox"/>	
文書通信費	<input type="checkbox"/>	
交通費	<input type="checkbox"/>	(佐) 原則として公共交通機関を利用する。
その他	<input type="checkbox"/>	(判) 会派の昼食を伴う議員総会、執行部会、政調部会につき、昼食代は、日常生活上当然に負担しなければならず、私的事項の公費支出と認定され全額否定されやすい。
(2) 他団体開催会議参加		
会議参加費	<input type="checkbox"/>	
文書通信費	<input type="checkbox"/>	
交通費	<input type="checkbox"/>	(佐) 原則として公共交通機関を利用する。
宿泊費	<input type="checkbox"/>	
交通費・宿泊費等旅費全体(いわゆる他団体開催会議参加旅費)	<input type="checkbox"/>	(佐) 旅費の支給方法は、佐世保市旅費条例に基づく佐世保市職員の旅費の支出基準等に準ずる。

留意すべき判例

13 岩手県議会政務調査費返還請求控訴事件（仙台高等裁判所平成23年9月30日判決）⇒県側最高裁上告も棄却、確定。

■会議費

①県政報告会に関する水道使用料⇒×：議員が自宅の隣地で観桜会を兼ねて県政報告会を開催した。その際、参加人数が300名を超えたことからトイレ2か所を用意した。うち1か所のトイレ水道料を会議費として支出。県政報告につき、議員の調査研究活動に資するものであるから、報告会開催にあたってのトイレ水道料について政務調査費からの支出にも合理性がある。しかし、本件では、実際に使用した水道料金が明らかではなく、全額違法とせざるを得ない。

②議員の県政報告会会費、会議費⇒×：議員自身の講演会が主催したものであり、講演会活動の一環であるから調査研究活動に当らず全額違法。

17 名古屋市議会政務調査費返還代位請求控訴事件（最高裁判所第一小法廷平成22年9月30日判決）

※第二審名古屋高裁判決を支持し上告棄却したもの。

■会議費

①議員総会昼食代⇒×：会派の昼食を伴う議員総会を月1回程度市庁舎内で開催。昼食代合計54万2300円を支出した。議員1人あたりの昼食代は1500円～2000円。議員総会の協議は政務調査活動として認めることができる。しかし、昼食を伴う場合、その昼食代は、本来各自が日常生活上当然に負担しなければならない昼食代と特に異なる性質のものではない。政務調査費が市民の税金から支出するものであること、公務員が私的事項に公金を支出してはならないこと、市議会は市民の模範たることを期待されていること、議員には相応の報酬が支払われていることから、社会通念上、本支出は全額違法。

【政務活動費スケール／資料購入費】	
趣旨	
<p>会派が行う活動のため必要な図書、資料等の購入、利用等に要する経費。 ※国政に関する事項も地方との関係で対象となり得る。また、資料には電子書籍、新聞の電子版も含まれる。会員制情報提供オンラインサービスも対象となり得る。</p>	
佐世保市運用指針及び判例	
書籍購入代	<input type="checkbox"/> (佐) 市政に関する調査研究に直接関係のない資料購入は不可。
	<input type="checkbox"/> (判) 歴史上の人物の伝記は否定される可能性がある。
	<input type="checkbox"/> (判) 書籍名不明であると領収書があるとしても全額否定されやすい。
	<input type="checkbox"/> (判) 観光用ガイドブックは否定されやすい。
	<input type="checkbox"/> (判) 経費節減のための図書館利用までは、使途条例、規則等にそのような要請がない限り、会派には要請されない。
	<input type="checkbox"/> (判) 書籍のタイトルからして、市政との直接的な関連性が希薄であるが、他方で、全く無益ともいえないと考えられる場合、タイトルから個人的な趣味や関心による購入が明らかものと考えられるときは否定されることがある。
新聞雑誌購読料	<input type="checkbox"/> (佐) 新聞については、会派室で購読する場合に限るものとし、同じものを複数購読はできない。
	<input type="checkbox"/> (佐) 娯楽的要素のある刊行物は原則としてできない。スポーツ紙は不可。
	<input type="checkbox"/> (判) 業界紙、政党機関紙や会報の購読料、購入費は否定されやすい。
有料データベース利用料等	<input type="checkbox"/>
その他	<input type="checkbox"/> (佐) 市政に関する調査研究に直接関係のない講座等の受講料、資料代は不可。
	<input type="checkbox"/> (佐) 図書券は不可。
留意すべき判例	
<p>2 榎原（かしはら）市議会政務調査費違法支出不当利得返還請求控訴事件（大阪高等裁判所平成26年3月18日判決）</p> <p>■資料購入費 書籍・雑誌等の購入費⇒×：月刊「MOKU」は、議会活動に関する調査研究に関する可能性が否定できない内容の記事も含まれているが全体のごく一部であり、具体的な調査研究活動に活用されるかも明らかではない。書籍「北畠親房」の購入は、同人の著作「神皇正統記」等につき書かれた書籍であるところ、榎原市の観光文化と郷土教育に関する歴史を学ぶためとの主張を排斥。議会活動のための調査研究と関連があるとはいえない。</p>	

3 福岡市議会政務調査費返還請求住民訴訟事件（福岡地方裁判所平成25年11月18日判決）

■資料購入費

①書籍代⇒△：書籍名が明確なものは目的内、書籍名が不明なものは全額目的外支出認定。

②政党新聞及び政党運動誌代⇒×：他党のものと併せ購入し比較検討している等の特別の事情がなければ、当該政党のための活動となる。全額目的外支出。

③書籍、地図、雑誌代⇒△：書籍名が明らかではないものにつき目的外支出認定。

5 掛川市議会不当利得返還請求権行使請求事件（静岡地方裁判所平成25年7月26日判決）

■資料購入費

京都の観光ガイドブック代⇒×：資料購入費の支出は、その資料の内容が市政と関連する者か否か等の見地から、当該資料が会派の行う調査研究活動に必要なか否かにつき判断すべき。キヨスクの「ポケットガイド京都」購入は、市政と関連性があるとは認められない。

7 青梅市議会不当利得返還（住民訴訟）請求事件（東京地方裁判所平成25年4月24日判決）

■資料購入費

書籍、雑誌購入代⇒△：平成22年4月～平成23年4月まで合計84冊の書籍と2冊の週刊誌を購入し、代金約27万円を資料購入費として政務調査費より支出した。この内、書籍「私塾、国家・国旗」は青梅市議会の議員としての活動や政務調査活動と関連性が認められず、その購入費861円は違法な支出。その他は違法な支出とはならない。なお、原告は、経費節減のため図書館で書籍を借りるべきであった旨を主張するが、本件用途条例や規則にそのような定めは無く採用できない。

13 岩手県議会政務調査費返還請求控訴事件（仙台高等裁判所平成23年9月30日判決）⇒県側最高裁上告も棄却、確定。

■資料購入費

①新聞・雑誌購入費用⇒△：議員が新聞や雑誌の購入費用合計2万2900円を支出。スポーツ新聞、夕刊紙、週刊誌が含まれ、娯楽性の高さから、特段の事情がない限り、調査研究費の必要性に欠け違法。日本経済新聞、毎日新聞、読売新聞の購入は違法ではない。

②書籍代⇒△：議員が書籍約80冊を購入。全額を政務調査費から支出。タイトルから県政との直接的な関連性は希薄、しかし、全く無益ともいえない。ただし、本件では、タイトルから個人的な趣味や関心による購入が明らかなものがあり、2分の1のみ合法とした。

【政務活動費スケール／事務費】	
趣旨	
<p>会派が行う活動に係る事務の遂行に要する経費</p> <p>※政務活動の対価として充当されるべきである以上、政務活動のための環境整備にまで使うことは慎重であるべき。</p> <p>※備品購入にあたっては、資産形成にならないようにする。残任期、耐用年数の勘案必要。また、政務活動以外の活動と重複する場合、按分必要。</p>	
佐世保市運用指針及び判例	
事務用品・備品・消耗品購入費	<input type="checkbox"/> (佐) 備品を購入する場合、1品目の取得金額が3万円以上の物を対象とする。
	<input type="checkbox"/> (佐) 調査研究活動に直接必要としない備品等の購入及びリースに要する経費は不可。
	<input type="checkbox"/> (佐) 任期末の備品購入、消耗品の大量購入は不可。
	<input type="checkbox"/> (判) 会派控室の電話料金、事務機器購入・リース代、事務消耗品、医薬品、茶器購入費、茶菓購入費等は、会派活動の多面性から、1割を目的外支出とした例あり。
	<input type="checkbox"/> (判) 会派控室のNHK受信料、インターネット料金も会派控室基準1割目的外支出とした例あり。
	<input type="checkbox"/> (判) 会派控室の観葉植物リース料金、花代購入は、特段の必要性無い限り全額否定されやすい。
	<input type="checkbox"/> (判) 会派控室のティッシュ等消耗品、タオル代、マット代、加湿器代、花の種苗代、講演会封筒デザイン代につき政務活動のための消費ではないとして全額違法とされた例あり。
	<input type="checkbox"/> (判) 会費控室のケーブルテレビ料金につき、娯楽性が高いとして全額違法とされた例あり。
	<input type="checkbox"/> (判) 2万2050円のコーヒーカップにつき不相当に高額であり全額違法とされた例あり。
	<input type="checkbox"/> (判) 会派控室の通信運搬費、庁舎等管理・使用料、文具購入費、控室職員の名刺代につき、会派控室では政務活動以外の活動も行われていると推測できることから、按分5割基準を適用した例あり。
<input type="checkbox"/> (判) 事務所賃料を用途基準上支出可能である場合に支出された電話料金、インターネット料金につき、按分5割基準を適用した例あり。	

	<input type="checkbox"/>	(判) 自宅兼事務所(後援会事務所や政党支部事務所等)を政務活動のための事務所として、その場所で支出したコピー機、パソコンリース料金、パソコンウイルス対策ソフト代につき按分3分の1基準を適用し、同範囲を超えた部分を違法とした例あり(自宅プライベート3分の1、政務活動3分の1、政務活動以外の議員活動3分の1か)。
	<input type="checkbox"/>	
備品維持費	<input type="checkbox"/>	(判) 事務所の備品減価償却費について、政務活動費からの支出を認める余地はあるが、議員事務所と兼用であることから、按分5割基準を適用した例あり。
文書通信費	<input type="checkbox"/>	
その他(特に事務所賃料等)	<input type="checkbox"/>	(判) 年度をまたぐ再リース料については、単年度按分が必要。翌年度分の支出は全額否定されやすい。
	<input type="checkbox"/>	(判) インターネットプロバイダ料も議員事務所兼用の場合、按分5割基準を適用。
	<input type="checkbox"/>	(判) 事務所賃料を事務費として支出したが、使途基準が、「事務用品、備品購入費、通信費」を挙げているが「事務所借上げ費」を挙げない場合、その支出を想定しておらず、事務所を賃借せざるを得ない特段の事情の立証がない限り、全額否定されやすい。
	<input type="checkbox"/>	(判) 事務所土地代を使途基準上支出可能であっても、政務活動のための使用とそれ以外の使用混在が予測され、区別立証できなければ、按分5割基準を適用し、超過額を違法とされやすい。かかる事情での事務所の事務機器購入費、事務用品代も按分5割基準適用。
	<input type="checkbox"/>	(判) 事務所賃料を使途基準上支出可能であっても、議員活動の事務所と同じ場所とした場合、按分5割基準を適用した例あり。
	<input type="checkbox"/>	(判) 事務所賃料を使途基準上支出可能であっても、自身または親族が経営する法人が所有する事務所、もしくは、事務所所在地が自身の住所と同一の場合、調査研究活動のための使用とそれ以外の使用の混在が予測され、原則按分5割基準を適用し、超過額を違法とされた例がある。
	<input type="checkbox"/>	(判) 事務所賃料を使途基準上支出可能であっても、自己所有物件を政務活動費のための事務所とした場合、その賃料につき、全額違法とされた例がある。

□	(判) 事務所賃料を用途基準上支出可能であるとしても、その事務所につき、机、いす、パソコン、プリンターはあるが、「自宅兼後援会事務所から30m離れた場所に位置する」、「当該事務所の所有者は議員の実父」、「トイレ、インターホン、郵便受け、電話機、ファクシミリ、コピー機が存在しない」、「水道料金、電気料金の使用実績少ない」、「政務活動のために雇った人員も近隣の自宅兼後援会事務所に常駐」、「選挙管理委員会あてに届け出た証票交付先登録地も当該事務所ではなく自宅兼後援会事務所」という政務活動のための利用目的に反する事情が多数ある場合につき、全額否定の例あり。
□	(判) 賃料領収書が議員経営の法人発行という異常な外見がある場合につき、全額違法の例あり。
□	(判) 妻が代表取締役の不動産会社事務所と議員の後援会事務所を兼ねる自宅敷地内にある建物の賃料の支出につき全額違法とされた例あり。

留意すべき判例

2 橿原市議会政務調査費違法支出不当利得返還請求控訴事件（大阪高等裁判所平成26年3月18日判決）

■事務所費

①減価償却費⇒△：議員が各自が購入したパソコン、プリンター、液晶プロジェクターの購入費用につき減価償却法によって計算した平成22年度分の減価償却費を政務調査費から支出したことについて、「議員事務所と同一の住所に各自が所属する政治団体の事務所を置いている」ことから、政治団体の活動等にも利用されていると推認され、減価償却費の支出につき、2分の1までを調査研究活動のため必要なものとする。

②年度をまたぐ再リース料⇒×：再リース料を政務調査費から支出する際には、単年度ごとに按分した金額によることが合理的かつ相当。

③リース料、インターネットプロバイダー契約料⇒△：上記①と同じく、議員事務所と政治団体事務所の同一から、2分の1まで容認。

3 福岡市議会政務調査費返還請求住民訴訟事件（福岡地方裁判所平成25年11月18日判決）

■諸事務費及びその他

①会派控室に係る経費（電話料金、事務機器購入・リース代、事務消耗品、医薬品・茶器購入費、茶菓購入費等）⇒△：会派活動の多面性に鑑みると、会派控室において政務調査活動以外の活動が行われている可能性までは完全に排除できない。当事者からの特段の立証がなければ、1割を目的外支出とする。

②控室観葉植物リース代金等⇒×：通常政務調査活動に必要とはいえ、被告会派の説明・反証を要するが、これがない。全額目的外支出。

③通信料、NHK受信料、議員自宅事務所インターネット代、事務用品購入費、自動車借り上げ料等⇒△：会派控室に係る経費は目的外支出混在推認。項目を間違えている部分もある。会派控室支出ルールに準じて1割を目的外支出と算定。

④花代⇒×：来客時和やかな雰囲気維持は不相当。

⑤議員個人事務所で会派の出張所としての機能も有する事務所⇒△：政務調査活動以外の活動混在を推認できることから1割を目的外支出と認定。

4 名古屋市議会住民訴訟控訴事件（最高裁判所第一小法廷平成25年9月19日判決）

■事務費

事務所借り上げ費⇒×：名古屋市の政務調査費使途基準では、政務調査費から支出することを許容する経費として「事務費」を挙げているが、その例として、「事務用品、備品購入費、通信費」を挙げており、「事務所借り上げ費」を挙げていないことからこれを想定していないと言わざるを得ない。その理由として、①事務所の賃料高額なりがちだが、費用対効果が不確実、②後援会活動等本来の政務調査活動と無関係な活動に利用されやすい。③自宅以外の空間を恒常的に確保しなければ実施できない政務調査活動が想定し難いこと等が考えられる。よって、事務所確保が政務調査活動を実施する上で不可欠である特別の事情を被告らが主張・立証しなければならない。全額違法認定。

5 掛川市議会不当利得返還請求権行使請求事件（静岡地方裁判所平成25年7月26日判決）

■事務所費・その他の経費

①事務所土地地代⇒△：事務所費が政務調査に必要なものと認められたとしても、実際上、政務調査のための支出とそれ以外の政治活動のための支出と明確に区別することは困難であり、特に反証がなければ、条理上、50%で按分し、これを超えるものは違法な支出となる。

②事務機器代・事務用品代⇒△：前①と同様に50%按分ルール適用。

6 新潟県議会政務調査費返還履行請求控訴事件（東京高等裁判所平成25年6月4日判決）

■事務所費

自身または親族が代表を務める会社から借り受けた物件等への賃料⇒△：調査研究活動を行うための活動拠点確保には、必要性・合理性あり。しかし、その拠点が、自己または親族が代表を務める法人から借り受けた物件である場合や、その住所が自己の住所と同一の場所である場合、調査研究活動の使用とそれ以外の使用に明確に区分することは不可能。法、条例及び規定、特に本件用途基準の趣旨に照らせば、特段の事情が無い限り、5割を調査研究活動に要した支出とするのが相当。その超過部分は違法。

8 堺市議会政務調査費返還請求事件（大阪高等裁判所平成25年3月22日判決）

■事務所費

事務所賃料⇒×：議員は、自宅兼後援会事務所から約30m離れた建物（議員の実父所有）を、政務調査活動のための事務所として賃借し、その賃料180万円と付随する駐車場の賃料12万円の合計192万円を平成20年度の政務調査費から支出した。この建物内には、机、椅子、プリンター、パソコン等は設置されているものの、トイレ、郵便受け、インターホンは存在せず、電話線差込口はあるものの、固定電話、ファクシミリ、コピー機は無かった。水道料金、電気料金の使用実績は少なく、議員が雇用していた政務調査活動のための事務員2名も自宅兼後援会事務所常駐であった。堺市選挙管理委員会委員長あてに提出していた証票交付申請書の事務所所在地は、本件建物所在地ではなく、自宅兼後援会事務所所在地であった。これらからすると、本件建物は、政務活動に必要であったとはいえ、駐車場と併せて賃料支出は違法。

12 大分県議会政務調査費返還等請求控訴事件（福岡高等裁判所平成24年1月31日判決）

■事務費

①通信運搬費、庁舎等管理・使用料、文具購入費⇒△：会派は、電話代等として、9万8447円、庁舎等管理・使用料6万8725円、文具購入費1581円の合計16万8753円を事務費として政務調査費から支出した。議員控室では、政務調査活動以外の政治活動も行われていると推認できる。社会通念に照らし5割按分を適用し、5割を超過する部分を違法認定。

②職員の名刺代⇒△：会派の議員控室の職員の名刺代を政務調査費より支出。上記①と同じく5割按分を適用。

13 岩手県議会政務調査費返還請求控訴事件（仙台高等裁判所平成23年9月30日判決）⇒県側最高裁上告も棄却、確定。

■事務所費

①固定電話代、携帯電話代、インターネット料等⇒△：議員が、事務所の固定電話料金、ファクシミリ料金、インターネット料金の各65%、携帯電話の60%を支出。この65%、60%の根拠は示されていない。5%の違いも不明。按分5割基準を適用し、その超過部分のみ違法。

②事務所賃料、管理運営費⇒×：議員が、事務所賃料の50%を政務調査費から支出。領収書は、議員が経営する株式会社が作成したもの。実際に事務所として使用されていたか等不明であり、全額違法。

14 西宮市議会政務調査費違法支出返還請求事件（神戸地方裁判所平成23年5月11日判決）

■事務所費・事務所経費

①3か所分の事務所家賃、光熱費⇒△：会派が、第1事務所家賃、第2事務所家賃及び光熱水費の各3分の1、第3事務所の家賃、水道代及び電気代をそれぞれ政務調査費から支出した。第1事務所は会派所属議員の個人事務所であり按分5割基準適用し超過部分は違法。第2事務所も会派所属別議員の個人事務所であるが、家賃及び光熱水費の各3分の1とされていることから、按分5割基準を適用しても全額適法。第3事務所も第1事務所同様按分5割基準を適用し超過部分は違法。なお、原告らは、会派の経理責任者に返還義務があるとするが、返還義務は、政務調査費の交付を受けた会派や議員に課される。

②事務所賃借料、事務機器使用料⇒△：西宮市内建物2階部分の事務所、付属コピー機、印刷機、パソコン等事務機器賃借。按分5割基準を適用し、超過部分より、その年、議員が手払いした額を控除した額を違法認定。

③事務所家賃⇒△：事務所家賃。按分5割適用。半額超過額から、その年、議員が手払いした額を控除した額を違法認定。

④自己所有物件に支払った事務所賃料⇒×：議員は、1階を店舗と事務所、2階と3階の一部を自宅、3階の残部を貸家とする建物を所有していた。3階賃貸部分を事務所として使用したとして政務調査費から45万円取得。調査研究活動のための支出として合理性がないといわざるを得ず、政務調査費支出部分全額につき、その年議員が手払いした額を控除した額を違法認定。

⑤暖房費、エアコン取り替え費⇒△：前④の事務所の暖房費とエアコン取り替え費を支出。暖房費は按分5割基準適用。エアコン設置費用は自宅事務所であることから全額違法。

- ⑥駐車場代⇒△：9か月間に合計12万円支出。政務調査の来客用駐車場として月に2、3日程度、1日当たり2～3時間使用。按分5割基準適用。
- ⑦駐車場代⇒△：前⑥と同様に按分5割基準適用。超過部分から、その年の議員の手払い分を削除した額を違法認定。
- ⑧事務所家賃⇒△：上記③と同じく按分5割基準適用、その年の議員の手払い分を削除した額を違法認定
- ⑨事務所家賃及び関連費用⇒△：上記③、⑧と同様。

16 小山市議会政務調査費不当利得返還請求事件（宇都宮地方裁判所平成23年1月19日判決）

■事務費

コピー機リース代⇒△：会派は所属議員3名のコピー機やパソコンのリース代の合計38万5932円を事務費として政務調査費から支出した。リース物件をいずれも自宅兼事務所内に設置し利用していた。それゆえ、調査研究活動以外の議員活動にも利用されていたことが推認される。市議会議員の職務内容等に照らし、政務調査費を充てることが許されるものとして按分3分に1基準を適用。これを超過する部分は違法。

20 熊本市議会政務調査費返還履行請求事件（熊本地方裁判所平成22年3月26日判決）

■事務所費

①ティッシュ等消耗品代、タオル代、マット代⇒×：会費控室で使用した消耗品。事務所の備品・消耗品代のうち政務調査費からの支出が認められるものは、政務調査のための事務所が機能するために通常必要とされる備品・消耗品に限る。全額違法。

②ティッシュ代・植木リース料⇒×：上記①と同じく全額違法。

③観葉植物リース代、水代⇒×：上記①と同じく全額違法。

④ケーブルテレビ料⇒×：番組内容につき娯楽的要素が高いものが多く見られる。全額違法。

⑤パソコンウィルス対策代、消耗品代等⇒△：自宅の一室を政務調査のための事務所として利用している。同事務所は後援会事務所としても利用していたと認めるのが相当であるため、按分3分の1基準を適用し、これを超える部分を違法認定。

⑥事務所賃料⇒×：60万0924円支出。妻が代表取締役を務める不動産事務所と当該議員の後援会事務所を兼ねる自宅敷地内建物を政務調査のための事務所として賃借している。そもそも賃料発生自体極めて強い疑義が生じるところ、合理的説明なく全額違法。

⑦不相応に高価なコーヒーカップ代⇒×：2万2050円のコーヒーカップ。用途基準に合致する支出でも不相応に高額である場合、合理性・必要性を欠く。反証もなく全額違法。

⑧事務所備品代、経費⇒△：自宅兼事務所のための備品代や経費56万0069円（固定電話代、コーヒー豆代、デジタルカメラ代、パソコン関連機器代等）支出。自宅兼事務所であることから、按分5割基準を適用。超過部分は違法。

⑨加湿器代⇒×：政務調査活動のための通常必要とされる備品・消耗品は認められない。全額違法。

⑩事務所賃料⇒△：割引後年額賃料100万円の内60万円を政務調査費から支出。事務所と●●政策懇話会事務所を兼ねていることから按分5割基準を適用。10万円が違法。

⑪事務所賃料⇒×：60万円を支出。自宅と同一敷地内建物の一部分が対象であり、支払先は議員自身が過去に代表取締役を務め、現在取締役の有限会社。全額違法。

⑫花の苗代、ティッシュ代、薬代⇒×：事務所で用いた消耗品。全額違法。

⑬事務所及び駐車場賃料、電池代、接着剤代⇒△：政務調査活動のための事務所だけでなく、●●党支部事務所、議員自身の後援会事務所の住所として届けられている。よって、同事務所は政務調査活動以外にも利用されていると認められ、按分3分の1基準適用。超過部分は違法。

■雑費

①後援会封筒デザイン代、封筒印刷代⇒×：合計18万9000円支出。端的に全額違法。

②使途不明支出⇒×：支出を裏付ける領収書等なし。全額違法。

【政務活動費スケール／人件費】		
趣旨		
<p>会派が行う活動を補助する職員を雇用する経費</p> <p>※人件費については、政務活動を補佐しているという実態が必要であり、それ以外の活動も補佐しているのであれば按分するべきである。</p> <p>※人件費の前提として、雇用実態とともに、雇用関係を証明できる書類の整備が必要である</p>		
佐世保市運用指針及び判例		
給料	<input type="checkbox"/>	(判) 個人事務所の補助員の賃金を目的外支出として全額否定した例あり。
手当	<input type="checkbox"/>	
社会保険料	<input type="checkbox"/>	
賃金	<input type="checkbox"/>	(判) 会派控室にて業務を行わせた者へのアルバイト代につき、政務活動以外の仕事に従事した可能性から、1割を目的外支出認定した例あり。
	<input type="checkbox"/>	(判) 会派控室にて業務を行わせていた者の制服費につき、会派控室1割目的外認定ルールを適用した例あり。
	<input type="checkbox"/>	(判) 議員控室職員につき、議員の所属政党における活動と議員活動との密接な関連性の存在、職員がマスコミ対応、市民の訪問や電話対応も行ってたことを考慮して、政務活動以外の執務もしていたことを推認し、社会通念に従った按分5割基準を適用して、5割を超えた部分を違法と認定した例あり。
	<input type="checkbox"/>	(判) 議会開催時のアルバイト代は議会参加のための費用であり、全額否定した例あり。
	<input type="checkbox"/>	(判) 議員が、事務所職員の賃金につき、業務委託人件費として、政務活動費から議員経営の株式会社へ支出した事例につき全額否定した例あり。
	<input type="checkbox"/>	(判) 交通整理のみをさせていた者への賃金支払いにつき全額否定した例あり。
その他	<input type="checkbox"/>	

留意すべき判例

3 福岡市議会政務調査費返還請求住民訴訟事件（福岡地方裁判所平成25年11月18日判決）

■補助員等雇用費

①アルバイト代⇒△：会派控室業務に従事させた者に対するアルバイト代につき、会派活動の多面性に鑑みると、政務調査活動以外の活動が行われている可能性まで完全に否定できない。よって、当事者からの特段の事情が無い限り、その1割が目的外支出とするのが相当。

②議会開催時のアルバイト代⇒×：議会の参加のための経費であり全額目的外認定。

③制服代⇒△：会派控室で会派活動に従事する補助員の制服代につき、上記①と同じ理由により、1割を目的外支出とした。

④領収書不提出事例⇒×：全額目的外支出認定

12 大分県議会政務調査費返還等請求控訴事件（福岡高等裁判所平成24年1月31日判決）

■人件費

議員控室職員に係る人件費⇒△：会派が所属議員の議員控室職員の人件費合計305万5978円を人件費として政務調査費から支出した。議員及び職員とも職員が政務調査専従の雇用であったと主張するが、議員の所属政党における活動と議員活動との密接な関連性の存在、職員がマスコミ対応、市民の訪問や電話対応も行っていたことを考慮すると、政務調査以外の執務もしていたことを推認できる。社会通念に従った5割按分を適用し、5割を超えた部分を違法と認定。

13 岩手県議会政務調査費返還請求控訴事件（仙台高等裁判所平成23年9月30日判決）⇒県側最高裁上告も棄却、確定。

■人件費

①職員給与⇒△：資料収集、電話・来客の対応、資料整理等の調査研究活動の補助事務に従事していた者への給与訳28万円を支出。調査研究活動の補助業務への専従性が合理的に説明されているとは言い難く、按分5割基準を適用。超過部分は違法。

②業務受託職員人件費⇒×：議員が、事務所職員の人件費月額30万円を業務受託職員人件費として政務調査費から自身が経営する株式会社に支払っていた。途中から、月額18万円を職務報酬として個人に支払った。この経緯、人件費が大幅に減額となった理由は証拠上判然とせず、不自然であり、人件費が支払われていたかについて疑問がある。全額違法。

16 小山市議会政務調査費不当利得返還請求事件（宇都宮地方裁判所平成23年1月19日判決）

■人件費

事務整理費⇒△：会派は、所属議員の個人事務所に係る「資料整理・作成費」、「議事整理代・調査活動記録整理代」、「事務整理費」等合計32万2400円を支出。証拠関係上、対象職員が、もっぱら調査研究活動以外の議員活動に関する業務にも従事していたと推測できる。按分5割基準を適用し、超過額を違法認定。

24 桑名市議会損害賠償（住民訴訟）請求等控訴事件（名古屋高等裁判所平成21年2月26日判決）

■人件費

交通整理のアルバイト代、ガードマン代⇒開催費等が全額違法とされた講演会の交通整理アルバイト代、ガードマン代。全額違法。

